

第 8 次三重県医療計画 (中間案)

令和 5 年 12 月
三 重 県

目 次

(本冊)

第1章 医療計画に関する基本方針

第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	計画の基本的な考え方	7
第3節	計画の基本的事項	7

第2章 三重県の医療を取り巻く基本的な状況

第1節	三重県の地域特性	11
第2節	人口動態	13
第3節	医療施設の状況	21
第4節	県民の受療動向	28

第3章 医療圏の設定と基準病床数

第1節	医療圏の設定	33
第2節	基準病床数	36

第4章 医療提供体制の構築

第1節	医療従事者の確保と資質の向上	37
第2節	医療提供体制の整備	59
第3節	公立・公的病院等の役割	62

第5章 疾病・事業ごとの医療連携体制

第1節	がん対策（詳細は別冊）	64
第2節	脳卒中対策および心筋梗塞等の心血管疾患対策（詳細は別冊）	64
第3節	糖尿病対策	65
第4節	精神疾患対策	80
第5節	救急医療対策	95
第6節	災害医療対策	117
第7節	新興感染症発生・まん延時における医療対策（詳細は別冊）	135
第8節	へき地医療対策	136
第9節	周産期医療対策	149
第10節	小児救急を含む小児医療対策	171
第11節	在宅医療対策	195

第6章 医療に関するさまざまな対策

第1節	医療安全対策	220
第2節	臓器移植対策	225
第3節	難病・ハンセン病対策	229
第4節	アレルギー疾患対策	233
第5節	高齢化に伴う疾患等対策	234
第6節	歯科保健医療対策	236
第7節	血液確保対策	238
第8節	医薬品等の安全対策と薬物乱用の防止	241
第9節	医療に関する情報化の推進	244
第10節	外国人に対する医療対策	245

第7章 保健・医療・福祉の総合的な取組

第1節	保健・医療・福祉の連携	248
第2節	高齢者の保健・医療・福祉の推進	248
第3節	障がい者の医療福祉の推進	252
第4節	母子の保健・医療・福祉の推進	253

第8章 医療計画の推進体制

第1節	計画の周知と推進	258
第2節	数値目標の進行管理と計画の評価	259

第9章 資料編（今後記載予定）

用語解説	260
------	-----

本文中の「*」（アスタリスク）は、巻末の用語解説にその語句の説明が掲載されていることをあらわしています。なお「*」は、初出時のみ付けています。

第1節 | 計画策定の趣旨

1. 策定の経緯と趣旨

- 三重県では、昭和 63 (1988) 年 12 月に「三重県保健医療計画」を策定して以来、5年ごとに計画を見直し、改訂を行ってきました。
- また、令和 7 (2025) 年に向けて、病床の機能分化・連携、在宅医療の充実を進めるため、平成 29 (2017) 年 3 月に「三重県地域医療構想」を医療計画の一部として策定しました。
- 平成 30 (2018) 年 3 月に策定した第 7 次計画においては、「三重県医療計画」と名称を変更し、5 疾病・5 事業および在宅医療における効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するため、各種の施策を展開してきました。
- 令和 2 (2020) 年 3 月には、医師の確保、偏在対策等のために「三重県医師確保計画」を、外来医療に係る医療提供体制の確保を推進するために「三重県外来医療計画」を、それぞれ医療計画の一部として策定しました。
- 「医療法」(昭和 23 年法律第 205 号) の改正により、第 7 次計画から計画期間が 6 年間になるとともに、計画の中間年で必要な見直しを行うこととされたことから、令和 3 (2021) 年 3 月に第 7 次計画の中間評価を実施し、これまでの取組について、その成果を検証し、抽出された課題に対応してきました。
- 一方で、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、全国的に医療提供体制に多大な影響が生じ、地域医療のさまざまな課題が浮き彫りになったことから、令和 3 (2021) 年 5 月の「医療法」の改正に基づき、今回の第 8 次計画から「新興感染症発生・まん延時における医療」を医療計画に記載すべき事業として追加し、新型コロナウイルス感染症対応の最大規模の体制をめざし、地域における役割分担をふまえた新興感染症および通常医療の提供体制の確保を図ることとされました。
- ついては、医療を取り巻く環境の変化に対応すべく、県内の医療提供体制の実態把握に努め、県民の皆さんが医療に対し、より一層の信頼と安心を実感できるよう、患者本位の良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を構築するため、今回、「第 8 次三重県医療計画」を策定します。

2. 第7次計画（平成30（2018）年度から令和5（2023）年度）の達成状況

- 第7次計画で掲げた5疾病（がん、脳卒中、心血管疾患、糖尿病、精神疾患）・5事業（救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療）および在宅医療の数値目標の達成状況は図表1-1-1のとおりです。
- 第8次計画では、第7次計画の達成状況をふまえつつ、本県の事情に応じ、課題解決に必要な目標を設定することとし、毎年度、三重県医療審議会および各部会等において確認・評価を行っていきます。

	数値目標
全項目	80項目※
目標を達成した項目	21項目(26%)
未達成の項目	59項目(74%)

※評価不能の1項目を除く。

図表1-1-1 第7次三重県医療計画の数値目標の達成状況

A：達成
 B：未達成（策定時より改善）
 C：未達成（策定時と変わらず）
 D：未達成（策定時より悪化）

疾病・事業	数値目標	策定時の数値	現状値 (策定から5年後)	目標値	達成 状況	
がん	がんによる年齢調整死亡率* (75歳未満)	69.0 (▲9.3%) 【H28】	61.2 (▲9.2%) 【R3】	全国平均よりも ▲10%以上	B	
	がん検診受診率	胃がん	9.8%	15.5%	50%以上	B
		肺がん	23.0%	18.8%		D
		大腸がん	30.0%	21.8%		D
		子宮頸がん	54.2%	41.3%		D
		乳がん	37.8%	36.5%		D
	【H28】	【R3】				
がん検診後の精密 検査受診率	胃がん 肺がん 大腸がん 子宮頸がん 乳がん	69.2% 65.3% 62.4% 63.1% 79.7%	71.9% ^{※1} 94.7% ^{※1} 86.4% 63.7% 77.9% 75.8%	90%以上	B B B D	
脳卒中	脳血管疾患による 年齢調整死亡率	男性	34.7 【H28】	30.7 【R3】	29.0以下	B
		女性	19.8 【H28】	17.3 【R3】	16.0以下	B
	特定健康診査*受診率	53.0% 【H27】	59.3% 【R3】	70%以上	B	
	特定保健指導*実施率	17.5% 【H27】	23.7% 【R3】	45%以上	B	

疾病・事業	数値目標		策定時の数値	現状値 (策定から5年後)	目標値	達成 状況	
脳卒中	受入困難 事例の割合	現場滞在時間 30分以上	3.8% 【H28】	4.1% 【R3】	3.3%以下	D	
		医療機関*への 要請回数4回以上	2.3% 【H28】	1.5% 【R3】	2.0%以下	A	
	脳梗塞に対するt-P Aによる脳血 栓溶解療法を24時間実施可能とす る圏域		7圏域 【H29】	7圏域 【R4】	8圏域	C	
	他の医療機関等と連携のための 協議を行う病院*数		延べ53施設 【H29】	延べ79施設 【R4】	延べ69施設	A	
心筋梗塞等 の心血管疾 患	急性心筋梗塞による年齢 調整死亡率	男性	20.6 【H28】	15.3 【R3】	15.5以下	A	
		女性	7.6 【H28】	5.3 【R3】	5.7以下	A	
	特定健康診査受診率		53.0% 【H27】	59.3% 【R3】	70%以上	B	
	特定保健指導実施率		17.5% 【H27】	23.7% 【R3】	45%以上	B	
	受入困難 事例の割合	現場滞在時間 30分以上	3.8% 【H28】	4.1% 【R3】	3.3%以下	D	
		医療機関への 要請回数4回以上	2.3% 【H28】	1.5% 【R3】	2.0%以下	A	
	心血管疾患リハビリテーションの 実施病院における心臓リハビリ テーション指導士の配置率		56.3% 【H29】	68.4% 【R4】	100%	B	
糖尿病	特定健康診査受診率		53.0% 【H27】	59.3% 【R3】	70%以上	B	
	特定保健指導実施率		17.5% 【H27】	23.7% 【R3】	45%以上	B	
	糖尿病の可能性 を否定できない 人(HbA1c *(NGSP値) 6.0%以上 6.5%未満)の割 合	40~ 49歳	男性	4.3% 【H28】	4.7% 【R3】	3.9%以下	D
			女性	2.0% 【H28】	2.7% 【R3】	1.8%以下	D
		50~ 59歳	男性	8.2% 【H28】	9.7% 【R3】	7.4%以下	D
			女性	6.3% 【H28】	6.6% 【R3】	5.7%以下	D
		60~ 69歳	男性	13.8% 【H28】	13.8% 【R3】	12.4%以下	C
			女性	12.1% 【H28】	12.0% 【R3】	10.9%以下	B

疾病・事業	数値目標		策定時の数値	現状値 (策定から5年後)	目標値	達成 状況	
糖尿病	糖尿病が強く疑われる人(HbA1c(NGSP値)6.5%以上)の割合	40～49歳	男性	5.2% 【H28】	4.8% 【R3】	現状値より 減少	A
			女性	1.4% 【H28】	1.5% 【R3】		D
		50～59歳	男性	10.7% 【H28】	9.7% 【R3】		A
			女性	3.9% 【H28】	4.0% 【R3】		D
		60～69歳	男性	12.6% 【H28】	13.5% 【R3】		D
			女性	6.8% 【H28】	6.6% 【R3】		A
	糖尿病性腎症*による年間新規透析導入患者数		206人 (人口10万人あたり11.1人) 【H27】	159人 (人口10万人あたり8.8人) 【R3】	新規導入数の低減	A	
	精神疾患	入院後3か月、6か月、1年時点での退院率	3か月時点	58.9% 【H28】	76.3% 【R4】	69.0%	A
6か月時点			81.9% 【H28】	84.2% 【R4】	86.0% ^{※2}	B	
1年時点			87.6% 【H28】	88.9% 【R4】	92.0%	B	
退院後1年以内の地域における平均生活日数		278日 ^{※3} 【H28】 (318日) ^{※4}		316日 ^{※3}	評価 不能		
精神病床*における慢性期*入院患者数		65歳以上	1,526人 【H28】	1,431人 【R4】	1,001人 ^{※2}	B	
		65歳未満	1,221人 【H28】	1,057人 【R4】	832人 ^{※2}	B	
各障害保健福祉圏域*および各市町における精神障害にも対応した地域包括ケアシステム*協議の場設置数		障害保健福祉圏域	0圏域 【H28】	9圏域 【R4】	9圏域	A	
		市町	0市町 【H28】	29市町 (共同設置含む) 【R4】	29市町 (共同設置含む)	A	
救急医療	救急医療情報システム*参加医療機関数		654 【H28】	744 【R4】	747以上	B	
	受入困難事例の割合	現場滞在時間 30分以上	3.8% 【H28】	4.1% 【R3】	3.3%以下	D	
		医療機関への要請回数4回以上	2.3% 【H28】	1.5% 【R3】	2.0%以下	A	
	救急搬送患者のうち、傷病程度が軽症であった人の割合		54.1% 【H28】	51.2% 【R3】	50.0%以下	B	
	救急救命士が同乗している救急車の割合		96.6% 【H28】	97.2% 【R3】	100%	B	
	地域で行われている多職種連携会議の開催回数 ^{※5}		8回 【R2】	17回 【R4】	38回	B	

疾病・事業	数値目標	策定時の数値	現状値 (策定から5年後)	目標値	達成 状況
災害医療	病院の耐震化率	71.1% (69/97) 【H29】	79.6% (74/93) 【R4】	100% (97/97)	B
	病院および有床診療所のEMIS* 参加割合	53.5% (100/187) 【H29】	79.8% (127/159) 【R4】	100% (187/187)	B
	BCP*の考え方に基づいた災害医 療マニュアルの策定と訓練を実施 する病院の割合	7.2% (7/97) 【H29】	67.7% (63/93) 【R4】	100% (97/97)	B
へき地医療	へき地診療所*等からの代診医* 派遣依頼応需率	100% 【H28】	100% 【R4】	100%	A
	へき地診療所に勤務する常勤医師 数	16人 【H29】	17人 【R4】	17人**2	A
	三重県地域医療研修センター*研修 医受入数(累計数)	259人 【H29】	352人 【R4】	469人	B
周産期医療	妊産婦死亡率*(出産10万人あた り) ()内は実数	7.3**6 (1人) 【H28】	8.9 (1人) 【R3】	0.0 (0人)	D
	周産期死亡率*(出産千あたり) ()内は順位	5.6**6 (47位) 【H28】	2.8 (6位) 【R3】	2.1以下**2	B
	うち死産率 (22週以後・出産千あたり) ()内は順位	5.0 (47位) 【H28】	2.3 (5位) 【R3】	1.8以下**2	B
	うち早期新生児死亡率* (出生千あたり) ()内は順位	0.6 (16位**6) 【H28】	0.5 (13位) 【R3】	0.3以下**2	B
	産科・産婦人科医師数 (出産1万あたり) ()内は実数	121人 (163人) 【H28】	152.6人 (170人) 【R2】	129人以上 (180人)	A
	病院勤務小児科医師数 (小児人口1万人あたり) ()内は実数	5.3人 (128人) 【H26】	6.4人 (137人) 【R2】	6.6人以上 (159人)	B
	就業助産師数 (人口10万人あたり) ()内は実数	23.2人**7 (420人) 【H28】	26.2人 (464人) 【R2】	28.2人以上 (510人)	B
小児救急を 含む小児医 療	幼児死亡率* (幼児人口千人あたり)	0.11 【H28】	0.04 【R3】	0.08未満	A
	軽症乳幼児の救急搬送率 (乳幼児の急病による救急搬送の うち軽症患者の割合)	75.4% 【H28】	72.9% 【R3】	70.0%未満	B
	小児傷病者救急搬送時の現場滞在 時間30分以上の件数 ()内は重症以上で搬送された件 数	175件 (0件) 【H27】	102件 (0件) 【R3】	90件以下 (0件)	B

疾病・事業	数値目標	策定時の数値	現状値 (策定から5年後)	目標値	達成 状況
小児救急を 含む小児医 療	小児の訪問診療*実施医療機関数	9 施設 【H27】	24 施設 【R 4】	20 施設以上	A
	小児科医師数(人口10万人あたり) ()内は実数	11.5 人 (208 人) 【H28】	13.1 人 (232 人) 【R 2】	13.3 人以上 (241 人以上)	B
在宅医療	訪問診療を実施する病院・診療所* 数**8	438 施設 【H27】	403 施設 【R 3】	550 施設	D
	訪問診療件数**8	7,519 件/月 【H27】	10,938 件/月 【R 3】	9,427 件/月	A
	24 時間体制の訪問看護ステーショ ン従事者数のうち、看護師・准看護 師数	344 人 【H27】	994 人 【R 2】暫定値	538 人	A
	訪問看護*提供件数**8	86,085 件/年 【H27】	141,004 件/年 【R 3】	117,591 件/年	A
	在宅療養支援歯科診療所またはか かりつけ歯科医機能強化型診療所 の届出をしている歯科診療所*数	165 施設 【H29】	215 施設 【R5.7】	219 施設	B
	居宅療養管理指導を算定している 薬局数	272 施設 【H28】	408 施設 【R 4】	729 施設	B
	退院時共同指導*件数**8	387 件/年 【H27】	827 件/年 【R 3】	1,127 件/年	B
在宅看取りを実施している病院・診 療所数**8	167 施設 【H27】	176 施設 【R 3】	210 施設	B	

- ※1 上段はエックス線(40歳～74歳)、下段は内視鏡(50歳～74歳)を示しています。
- ※2 第7次計画の中間評価時に目標値を見直しています。
- ※3 平成28年3月(1か月間)の精神科病院からの退院者(入院後1年以内に限る)の退院後1年以内の地域における平均生活日数。
- ※4 年度ごとの精神病床からの退院者(入院後1年以内に限る)の退院後1年以内の地域における平均生活日数。
- ※5 第7次計画の中間評価時に新たな数値目標として追加。
- ※6 第7次計画策定時に引用した厚生労働省の人口動態調査結果が、再集計により修正されたため、修正後の数値等に置き換えています。
- ※7 第7次計画策定時に引用した三重県の衛生行政報告例を再集計により修正したため、修正後の数値に置き換えています。
- ※8 第7次計画策定時に使用していた統計データが厚生労働省から提供されなくなったため、別に厚生労働省から配布される指標データに置き換えています。

第2節 | 計画の基本的な考え方

1. 誰もが住み慣れた地域で暮らし、適切な医療を受けられる環境の整備

- 誰もが安心して子どもを産み育てられるとともに、子どもから高齢者まで自らが望む地域で健やかに暮らせるよう、ライフステージ*に応じて必要なときに医療を受けられる環境の維持、充実を図ります。

2. 医療需要の変化に対応した質の高い医療提供体制の構築

- 高齢者人口がピークを迎える令和 22（2040）年を見据えた医療需要の変化や生産年齢人口の減少に対応できるよう、外来、入院、在宅にわたる医療機能の分化・連携や医療従事者の養成・確保をさらに進めることで、質が高く効率的な医療提供体制の構築に取り組みます。

3. 新興感染症発生・まん延時における対策の充実

- 新型コロナウイルス感染症へのこれまでの対応をふまえ、新興感染症が発生・まん延した際にも、必要な医療の提供と感染症対応が両立できるよう、平時における準備等の対応を含めた医療提供体制の構築に取り組みます。

第3節 | 計画の基本的事項

1. 計画の性格

- 「医療法」第 30 条の 4 の規定に基づく計画です。
- おおむね 10 年先の三重の姿を展望し、政策展開の方向性や県政運営の基本姿勢を示した本県の長期構想である「強じんな美し国ビジョンみえ」の着実な推進^{うま}に向け、特定の課題に対応するための個別計画です。

2. 計画期間

- 令和 6（2024）年 4 月 1 日から令和 12（2030）年 3 月 31 日までの 6 年間の計画期間とします。ただし、医療計画の一部として策定する「第 8 次（前期）三重県医師確保計画」および「第 8 次（前期）三重県外来医療計画」については、令和 9（2027）年 3 月 31 日までの 3 年間の計画期間とします。
- 本計画策定 3 年後に調査、分析および評価を行い、必要に応じて本計画を変更することと

します。

- なお、医療計画の一部として別冊にて策定している「三重県地域医療構想(平成 29 年 3 月)」については、国における新たな地域医療構想に向けた議論をふまえ、必要があるときは、本計画の計画期間中に見直すこととします。

3. 他計画との関係

- 医療法に基づく「三重県医師確保計画」および「三重県外来医療計画」は、医療計画の一部として、別冊にて策定します。
- また、医療計画と関連が深い個別計画として、「がん対策基本法」(平成 18 年法律第 98 号)に基づく「三重県がん対策推進計画」、「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」(平成 30 年法律第 105 号)に基づく「三重県循環器病対策推進計画」、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。)に基づく「三重県感染症予防計画」および厚生労働省の薬剤師確保ガイドラインに基づく「三重県薬剤師確保計画」があります。これらの計画は、医療計画に定める内容との重複があることから、本計画と一体的に別冊にて策定します。
- 計画の推進にあたっては、医療および介護の総合的な確保を進めるため、「三重県介護保険事業支援計画」や市町の「介護保険事業計画」との整合を図るとともに、「三重の健康づくり基本計画」、「みえ障がい者共生社会づくりプラン」、「三重県医療費適正化計画」、その他医療と関連する計画との整合を図ります。

図表1-3-1 医療計画に関連する主な計画

- ・「**強じんな^{うま}美し国ビジョンみえ**」(令和 4 年 4 月～)
 - おおむね 10 年先の三重の姿を展望し、政策展開の方向性や県政運営の基本姿勢を示した県の長期ビジョン
- ・「**みえ元気プラン**」(令和 4 年 4 月～令和 9 年 3 月)
 - 「強じんな^{うま}美し国ビジョンみえ」が掲げる基本理念「強じんで多様な魅力あふれる『美し国』」の実現に向けて推進する取組内容をまとめた中期の戦略計画
- ・「**第 3 次三重の健康づくり基本計画(ヘルシーピープルみえ・21)**」

(令和 6 年 4 月～令和 18 年 3 月)

 - 「健康増進法」に基づく県の健康増進計画として、国の健康増進計画「健康日本 21* (第三次)」をふまえるとともに、「三重県健康づくり推進条例」の規定に基づく基本計画として、健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定
- ・「**第 4 次三重県自殺対策行動計画**」(令和 5 年 4 月～令和 10 年 3 月)
 - 「自殺対策基本法」に基づく「自殺総合対策大綱」をふまえ、本県の課題に応じた自殺対策を総合的かつ計画的に推進し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」をめざし策定

- ・「三重県アルコール健康障害対策推進計画（第2期）」（令和4年4月～令和9年3月）
 - 「アルコール健康障害対策基本法」に基づき、アルコール健康障害に対する理解やアルコール健康障害を有する人等に対する支援が進み、県民が適切にお酒とつきあいながら、健やかに生活できる社会の実現をめざし策定

- ・「三重県ギャンブル等依存症対策推進計画」（令和4年4月～令和8年3月）
 - 「ギャンブル等依存症対策基本法」に基づき、ギャンブル等依存症の発症、進行および再発の各段階に応じた適切な対策を講じることにより、本人や家族等が支援を受けて、日常生活や社会生活を円滑に営むことができる社会の実現をめざし策定

- ・「みえ高齢者元気・かがやきプラン（第9期三重県介護保険事業支援計画・第10次三重県高齢者福祉計画）」（令和6年4月～令和9年3月）
 - 「介護保険法」に基づく「三重県介護保険事業支援計画」と、「老人福祉法」に基づく「三重県高齢者福祉計画」を一体とした計画として策定

- ・「みえ障がい者共生社会づくりプラン（三重県障害者計画・三重県障害福祉計画・三重県障害児福祉計画）」（令和6年4月～令和9年3月）
 - 「障害者基本法」に基づく「障害者計画」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく「障害福祉計画」および「児童福祉法」に基づく「障害児福祉計画」を一体とした計画として策定

- ・「健やか親子いきいきプランみえ（第2次）」（平成27年4月～令和7年3月）
 - 親と子およびその家族が、県内のどの地域においても切れ目のない一定の水準以上の母子保健サービスが受けられるなど、安心して子どもを産み、育てられ、子どもが健やかに育つ三重県を実現するための母子保健計画として策定

- ・「第3次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」（令和6年4月～令和18年3月）
 - 「歯科口腔保健の推進に関する法律」、「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」および「みえ歯と口腔の健康づくり条例」に基づき、歯と口腔の健康づくりを総合的かつ計画的に推進するために策定

- ・「第四期三重県医療費適正化計画」（令和6年4月～令和12年3月）
 - 「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、医療費適正化を総合的かつ計画的に推進するために策定

- ・「医療介護総合確保促進法に基づく三重県計画」
 - 「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に基づき、地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設・設備整備、在宅医療の提供、公的介護施設等の整備、医療・介護従事者の確保に関する事業等の計画として毎年度策定

4. 各機能を担う医療機関名の明示

- 5 疾病・6 事業および在宅医療の医療提供体制を担う具体的な医療機関名等については、計画本文中または県のホームページ上でわかりやすく掲載し、変更があった場合はホームページ上で随時更新していきます。

第1節 | 三重県の地域特性

1. 地域の特性

(1) 地勢

- 三重県は、日本のほぼ中央に位置し、南北に長い県土を持っています。北は愛知県、岐阜県に、西は滋賀県、京都府、奈良県に、南は和歌山県にそれぞれ接し、北から南にかけて伊勢湾、熊野灘に面しています。
- 県内北部地域は名古屋生活圏に、南部地域の一部は和歌山県新宮生活圏に近接しています。また、伊賀地域においては、滋賀県や奈良県等と関わりが深い地域となっています。
- 面積は、令和5（2023）年7月1日現在5,774.48 km²で、国土の1.53%を占めており、全国第25位の広さです。
- 県土は、中央を西から東に流れる榑田川に沿った中央構造線によって、北側の内帯地域と南側の外帯地域に分けられます。
- 内帯地域は東に伊勢湾を望み、北から西にかけては御在所岳や藤原岳等1,000mを超える山々と養老、鈴鹿、笠置、布引等の700～800m級の山地・山脈が連なっています。
- 一方、外帯地域の東部はリアス式海岸の志摩半島から熊野灘に沿って紀伊半島東部を形成し、西部には県内最高峰1,695mの日出ヶ岳を中心に紀伊山地が形成されています。
- 本計画では、県内を北勢・中勢伊賀・南勢志摩・東紀州の4つの二次医療圏と8つの構想区域ごとに地域の現状と課題を把握し、各地域の実情に応じてきめ細かに対応していきます。

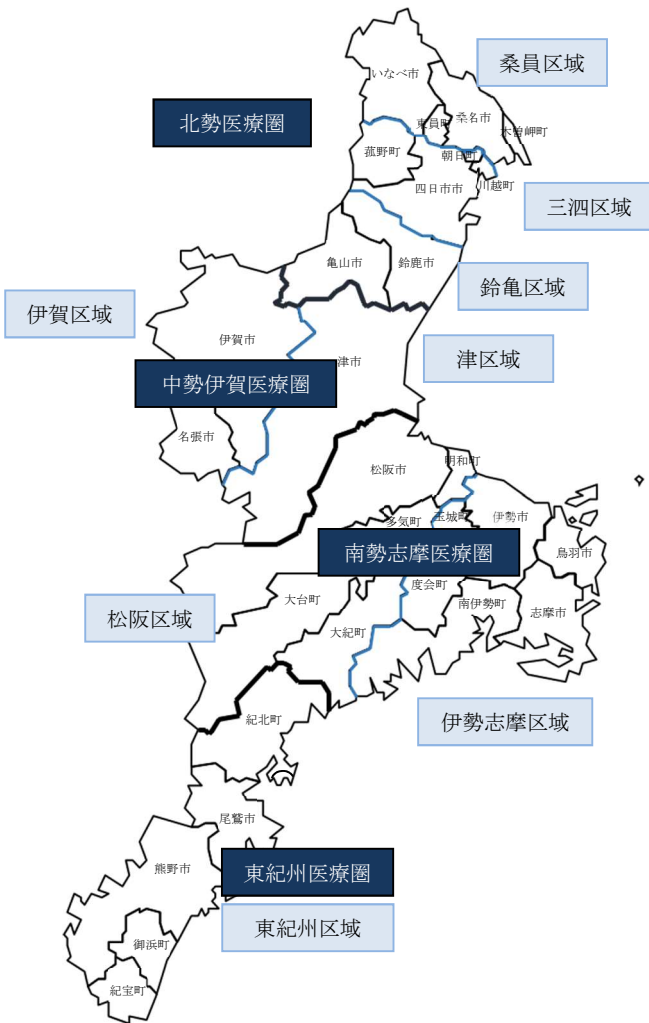
図表2-1-1 二次医療圏・構想区域

二次医療圏・構想区域	構成市町	面積 (km ²)	人口 (人)
北勢医療圏		1,108.62	822,571
桑名区域	桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町	394.90	212,119
三泗区域	四日市市、菰野町、朝日町、川越町	328.22	368,721
鈴亀区域	鈴鹿市、亀山市	385.50	241,731
中勢伊賀医療圏		1,399.18	429,013
津区域	津市	711.18	269,908
伊賀区域	名張市、伊賀市	688.00	159,105
南勢志摩医療圏		2,276.31	416,513
松阪区域	松阪市、多気町、明和町、大台町、大紀町	1,363.88	205,715
伊勢志摩区域	伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町	912.43	210,798
東紀州医療圏 (区域)	尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町	990.36	61,138

資料：三重県「月別人口調査」(令和5年8月1日現在)

国土地理院「令和5年 全国都道府県市区町村別面積調」

図表2-1-2 三重県の二次医療圏・構想区域



(2) 気候

- 三重県の気候は、平野部、盆地部、山地部から成る地形の複雑さから、さまざまな特性があります。
- 内帯地域中、海岸地帯に位置する津市は、年平均気温 16.3℃（平年値:1991年～2020年の30年間の平均値、以下同じ）、年平均湿度 67%と比較的温暖で過ごしやすい気候です。
- これに対し、内帯地域の西側、布引山地等に囲まれた伊賀盆地にある伊賀市の年平均気温は 14.6℃と、県内観測所の中では最も低く、夏冬や朝夕の温度差が大きい内陸型の気候の特徴を示しています。
- 外帯地域東側の海岸地帯は、黒潮の影響で温暖な地域が広がっており、その南側、熊野灘に面した尾鷲市の気候は、年平均気温 16.4℃と四季を通じて暖かい南海型の気候となっています。また、同市の年間降水量は 3,969.6mm と全国でも有数の多雨地帯となっています。

2. 交通機関の状況

- 県内の主要国道としては、1号、23号、25号、42号、258号等があり、高規格幹線道路では、近畿自動車道名古屋大阪線（東名阪自動車道）や近畿自動車道伊勢線（伊勢自動車道）等があります。また、平成 25（2013）年度には、近畿自動車道紀勢線（紀勢自動車道）の三重県区間が全線開通しました。熊野尾鷲道路は、同年度に一部を除き開通し、令和 3（2021）年度に全線開通しました。
- こうした道路交通網において、国道 25 号は北勢地域と伊賀地域を結ぶ道路として、国道 23 号は北勢地域と中南勢地域を、国道 42 号は中南勢地域と東紀州地域を結ぶ道路として重要な役割を担っています。また、紀勢自動車道は、救急搬送や災害に強いルートとして地域の生活基盤を支えています。
- 幹線鉄道としては、JRの関西本線、紀勢本線、近畿日本鉄道の大阪線、名古屋線、山田線等があり、その他の鉄道としては、三岐鉄道、伊勢鉄道、伊賀鉄道等があります。

第2節 | 人口動態

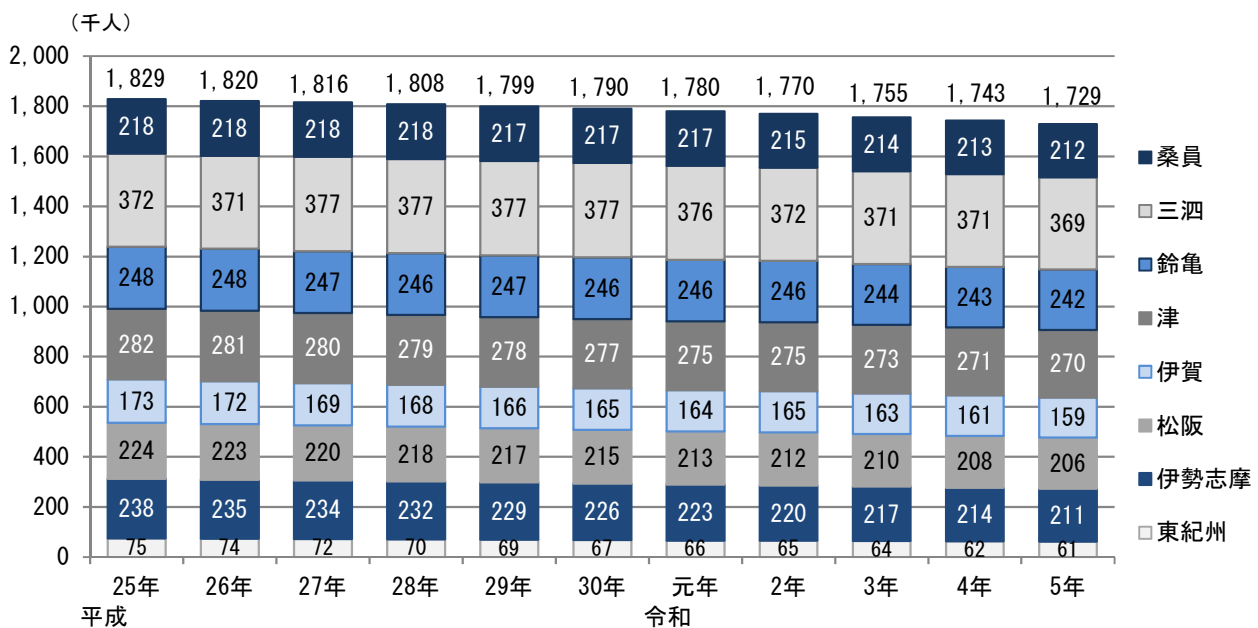
1. 人口

(1) 人口および世帯

① 人口推移

- 令和5（2023）年8月1日現在、本県の人口は1,729,235人で、平成20（2008）年頃まで増加傾向にありましたが、その後減少に転じ、この6年間で約7万人の人口が減少しています。

図表2-2-1 構想区域別人口推移

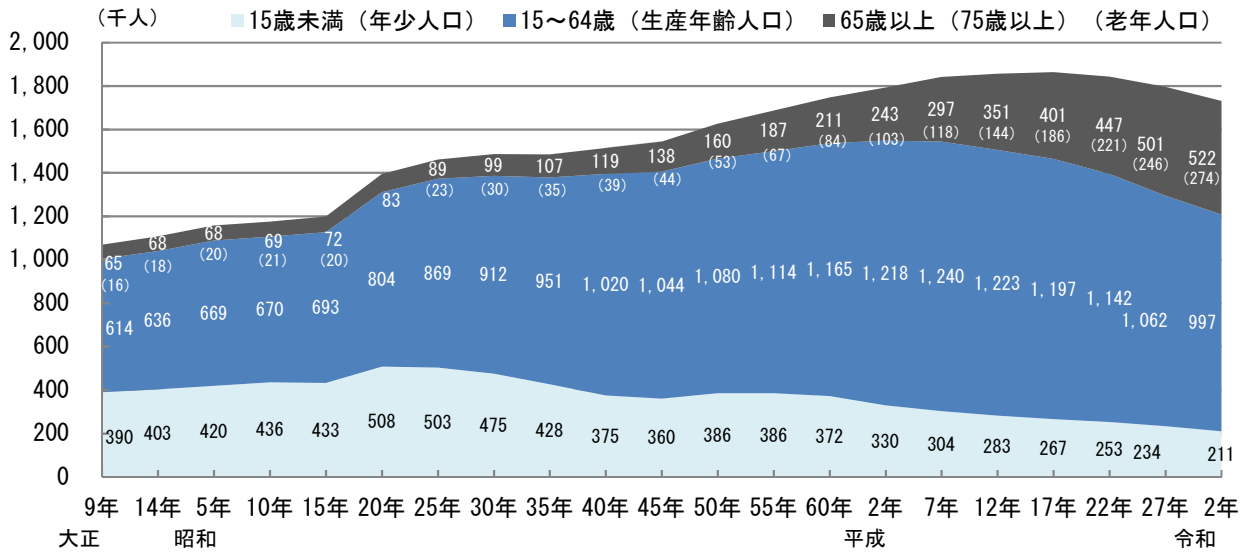


資料：三重県「月別人口調査」（各年12月1日現在、令和5年は8月1日現在）

② 年齢3区分別人口

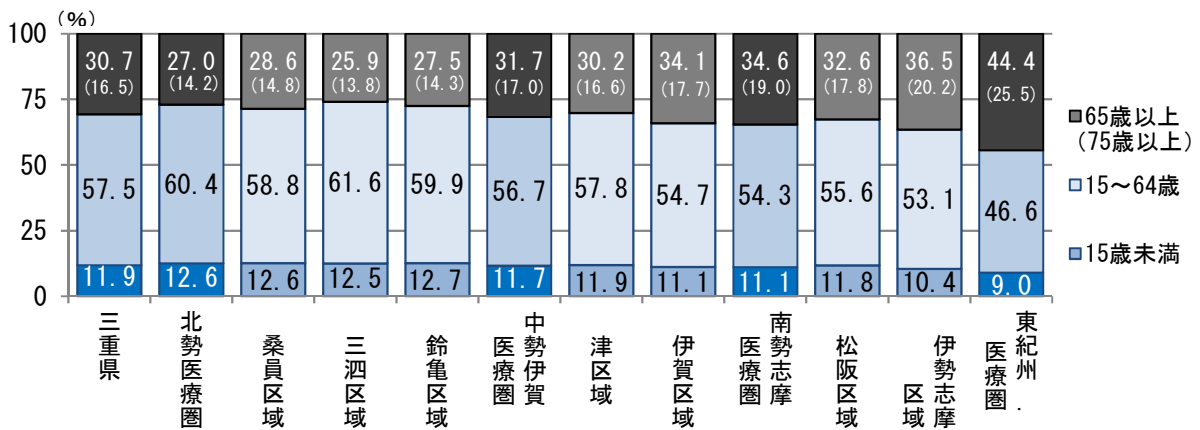
- 本県の人口を年少（15歳未満）、生産年齢（15～64歳）および老年（65歳以上）の3つの区分に分けて、年次別に推移をみると、年少人口の割合は低下傾向にある一方で、老年人口の割合、とりわけ75歳以上人口の割合が増加傾向にあります。
- 構想区域別では、年少人口の割合は、鈴亀区域12.7%、桑員区域12.6%、三泗区域12.5%と北勢医療圏が相対的に高く、東紀州区域9.0%、伊勢志摩区域10.4%と県南部で低くなっています。生産年齢人口の割合についても、同様の傾向が見られます。一方、老年人口の割合は、東紀州区域が44.4%と最も高く、最も低い三泗区域の25.9%より18.5ポイント高くなっています。

図表2-2-2 年齢3区分別人口の推移



資料：総務省「国勢調査」、三重県「三重県統計書」(各年10月1日現在)

図表2-2-3 二次医療圏・構想区域別年齢3区分別人口構成比

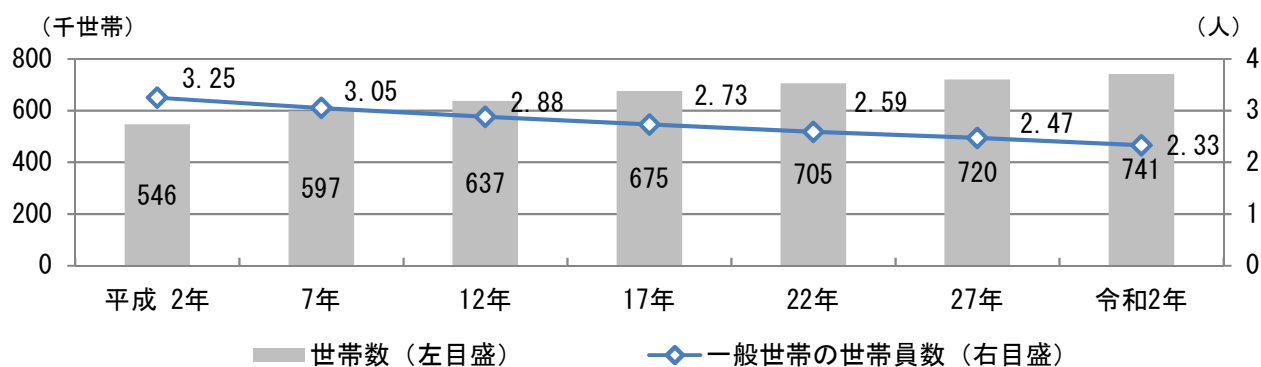


資料：三重県「月別人口調査」(令和4年10月1日現在)

③ 世帯

- 令和2(2020)年10月1日現在、本県の世帯数は741,183世帯で、平成27(2015)年と比較すると、20,891世帯(2.8%)増加しています。また、世帯の種類は「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分されていますが、一般世帯の1世帯あたりの人数は2.33人で、平成27(2015)年に比べ0.14人減少しています。
- 令和2(2020)年10月1日現在、一般世帯のうち、世帯員数が1人(単独世帯)で65歳以上の世帯は88,354世帯で、平成27(2015)年に比べ10,810世帯(12.2%)増加しています。

図表2-2-4 世帯数および世帯員数の推移



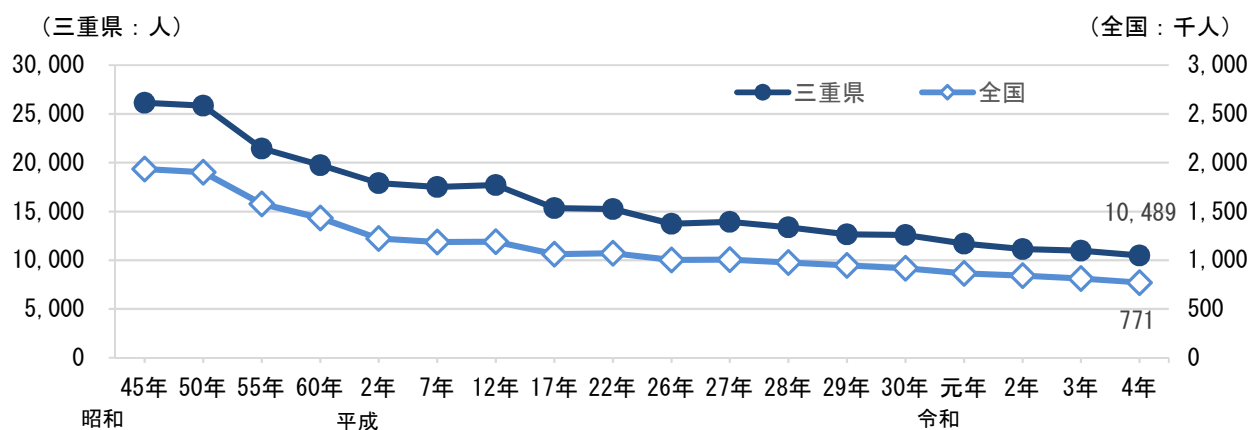
資料：総務省「国勢調査」

(2) 人口動態

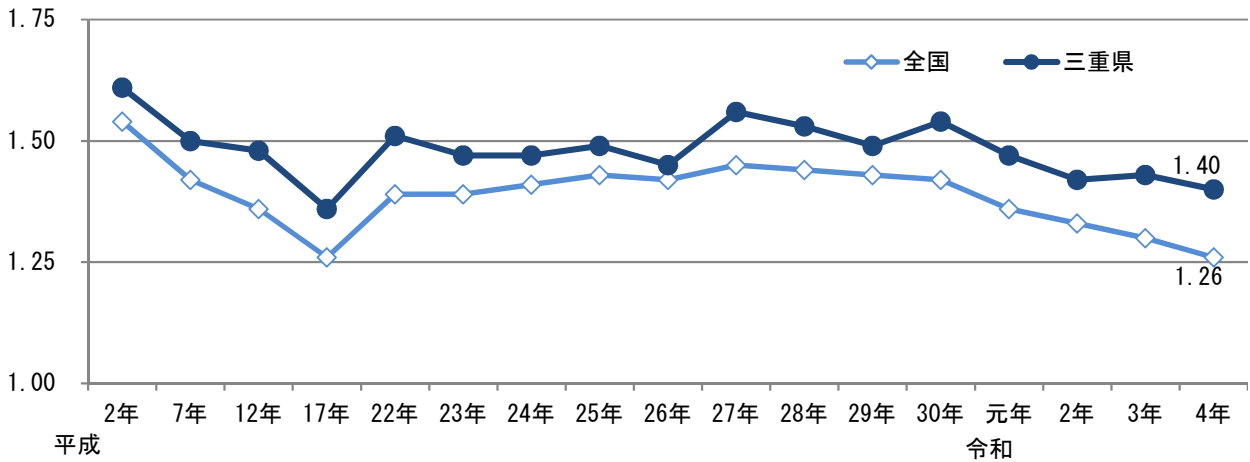
① 出生

- 本県の令和4（2022）年の出生数は10,489人で、直近5年間で2,000人以上減少しています。
- また、令和4（2022）年の合計特殊出生率*は1.40で、全国平均の1.26を0.14上回り、全国で17位に位置します。ただし、現在の人口を維持するのに必要な2.07を大きく下回っています。

図表2-2-5 出生数の推移



図表2-2-6 合計特殊出生率の推移

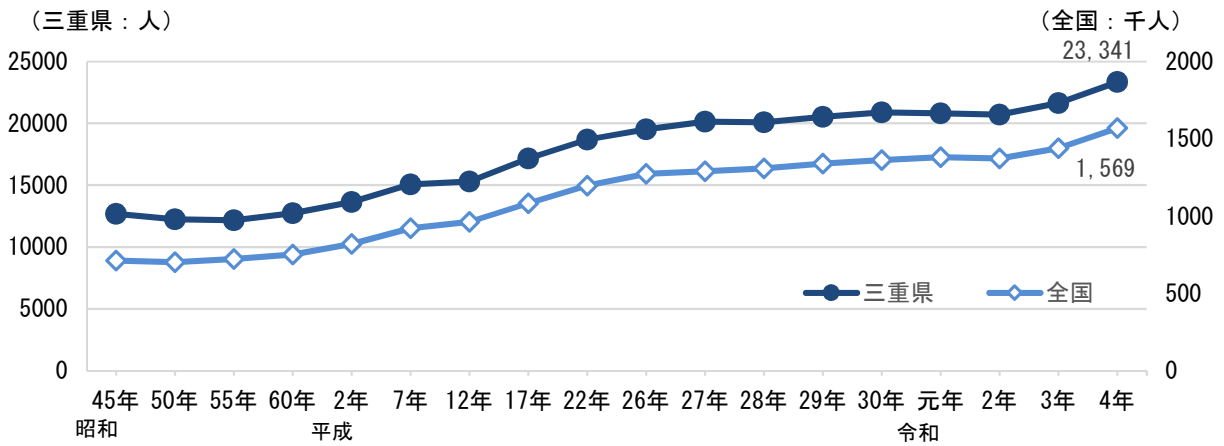


資料：厚生労働省「人口動態調査」

② 死亡

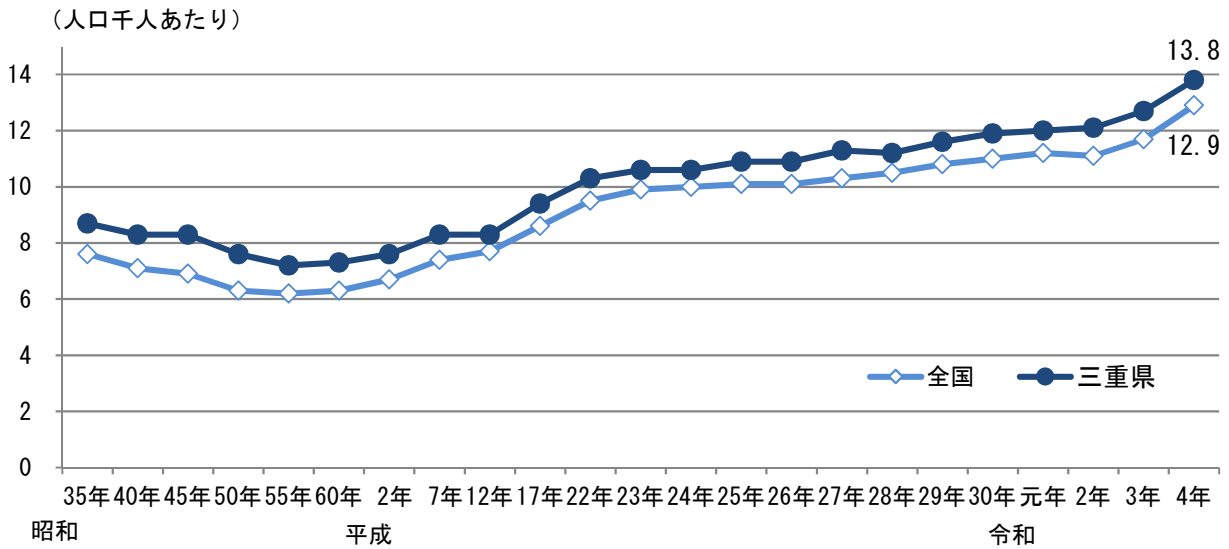
- 本県の令和4（2022）年の死亡者数は23,341人で、人口千人あたりの死亡率は13.8です。死亡率は全国平均の12.9よりも高く、全国で高い方から数えて28位に位置します。人口の高齢化等に伴い、死亡率は上昇傾向にあります。
- 構想区域別の令和2（2020）年の死亡率は、高齢化率が最も高い東紀州区域が人口千人あたり19.7と最も高く、高齢化率が最も低い鈴亀区域が9.8と最も低くなっています。

図表2-2-7 死亡数の推移

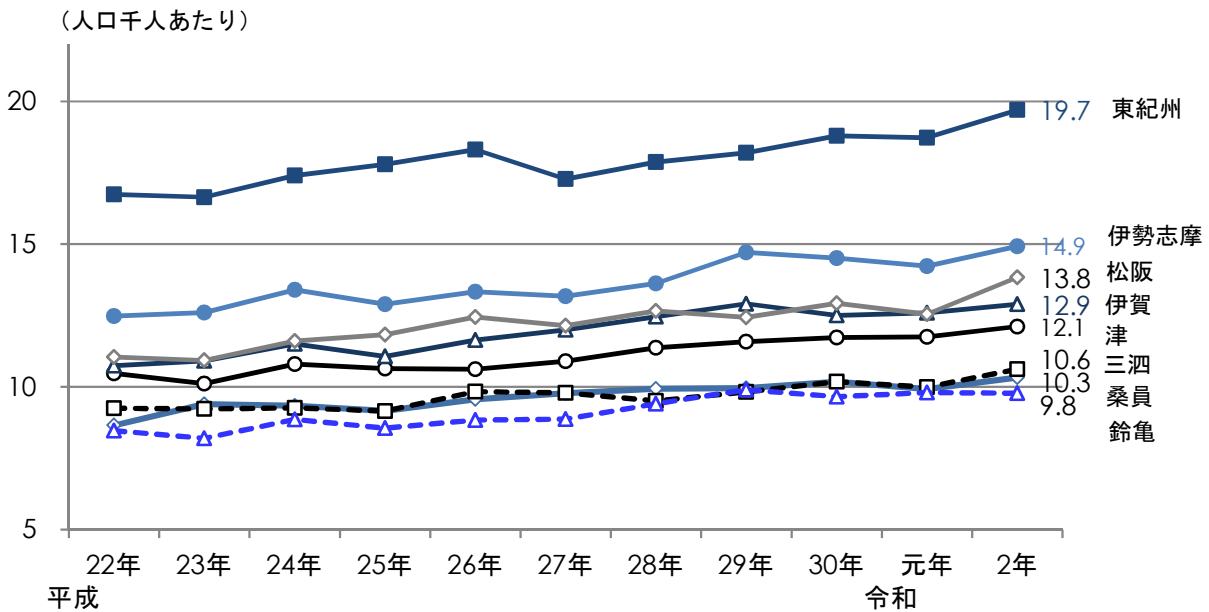


資料：厚生労働省「人口動態調査」

図表2-2-8 死亡率の推移



図表2-2-9 構想区域別死亡率の推移

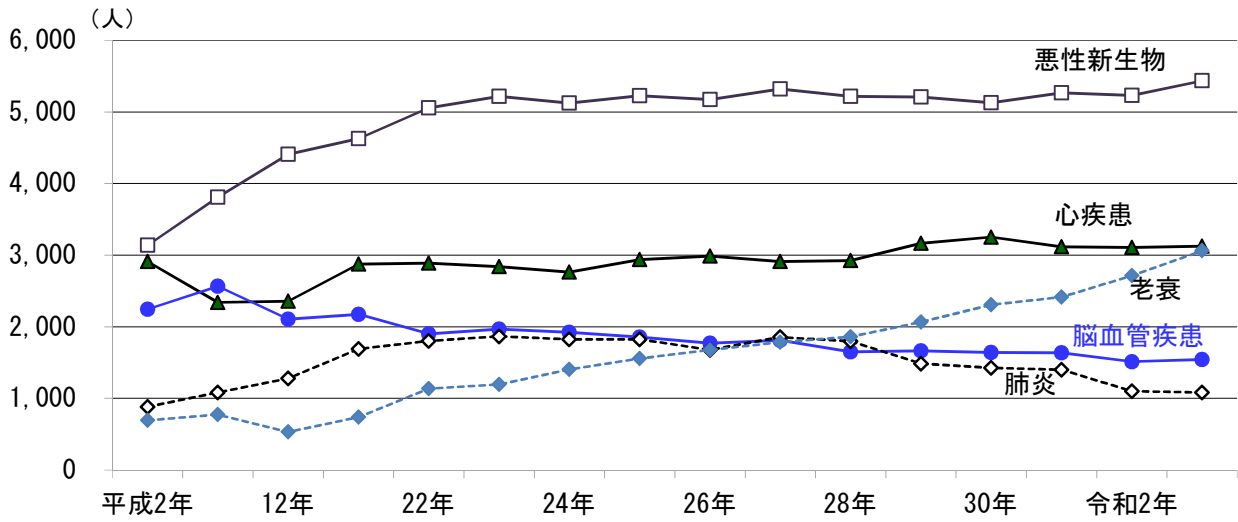


※各年10月1日～翌年9月30日の1年間の死亡者数を各年10月1日推計人口で除して算出

資料：三重県「市町累年統計表」、「月別人口調査」

- 本県の令和3（2021）年の死因別順位は、第1位「悪性新生物（がん）」5,436人（死亡総数に占める割合25.1%）、第2位「心疾患」3,125人（同14.4%）、第3位「老衰」3,061人（同14.1%）、第4位「脳血管疾患」1,543人（同7.1%）、第5位「肺炎」1,084人（同5.0%）で、悪性新生物・心疾患・脳血管疾患の3疾患で総数の46.7%を占めています。
- 二次医療圏・構想区域別では、悪性新生物、脳血管疾患、心疾患、肺炎で、東紀州医療圏（区域）の死亡率が最も高く、老衰で、伊勢志摩区域の死亡率が最も高くなっています。

図表2-2-10 三重県の年次別に見た主要死因別死亡数の推移



資料：厚生労働省「人口動態調査」

図表2-2-11 二次医療圏・構想区域別主な死因別死亡率(10万人あたり)

二次医療圏・構想区域	総数	悪性新生物	脳血管疾患	心疾患	肺炎	老衰
三重県	1,339.4	314.6	88.5	205.8	59.3	209.2
北勢医療圏	1,139.7	282.0	69.7	162.9	50.7	175.1
桑員区域	1,174.1	293.6	66.7	171.5	58.3	183.2
三泗区域	1,131.2	281.4	68.3	156.5	42.6	197.5
鈴亀区域	1,122.7	272.7	74.5	165.2	56.4	133.9
中勢伊賀医療圏	1,367.4	315.0	97.4	213.5	71.5	213.0
津区域	1,343.8	295.8	107.7	213.9	73.4	185.2
伊賀区域	1,407.2	347.3	80.0	212.7	68.2	259.9
南勢志摩医療圏	1,573.3	354.8	105.1	253.5	60.5	261.6
松阪区域	1,496.1	325.2	101.0	247.3	66.9	224.7
伊勢志摩区域	1,648.3	383.5	109.0	259.6	54.3	297.5
東紀州医療圏(区域)	2,207.7	473.0	163.5	397.6	81.8	279.0

資料：厚生労働省「令和4年 人口動態調査」、三重県「月別人口調査」(令和4年10月1日現在)

③ 平均寿命

- 本県の令和2(2020)年の平均寿命は男性81.68年、女性87.59年です。5年前の平成27(2015)年と比較すると男性が0.82年、女性が0.60年延びています。

図表2-2-12 平均寿命の推移

(単位：年)

年	男			女		
	全国	三重県	順位	全国	三重県	順位
昭和 40 年	67.74	68.61	7	72.92	73.32	11
昭和 50 年	71.79	71.75	17	77.01	76.84	20
昭和 60 年	74.95	74.87	23	80.75	80.61	31
平成 2 年	76.04	76.03	26	82.07	82.01	30
平成 7 年	76.70	76.76	27	83.22	83.02	36
平成 12 年	77.71	77.90	18	84.62	84.49	34
平成 17 年	78.79	78.90	20	85.75	85.58	34
平成 22 年	79.59	79.68	21	86.35	86.25	30
平成 27 年	80.77	80.86	19	87.01	86.99	27
令和 2 年	81.49	81.68	19	87.60	87.59	24

資料：厚生労働省「都道府県別生命表」

(3) 将来推計人口

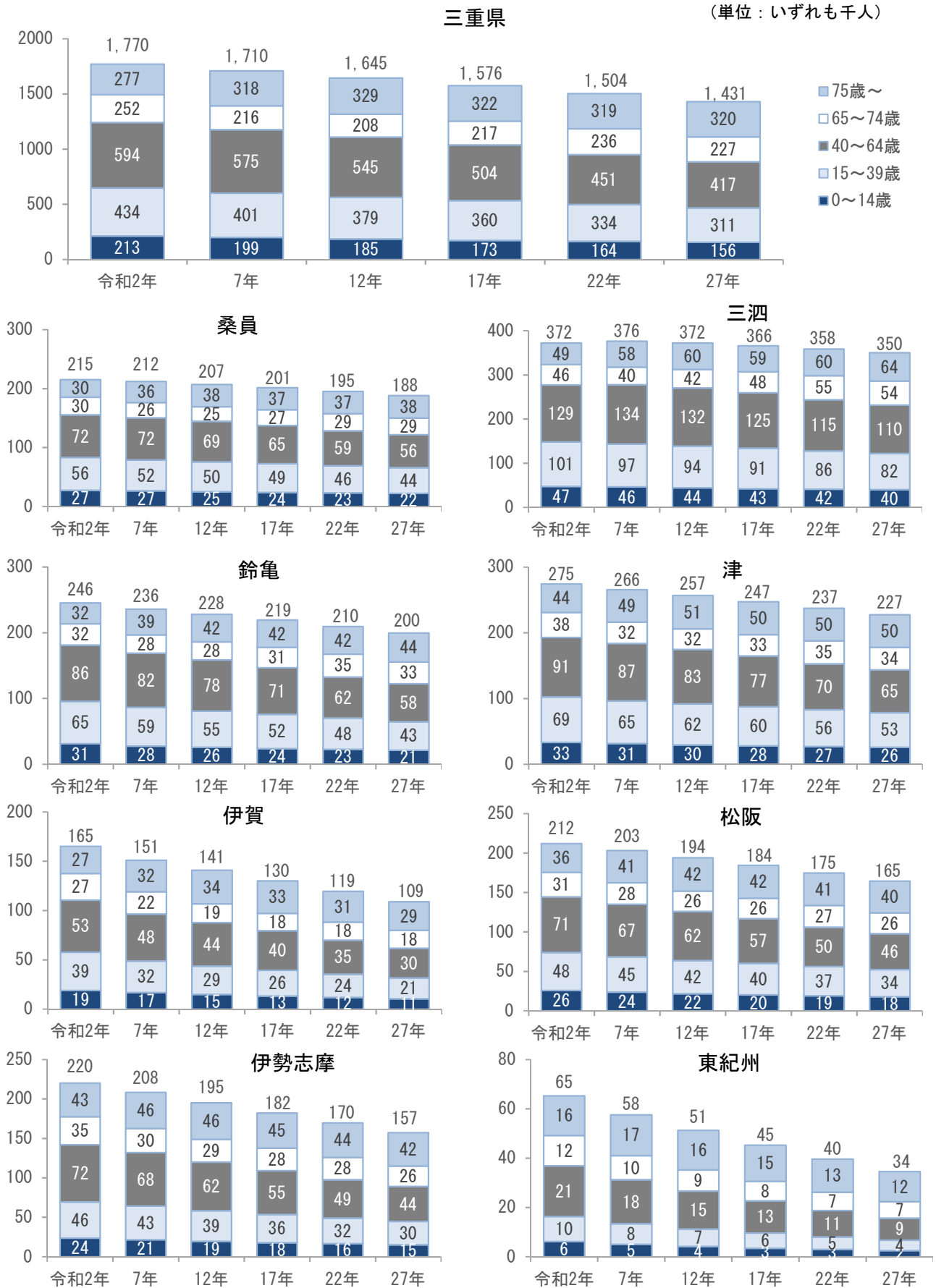
① 人口推移

- 国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本県の人口は、令和 27 (2045) 年には 143.1 万人まで減少する見込みです。
- 二次医療圏・構想区域別にみると、令和 27 (2045) 年に向けて、これまで比較的なだらかな減少傾向であった北勢医療圏を含め、各構想区域で減少が進む見込みです。特に東紀州医療圏においては、今後 5 年ごとに 10%以上の人口が減少する見込みです。

② 年齢 3 区分別人口

- 本県の年少人口の割合は低下傾向が続くと予測されており、令和 7 (2025) 年には 11.6% (全国 11.1%)、令和 27 (2045) 年には 10.9% (全国 10.1%) に低下すると推計されています。逆に老年人口の割合は、令和 7 (2025) 年には 31.2% (全国 29.6%)、令和 27 (2045) 年には 38.3% (全国 36.3%) に上昇すると推計されています。
- 二次医療圏別にみると、令和 27 (2045) 年の年少人口の割合は、北勢医療圏が 11.4%と最も高く、東紀州医療圏が 7.1%と最も低く、生産年齢人口の割合も同様の傾向と推計されています。一方、老年人口の割合は、東紀州医療圏が 54.6%と最も高く、最も低い北勢医療圏の 35.6%より 19.0 ポイント高くなると推計されています。

図表2-2-13 三重県および構想区域の年齢区分別推計人口の推移



資料：「令和2年 国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成30年推計）

図表2-2-14 二次医療圏・構想区域別年齢3区分別人口構成比

二次医療圏・構想区域	令和7（2025）年			令和27（2045）年		
	15歳未満	15～64歳	65歳以上	15歳未満	15～64歳	65歳以上
全 国	11.1%	59.3%	29.6%	10.1%	53.6%	36.3%
三重県	11.6%	57.1%	31.2%	10.9%	50.9%	38.3%
北勢医療圏	12.3%	60.5%	27.6%	11.4%	53.2%	35.6%
桑員区域	12.7%	59.2%	29.3%	11.9%	53.3%	35.7%
三四区域	12.3%	61.6%	26.1%	11.5%	54.7%	33.8%
鈴亀区域	11.7%	59.8%	28.4%	10.7%	50.5%	38.8%
中勢伊賀医療圏	11.6%	55.7%	32.7%	10.8%	50.3%	38.9%
津区域	11.8%	57.3%	30.8%	11.3%	51.8%	36.8%
伊賀区域	11.2%	52.7%	36.0%	9.7%	47.0%	43.3%
南勢志摩医療圏	11.0%	53.9%	35.2%	10.3%	47.8%	41.9%
松阪区域	11.6%	54.7%	33.6%	10.9%	48.6%	40.5%
伊勢志摩区域	10.3%	53.0%	36.7%	9.7%	46.9%	43.4%
東紀州医療圏（区域）	8.7%	45.6%	45.8%	7.1%	38.3%	54.6%

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」
（全国の値は令和5年推計、三重県の値は平成30年推計）

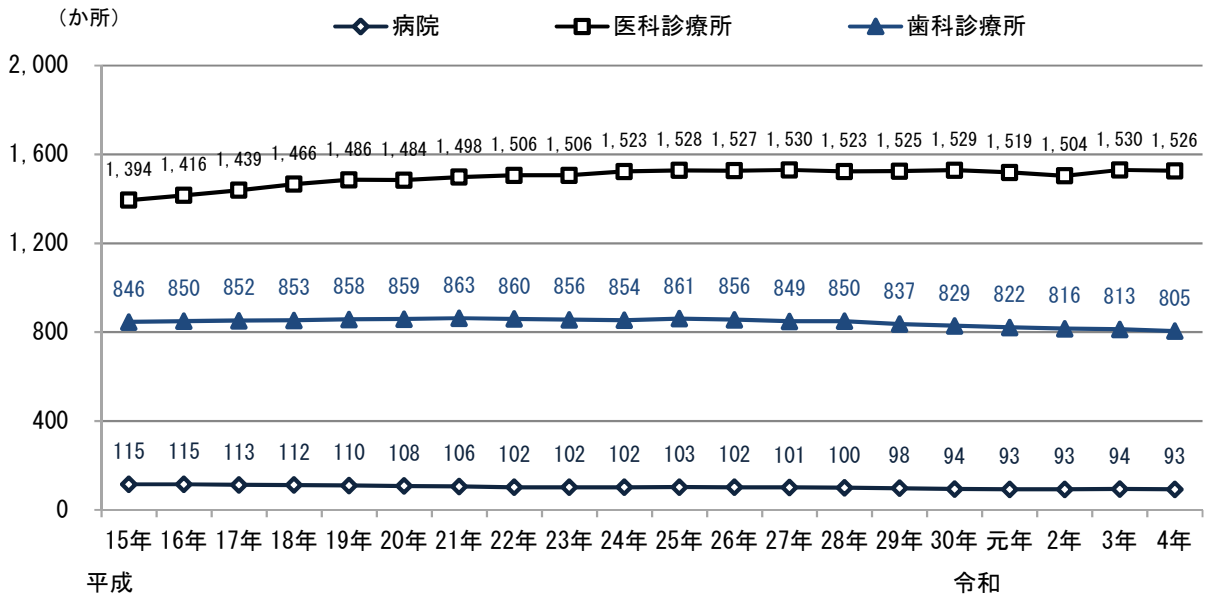
第3節 | 医療施設の状況

1. 医療施設

(1) 施設数

- 令和4（2022）年10月1日現在、県内の医療機関数は、「病院」93施設、「一般診療所*」1,526施設、「歯科診療所」805施設となっています。
- 一般診療所は近年横ばい、病院および歯科診療所は減少傾向にあります。

図表2-3-1 県内の病院および診療所設置数



資料：厚生労働省「医療施設調査」

- 本県の人口10万人あたりの医療機関数について、一般診療所は全国平均を上回っていますが、その他は全国平均を下回っています。
- 年次別の人口10万人あたりの医療機関数について、病院は減少傾向であるのに対し、一般診療所は増加傾向、歯科診療所はおおむね横ばいの状況です。

図表2-3-2 人口10万人あたりの医療機関数の推移

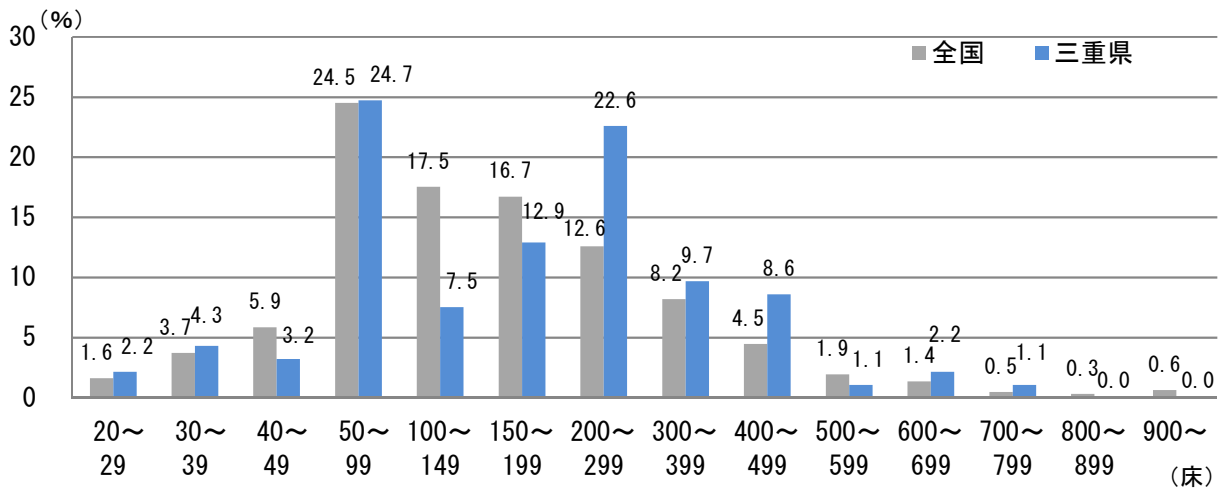
(単位：か所)

年	病院		一般診療所		歯科診療所	
	全国	三重県	全国	三重県	全国	三重県
平成17年	7.1	6.1	76.3	77.1	52.2	45.6
20年	6.9	5.8	77.6	79.1	53.1	45.8
23年	6.7	5.5	77.9	81.5	53.3	46.3
26年	6.7	5.6	79.1	83.7	54.0	46.9
29年	6.6	5.4	80.1	84.7	54.1	46.5
30年	6.6	5.2	80.8	85.4	54.3	46.3
令和元年	6.6	5.2	81.3	85.3	54.3	46.2
2年	6.5	5.3	81.3	85.0	53.8	46.1
3年	6.5	5.4	83.1	87.1	54.1	46.3
4年	6.5	5.3	84.2	87.6	54.2	46.2

資料：厚生労働省「医療施設調査」

- 本県における病床規模別の病院数については、全国と比較すると主に200床～300床台および400床台の病院の割合が高く、100床台の病院の割合が低いという特徴があります。

図表2-3-3 病院の病床規模別割合



資料：厚生労働省「令和4年 医療施設調査」

(2) 病床数および診療科

① 病床数

○ 人口10万人あたりの病院の病床数を種類別にみると、精神病床を除いて全国平均を下回っています。

図表2-3-4 県内の病床の種類別病床数

(単位：床)

	一般	療養	精神	結核	感染症
病院	11,012	3,525	4,570	30	24
一般診療所	777	143	—	—	—

資料：厚生労働省「令和4年 医療施設調査」、三重県調査

図表2-3-5 病院の人口10万人あたり病床数

(単位：床)

	一般	療養	精神	結核	感染症
全国	709.6	223.0	257.6	3.1	1.5
三重県	632.1	202.4	262.3	1.7	1.4

資料：厚生労働省「令和4年 医療施設調査」、三重県調査

② 診療科

図表2-3-6 県内の診療科目別に見た施設数

(単位：か所)

	病院		一般診療所	
	施設数	割合	施設数	割合
総数	93	100.0%	1,504	100.0%
内科	88	94.6%	989	65.8%
呼吸器内科	28	30.1%	150	10.0%
循環器内科	47	50.5%	212	14.1%
消化器内科（胃腸内科）	43	46.2%	320	21.3%
腎臓内科	11	11.8%	26	1.7%
神経内科	41	44.1%	41	2.7%
糖尿病内科（代謝内科）	11	11.8%	50	3.3%
血液内科	9	9.7%	12	0.8%
皮膚科	39	41.9%	139	9.2%
アレルギー科	3	3.2%	155	10.3%
リウマチ科	14	15.1%	88	5.9%
感染症内科	1	1.1%	2	0.1%
小児科	42	45.2%	255	17.0%
精神科	33	35.5%	70	4.7%
心療内科	10	10.8%	53	3.5%
外科	58	62.4%	224	14.9%
呼吸器外科	12	12.9%	5	0.3%
心臓血管外科	16	17.2%	10	0.7%
乳腺外科	12	12.9%	13	0.9%
気管食道外科	1	1.1%	5	0.3%
消化器外科（胃腸外科）	21	22.6%	20	1.3%
泌尿器科	37	39.8%	33	2.2%
肛門外科	15	16.1%	58	3.9%
脳神経外科	35	37.6%	17	1.1%
整形外科	62	66.7%	190	12.6%
形成外科	12	12.9%	10	0.7%
美容外科	1	1.1%	6	0.4%
眼科	34	36.6%	110	7.3%
耳鼻いんこう科	28	30.1%	74	4.9%
小児外科	3	3.2%	6	0.4%
産婦人科	17	18.3%	40	2.7%
産科	3	3.2%	2	0.1%
婦人科	15	16.1%	17	1.1%
リハビリテーション科	54	58.1%	234	15.6%
放射線科	36	38.7%	25	1.7%
麻酔科	31	33.3%	11	0.7%
病理診断科	11	11.8%	1	0.1%
臨床検査科	2	2.2%	0	0.0%
救急科	7	7.5%	1	0.1%
歯科	15	16.1%	19	1.3%
矯正歯科	1	1.1%	1	0.1%
小児歯科	2	2.2%	0	0.0%
歯科口腔外科	13	14.0%	3	0.2%

※一般診療所の施設数を示しているため、歯科診療所は含まれていない。

資料：厚生労働省「令和2年 医療施設調査」

(3) 病院における検査・放射線治療の状況

- 令和2（2020）年の県内の病院における検査機器の設置状況については、CT*のうち、立体的な画像が得られるマルチスライスCT*を保有する病院数は80施設、MRI*を保有する病院数は59施設（うち、高機能の3.0テスラ*以上12施設）、PET*（陽電子放出断層撮影）およびPET-CTを保有する病院数はそれぞれ2施設および5施設で、リニアック等の放射線治療の施設数は12施設です。

図表2-3-7 県内の病院における検査・放射線治療の状況

（単位：か所、人/月、台）

	施設数	患者数	台数
マルチスライスCT	80	38,012	98
MRI	59	12,509	65
SPECT*	12	338	13
PET	2	48	2
PET-CT*	5	360	6
マンモグラフィー	36	3,766	44
リニアック・マイクロトロン・ ガンマナイフ・サイバーナイフ	12	1,686	16

資料：厚生労働省「令和2年 医療施設調査」

2. その他の関係施設

- 令和5（2023）年4月1日現在、県内に保健所が9か所、市町保健センターが48か所あります。
- その他の関係施設として、令和5（2023）年10月1日現在、「介護老人福祉施設」が166施設、「介護老人保健施設」が76施設、「介護医療院」が6施設あります。

- ・ 保健所は、「地域保健法」に基づき設置されている公衆衛生に係る唯一の専門機関であり、地域保健における広域的、専門的かつ技術的拠点施設です。
- ・ 本県には、桑名市、鈴鹿市、津市、伊賀市、松阪市、伊勢市、尾鷲市、熊野市に県保健所が1か所ずつ、さらに保健所政令市である四日市市に1か所あり、計9か所の保健所が設置されています。
- ・ 保健所では、県民の健康を守り、快適な生活環境や安心できる保健医療体制を確保するため、疾病の予防、健康増進、食品衛生、環境衛生等幅広い分野にわたる業務を行っており、医療計画に基づく事業の推進にあたって、重要な役割を担っています。

名称	所在地	所管区域
三重県桑名保健所	桑名市中央町 5-71	桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町
四日市市保健所	四日市市諏訪町 2-2	四日市市
三重県鈴鹿保健所	鈴鹿市西条 5-117	鈴鹿市、亀山市
三重県津保健所	津市桜橋 3-446-34	津市
三重県伊賀保健所	伊賀市四十九町 2802	名張市、伊賀市
三重県松阪保健所	松阪市高町 138	松阪市、多気町、明和町、大台町
三重県伊勢保健所	伊勢市勢田町 628-2	伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
三重県尾鷲保健所	尾鷲市坂場西町 1-1	尾鷲市、紀北町
三重県熊野保健所	熊野市井戸町 383	熊野市、御浜町、紀宝町

図表2-3-8 二次医療圏・構想区域別の事業所数

	二次医療圏		北勢				中勢伊賀			南勢志摩			東紀州
	構想区域	三重県		桑員	三泗	鈴亀		津	伊賀		松阪	伊勢志摩	
居宅サービス	訪問看護	230	97	29	45	23	56	37	19	69	34	35	8
	訪問介護	628	216	47	97	72	164	112	52	203	114	89	45
	訪問入浴介護	24	7		3	4	6	4	2	9	2	7	2
	訪問リハビリテーション	32	9	1	5	3	6	6		15	9	6	2
	居宅療養管理指導	1	1		1								
	通所介護	480	202	47	82	73	116	74	42	142	77	65	20
	通所リハビリテーション	126	46	13	22	11	39	29	10	34	19	15	7
	短期入所生活介護	222	71	16	34	21	60	35	25	72	37	35	19
	短期入所療養介護	81	30	12	12	6	22	15	7	25	13	12	4
	特定施設入居者生活介護	61	15	6	4	5	19	11	8	24	10	14	3
	福祉用具貸与	139	42	12	16	14	35	23	12	53	26	27	9
	特定福祉用具販売	140	43	11	18	14	36	24	12	52	26	26	9
介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護	24	8		4	4	6	4	2	8	1	7	2
	介護予防訪問リハビリテーション	31	8		5	3	6	6		15	9	6	2
	介護予防居宅療養管理指導	1	1		1								
	介護予防通所リハビリテーション	127	46	13	22	11	39	30	9	35	20	15	7
	介護予防短期入所生活介護	205	68	15	32	21	55	34	21	70	37	33	12
	介護予防短期入所療養介護	77	30	12	12	6	20	14	6	23	13	10	4
	介護予防特定施設入居者生活介護	52	12	4	4	4	16	10	6	21	9	12	3
	介護予防福祉用具貸与	139	42	12	16	14	35	23	12	53	26	27	9
	特定介護予防福祉用具販売	140	43	11	18	14	36	24	12	52	26	26	9
	介護予防訪問看護	220	93	28	44	21	53	35	18	66	31	35	8
施設サービス	介護老人福祉施設	166	53	10	26	17	50	27	23	53	24	29	10
	介護療養型医療施設	2					1	1		1	1		
	介護老人保健施設	76	30	11	13	6	19	13	6	23	12	11	4
	介護医療院	6	1	1			3	2	1	1		1	1
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	16	7	1	5	1	3	2	1	6	1	5	
	夜間対応型訪問介護	3					2	1	1	1	1		
	地域密着型通所介護	384	139	63	39	37	96	67	29	115	49	66	34
	認知症対応型通所介護	48	23	6	10	7	12	9	3	12	3	9	1
	小規模多機能型居宅介護	61	17	8	5	4	21	8	13	19	4	15	4
	認知症対応型共同生活介護	202	84	23	29	32	57	30	27	47	23	24	14
	地域密着型特定施設入居者生活介護	4	3	2		1				1		1	
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	44	18	6	10	2	7	3	4	15	10	5	4
	複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	13	9	5	3	1	2	1	1	2	2		
地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護	44	22	5	10	7	9	7	2	12	3	9	1
	介護予防小規模多機能型居宅介護	58	16	8	4	4	20	8	12	18	4	14	4
	介護予防認知症対応型共同生活介護	196	82	21	29	32	56	29	27	45	21	24	13
居宅介護支援	居宅介護支援	650	231	60	89	82	182	124	58	188	92	96	49
介護予防支援	介護予防支援	66	26	10	6	10	13	11	2	22	10	12	5

資料：三重県「介護保険事業者・関係施設一覧」（令和5年10月1日現在）

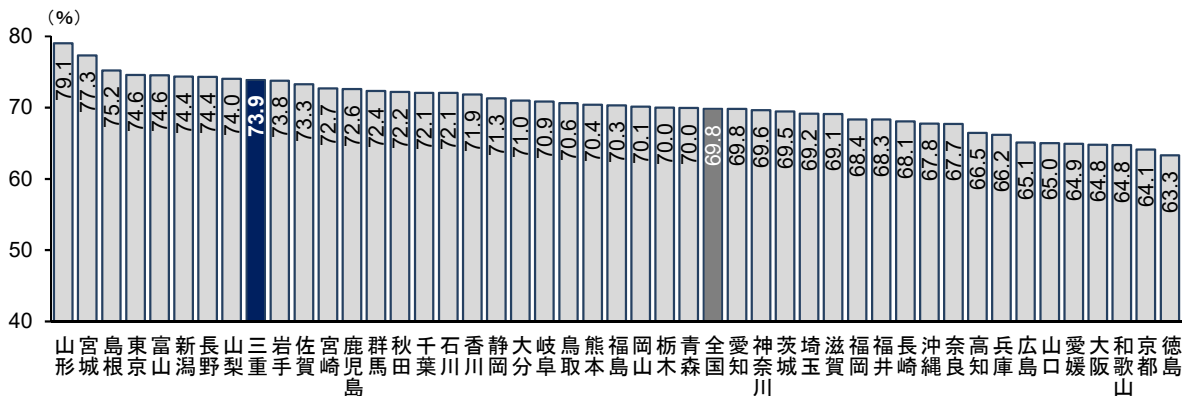
第4節 | 県民の受療動向

1. 受療状況

(1) 疾病予防

- 肥満や喫煙、過度の飲酒は疾病の発症リスクを高めることから、健康を維持するためには、規則正しい生活リズムを保ち、適度な運動とバランスのとれた食生活等が大切です。
- 各種疾病の重症化予防のためには、健康診断を定期的を受診し、疾病を早期に発見することが重要です。本県の令和4（2022）年の健診等の受診率（20歳以上）は73.9%で、全国と比較して高い水準にあります。また、40歳～74歳が受診する特定健康診査の受診率は、令和3（2021）年に59.3%で、全国平均より高い水準ですが、受診していない人が約4割いることになります。

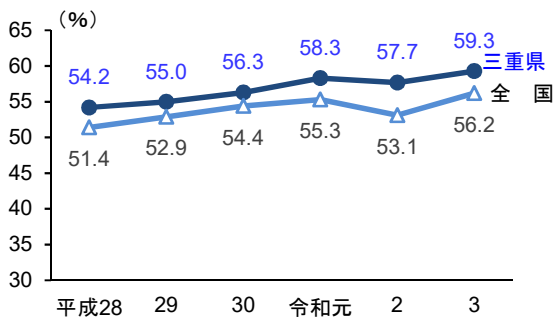
図表2-4-1 都道府県別健診等の受診率



※市町・勤め先等が実施した健診、人間ドック等の受診率

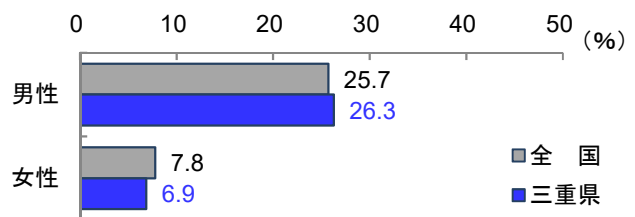
資料：厚生労働省「令和4年 国民生活基礎調査」

図表2-4-2 特定健康診査の受診率の推移



資料：(左表) 厚生労働省「特定健康診査・特定保健指導・メタボリックシンドロームの状況」
(右表) 厚生労働省「令和4年 国民生活基礎調査」

図表2-4-3 性別喫煙率



(2) 受療率・推計患者数

図表2-4-4 受療率(人口10万人対)の推移

	全国					三重県				
	入院		外来			入院		外来		
	病院	一般 診療所	病院	一般 診療所	歯科 診療所	病院	一般 診療所	病院	一般 診療所	歯科 診療所
平成20年	1,044	47	1,353	2,998	1,025	917	52	1,091	3,139	670
平成23年	1,028	41	1,322	3,377	1,085	909	26	1,158	3,729	1,109
平成26年	1,002	36	1,292	3,331	1,073	931	22	1,223	4,257	1,059
平成29年	1,004	32	1,286	3,325	1,064	936	24	1,111	3,760	1,184
令和2年	934	27	1,167	3,435	1,056	876	10	1,109	3,691	1,233

資料：厚生労働省「患者調査」

図表2-4-5 推計患者数の推移

(単位：千人)

	全国					三重県				
	入院		外来			入院		外来		
	病院	一般 診療所	病院	一般 診療所	歯科 診療所	病院	一般 診療所	病院	一般 診療所	歯科 診療所
平成20年	1,332.6	59.8	1,727.5	3,828.0	1,309.4	17.2	1.0	20.5	58.9	12.6
平成23年	1,290.1	50.9	1,659.2	4,238.8	1,362.5	16.8	0.5	21.4	68.9	20.5
平成26年	1,273.0	45.8	1,641.9	4,233.0	1,363.4	17.0	0.4	22.3	77.7	19.3
平成29年	1,272.6	39.9	1,630.0	4,213.3	1,347.7	16.8	0.4	20.0	67.7	21.3
令和2年	1,177.7	33.6	1,472.5	4,332.8	1,332.1	15.5	0.2	19.6	65.3	21.8

資料：厚生労働省「患者調査」

図表2-4-6 三重県の傷病分類別推計患者数

(単位：千人)

	入院			外来			
	総数	病院	一般診療所	総数	病院	一般診療所	歯科診療所
総数	15.7	15.5	0.2	106.8	19.6	65.3	21.8
I 感染症及び寄生虫症	0.2	0.2	-	2.2	0.4	1.8	・
腸管感染症（再掲）	0.1	0.1	-	0.3	0.1	0.2	・
結核（再掲）	0	0	-	0	0	0	・
皮膚及び粘膜の病変を伴うウイルス性疾患（再掲）	0	0	-	1	0.1	0.9	・
真菌症（再掲）	0	0	-	0.7	0.1	0.6	・
II 新生物<腫瘍>	1.6	1.6	0	3.2	2.5	0.7	・
（悪性新生物<腫瘍>）（再掲）	1.4	1.4	-	2.2	1.9	0.3	・
胃の悪性新生物<腫瘍>（再掲）	0.1	0.1	-	0.2	0.2	0	・
結腸及び直腸の悪性新生物<腫瘍>（再掲）	0.2	0.2	-	0.4	0.3	0	・
気管、気管支及び肺の悪性新生物<腫瘍>（再掲）	0.2	0.2	-	0.2	0.2	0	・
III 血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	0.1	0.1	-	0.2	0.1	0.1	・
IV 内分泌、栄養及び代謝疾患	0.4	0.4	-	7	1.5	5.4	・
甲状腺障害（再掲）	0	0	-	0.5	0.2	0.3	・
糖尿病（再掲）	0.2	0.2	-	3.4	0.9	2.5	・
V 精神及び行動の障害	3.5	3.5	-	3.6	1.5	2.2	・
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害（再掲）	2.3	2.3	-	0.8	0.5	0.2	・
気分〔感情〕障害（躁うつ病を含む）（再掲）	0.4	0.4	-	1.2	0.4	0.9	・
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害（再掲）	0.1	0.1	-	0.4	0.2	0.3	・
VI 神経系の疾患	1.4	1.4	0	2.7	0.9	1.8	・
VII 眼及び付属器の疾患	0.1	0.1	-	5.4	0.6	4.9	・
白内障（再掲）	0.1	0.1	-	0.9	0.1	0.8	・
VIII 耳及び乳様突起の疾患	0	0	-	1.6	0.2	1.4	・
IX 循環器系の疾患	2.6	2.6	0	13.5	2.4	11.1	・
高血圧性疾患（再掲）	0	0	-	10.4	0.9	9.5	・
（心疾患（高血圧性のものを除く））（再掲）	0.8	0.8	-	1.9	0.9	1	・
虚血性心疾患（再掲）	0.2	0.2	-	0.8	0.3	0.5	・
脳血管疾患（再掲）	1.6	1.6	0	1	0.4	0.6	・
X 呼吸器系の疾患	1	1	0	5.8	0.6	5.1	・
急性上気道感染症（再掲）	0	0	-	2	0.1	1.9	・
肺炎（再掲）	0.3	0.3	-	0	0	0	・
急性気管支炎及び急性細気管支炎（再掲）	0	0	-	0.5	0	0.5	・
気管支炎及び慢性閉塞性肺疾患（再掲）	0.1	0.1	-	0.2	0.1	0.2	・
喘息（再掲）	0	0	-	1	0.2	0.8	・
X I 消化器系の疾患	0.8	0.8	-	18.4	1.7	1.6	15.2
う蝕（再掲）	-	-	-	3.5	0	-	3.5
歯肉炎及び歯周疾患（再掲）	-	-	-	7.8	0.1	-	7.7
胃潰瘍及び十二指腸潰瘍（再掲）	0.1	0.1	-	0.2	0.1	0.1	・
胃炎及び十二指腸炎（再掲）	0	0	-	0.7	0.2	0.5	・
肝疾患（再掲）	0.1	0.1	-	0.4	0.2	0.1	・
X II 皮膚及び皮下組織の疾患	0.2	0.2	-	4.9	0.5	4.4	・
X III 筋骨格系及び結合組織の疾患	0.8	0.8	0	10.8	2	8.8	・
炎症性多発性関節障害（再掲）	0	0	-	0.5	0.2	0.4	・
関節症（再掲）	0.2	0.2	0	2.4	0.4	2	・
脊柱障害（再掲）	0.3	0.3	-	5.4	0.8	4.6	・
骨の密度及び構造の障害（再掲）	0	0	-	0.7	0.2	0.5	・
X IV 腎尿路生殖器系の疾患	0.6	0.6	-	5	1.8	3.1	・
糸球体疾患、腎尿管間質性疾患及び腎不全（再掲）	0.4	0.4	-	2.6	1	1.6	・
前立腺肥大（症）（再掲）	0	0	-	0.4	0.2	0.3	・
乳房及び女性生殖器の疾患（再掲）	0	0	-	1.4	0.4	1	・
X V 妊娠、分娩及び産じょく	0.2	0.1	0.1	0.3	0.1	0.2	・
妊娠高血圧症候群（再掲）	0	0	-	0	0	-	・
X VI 周産期に発生した病態	0.1	0.1	0	0	0	-	・
X VII 先天奇形、変形及び染色体異常	0.1	0.1	-	0.3	0.2	0.1	・
X VIII 症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	0.1	0.1	-	1.3	0.6	0.7	・
X IX 損傷、中毒及びその他の外因の影響	1.8	1.8	0	3.9	1	2.8	0.1
骨折（再掲）	1.3	1.3	0	1.1	0.5	0.6	・
X X I 健康状態に影響を及ぼす要因及び保健サービスの利用	0.1	0.1	-	16.7	1.2	9	6.5
歯の補てつ（再掲）	-	-	-	4.4	0	-	4.4

計数のない場合「-」統計項目のありえない場合「・」

資料：厚生労働省「令和2年 患者調査」

(3) 病床利用率・平均在院日数

- 本県の病院の病床利用率および平均在院日数は、全病床では全国平均と同程度となっています。
- 感染症病床*の近年の病床利用率および平均在院日数は大きく変動しており、新型コロナウイルス感染症の影響が考えられます。

図表2-4-7 病院の病床利用率・平均在院日数

(単位：％、日)

		全病床	精神病床	感染症病床	結核病床*	療養病床*	一般病床*
病床利用率	全国	75.0	84.0	446.9	31.4	83.8	67.5
	三重県	75.3	82.3	571.2	27.4	84.7	69.0
平均在院日数	全国	27.3	276.7	10.5	44.5	126.5	16.2
	三重県	27.1	307.1	11.2	64.2	103.9	15.3

※在院患者数は許可（指定）病床数に関わらず、毎日24時現在に在院している患者数であり、感染症病床の在院患者数には、緊急的な対応として一般病床等に在院する方を含むことから病床利用率は100%を上回ることがあります。

資料：厚生労働省「令和4年 病院報告」

図表2-4-8 県内の病院の病床利用率および平均在院日数の推移

		病床利用率（％）				平均在院日数（日）					
		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年		
総数		80.3	76.1	74.7	75.0	27.6	28.2	27.3	27.1		
一般病院	総数	79.0	74.3	73.2	73.4	22.8	23.1	22.5	22.2		
	療養病床および一般病床のみの病院		79.0	75.0	74.2	74.0	26.3	26.6	26.1	25.7	
	その他の一般病院	総数	78.9	72.9	71.3	72.3	17.9	18.2	17.7	17.7	
		精神病床		89.9	88.9	89.5	88.7	352.5	362.3	338.2	312.3
		感染症病床		0.90	52.6	129.8	198.7	3.60	10.3	11.1	11.2
		結核病床		48.6	40.1	33.0	31.4	81.8	67.2	65.7	64.2
		療養病床		87.5	86.4	85.4	86.3	227.6	227.7	265.5	224.6
一般病床		75.6	67.7	65.1	66.0	12.6	12.6	12.2	12.3		
精神科病院		86.7	84.6	81.6	82.5	293.0	307.5	308.5	294.4		

資料：厚生労働省「病院報告」

(4) 病院における患者の流出・流入状況

- 病院の入院患者（療養病床および一般病床）の状況を二次医療圏別にみると、北勢医療圏では、1日あたりの入院患者数は6.2千人と推計され、うち12%が県外を含む当該医療圏外の医療機関に入院しています。当該医療圏外の医療機関で治療を受けた割合（流出率）は、県平均では15%ですが、東紀州医療圏では3割を超える高い割合を示しています。
- 東紀州医療圏を除く二次医療圏では入院患者の8割以上がその医療圏内で入院医療を受けており、各医療圏において特殊な医療を除く一般的な医療サービスがおおむね完結してい

ると言えます。

- 一方、東紀州医療圏では医療圏内で入院医療を受けた割合（完結率）が約7割と他の二次医療圏に比べて低く、圏外への流出率が高くなっています。

図表2-4-9 二次医療圏別 病院の療養病床および一般病床の入院患者の流出・流入状況
(単位：千人/日)

医療機関所在地 患者住所地	三重県						流出率
	三重県	北勢	中勢伊賀	南勢志摩	東紀州	県外	
総数	14.7	6.1	4.0	3.7	0.9	0.8	15%
北勢医療圏	6.2	5.8	0.4	0.0	0.0	0.4	12%
中勢伊賀医療圏	3.5	0.2	3.1	0.2		0.2	16%
南勢志摩医療圏	3.9	0.1	0.5	3.4	0.0	0.1	18%
東紀州医療圏	1.1	0.0	0.1	0.2	0.8	0.1	33%
県外	2.0	0.7	0.6	0.6	0.1	-	-
流入率*	22%	15%	40%	21%	11%	-	-

※空欄はデータがありません。

資料：厚生労働省「令和2年 患者調査」

第1節 | 医療圏の設定

1. 医療圏設定の考え方

(1) 医療圏の概要

- 医療圏とは、地域の医療需要に応じて包括的に医療を提供するために、医療資源の適正な配置を図ることを目的とした地域単位をいいます。
- 県民に身近なところで適切な医療サービスを効率的に提供するため、県民の生活行動の範囲や医療機関を受診する際の移動状況を考慮した上で、健康増進から疾病の予防、診断、治療およびリハビリテーションに至る包括的な医療提供体制を整備するための地域単位として、一次、二次、三次の医療圏を設定します。
- なお、本県では、平成29(2017)年3月に地域医療構想を策定し、4つの二次医療圏をベースとして8つの構想区域を設定しています。各構想区域において地域医療構想調整会議を開催し、病床の機能分化・連携のほか、在宅医療等のより地域に密着した医療のあり方について議論・検討を行っています。

(2) 一次医療圏

- 一次医療圏とは、日常の健康相談等の保健サービスと、身近な地域における日常的な診察等による初期医療を提供していくための最も基礎的な単位であり、住民の日常生活に密着した医療サービスが提供される地域の範囲です。
- 休日夜間応急診療所等による初期救急医療、母子保健事業等の保健サービスは、市町が主体となって実施していることから、一次医療圏は市町単位とします。

(3) 二次医療圏

- 二次医療圏とは、主として病院および診療所の病床の整備を図るために、市町の区域を越えて設定する地域の範囲であり、本計画の基本となる圏域です。
- 「医療計画作成指針」(厚生労働省医政局長通知)では、人口構造、患者の受療状況、医療提供施設の分布などを参考として設定することや、人口20万人未満で、特に流入患者割合20%未満かつ流出患者割合20%以上の二次医療圏については、その設定の見直しについて検討することを求めています。
- 第2章第4節「県民の受療動向」で確認したように、入院患者については、東紀州医療圏を除いた二次医療圏では患者の8割以上がその医療圏内で入院医療を受けており、おおむね標準的な医療提供体制が一体的に確保されていると認められます。
- 東紀州医療圏の流出患者割合は3割を超えており、和歌山県への流出も含め、圏域内での完結が難しい医療が一定あると言えます。また、今後の人口減少や医師の働き方改革等による医療の集約化などの影響も考慮すると、圏域外との連携をさらに深めていく必要性が

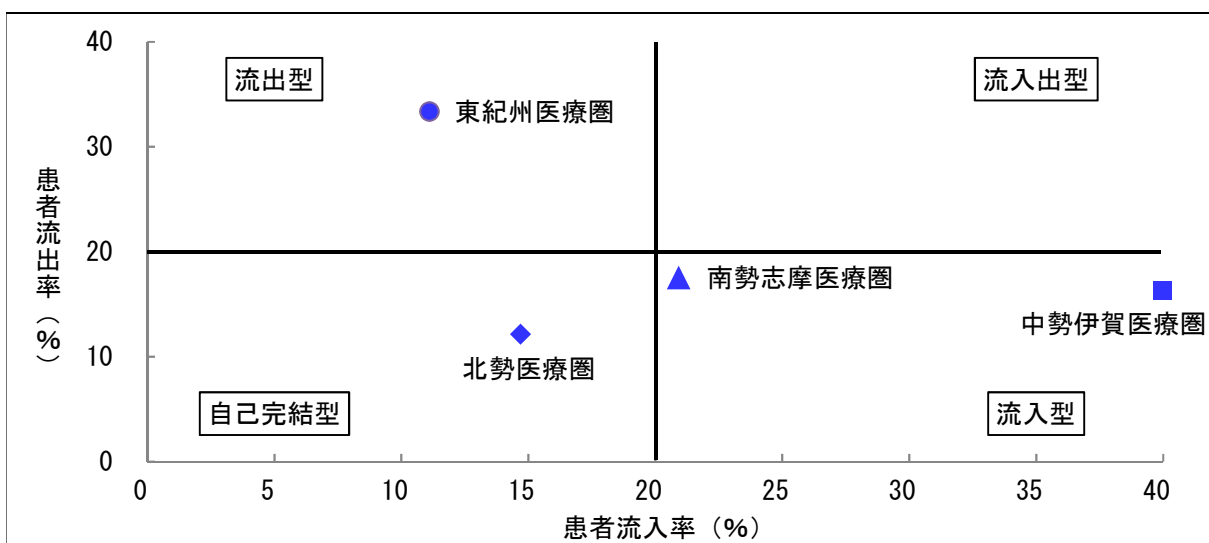
高まっています。

- 一方で、仮に東紀州医療圏を他の医療圏と統合した場合、へき地を抱える二次医療圏としての面積がさらに広大となり、交通アクセスなどの地理的条件の課題が深まることとなります。また、国において令和 22 (2040) 年を視野に入れつつ、新たな地域医療構想の策定に向けた検討が進められる予定であり、二次医療圏を細分化して地域医療構想区域を設定している本県においては、その方向性によって、二次医療圏と構想区域との整理があらためて必要になる可能性があります。
- こういったことをふまえ、本計画における二次医療圏については、これまでと同様、北勢、中勢伊賀、南勢志摩および東紀州の 4 つの圏域を維持することとします。ただし、令和 8 (2026) 年度における本計画の中間評価の際、または令和 11 (2029) 年度における第 9 次計画策定の際に、あらためて二次医療圏の見直しを検討することとします。

(4) 三次医療圏

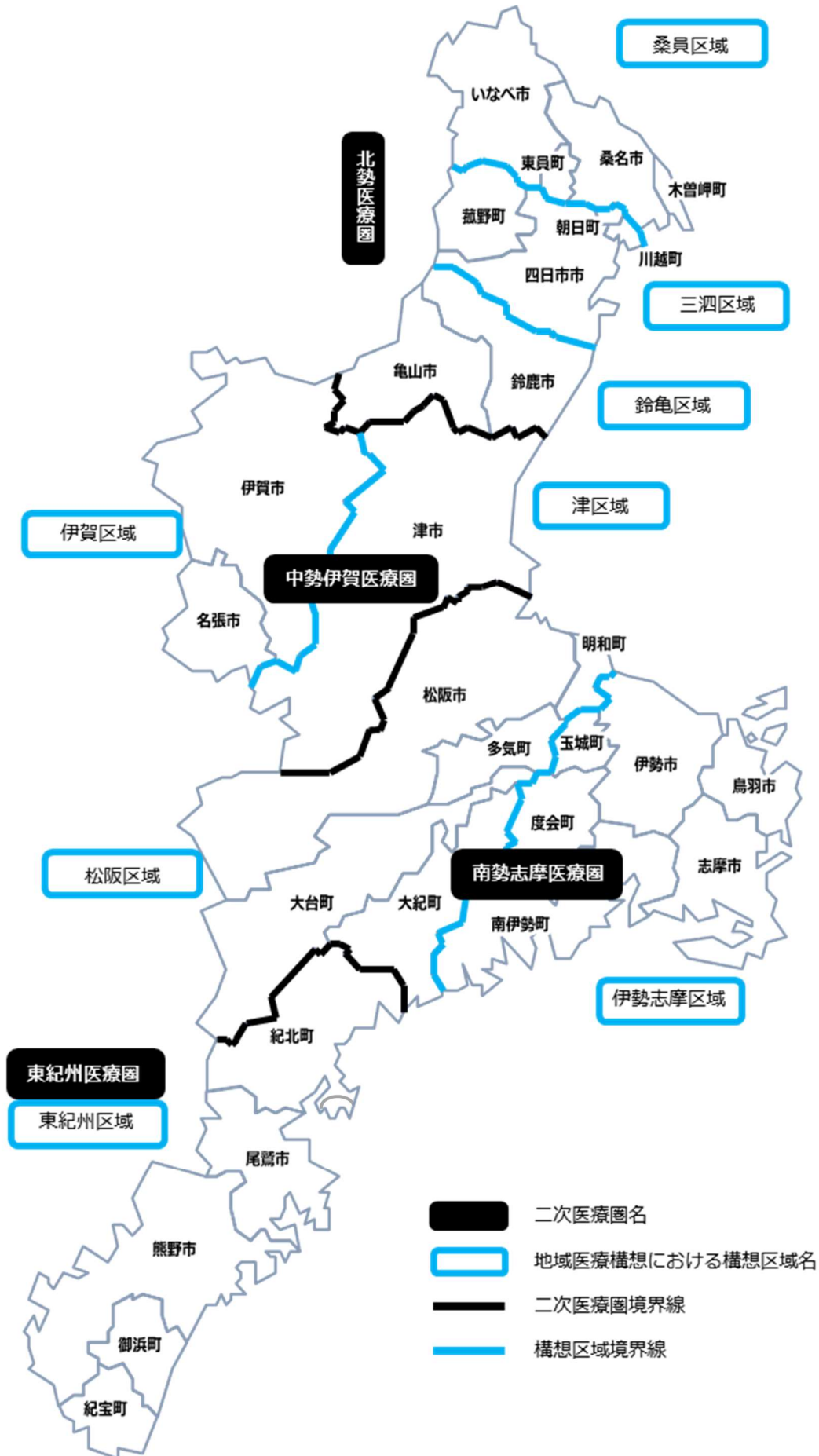
- 三次医療圏とは、特に専門性の高い救急医療や、臓器移植等の先進的技術が必要とする医療などを広域的に提供するための地域の範囲であり、県全域を三次医療圏とします。

図表3-1-1 各医療圏の流出率・流入率による分類



資料：厚生労働省「令和 2 年 患者調査」

図表3-1-2 二次医療圏および構想区域



第2節 | 基準病床数

1. 基準病床数の趣旨

- 効率的、効果的な入院に係る医療提供体制を確立するためには、各二次医療圏における病院等の病床数が重要な要素となります。
- 「医療法」では、医療計画において基準病床数を定めることとされています。基準病床数は、二次医療圏内での病床数の目安であるとともに、一定以上の病床が整備されている場合の規制基準としての役割を併せ持っています。既存病床数が基準病床数を超える病床過剰地域の場合には、原則として病床の新設または増加が抑制されます。
- 病床過剰地域であっても「医療法施行規則」第1条の14第7項各号に該当する診療所の病床については、三重県医療審議会の意見を聴くなどの手続きを経た上で知事への届出により設置することができます。また、「医療法施行規則」第30条の32の2第1項各号に規定する病院の特定の病床の設置については、三重県医療審議会の意見を聴いた上で、県が厚生労働大臣に協議し、その同意を得た場合に限り認められます。ただし、いずれの場合も地域医療構想調整会議等において、当該地域に追加的に病床を設置する必要性を十分協議することが求められます。
- 地域医療連携推進法人*の参加法人についても、「医療法施行規則」第30条の32の3第1項各号により、地域医療構想の達成を推進するために必要な場合は、病床の設置の特例が適用されます。
- 本計画における基準病床数は、次のとおりとします。

図表3-2-1 基準病床数

(単位：床)

病床種別	区分	基準病床数	既存病床数 令和5年4月1日
療養病床 および 一般病床	北勢医療圏	5,748	5,733
	中勢伊賀医療圏	3,836	4,249
	南勢志摩医療圏	3,426	3,783
	東紀州医療圏	380	761
	合計	13,390	14,526
精神病床	県全域	3,748	4,496
結核病床	県全域	40	30
感染症病床	県全域	24	24

※既存病床数は、医療法施行規則の改正により令和6年4月から適用の算定方法を反映した病床数

※療養病床および一般病床ならびに精神病床に係る基準病床数は、各圏域の人口構成、流入流出患者数等をもとに「医療法施行規則」等に定められた計算方式により算出しています。

※結核病床に係る基準病床数は、「医療計画における結核病床の基準病床数の算定について」(厚生労働省健康局結核感染症課長通知)および県内結核患者の発生状況、最大入院患者数等を勘案し、算出しています。

なお、本県では、結核病床の不足を補うため、国の結核患者収容モデル事業により、一般病床および精神病床の一部を結核患者収容可能な病床として整備しています。

※感染症病床に係る基準病床数は、感染症法の配置基準に基づき、算出しています。

第1節 | 医療従事者の確保と資質の向上

1. 医師

医師の確保や偏在是正に係る取組については、「三重県医師確保計画」にて、医療計画の別冊に定めます。

2. 薬剤師

薬剤師の確保や偏在是正に係る取組については、「三重県薬剤師確保計画」にて、医療計画の別冊に定めます。

3. 歯科医師

(1) めざす姿

- 歯科診療所に従事する歯科医師は、かかりつけ歯科医として、県民のニーズへのきめ細かな対応、切れ目のない歯科保健医療提供体制の確保、多職種との連携などの取組を進め、地域包括ケアシステムの一翼を担っています。
- 歯科保健医療ニーズの多様化・高度化や歯科医療技術の進歩に対応した、予防と治療が一体となった歯科保健医療の提供に向け、県内の全ての地域において高い知識と技術を持つ歯科医師が確保されています。

(2) 現状

- 令和2（2020）年末における本県の医療施設に従事する歯科医師数は1,161人で、人口10万人あたり65.6人と、全国平均の82.5人を下回っています。
- 人口10万人あたりの診療科別の歯科医師数は、歯科、矯正歯科、小児歯科および歯科口腔外科のいずれも全国平均を下回っています。

図表4-1-1 県内の医療施設従事歯科医師数

（単位：人）

平成24年	平成26年	平成28年	平成30年	令和2年
1,134	1,156	1,162	1,159	1,161

資料：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」

図表4-1-2 歯科医師数の全国と県との比較(人口10万人あたり医療施設従事歯科医師数)

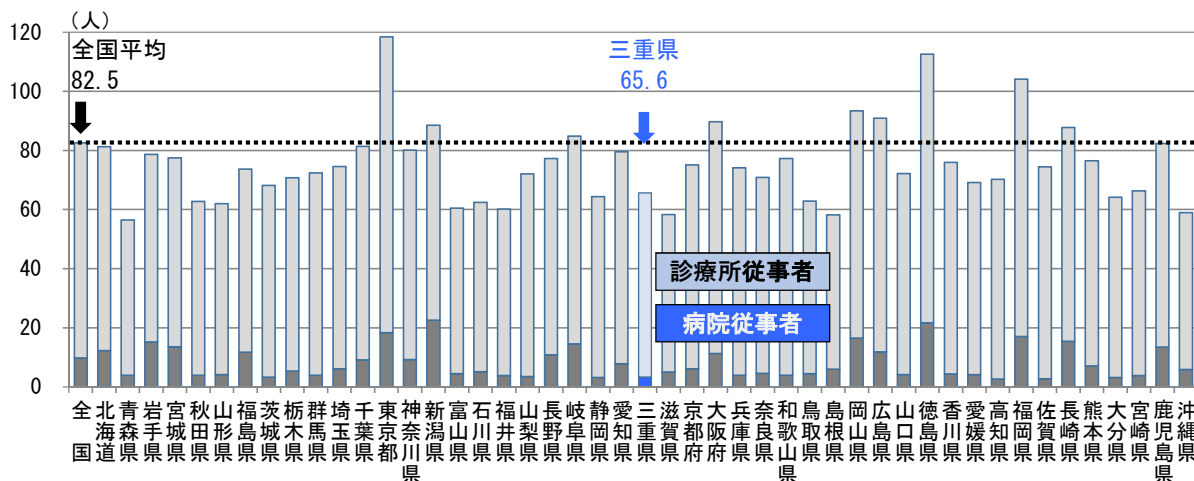
(単位:人)

区分	総数	歯科	矯正歯科	小児歯科	歯科口腔外科
全国	82.5	71.1	3.4	1.6	3.5
三重県	65.6(35)	58.5(35)	1.9(36)	1.3(20)	2.6(44)

※ () 内は全国順位です。

資料:厚生労働省「令和2年 医師・歯科医師・薬剤師統計」

図表4-1-3 歯科医師数の全国と県との比較(人口10万人あたりの医療施設従事歯科医師数)



資料:厚生労働省「令和2年 医師・歯科医師・薬剤師統計」

- 構想区域別では、人口10万人あたりの歯科医師数は、津区域、松阪区域、伊勢志摩区域、東紀州区域以外は県平均を下回っています。

図表4-1-4 県内の構想区域別医療施設従事歯科医師数

(単位:人)

	総数	桑員	三泗	鈴亀	津	伊賀	松阪	伊勢志摩	東紀州
歯科医師数	1,161	128	232	125	216	96	140	181	43
人口10万人あたり	65.6	59.4	62.3	50.9	78.7	58.1	66.0	82.2	65.9

資料:厚生労働省「令和2年 医師・歯科医師・薬剤師統計」、
三重県「令和2年国勢調査集計結果」(令和2年10月1日現在)

- 医療機関に従事する歯科医師の95.0%(1,161人中1,103人)が歯科診療所に従事しており、県民の歯と口腔の健康を日常的にトータルサポートするかかりつけ歯科医としての役割が期待されています。

(3) 課題

- 県民に対して安全・安心かつ効果的な歯科医療を提供するため、ライフステージおよびライフコース*に基づく県民一人ひとりのニーズに応じた専門性の高い知識と技術を持った歯科医師の育成が必要です。

- 一般の歯科医療機関では受入れが困難な障がい児・者に対し、三重県歯科医師会障害者歯科センターにおいて歯科診療を行っています。さまざまな障がいに対して、歯科医療関係者が理解を深め、受診時の受入体制の充実を図ることが必要です。
- 医科歯科連携による疾病対策を推進するため、医療、介護関係者との連携による歯科医療、口腔ケアの提供体制を整備することが必要です。
- 高齢化等の社会環境の変化に対応するため、地域で歯科医療を提供する歯科医療機関や歯科医療の質の向上を図るなどの体制の充実が必要です。

(4) 取組内容

- 臨床研修制度により、患者を全人的に診ることができ、かつ高い臨床能力（知識・技術）を身につけた歯科医師を育成します。（医療機関、歯科医師会、県）
- 日本歯科医師会の生涯研修制度に基づき、県歯科医師会、郡市歯科医師会が連携して体系的な研修を実施します。（歯科医師会）
- 障がいの状態に応じた歯と口腔の健康づくりに対する必要な支援が、より身近な地域において受けられるよう、三重県歯科医師会、障がい者支援団体等と連携して、「みえ歯ートネット*」を活用した障がい児・者の歯科医療提供体制の推進に取り組みます。（医療機関、歯科医師会、県）
- がん治療や全身麻酔での手術が必要な患者の治療効果の向上や療養生活の質の向上等を目的とした、人材の育成を行い、医科歯科連携による口腔ケアや歯科治療の充実を図ります。（医療機関、歯科医師会、県）
- 県民が身近な地域で継続的に歯科受診できるよう、在宅において口腔ケアや歯科治療が適切に実施されるよう、専門的な知識や技術を持つ人材の育成を行うなど在宅歯科保健医療の充実を図ります。（医療機関、歯科医師会、関係団体、県）
- 地域偏在等にも対応できるよう、地域口腔ケアステーションを拠点として医療、介護関係者等と連携した歯科保健医療を推進します。（医療機関、歯科医師会、関係団体、市町、県）

4. 看護師、准看護師

(1) めざす姿

- 質の高い看護師の確保・育成や勤務環境改善の取組などにより看護師の不足が解消され、高度急性期から在宅医療、また介護・福祉分野など幅広い領域において、よりよい看護が提供されています。

(2) 現状

- 令和2（2020）年末における本県の看護師の従事者数（実人数）は17,866人で、人口10万人あたり1,009.2人と全国平均1,015.4人を下回っていますが、経年的に増加しています。一方、准看護師の従事者数（実人数）は4,482人で、人口10万人あたり253.2人と全国平

均 225.6 人を上回っています。

図表4-1-5 看護師・准看護師数

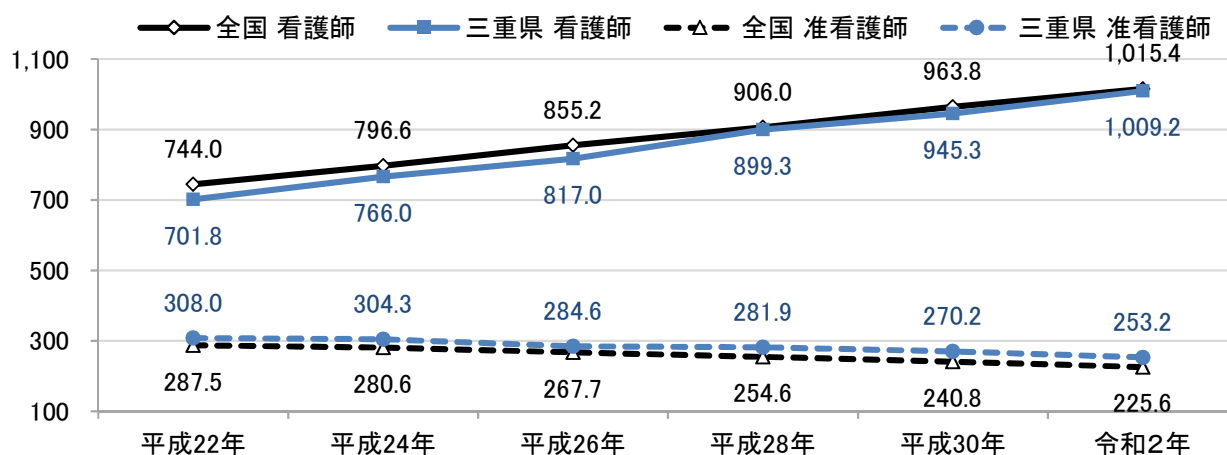
(単位:人)

区 分	看護師		准看護師	
	実人数	人口 10 万人あたり	実人数	人口 10 万人あたり
全 国	1,280,911	1,015.4	284,589	225.6
三重県	17,866	1,009.2 (35)	4,482	253.2 (26)

※ () 内は全国順位です。

資料：厚生労働省「令和2年 衛生行政報告例」

図表4-1-6 看護師・准看護師数の推移(人口 10 万人あたり)



資料：厚生労働省「衛生行政報告例」

- 令和2(2020)年では、看護師の就業場所は病院が最も多く、11,891人と全体の66.6%である一方で、准看護師の就業場所は介護保険施設等が最も多く、1,410人と全体の31.5%を占めています。平成22(2010)年の数値と比較すると、病院の増加が1,639人と最も多く、次いで介護保険施設等が868人、無床診療所が593人、訪問看護ステーションが515人となっています。一方、有床診療所では、295人の減少となっています。

図表4-1-7 就業場所別看護師・准看護師数

		総数	病院	診療所		助産所	訪問看護ステーション	介護保険施設等	社会福祉施設	保健所	市町村	事業所	学校養成所等	その他
				有床	無床									
平成22年	合計	18,729	11,470	831	2,554	24	446	2,422	419	31	90	146	224	72
	看護師	13,016	9,297	333	1,179	17	397	1,123	212	30	62	102	224	40
	准看護師	5,713	2,173	498	1,375	7	49	1,299	207	1	28	44	-	32
令和2年	合計	22,348	13,109	536	3,147	1	961	3,290	701	7	110	97	273	116
	看護師	17,866	11,891	292	1,944	-	833	1,880	476	7	94	78	273	98
	准看護師	4,482	1,218	244	1,203	1	128	1,410	225	-	16	19	-	18

資料：厚生労働省「衛生行政報告例」

- 構想区域別の人口 10 万人あたりの看護師数は、津区域で 1,426.0 人、松阪区域で 1,121.7 人と全国平均を上回っていますが、それ以外の区域では下回っています。准看護師数は、

特に東紀州区域で 513.6 人と多くなっています。看護師、准看護師を合わせた数では、津区域で 1,645.7 人、松阪区域で 1,434.7 人と多く、伊賀区域で 968.2 人、鈴亀区域で 1,076.6 人、桑員区域で 1,128.6 人と少ない状況です。

図表4-1-8 構想区域別の看護師、准看護師数(人口 10 万人あたり)

(単位：人)

区域	看護師	准看護師	看護師および 准看護師
全 国	1,015.4	225.6	1,241.0
三重県	1,009.2	253.2	1,262.4
桑員区域	892.3	236.3	1,128.6
三泗区域	941.9	217.7	1,159.6
鈴亀区域	884.7	191.8	1,076.6
津区域	1,426.0	219.6	1,645.7
伊賀区域	773.8	194.4	968.2
松阪区域	1,121.7	313.1	1,434.7
伊勢志摩区域	964.9	349.2	1,314.1
東紀州区域	874.0	513.6	1,387.6

資料：厚生労働省「令和 2 年 衛生行政報告例」

構想区域別の人口は三重県「月別人口調査」(令和 2 年 10 月 1 日現在) から算出

- 本県の看護職員の養成については、令和 5 (2023) 年度現在、看護系大学 4 か所、助産師養成所 1 か所、看護師養成所 (3 年課程) 11 か所、高等学校専攻科 (5 年一貫) 1 か所、准看護師養成所 1 か所の計 18 か所で実施されており、入学定員は全体で 975 人となっています。令和 4 (2022) 年度に入学する看護師等学校養成所の受験者は 2,557 人で、そのうち入学者は 989 人、競争率は 2.6 倍になっています¹。
- 令和 3 (2021) 年度の看護師等学校養成所の卒業生は、本県全体で 876 人であり、そのうち看護師・准看護師として 757 人が就業し、うち 606 人が県内に就業しています。県内就業率は 69.2%となっています。

図表4-1-9 看護師等学校養成所数、1 学年定員数

(単位：か所、人)

区 分	養成所数		1 学年定員	
	実数	人口 10 万 人 あたり	実数	人口 10 万 人 あたり
全 国	1,582	1.3	83,902	66.6
三重県	18	1.0	975	54.6

資料：厚生労働省「令和 4 年度 看護師等学校養成所入学及び卒業生就業状況調査」

総務省「住民基本台帳年齢階級別人口」(令和 4 年 1 月 1 日時点)

¹ 出典：厚生労働省「令和 4 年度 看護師等学校養成所入学及び卒業生就業状況調査」

図表4-1-10 看護師等学校養成所の卒業者数、卒業者に占める就業看護師・准看護師数

(単位：人、%)

区 分	卒業者数		卒業者のうち看護師・准看護師として就業した人数				
	実数	人口10万人あたり	総数	人口10万人あたり	卒業者数に占める割合	うち県内就業者	
						総数	卒業者数に占める割合
全 国	67,857	53.9	56,715	45.0	83.6	42,562	62.7
三重県	876	49.1	757	42.4	86.4	606	69.2

資料：厚生労働省「令和4年度 看護師等学校養成所入学及び卒業生就業状況調査」（卒業者は令和3年度の数）
総務省「令和4年 人口推計」

- 日本看護協会が実施した病院看護実態調査によると、本県の病院における正規雇用看護職員の離職率は、全国平均と比較して低い値で推移しています。また、新卒看護職員の離職率も、全国平均と比較しておおむね低くなっています。
- なお、令和3（2021）年度は、正規雇用看護職員および新卒看護職員について、全国および三重県ともに前年度と比べて離職率が高くなっています。

図表4-1-11 病院の正規雇用・新卒看護職員離職率の推移

(単位：%)

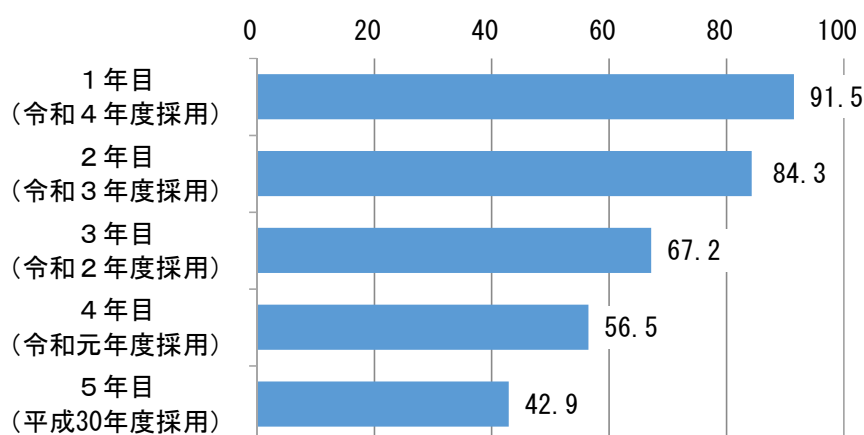
	区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
正規雇用 看護職員	全 国	10.9	10.7	11.5	10.6	11.6
	三重県	10.4	9.6	9.4	9.8	10.8
新卒看護職員	全 国	7.5	7.8	8.6	8.2	10.3
	三重県	4.4	10.7	4.7	4.9	6.6

資料：日本看護協会「病院看護実態調査」

- 令和5（2023）年度に県看護協会が実施した病院看護実態調査によると、新卒看護師の病院における職場定着率は、採用1年目では91.5%ですが、採用5年目では42.9%に減少しています。

図表4-1-12 新卒看護師の職場定着状況(病院)

(単位：%)



資料：三重県看護協会「令和5年度 病院看護実態調査」

- 平成 27 (2015) 年 10 月から始まったナースセンター*への免許保持者の離職時等の届出制度により把握した情報をもとに、再就業支援など看護職員確保対策を強化するため、平成 27 (2015) 年 12 月に三重県ナースセンター四日市サテライトを開設しました。

図表4-1-13 三重県ナースセンターによるナースバンク*(無料職業相談)等実績

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	単位
求人相談件数	5,131	5,027	4,617	4,664	5,398	件 (延)
求職相談件数	9,925	9,720	10,703	12,740	11,197	件 (延)
就業者数*	528	396	348	493	427	人 (延)
届出制度による届出数	343	288	389	388	423	人 (実)

※イベント救護等による就業者数を含みます。

資料：ナースバンク事業報告

- 平成 26 (2014) 年に、医療の高度化や専門化に対応できる質の高い看護職員の養成と県内の看護職員供給体制、確保対策を総合的に検討することを目的に、「三重県看護職員確保対策検討会」を設置し、「人材確保対策」「定着促進対策」「資質向上対策」「助産師確保対策」の 4 つの視点から検討を行い、取組の方向性を体系的に整理しました。
- 平成 28 (2016) 年 10 月に「三重県プライマリ・ケアセンター」を県立一志病院に設置し、へき地等で活躍が期待されるプライマリ・ケアエキスパートナース*の育成に取り組んでいます。

(3) 課題

- 本県の看護師数は増加傾向にありますが、全国と比較すると低い水準にあり、看護師の確保は喫緊の課題です。
- 訪問看護ステーションや介護保険施設、社会福祉施設等に勤務する看護師は増加傾向にありますが、地域包括ケアシステムの推進にあたり、看護師の確保をさらに進める必要があります。
- 看護師を志望する学生を確保するため、若者などに対して看護の魅力について普及啓発を行うことが必要です。また、少子化により労働力人口が減少する中、定年退職した看護師が活躍できる仕組みづくりが必要です。
- 医療・介護・福祉・保健を担う質の高い看護師を養成するため、看護教育の充実を図る必要があります。
- 看護師の確保のため、三重県ナースセンターにおける求人・求職のマッチング*率を高める必要があります。
- 出産や子育て、介護等の理由で退職した看護師の復職を支援する取組が必要です。
- 短時間勤務や時差勤務制度など多様な勤務形態の導入や、夜勤・交代制勤務の負担軽減等、看護師の勤務環境を改善するための取組が必要です。
- 子育てしながら、看護師としての就労を継続できるよう、院内保育所の整備が必要です。
- 看護師の離職防止のため、働きがいを感じながら、着実にキャリア形成ができるよう、職場における支援や研修体制の充実が必要です。

- 看護師の勤務環境改善やキャリア支援の取組の推進者である看護管理者（看護部長や看護師長等）の資質向上を図る必要があります。
- 医療技術の高度化、患者の高齢化、在院日数の短縮化が進む中、患者本位の医療を実現するために、質の高い看護を提供できる人材の育成が求められています。
- 訪問看護ステーション従事者数が全国平均を大きく下回っていることから、その従事者の確保を図る必要があります。また、看取りや重症度の高い利用者に対応できるよう、訪問看護ステーション間の連携強化、訪問看護ステーションの機能強化による安定的な訪問看護サービスの提供体制の整備が求められます。
- 在宅医療等を支える看護師や感染症の発生・まん延時に迅速かつ的確に対応できる看護師の育成を図る必要があります。

(4) 取組内容

① 看護師の養成・確保

- 少子化の進行等により、看護師等学校養成所の入学者の確保が困難になりつつあることから、小中学生や高校生、その家族等に対して、多様な場で働く看護職の魅力についての普及啓発を行うほか、高校生等に対する看護体験学習を支援するなど、看護師等学校養成所の入学者の確保対策に取り組みます。（医療機関、看護協会、教育機関、県）
- 看護師等学校養成所と連携し、看護師の養成と県内就業の促進を図ります。（教育機関、県）
- 民間の看護師等養成所の運営を支援するとともに、教員向けの研修を行うことにより、教育体制の充実を図ります。（教育機関、県）
- 臨地実習機関の確保および充実を図るため、調整や支援に努めるほか、保健師助産師看護師実習指導者講習会を通じて、臨地実習機関の指導者の養成を行います。（医療機関、看護協会、関係機関、教育機関、県）
- 県内外の看護師等学校養成所で学ぶ学生を対象とした修学資金の貸付制度により、県内に勤務する看護師の確保を図ります。（医療機関、教育機関、市町、県）
- 県広報などさまざまな広報手段を積極的に活用して、ナースバンクへの求職・求人登録者数の増加を図ります。（医療機関、看護協会、関係機関、県）
- 免許保持者の離職時等の届出制度等により把握した情報をもとに、きめ細かな情報発信や就業相談等を行うとともに、再就業への不安を軽減するための復職支援研修を実施し、潜在看護師の再就業を促進します。（看護協会、県）
- 医療依存度の高い入所者の増加に伴い、介護福祉現場で働く看護師の確保を図ります。（看護協会、関係機関、県）
- 少子化による労働力人口の減少に鑑み、定年退職した看護師の就業を促進します。（医療機関、看護協会、関係機関、県）
- 看護師の確保対策を効果的に進めていくために、就業場所や地域ごとの偏在の度合いに応じた施策について検討を行います。（県）

② 看護師の定着促進・離職防止

- ライフステージに応じた働き方が可能となるよう、勤務環境の改善を進めます。（医療機関、

医師会、看護協会、関係機関、県)

- 子育てしながら働き続けることができるよう、医療機関における院内保育の充実に向けた取組を進めます。(医療機関、県)
- 三重県ナースセンターにおいて、勤務環境相談窓口の設置やアドバイザー派遣など、県内の医療機関等における離職防止対策の取組を支援します。(看護協会、県)
- 三重県医療勤務環境改善支援センター*や「女性が働きやすい医療機関」認証制度*を活用し、医療機関の主体的な勤務環境改善の取組を促進します。(医療機関、医師会、県)
- 三重県ナースセンターと三重県医療勤務環境改善支援センターとの連携強化により、医療機関の勤務環境改善の取組を効果的に支援します。(医療機関、医師会、看護協会、県)
- 看護師の働く意欲を維持し、職場定着を支援するため、研修体制の充実を図ります。(医療機関、看護協会、県)

③ 看護師の資質の向上

- 県看護協会等と連携し、看護師が最新の技術および知識を習得し、より質の高い看護を提供できるよう研修体制の一層の充実を図ります。(医療機関、看護協会、関係機関、県)
- 医療機関が、看護師の勤務環境改善やキャリア支援に向けて取り組むことができるよう、研修や情報交換の機会を設け、看護管理者の資質向上を図ります。(医療機関、看護協会、関係機関、県)
- 多様化する在宅医療ニーズをふまえ、質の高い在宅医療を提供するため在宅療養患者への訪問看護を担う人材の育成を図ります。(医療機関、看護協会、関係団体、関係機関、県)
- 地域包括ケアシステムの推進のため、プライマリ・ケア*が実践できるプライマリ・ケアエキスパートナースを育成します。(医療機関、関係機関、県)
- 在宅医療等を支える看護師や感染症の発生・まん延時に迅速かつ的確に対応できる看護師(特定行為研修*修了者の就業者数 160 人以上)を確保するため、特定行為に係る看護師の研修制度の周知のほか、研修の受講支援を行うとともに、県内で研修を受講できるよう、指定研修機関(特定行為研修を行う指定研修機関数 2 施設以上)の充実に向けた取組を進めます。(医療機関、関係機関、県)

5. 保健師

(1) めざす姿

- 個人および地域全体の健康の保持増進、疾病の予防を図るとともに、複雑かつ多様な健康課題や健康危機に対応できる、高い専門性を有する保健師が養成・確保され、効果的な保健活動が展開されています。

(2) 現状

- 本県の保健師の従事者数(実人数)は、平成 22(2010)年の 561 人から令和 2(2020)年の 798 人へと増加しており、人口 10 万人あたりでは 45.1 人(全国で 38 位)で、全国平均 44.1 人をやや上回っています。就業場所については、市町に従事する保健師が最も多く、

全体の61.4%を占めています。

- 保健師は、所定の専門教育を受け、保健指導や健康教育、地区活動などを通じて個人・家族・地域に働きかけ、疾病の予防や健康増進など公衆衛生看護活動を行う専門家です。
- 保健師の主な活動領域としては、保健所、保健センター等で保健行政に従事する地域保健と、企業の産業保健スタッフとして勤務する産業保健、学校等で学生と教職員の心身の健康保持に努める学校保健等があります。
- 少子高齢化のさらなる進行や人口減少に伴う社会環境や疾病構造の変化の中で、生活習慣病対策の充実や介護予防、在宅医療の推進などにより、地域保健の保健師に求められる活動領域は、医療、介護、福祉等に拡大しています。
- 精神保健、虐待等の複雑かつ多様な問題を抱える対象が増加傾向にあり、支援の充実や関係者とのネットワークの強化が求められています。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大時には、まん延防止の観点から、感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る積極的疫学調査、クラスター対応等を行ってきました。また、大規模災害時に保健活動が実施できるよう、保健活動の全体調整、保健師等の派遣および受入れ等に関する体制を構築しています。広域的な感染症のまん延や大規模災害などの健康危機に関して、専門的な対応を行う保健師への期待が高まっています。

図表4-1-14 就業場所別保健師数

(単位:人)

就業場所	総計	病院	診療所	保健所	県※	市町	事業所	学校養成所 研究機関	その他
平成22年	561	18	6	64	-	377	42	19	35
平成24年	627	28	6	82	-	389	76	21	25
平成26年	645	14	12	62	-	439	66	13	39
平成28年	681	27	12	65	29	448	52	19	29
平成30年	733	31	13	68	26	472	74	17	32
令和2年	798	43	19	60	32	490	78	13	63

※平成28年以降は、就業場所の内訳に「県」が項目立てされました。

資料：厚生労働省「衛生行政報告例」

(3) 課題

- 医療、介護・福祉等の活動領域の拡大に伴い、保健師の確保および適正な配置が必要です。
- 複雑かつ多様な健康課題や健康危機に対応できる、高い専門性を有する保健師の育成が求められています。
- 保健師活動に伴う専門的な知識や技術の維持・継承ができるよう、人材育成の体制について看護系大学等や市町、県が連携し検討することが必要です。

(4) 取組内容

① 保健師の養成・確保

- 県内の看護系大学等と連携して、卒業生の県内就業を促進するとともに、県外の看護系大

学等へも働きかけを行います。(関係機関、教育機関、市町、県)

- 保健師をめざす学生が保健所や市町、産業保健等における地域看護学実習を円滑に受けられるよう支援するなど、保健活動に関する教育の充実を図ります。(関係機関、教育機関、市町、県)
- 三重県ナースセンターと連携し、免許保持者の離職時等の届出制度の周知を行い、潜在保健師の把握・復職支援に努めます。(看護協会、県)

② 効果的な保健活動を行うための適正配置の促進

- 複雑かつ多様な健康課題等に対し効果的な保健活動を展開するため、統括保健師*をはじめとする保健師の適正配置に努めます。(市町、県)

③ 保健師の資質の向上

- 複雑かつ多様な健康課題や健康危機に対応できる保健師を育成するため、専門研修を実施するとともに、技術的支援を行います。(市町、県)
- 個人および地域全体の健康の保持増進、疾病の予防を図るとともに、複雑かつ多様な健康課題や健康危機に対応するための保健・医療・福祉・産業等の関係機関とのネットワークづくりや、包括的な地域支援システムの構築を推進するため、保健師のコーディネート能力の向上に努めます。(関係機関、市町、県)
- 保健師の人材育成体制について、市町および県統括保健師会議を中心として、人材育成の課題と対応策等を検討するとともに、看護系大学等の関係者で構成される保健師人材育成業務検討会等において、研修などの充実に向けて取り組みます。また、各保健所においても、現場における人材育成の課題と対応策等について、管内の関係者による連絡会等で検討を行い、体制の充実を図ります。(関係機関、教育機関、市町、県)

6. 助産師

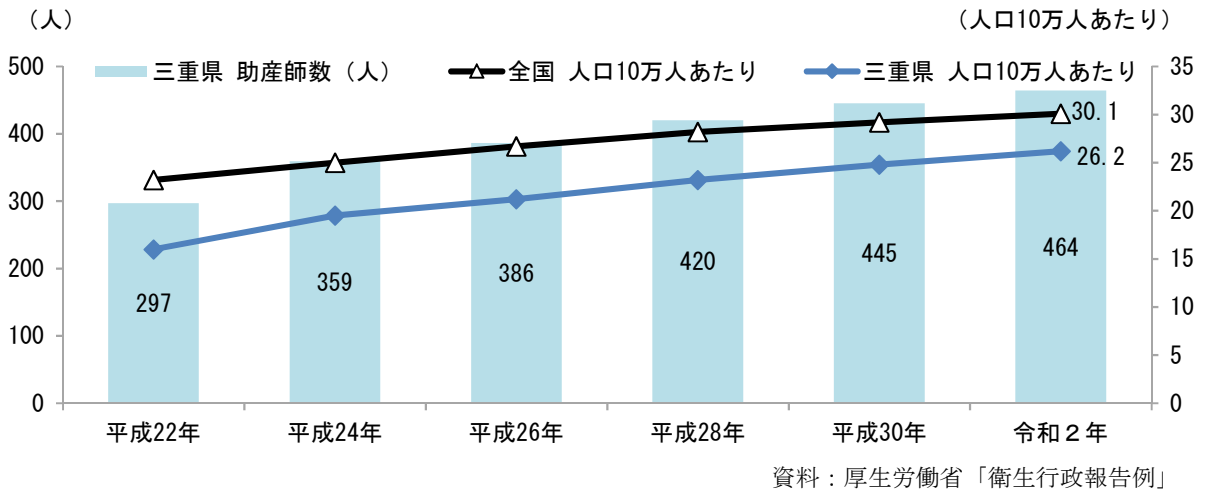
(1) めざす姿

- 県内の助産師不足が解消され、助産師が自立して専門性を発揮することにより、安心・安全な出産ができる体制が構築されています。

(2) 現状

- 本県の助産師の従事者数(実人数)は、平成22(2010)年の297人から令和2(2020)年の464人へと増加していますが、人口10万人あたりでは26.2人(全国で41位)で、全国平均30.1人を下回っています。

図表4-1-15 助産師数(実人数)および人口10万人あたり助産師数の推移



- 構想区域別の人口10万人あたりの助産師数は、津区域が50.3人、桑員区域が33.9人と全国平均を上回っていますが、それ以外の区域では下回っています。特に東紀州区域では9.2人と少ない状況です。

図表4-1-16 構想区域別の助産師数(人口10万人あたり)
(単位：人)

区域	助産師
全 国	30.1
三重県	26.2(41)
桑員区域	33.9
三泗区域	28.8
鈴亀区域	15.1
津区域	50.3
伊賀区域	20.0
松阪区域	17.0
伊勢志摩区域	15.4
東紀州区域	9.2

※ () 内は全国順位です。

資料：厚生労働省「令和2年 衛生行政報告例」

構想区域別の数は三重県「月別人口調査」(令和2年10月1日現在)から算出

- 令和2(2020)年における本県の出生場所別の出生数は、病院が4,735人と全体の42.5%、診療所が6,186人と全体の55.5%となっています。一方で、令和2(2020)年における助産師の主な就業場所は、病院が254人と全体の54.7%、診療所が131人と全体の28.2%となっており、就業場所の偏在がみられます。

図表4-1-17 出生場所別出生数

(単位：人、%)

	病院	診療所	助産所	自宅・その他	総数
数	4,735	6,186	211	9	11,141
割合	42.5	55.5	1.9	0.1	100.0

資料：厚生労働省「令和2年 人口動態調査」

図表4-1-18 就業場所別助産師数

(単位：人)

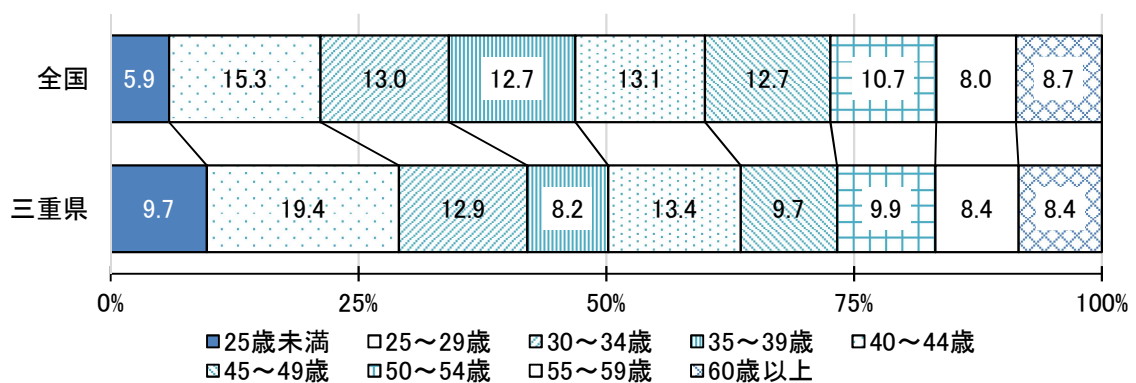
	総計	病院	診療所	助産所	市町	事業所	学校養成所 研究機関	その他
平成22年	297	168	89	18	6	-	16	-
平成24年	359	195	110	23	4	2	24	1
平成26年	386	214	113	25	8	1	24	1
平成28年	420	249	105	25	13	-	26	2
平成30年	445	261	106	36	13	-	28	1
令和2年	464	254	131	43	14	-	21	1

資料：厚生労働省「衛生行政報告例」

- 令和5（2023）年における分娩取扱施設数は、病院が13か所、診療所が17か所、助産所が6か所となっています。
- 助産師の年代別割合を見ると、20代の助産師の割合が29.1%と全国の21.2%に比べて高くなっています。

図表4-1-19 助産師の年代別割合

(単位：%)

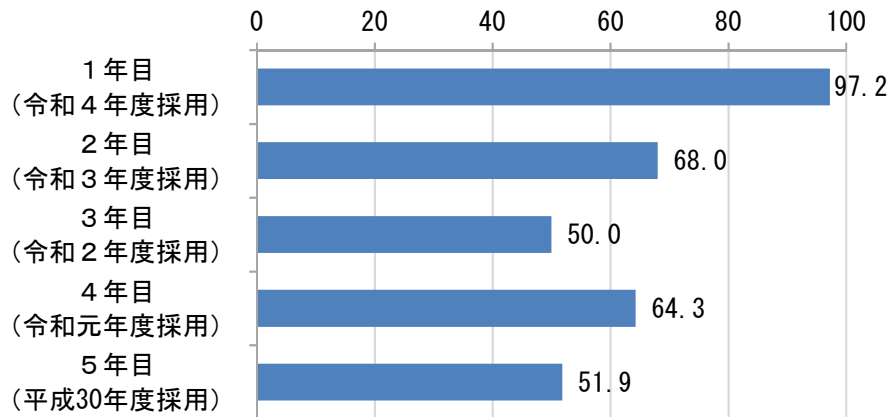


資料：厚生労働省「令和2年 衛生行政報告例」

- 令和5（2023）年度に県看護協会が実施した病院看護実態調査によると、新卒助産師の病院における職場定着率は、採用1年目では97.2%ですが、採用3年目では50.0%、採用5年目では51.9%に減少しています。

図表4-1-20 新卒助産師の職場定着状況(病院)

(単位：%)



資料：三重県看護協会「令和5年度 病院看護実態調査」

- 近年、助産業務や妊産褥婦・新生児の保健指導のみならず、思春期から更年期に至るまでの女性のライフサイクルに合わせた相談など、助産師の役割は広がっています。
- 平成21(2009)年に「三重県助産師養成確保に関する懇話会」を設置し、助産師の養成・確保および資質向上について検討しています。
- 助産師の就業場所や就業地域の偏在解消と助産実践能力の向上を目的に、平成28(2016)年度から「助産師出向支援導入事業*」を開始し、令和4(2022)年度までに19組の取組実績がありました。

(3) 課題

- 分娩を取り扱う産科診療所等においては助産師が不足しており、その確保が急務となっています。
- 助産師の職場定着率は、おおむね採用後の年数の経過につれて低くなっており、定着率を向上させる取組が必要です。
- 多様化する助産師業務に対応していくための資質向上に向けた取組が必要です。

(4) 取組内容

① 助産師の養成・確保

- 県内の看護系大学や助産師養成所と連携し、助産師の養成と県内就業を促進するとともに、県看護協会等と連携し、潜在助産師の再就業の支援に取り組みます。(看護協会、関係団体、教育機関、県)
- 民間の助産師養成所の運営を支援するとともに、教員向けの研修を行うことにより、教育体制の充実を図ります。(教育機関、県)
- 臨地実習機関の確保および充実を図るため、調整や支援に努めるほか、保健師助産師看護師実習指導者講習会等を通じて、臨地実習機関の指導者の養成を行います。(医療機関、看護協会、関係機関、教育機関、県)

- 助産師修学資金貸付制度により、県内に勤務する助産師の確保を図ります。(医療機関、教育機関、県)
- 「三重県助産師養成確保に関する懇話会」において、県内の看護系大学および助産師養成所における養成力の強化や臨地実習機関の充実に向けた検討を進めるなど、関係機関が連携して、助産師の養成・確保に取り組めます。(医療機関、医師会、看護協会、関係団体、関係機関、教育機関、県)

② 助産師の定着促進・離職防止

- 助産師の職場定着率が向上するよう、研修体制や勤務環境等の改善を図ります。(医療機関、看護協会、関係機関、県)

③ 助産師の資質の向上

- 専門性を生かした助産師業務の推進に向け、関係機関との連携により助産師の資質向上を図るため、新人および中堅助産師、指導的立場にある助産師のそれぞれの経験に応じた研修会を実施します。(医療機関、看護協会、教育機関、県)
- 助産師の助産実践能力の向上および就業場所や就業地域の偏在解消のため、助産師出向システム*の定着を図ります。(医療機関、看護協会、関係機関、県)
- 周産期死亡率の改善のため、多職種との連携を深め、周産期医療や看護の知識・技術を得ることを目的とした研修会を実施します。(医療機関、関係団体、県)

7. 管理栄養士・栄養士

(1) めざす姿

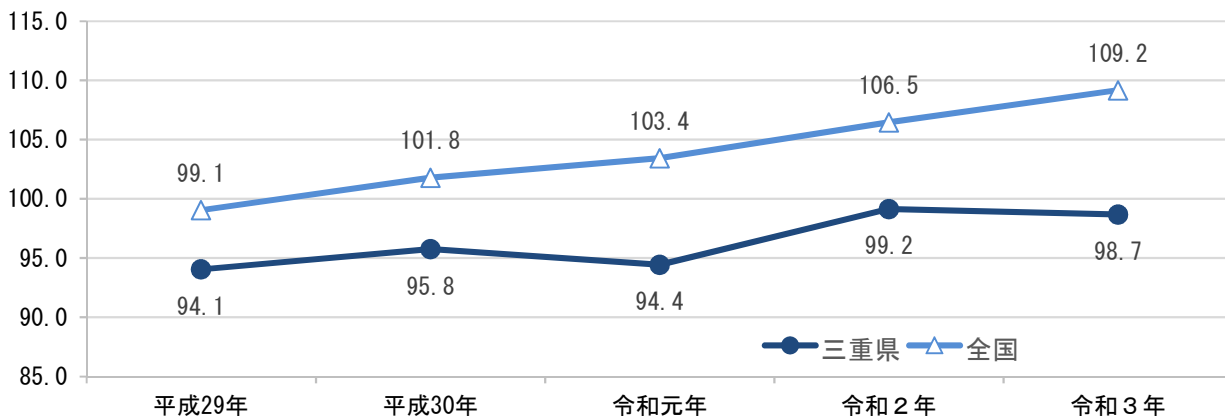
- 集団に加え個人の特性をふまえた適切な栄養指導や食環境の整備を行うことができるよう、地域の各職域において管理栄養士・栄養士が配置されています。
- 多様化する住民ニーズに的確に対応するため、管理栄養士・栄養士の資質の向上に向けた研修体制が整備されています。
- 優先的に解決すべき栄養・食生活改善の課題をさまざまな職域の管理栄養士・栄養士が連携して解決することができています。

(2) 現状

- 管理栄養士の免許は、栄養士の免許を有する方が管理栄養士国家試験を受けて取得します。
- 管理栄養士は、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導や、個人の体の状況、栄養状態等に応じた高度な専門的知識および技術を要する健康保持増進のための栄養指導、病院等の施設利用者の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理、これらの施設に対する栄養改善上必要な指導等を行います。
- 令和3（2021）年度末現在、県内の給食施設に従事する管理栄養士は963人（特定給食施設*645人、その他の給食施設318人）、栄養士は770人（特定給食施設541人、その他の

給食施設 229 人) です。人口 10 万人あたりの管理栄養士・栄養士数は全国を下回っており、その差が大きくなってきています。

図表4-1-21 給食施設における管理栄養士・栄養士の推移(人口 10 万人あたり)



資料：厚生労働省「衛生行政報告例」、厚生労働省「人口動態調査」

- 医療施設に勤務する管理栄養士は 297.9 人、栄養士は 89.6 人で、人口 10 万人あたりの数は増加傾向にありますが、管理栄養士数は全国を下回っています。

図表4-1-22 医療施設の管理栄養士・栄養士従事者数

(単位：人)

	三重県				全国			
	管理栄養士		栄養士		管理栄養士		栄養士	
	実数	人口 10 万人あたり	実数	人口 10 万人あたり	実数	人口 10 万人あたり	実数	人口 10 万人あたり
平成 29 年	299.8	16.7	76.9	4.3	22,430.0	17.7	4,717.3	3.7
令和 2 年	297.9	16.8	89.6	5.1	22,475.5	17.8	4,444.8	3.5

資料：厚生労働省「病院報告」、厚生労働省「人口動態」

- 令和 4 (2022) 年 6 月 1 日現在、県内の市町における行政栄養士数は、保育や福祉分野従事者も含めると 85 人(管理栄養士 71 人、栄養士 14 人)です。健康づくり関係への専従配置が一番多く、特定健診・特定保健指導関係や高齢者福祉関係への専従配置は少ない状況です。

(3) 課題

- ライフコースをとおして生活習慣病の予防・重症化予防のほか、生活機能の維持・向上の観点からも、個人への栄養指導や食生活改善指導、食環境の整備の担い手である行政栄養士は、栄養施策の成果が最大に得られるような確保と配置が必要です。
- 医療の高度化・専門化への対応や高齢化に伴う在宅療養者の食事支援、また、生活習慣病の予防・重症化予防のための食育や特定保健指導等、幅広い世代の地域住民のニーズを的

確にとらえた専門的なサービスの提供に向け、管理栄養士・栄養士の資質の向上が必要です。

- 保健・医療・福祉各分野の職域に所属する管理栄養士・栄養士が、栄養・食生活の課題を共有し、改善に向けた対応ができるよう、ネットワークの構築や活動拠点との連携体制を強化する必要があります。

(4) 取組内容

- 管理栄養士・栄養士が保健・医療・福祉など各職域で活躍できる人材として養成されるよう、各養成施設との連携を強化し、確保に向けた取組を促進します。(栄養士会、教育機関、市町、県)
- 多岐にわたる健康・栄養課題に対応するため、管理栄養士・栄養士関係機関と連携し、保健、医療、福祉各分野への適切な配置を促進します。(栄養士会、教育機関、市町、県)
- 「健康増進法」(平成14年法律第103号)に基づいて特定給食施設に管理栄養士・栄養士の配置が促進されるよう、指導・助言を行います。(県)
- 幅広い世代の地域住民の高度化・専門化するニーズに対応できるよう、県栄養士会等と連携し、資質向上のための研修体制の充実を図ります。(栄養士会、市町、県)
- 保健・医療・福祉各分野の管理栄養士・栄養士の情報共有の場を設けるとともに、栄養ケア・ステーション*等の活動拠点との連携により、栄養・食生活の支援体制を充実させます。(医療機関、関係団体、関係機関、市町、県)

8. 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士

(1) めざす姿

- 医療機関等に必要な理学療法士、作業療法士および言語聴覚士が確保され、進歩する医療技術やリハビリテーション技術に対応できる体制が充実しています。

(2) 現状

- 理学療法士(P T ; Physical Therapist)は、加齢や事故などにより発生した身体機能障がいや、循環器・呼吸器・内科・難病疾患等の身体的な障がいのある人に対して、医師や歯科医師の指示のもと、有酸素性運動、ストレッチングなどを用いて筋力・関節可動域などの身体機能の改善を図る運動療法と、電気刺激、温熱、寒冷、光線、水、マッサージなどを用いて疼痛・循環障がいなどの改善を図る物理療法などを行います。
- 作業療法士(O T ; Occupational Therapist)は、体やこころに障がいのある人などに対し、その主体的な生活の獲得を図るため、諸機能の回復、維持、開発を促す作業活動を用いて治療・指導・援助を行います。移動、食事、排泄、入浴等の日常生活活動に関するADL* (日常生活動作) 訓練、家事、外出等のIADL* (手段的日常生活動作) 訓練、福祉用具の使用等に関する訓練、退院後の住環境への適応訓練、発達障がいや高次脳機能障が

い等に対するリハビリテーションを通じて、機能や能力の改善を図ります。

- 言語聴覚士（S T ; Speech-Language-Hearing Therapist）は、音声機能、言語機能、摂食・嚥下機能、または聴覚に障がいのある人に対し、その機能の維持向上を図るため、言語、嚥下などの訓練や聴覚の支援、これに必要な検査・指導・援助を行います。
- 高齢化に伴う疾病構造の変化により、リハビリテーションへの需要が高まっており、理学療法士数、作業療法士数、言語聴覚士数ともに増加しています。
- 令和2（2020）年10月1日現在、非常勤従事者を常勤換算した分を含めると、県内の病院・一般診療所における就業者数は、理学療法士 1,098.0 人、作業療法士 572.2 人、言語聴覚士 186.7 人です。また、介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）における就業者数は、理学療法士 211 人、作業療法士 78 人、言語聴覚士 18 人です。
- 県内の理学療法士養成校は、大学 1 校（定員 40 人）、専門学校 2 校（定員 80 人）であり、作業療法士養成校は大学 1 校（定員 40 人）、専門学校 1 校（定員 40 人）です。

(3) 課題

- 高齢化に伴い、リハビリテーションの需要増が見込まれるため、今後も理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の確保や資質の向上を図る必要があります。

(4) 取組内容

- 関係団体や養成施設等と連携を図りながら、必要な人材の養成・確保に努めるとともに、地域医療構想や地域包括ケアシステムの推進に向けて、県内医療機関の地域包括ケア病床や回復期リハビリテーション病床の充足を図り、リハビリテーションのニーズに対応していきます。（医療機関、関係団体、教育機関、県）

9. 救急救命士

(1) めざす姿

- プレホスピタル・ケア*の主な担い手である救急救命士を数多く養成し、救急隊 1 隊に常時 1 人が配置されています。
- 指導救命士制度およびメディカルコントロール体制*のもと、救急救命士の資質が向上しています。

(2) 現状

- 救急救命士は、救急現場や救急車内等において、傷病者に対して気道の確保、心拍の回復などの救急救命処置を行います。また、救急業務における教育指導体制を充実させること等、救急業務全般の質を向上させるため、指導救命士（指導的立場の救急救命士）を養成しています。

- 平成 16（2004）年以降、救急救命士は、医師の指示のもとで心肺機能停止状態にある傷病者に対して気管挿管（気管内チューブを使った気道確保）や薬剤（アドレナリン）の投与といった医療行為が行えるようになり、平成 26（2014）年 4 月からは心肺機能停止前の重度傷病者に対しても救急救命処置の範囲が拡大されており、その重要性はますます高まっています。

図表4-1-23 県内の救急救命士数および指導救命士数

（単位：人）

救急救命士数	指導救命士数
592	87

資料：三重県調査（令和 4 年 4 月 1 日現在）

(3) 課題

- 救急車により搬送された患者の生存率と社会復帰率の向上のために、救急隊 1 隊に常時救急救命士 1 人が配置されることが必要です。
- 救急救命士が実施できる処置の拡大に伴い、救急救命士の資質の向上が必要です。

(4) 取組内容

- 全都道府県が共同で設立した救急振興財団の救急救命士養成所に毎年研修生を派遣します。（消防機関、県）
- 養成所を卒業した研修生は病院実習が必要なため、研修受入れ病院との密接な連携体制を維持し、スムーズな病院実習の実施を図ります。（医療機関、消防機関、市町、県）
- 救急業務の高度化の推進と質の向上のため、気管挿管等の特定行為を行うために必要とされる講習や病院実習を的確に受講させるとともに、指導救命士制度を活用し、有資格者に対する再教育制度の充実を図ります。（医療機関、消防機関、関係機関、市町、県）

10. 歯科衛生士

(1) めざす姿

- 県民への歯科疾患の予防処置や歯科保健指導が充実するよう、歯科診療所や病院等に歯科衛生士が配置されています。
- 歯科保健医療に関する高い知識と技術が提供できるよう、歯科衛生士の資質向上に向けた研修体制が整備されています。

(2) 現状

- 歯科衛生士は、歯科診療所や病院等において歯科疾患の予防処置や歯科診療の補助、歯科保健指導等に従事します。

- 令和 2（2020）年末における本県に就業している歯科衛生士は 2,188 人で、93.7%が歯科診療所に勤務しています。
- 令和 2（2020）年末における人口 10 万人あたりの歯科衛生士数は 123.6 人と全国平均の 113.2 人を上回っています。
- 県内の歯科衛生士養成学校は 3 校で、四日市市、津市、伊勢市にあります。

図表4-1-24 就業場所別歯科衛生士数

(単位:人)

就業場所	総数	県	保健所	市町村	病院	診療所	介護老人保健施設	事業所	歯科衛生士学校または養成所	その他
平成 24 年	1,619	-	1	9	62	1,518	4	4	13	8
平成 26 年	1,621	-	-	9	59	1,508	5	10	15	15
平成 28 年	1,939	-	-	8	79	1,793	3	7	16	33
平成 30 年	2,030	1	2	10	85	1,878	15	4	20	15
令和 2 年	2,188	2	-	9	80	2,051	12	-	17	17

資料：厚生労働省「衛生行政報告例」

(3) 課題

- 県民の全身の健康の保持増進のため、歯科疾患の予防処置や歯科保健指導が十分に行われるよう、歯科診療所や病院、介護施設等へ歯科衛生士の配置が必要です。
- 行政機関に勤務する歯科衛生士が少ないことから、歯科口腔保健の推進に関する企画、事業の実施、評価等を進めるために、歯科口腔保健の専門職としての歯科衛生士の配置が望まれます。
- 歯科衛生士の人材確保の対策として、離職している歯科衛生士の再就職支援を行う必要があります。
- 歯科保健医療ニーズの多様化・高度化に伴い医療的ケア児*や障がい児・者、高齢者等の専門的な歯科保健医療に対応できる高い知識と技術を持つ歯科衛生士の育成が必要です。
- 地域包括ケアシステムにおいて、歯科保健医療の専門的な視点から多職種と連携を図り、口腔ケアや歯科保健指導等を実施することができる歯科衛生士の育成が必要です。

(4) 取組内容

- 歯科診療所や病院等での歯科衛生士の就業が促進されるよう、三重県立公衆衛生学院において歯科衛生士を養成します。(関係機関、関係団体、県)
- 歯科保健医療に関する高い知識と技術を持つ歯科衛生士を育成するために研修を実施します。また、離職している歯科衛生士の再就職への支援を行います。(関係団体、県)
- 「みえ8020推進ネット*」への歯科衛生士の登録を推進するとともに、登録者に対し、各種研修や地域歯科保健活動の案内、科学的根拠に基づく最新の歯科保健医療等に関する情報発信を行うなど、歯科衛生士の確保と資質向上を図ります。(関係団体、県)

1.1. その他医療関係従事者

(1) 現状

- 高齢化や医療技術の進歩等に伴い、医療ニーズは高度化・多様化し、質・量ともに高まっています。

(2) 課題

- 医療に関するさまざまな専門職の確保と資質向上の取組が求められています。

(3) 取組内容

- 養成施設、医療関係団体、医療機関、行政など、さまざまな関係機関が連携して人材の確保と資質の向上を図ります。

図表4-1-25 医療関係者の職務内容および三重県における従事者数

職 種	職務内容	従事者数 (常勤換算を含む)
歯科技工士	歯科技工所や歯科診療所等において、歯の被せ物、入れ歯、金冠、矯正装置等の製作、修理などを行います。	県内の歯科技工所等に496人が従事
診療放射線技師 診療X線技師	医療機関や検診センター等において、X線撮影、バリウム検査、マンモグラフィなどを用いた検査や治療の補助を行います。 昭和58(1983)年に診療X線技師資格は廃止され、診療放射線技師資格に一本化されています。	県内の病院に診療放射線技師593.6人が従事
衛生検査技師 臨床検査技師	衛生検査技師は、病院の検査室や衛生検査所において、採取した血液・尿・組織などの検体を用いて微生物学的・血液学的・病理学的・生化学的検査等を行います。 臨床検査技師は、これらに加えて心電図検査、脳波検査等の生理機能検査を行います。	県内の病院に衛生検査技師0.8人、臨床検査技師736.2人が従事
臨床工学技士	人工呼吸器、人工心肺、ペースメーカー、人工透析*装置等の生命維持装置や手術室の医療機器などの操作および保守点検を行います。	県内の病院に318.4人が従事
医療ソーシャル ワーカー(MSW)	関係機関や関係職種と連携し、患者の抱える経済的、心理的、社会的な問題の解決に向けた調整を行い、在宅復帰・社会復帰など、生活の再設計の援助をします。	県内の病院に301.6人が従事(医療社会事業従事者および社会福祉士)
精神保健福祉士 (PSW)	精神科病院で治療を受ける精神障がい者や、社会復帰の促進を目的とする施設を利用する精神障がい者等の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練などを行います。	県内の病院に136.5人が従事
あん摩マッサージ 指圧師	施術所等において、あん摩、マッサージ、指圧を行います。	県内の施術所等に864人が従事
はり師	施術所等において、はりによる施術を行います。	県内の施術所等に1,182人が従事
きゅう師	施術所等において、きゅうによる施術を行います。	県内の施術所等に1,143人が従事
柔道整復師	施術所等において、打撲・捻挫に対する施術と、骨折・脱臼に対する応急手当を行います。	県内の施術所等に564人が従事

※歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師および柔道整復師の従事者数は実人数です。

※その他の職種の従事者数は常勤従事者数および非常勤従事者を常勤換算した数の合計です。

資料：厚生労働省「令和4年 衛生行政報告例」(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師)、
厚生労働省「令和2年 衛生行政報告例」(歯科技工士)
厚生労働省「令和2年 医療施設調査」(上記以外の職種)

第2節 | 医療提供体制の整備

1. 医療提供体制の状況

(1) 現状と課題

① 病床機能の分化・連携

- 今後の本県の人口は、北勢地域において高齢者の増加が見込まれる一方で、東紀州地域においては、総数とともに高齢者・後期高齢者も減少の一途をたどるなど、地域によってその人口動態は大きく異なります。
- 各地域の医療需要や介護需要の推移を見据え、医療資源の効果的かつ効率的な配置を促し、急性期*から回復期、慢性期まで患者が質の高いサービスを受けられる体制整備が求められています。
- 本県では、団塊の世代が全て75歳になる2025年を視野に、地域に応じた病床の機能分化・連携を進めるため、平成29(2017)年3月に「三重県地域医療構想」を医療計画の一部として策定し、今後の医療需要の推計に基づき必要となる病床の目安(必要病床数)などを決めました。また、8つの構想区域において、医療・介護を含めた関係者からなる「地域医療構想調整会議」を開催し、各医療機関の病床や担うべき役割、在宅医療の推進等について協議を重ね、地域医療構想を推進してきました。
- 現在、国において、令和22(2040)年頃を視野に入れつつ、コロナ禍で顕在化した課題を含め、中長期的課題について整理し、新たな地域医療構想の策定に向けた検討がされているところであり、その議論を注視していく必要があります。

② 医療機能に関する情報提供の推進

- 県民の医療機関・薬局の適切な選択を支援することを目的として、医療機関・薬局は、自らの医療機能に関する情報を県に報告することが義務づけられており、県は、その情報を「医療ネットみえ*」、「薬局案内みえ」などを通じて県民に提供しています。
- 「医療ネットみえ」では、各医療機関の診療科目や診療時間などを掲載しており、すぐに治療を受けたいときに受診できる医療機関を探すこともできます。令和5(2023)年3月31日現在で県内医療機関の約98.6%にあたる2,411施設が参加しており、令和4(2022)年度は、846,034件のアクセスがありました。
- 「薬局案内みえ」では、各薬局の開店時間、各種相談体制などを掲載しており、近隣の薬局を検索することができます。
- 医療機関が有する病床(一般病床および療養病床)において担っている医療機能の現状と今後の方向を都道府県に報告する「病床機能報告制度」が導入されています。また、医療機関の外来医療の実施状況を都道府県に報告する「外来機能報告制度」も令和4(2022)年度から始まっています。両制度において報告された事項については、病床機能・外来機能の分化・連携の推進のために各地域医療構想調整会議において協議するとともに、ホームページにて公表しています。
- 患者が自らの症状に応じて適切に医療機関を受診できるよう、医療機能に関する情報提供

を充実させるとともに、適切な受療行動に関して、県民に対し啓発する必要があります。

③ 医療情報の提供と開示の促進

- 医療機関においては、入院時に、医師または歯科医師が入院中の治療に関する入院診療計画書*を作成し、患者に交付・説明を行うこととなっています。また、退院時に、退院後の療養に必要なサービス等に関する退院療養計画書*を作成し、交付・説明に努めることとされています。
- 患者が安心し、納得して治療を受けられるよう、診療記録の開示をはじめ患者にわかりやすい医療情報の提供やインフォームド・コンセント*、セカンドオピニオン*等が求められています。
- また、個人の診療記録等については、本人の請求があった場合、原則、開示することとされているため、重要な個人情報が掲載されている診療記録の管理を適切に行うことが必要です。
- 患者の視点に立った医療の提供を進めるためには、医療機関等から適切な情報が提供されることで、患者自らが医療機関や治療方針を選択できることが必要であり、医療機関においても、より安全で質の高い医療を安定して提供することが求められています。

(2) 取組内容

① 病床機能の分化・連携

- 県全体の高齢者人口は令和 22（2040）年頃まで増加すると推計されており、地域差はあるものの、県全体として医療・介護の需要は今後も増加することが見込まれます。それに対して、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口が減少していく中で、いかに医療・介護従事者を確保しつつ、疾病構造の変化に合わせた医療提供体制を構築していくかについて、引き続き関係者間で協議していきます。（医療機関、市町、関係機関、県）
- 構想区域ごとに地域医療構想調整会議を開催し、地域にふさわしいバランスの取れた医療提供体制や地域包括ケアシステムの推進に向けた丁寧な議論を行います。（医療機関、市町、関係機関、県民、県）

② 医療機能に関する情報提供の推進

- 令和 6（2024）年 4 月から、医療機能情報について都道府県ごとに個別に運用されていた検索システムとそのデータを集約して、全国統一的な情報提供システム（医療情報ネット）の運用が開始される予定です。本県においても、「医療ネットみえ」や「薬局案内みえ」において提供していた情報を同システムに集約化することで、利用者の利便性の向上を図っていきます。（医療機関、県）
- 病床機能報告制度・外来機能報告制度において、医療機関から報告される病床機能や外来医療の実施状況をふまえ、各医療機関の役割分担や機能分化・連携について、地域医療構想調整会議等で協議していきます。（医療機関、市町、関係機関、県民、県）
- 医療機関やその関係機関が地域において緊密に連携し、できる限り住み慣れた地域で在宅を基本とした生活を送れるよう、患者のニーズをふまえた在宅医療サービスの提供体制整

備を進めます。(医療機関、市町、関係機関、県)

- なお、外来医療機能の偏在・不足への対応、医療機器の効率的な活用、地域の外来医療提供体制の検討等については、「三重県外来医療計画」を医療計画の別冊に定めており、同計画に基づき各取組を進めます。(医療機関、関係機関、県)

③ 医療情報の提供と開示の促進

- 医療機関は、個人情報の取扱いに留意しつつ、他の医療機関や薬局、関係機関との診療情報の共有を行い、退院療養計画書や地域連携クリティカルパス*の活用などにより患者の症状に応じた医療・介護サービスが切れ目なく提供されるよう、相互に連携して取り組みます。(医療機関、関係機関)
- インフォームド・コンセントやセカンドオピニオンによる医療を促進するため、医療関係団体等と連携し、県民および医療機関に広く制度を周知し、患者の医療に対する主体的な参加を支援します。(県民、医療機関、医療関係団体、市町、県)
- 診療記録等については、適切な管理を行うとともに、開示にあたっては、個人情報保護法および厚生労働省や日本医師会の診療情報の提供に関する指針をふまえ、対応します。(医療機関、医療関係団体、市町、県)
- 全国統一的な情報提供システム(医療情報ネット)により、各医療機関における「情報開示に関する窓口の有無」や「セカンドオピニオンに関する状況」等をわかりやすく提供していきます。(医療機関、県)

第3節 | 公立・公的病院等の役割

1. 公立・公的病院等の状況

(1) 公立・公的病院等

- いわゆる公立病院や公的病院には、県、市町、一部事務組合、地方独立行政法人のほか、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、独立行政法人地域医療機能推進機構等が開設する病院があります。また、独立行政法人国立病院機構や国立大学法人等の国が開設する病院もあります。（以下、本節において、これらの病院を「公的病院等」といいます。）
- 公的病院等は、地域における中核的な病院として、また、へき地における医療の確保、さらには二次救急*・三次救急*医療機関として重要な役割を果たしており、今後も、公的病院等の多くが、地域医療の確保に重要な役割を果たしていく必要があります。
- 本県では、県立病院の運営体制を再構築し今後も健全な経営を継続させることを前提に、各病院が県民に良質で満足度の高い医療を安定的かつ継続的に提供することをめざして、県立病院改革の検討を進め、平成 24（2012）年 4 月に県立総合医療センターについては地方独立行政法人に移行し、県立志摩病院については指定管理者制度を導入しています。
- また、県、市町等が開設する各公立病院については、医師・看護師等の不足、少子高齢化に伴う医療需要の変化、感染症拡大時の対応等を見据え、「公立病院経営強化プラン」を令和 5（2023）年度中に策定したところであり、それぞれ持続可能な地域医療提供体制の確保に取り組んでいます。

(2) 特定機能病院

- 医療施設機能の体系化の一環として、高度の医療の提供、高度の医療技術の開発および高度の医療に関する研修を実施する能力等を備えた病院を、特定機能病院として厚生労働大臣が個別に承認します。
- 本県において、三重大学医学部附属病院が承認を受けています。

(3) 地域医療支援病院

- 患者に身近な地域で医療が提供されることが望ましいという観点から、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施、救急医療の提供等を行い、かかりつけ医等への支援を通じて地域医療の確保を図る病院を、地域医療支援病院として都道府県知事が個別に承認します。
- 本県においては、令和 5（2023）年 4 月現在、17 病院が承認を受けています。

(4) 社会医療法人

- 継続して良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るため、救急医療やへき

地医療、周産期医療など特に地域で必要な医療の提供を担う医療法人を社会医療法人として、都道府県知事が個別に認定します。

○ 本県においては、令和5（2023）年4月現在、3法人が認定を受けています。

図表4-3-1 県内の特定機能病院、地域医療支援病院、社会医療法人認定病院、公的病院等
(令和5年4月現在)

二次医療圏	構想区域	所在地	医療機関	病床数	特定機能病院	地域医療支援病院	社会医療法人認定病院 ()は認定事業	公的病院等
北勢	桑員	桑名市	桑名市総合医療センター	400		○		○
		いなべ市	いなべ総合病院	220				○
	三泗	四日市市	市立四日市病院	537		○		○
		四日市市	総合診療センターひなが	480			○(精神科救急)	
		四日市市	県立総合医療センター	419		○		○
		四日市市	四日市羽津医療センター	226		○		○
		菰野町	菰野厚生病院	230				○
	鈴亀	鈴鹿市	鈴鹿中央総合病院	460		○		○
		鈴鹿市	鈴鹿回生病院	379		○	○(救急)	
		鈴鹿市	鈴鹿厚生病院	320				○
		鈴鹿市	鈴鹿病院	290				○
		亀山市	亀山市立医療センター	90				○
中勢	津	津市	三重大学医学部附属病院	685	○			○
		津市	三重中央医療センター	486		○		○
		津市	県立こころの医療センター	348				○
		津市	三重病院	260				○
		津市	榑原病院	175				○
		津市	県立子ども心身発達医療センター	110				○
		津市	県立一志病院	82				○
	伊賀	名張市	名張市立病院	200		○		○
		伊賀市	上野総合市民病院	281		○		○
		伊賀市	岡波総合病院	335		○	○(救急)	
	南勢 志摩	松阪	松阪市	松阪中央総合病院	440		○	
松阪市			済生会松阪総合病院	430		○		○
松阪市			松阪市民病院	328		○		○
松阪市			明和病院	264				○
大台町			大台厚生病院	110				○
伊勢志摩		伊勢市	伊勢赤十字病院	647		○		○
		伊勢市	市立伊勢総合病院	300		○		○
		志摩市	県立志摩病院	336		○		○
		志摩市	志摩市民病院	77				○
		玉城町	玉城病院	50				○
		南伊勢町	町立南伊勢病院	50				○
東紀州	尾鷲市	尾鷲総合病院	255				○	
	御浜町	紀南病院	244		○		○	

第1節 | がん対策

がん対策については、別冊の「三重県がん対策推進計画」に詳細を記載しているところですが、以下には、同計画における「めざす姿」を抜粋して記載します。

1. めざす姿

三重県に住んでよかったと思えるがん対策を推進し、全ての県民とがんの克服をめざす

- がんを知り、がんを予防するとともに、がん検診等による早期発見・早期治療の定着をめざす
- 適切な医療を受けられる体制の充実をめざす
- がんになっても自分らしく生きることのできる地域共生社会の実現をめざす

第2節 | 脳卒中対策および心筋梗塞等の心血管疾患対策

脳卒中対策および心筋梗塞等の心血管疾患対策については、別冊の「三重県循環器病対策推進計画」に詳細を記載しているところですが、以下には、同計画における「めざす姿」を抜粋して記載します。

1. めざす姿

- 県民が循環器病に関する正しい知識を身につけるとともに、循環器病の予防に取り組むことなどにより、より長く元気に生活を送っています。
- 県民が循環器病になっても適切な医療を受けられることなどにより、循環器病により亡くなる方の数が減少しています。
- 県民が循環器病になっても切れ目ないリハビリテーションや福祉などのサービスを受けられることなどにより、自分らしい生活を送っています。

第3節 | 糖尿病対策

1. めざす姿

(1) めざす姿

- 県民一人ひとりが、適切な食習慣、適度な身体活動をはじめとする生活習慣の改善等に取り組むことにより糖尿病の発症予防ができています。
- 県民が、自身の健康状態を知るべく、特定健康診査などの定期健診を受けることで、糖尿病の兆候が早期に発見でき、早期治療につながっています。
- 糖尿病予備軍や糖尿病患者が、経過観察や治療を自己判断で中断することなく、発症予防や透析導入につながる糖尿病性腎症などの重症化予防に努めています。
- 県民が、糖尿病専門医やかかりつけ医をはじめとする、さまざまな職種の連携や医療機関と地域の連携により、切れ目のない糖尿病の治療や、保健指導等を受けることができています。

(2) 取組方向

- 取組方向1：健康診断等による予防・早期発見
- 取組方向2：関係機関の連携による発症予防と重症化予防対策の推進
- 取組方向3：糖尿病医療、予防に従事する関係職種の人材育成

2. 現状

(1) 糖尿病の疫学

- 糖尿病は、インスリン*作用の不足による慢性の高血糖状態を主な特徴とする代謝疾患群です。
- 糖尿病は、主に、インスリンを合成・分泌する細胞の破壊・消失によるインスリン作用不足を主要因とする「1型糖尿病」と、インスリンの分泌低下・抵抗性等をきたす遺伝因子に過食、運動不足、肥満等の環境因子および加齢が加わり発症する「2型糖尿病」に大別されます。糖尿病の治療は、「1型糖尿病」と「2型糖尿病」で異なりますが、適切な血糖コントロールが必要であることは変わりません。
- 全国で糖尿病が強く疑われる人は約1,000万人で、平成28（2016）年時点で増加傾向であり、糖尿病の可能性が否定できない人も約1,000万人です¹。また、糖尿病を主な傷病として全国で継続的に医療を受けている患者数は約579万人です²。
- 全国の糖尿病患者のうち、11.8%が糖尿病性神経障害*を、11.1%が糖尿病性腎症を、10.6%

¹ 出典：厚生労働省「平成28年 国民健康・栄養調査」

² 出典：厚生労働省「令和2年 患者調査」

が糖尿病網膜症*を、0.7%が糖尿病足病変*を合併しています³。また、新規の人工透析導入患者は、約3万8千人であり、そのうち、糖尿病性腎症が原疾患*である人は約1万5千人(40.2%)となっています⁴。糖尿病患者は、高血圧、脂質異常症を併発していることが多く、これらの因子が揃うと脳卒中や心筋梗塞を引き起こす可能性が非常に高くなるといわれています。

- 本県の糖尿病年齢調整死亡率⁵は、男性 13.2 (全国平均 14.1)、女性 8.4 (全国平均 7.0) となっており、男性は、全国平均より低く、女性は全国平均より高い値となっています。

(2) 糖尿病の予防・早期発見・治療・指導

① 予防

- 糖尿病の発症予防には、適切な食習慣、適度な身体活動や運動習慣が重要です。また、喫煙、飲酒、不規則な生活習慣等も関連するため、これらの生活習慣の改善により、発症を予防することが期待できます。
- 本県の糖尿病発症の要因とされる肥満者の割合については、男性の40歳代が38.2%、50歳代が37.6%となっており、その他の年代と比較して高くなっています⁶。

② 早期発見

- 糖尿病対策においては、早期に医療機関を受診し、適切な治療を開始することが重症化や合併症の発症を防ぐ上で非常に重要であり、そのためには、特定健康診査などの定期健診を受診することが必要です。
- 特定健康診査で糖尿病のリスクがあると判断された場合には、特定保健指導や予防・健康づくりの取組を行う保健師、管理栄養士や、保険者等と連携し発症予防に取り組むことが必要です。
- 健診後、受診勧奨により対象者が実際に医療機関を受診したかどうか等についてフォローを行う等、医療との連携に関する取組も重要です。
- 境界型(空腹時血糖値110~125mg/dL または75gOGTT*2時間値140~199mg/dL) の場合は糖尿病予備群であり、運動・食生活指導等、定期的な生活習慣の管理が重要です。
- 糖尿病型(空腹時血糖値 \geq 126mg/dL, 75gOGTT2時間値 \geq 200mg/dL, 随時 \geq 200mg/dL のいずれか, HbA1c \geq 6.5%) の場合は、再検査で糖尿病と診断が確定しない場合でも、糖尿病の疑いとして取り扱い、生活指導を行いながら経過を観察します。
- 本県の健康診断・健康診査の受診率は72.9%で、全国平均の69.2%と比較して高い傾向にあります⁷。
- 本県における糖尿病が強く疑われる人の割合は、国民健康保険団体連合会の40~74歳における経年データによると、平成28(2016)年と比較し、令和3(2021)年は、40歳代、50

³ 出典：厚生労働省「平成19年 国民健康・栄養調査」

⁴ 出典：(社)日本透析医学会「わが国の慢性透析療法の現況」(令和3年)

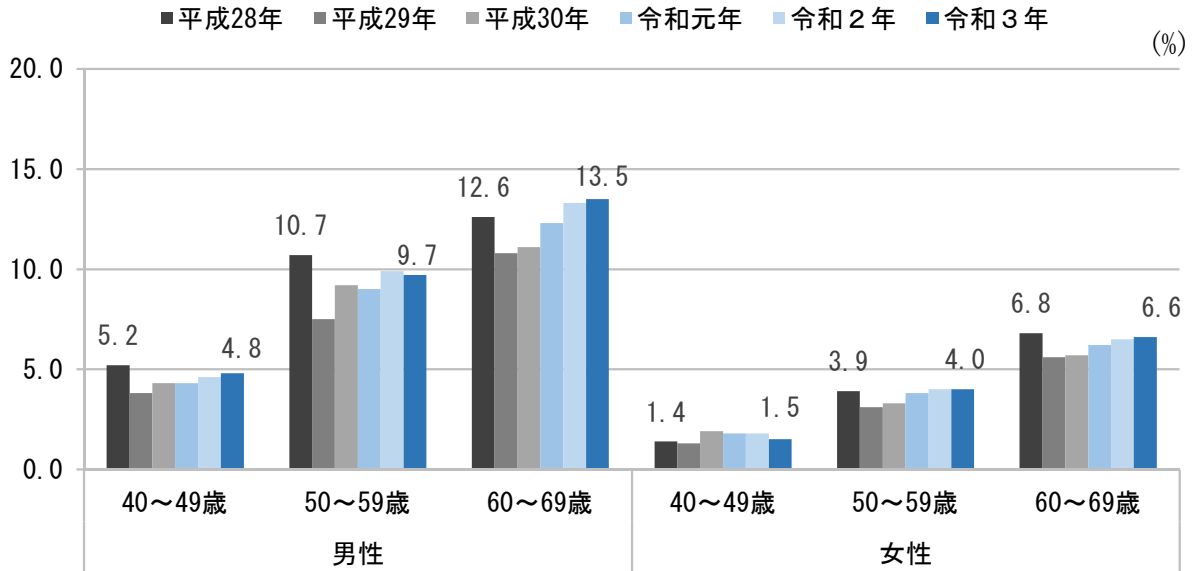
⁵ 出典：厚生労働省「令和3年人口動態統計調査」

⁶ 出典：三重県「令和4年 三重県県民健康・栄養調査結果の概要」

⁷ 出典：厚生労働省「令和4年 国民生活基礎調査」

歳代の女性、60歳代の男性で増加がみられますが、その他の年代では減少しています。一方、糖尿病の可能性を否定できない人の割合は、平成28(2016)年と比較し、令和3(2021)年は、40歳代、50歳代の男女で増加し、60歳代の男女は横ばいとなっています。

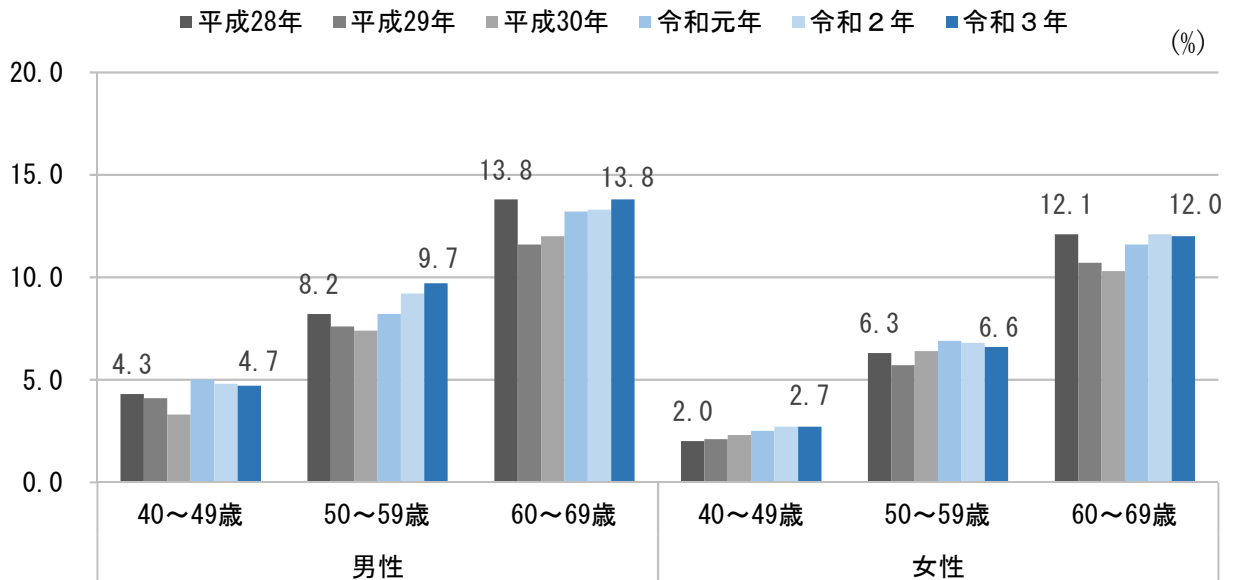
図表5-3-1 糖尿病が強く疑われる人の割合(三重県)



※糖尿病が強く疑われる人 (HbA1c 6.5%以上)

資料：三重県「国民健康保険団体連合会 特定健康診査」

図表5-3-2 糖尿病の可能性を否定できない人の割合(三重県)



※糖尿病の可能性が否定できない人 (HbA1c 6.0-6.5%未満)

資料：三重県「国民健康保険団体連合会 特定健康診査」

③ 治療・指導

- 1型糖尿病の場合は、直ちにインスリン治療を行うことが多いですが、2型糖尿病の場合は、2~3か月の食事療法、運動療法を行った上で、目標の血糖コントロールが達成でき

ない場合に、経口血糖降下薬やGLP-1受容体作動薬、インスリン製剤を用いた薬物療法を開始します。

- 薬物療法開始後でも、体重の減少や生活習慣の改善により、経口血糖降下薬やGLP-1受容体作動薬、インスリン製剤の服薬を減量または中止できることがあるため、医師、管理栄養士、薬剤師、保健師、看護師等の専門職が連携して、外来療養指導や外来食事栄養指導を行う等、食生活、運動習慣等に関する指導を継続します。
- 糖尿病網膜症、糖尿病性腎症、糖尿病性神経障害等の慢性合併症は、血糖コントロールのほか、高血圧症、脂質異常症の治療や禁煙指導等、危険因子の包括的な管理を行うことによって、その発症を予防するとともに、発症後であっても病期の進展を阻止または遅らせることが可能です。慢性合併症の予防の観点から、血糖コントロール不可例に対しては、教育入院*等を検討する必要があります。また、治療の中断者を減らすよう、継続的な治療の必要性を指導することが重要です。
- 治療と仕事の両立支援の取組や、正しい知識の普及によるスティグマ*の払拭等により継続的に治療を受けられる環境を整えることも重要です。
- 血糖コントロールの目標は、年齢、罹患期間、合併症の状態、サポート体制等を考慮して、個別に設定することが望ましく、中でも高齢者糖尿病に関しては、年齢、認知機能、身体活動、フレイル、がんや心不全等の併発疾患、重症低血糖リスク等も考慮して設定することが重要です。
- 歯周病の発症は糖尿病患者の血糖コントロールを困難にすることから、糖尿病患者への適切な歯周病治療も重要です。

④ 合併症の治療

- 糖尿病昏睡等の急性合併症を発症した場合には、輸液、インスリン投与等の治療が行われます。また、慢性合併症の場合、主に、血糖や血圧コントロール、生活習慣の改善、薬物療法や食事療法が行われます。
- さらに重症化し、腎不全に至った場合は透析療法が実施されます。増殖前網膜症*や早期の増殖網膜症*に進行した場合は、失明予防の観点から光凝固療法*が実施されます。硝子体出血および網膜剥離は手術療法が実施されます。

図表5-3-3 合併症の治療の実施状況

(単位：件／年)

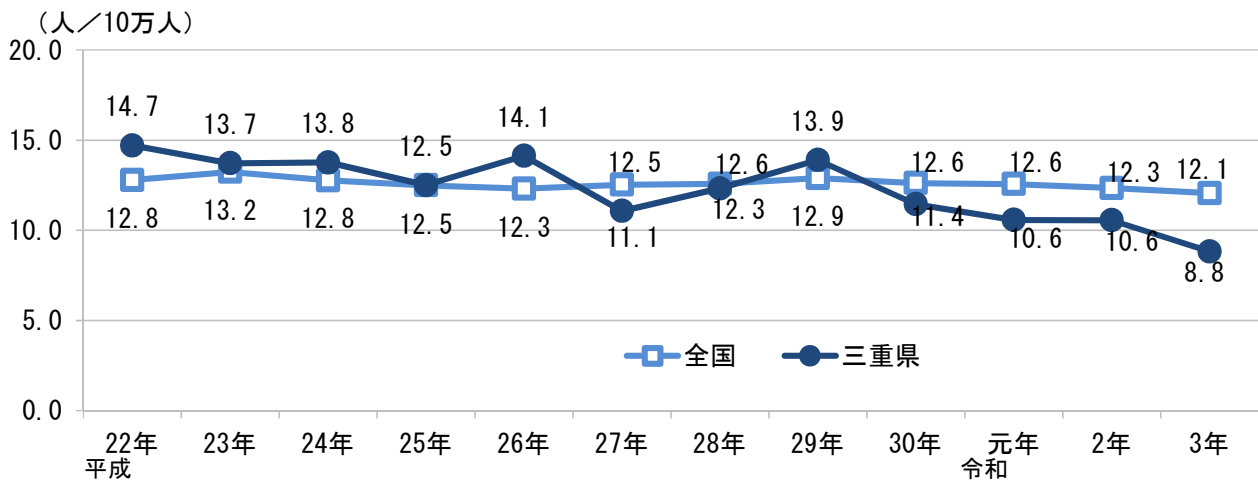
	透析予防管理料 (外来)		糖尿病の人工透析 (入院+外来)		糖尿病網膜症手術 (入院+外来)		糖尿病足病変に 関する管理 (外来)	
	レセプト* 件数	人口 10 万人あ たり	レセプト 件数	人口 10 万人あ たり	レセプト 件数	人口 10 万人あ たり	レセプト 件数	人口 10 万人あ たり
全国	91,578	72	2,040,409	1,611	73,731	58	277,275	219
三重県	1,312	73	31,126	1,728	1,304	72	4,549	253
北勢医療圏	506	60	13,202	1,559	576	68	1,974	233
桑員	141	64	2,156	985	136	62	1,128	515
三泗	341	90	6,685	1,763	321	85	658	174
鈴亀	24	10	4,361	1,754	119	48	188	76
中勢伊賀医療圏	307	69	8,441	1,904	403	91	1,835	414
津	307	111	5,493	1,990	324	117	1,811	656
伊賀	*	*	2,948	1,762	79	47	24	14
南勢志摩医療圏	388	88	8,107	1,831	278	63	740	167
松阪	20	9	2,733	1,262	108	50	171	79
伊勢志摩	368	163	5,374	2,376	170	75	569	252
東紀州医療圏	111	163	1,376	2,025	47	69	*	*
東紀州	111	163	1,376	2,025	47	69	*	*

*欄は10件未満(0を除く)のため非公表

資料：厚生労働省「NDB」(令和3年度)、「令和3年 人口動態調査」

○ 本県における糖尿病性腎症による新規透析導入患者数(人口10万人あたり)は、令和3(2021)年で8.8人となっています。経年でみると、全国と比べやや低い水準で推移していますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う受診控えの影響も加味して、引き続き動向に注意する必要があります。

図表5-3-4 糖尿病性腎症による新規透析導入者数の推移(全国・三重県)



出典：日本透析医学会「わが国の慢性透析療法の現況」、
総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」
(平成22年から平成25年：3月31日現在、平成26年から令和3年：1月1日現在)

⑤ 他疾患による治療のための入院患者の血糖管理

- 糖尿病患者が手術を受ける際や感染症等他疾患で入院する際、血糖値の推移を把握し適切な血糖コントロールを行うことで予後の改善にもつながります。

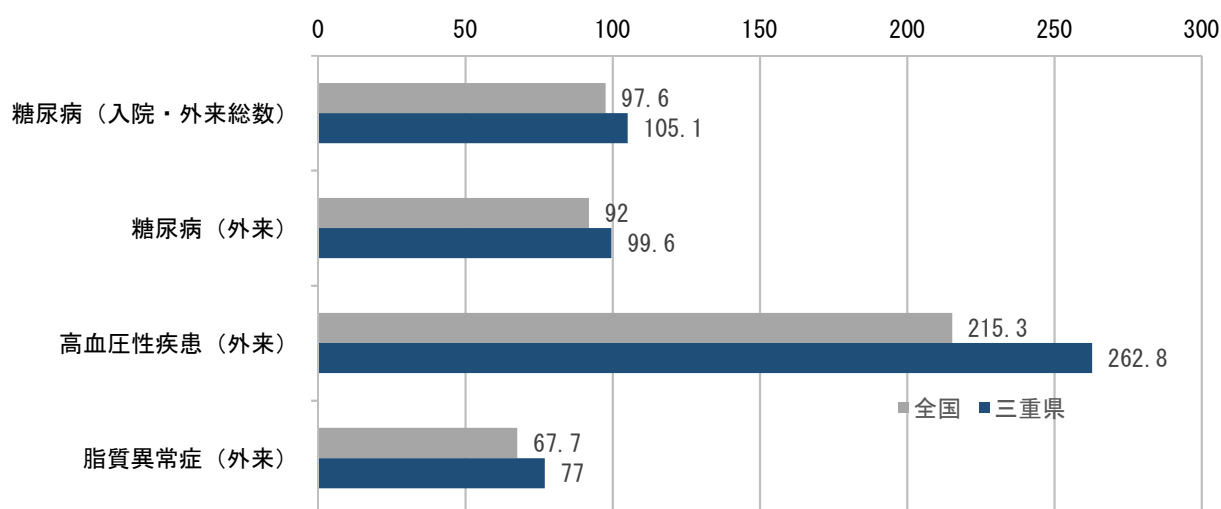
⑥ 感染症流行時等の非常時への対応

- 感染症流行時等の非常時においても、切れ目なく適切な医療を受けられる体制整備や、多施設・他職種による発症予防・重症化予防のための介入を継続できる体制整備を進めることが重要です。

(3) 糖尿病の受療動向

- 糖尿病の人口 10 万人あたりの年齢調整受療率*は、令和 2（2020）年で、入院・外来総数で全国の 97.6 人に対し、本県は 105.1 人と高い水準になっており、高血圧性疾患や脂質異常症等関連疾患においても全国と比較して高くなっています。

図表5-3-5 糖尿病に関連する疾患の年齢調整受療率(人口 10 万人あたり) (人)



資料：厚生労働省「令和 2 年 患者調査」「令和 2 年 人口動態調査」

- NDB*によると、令和 3（2021）年 4 月～令和 4（2022）年 3 月の 1 年間において、糖尿病の入院患者のうち、3.3%は県外医療機関で治療を受けています。
- 構想区域別の入院患者の圏域外流出率は、東紀州のみが 30%を超えています。
- 外来患者については、入院患者に比べ、県外への流出率の割合はやや低くなっています。
- 構想区域別の外来患者の圏域外流出率は、東紀州が 16.4%、桑員が 14.6%、鈴亀が 11.1%と 10%を超えています。

図表5-3-6 糖尿病入院患者の流出・流入状況(構想区域別)(令和3年4月～令和4年3月診療分)

(単位:件/年)

医療機関 所在地 保険者 住所地	総計	北勢				中勢 伊賀			南勢 志摩			東紀州	東紀州	県外	圏域外流 出率	県外 流出率
			桑員	三泗	鈴亀		津	伊賀		松阪	伊勢 志摩					
総計	69,239	27,702	8,003	11,803	7,896	18,441	14,073	4,368	18,134	9,884	8,250	2,658	2,658	2,304	-	3.3%
北勢	28,836	26,597				1,148			41					1,050	7.8%	3.6%
桑員	8,410		6,657	644	73		114	-		12	-		-	910	20.8%	10.8%
三泗	11,941		1,044	10,032	516		221	-		-	-		-	128	16.0%	1.1%
鈴亀	8,485		46	998	6,587		813	-		29	-		-	12	22.4%	0.1%
中勢伊賀	17,447	610				15,600			485				-	752	10.6%	4.3%
津	11,886		37	93	372		10,904	15		408	33			24	8.3%	0.2%
伊賀	5,561		-	-	108		525	4,156		44	-			728	25.3%	13.1%
南勢志摩	18,479	135				1,325			16,914			46		59	8.5%	0.3%
松阪	8,362		-	-	49		898	12		6,891	478		34	0	17.6%	0.0%
伊勢志摩	10,117		-	12	74		392	23		2,053	7,492		12	59	25.9%	0.6%
東紀州	3,824	-				161			670			2,550		443	33.3%	11.6%
東紀州	3,824		-	-	-		161	-		435	235		2,550	443	33.3%	11.6%
県外	653	360	219	24	117	207	45	162	24	12	12	62	62			
圏域外流入率	-	4.0%	16.8%	15.0%	16.6%	15.4%	22.5%	4.9%	6.7%	30.3%	9.2%	4.1%	4.1%			
県外流入率	0.9%	1.3%	2.7%	0.2%	1.5%	1.1%	0.3%	3.7%	0.1%	0.1%	0.1%	2.3%	2.3%			

※流出・流入件数は、国民健康保険、後期高齢者医療制度のレセプト件数。

※総計欄の流出率・流入率は県外への流出率・県外からの流入率です。

資料：厚生労働省「NDB」(令和3年度)

図表5-3-7 糖尿病外来患者の流出・流入状況(構想区域別)(令和3年4月～令和4年3月診療分)

(単位:件/年)

医療機関 所在地 保険者 住所地	総計	北勢				中勢 伊賀			南勢 志摩			東紀州	東紀州	県外	圏域外流 出率	県外 流出率
			桑員	三泗	鈴亀		津	伊賀		松阪	伊勢 志摩					
総計	1,806,851	730,146	180,968	325,673	223,505	449,164	275,888	173,276	502,244	241,090	261,154	79,760	79,760	45,537	-	2.5%
北勢	749,520	710,761				15,009			591				29	23,130	5.2%	3.1%
桑員	193,167		164,963	9,643	304		535	24		19	51		15	17,613	14.6%	9.1%
三泗	325,862		10,346	301,866	6,841		2,077	25		217	71		14	4,405	7.4%	1.4%
鈴亀	230,491		230	11,628	204,940		12,045	303		188	45		-	1,112	11.1%	0.5%
中勢伊賀	448,057	10,987				413,579			10,797			24		12,670	7.7%	2.8%
津	265,959		91	881	8,666		243,527	1,074		9,972	392		24	1,332	8.4%	0.5%
伊賀	182,098		26	251	1,072		4,443	164,535		403	30		-	11,338	9.6%	6.2%
南勢志摩	498,589	1,387				10,960			484,181			336		1,725	2.9%	0.3%
松阪	227,919		33	243	669		8,499	52		210,190	7,402		278	553	7.8%	0.2%
伊勢志摩	270,670		45	149	248		2,373	36		15,262	251,327		58	1,172	7.1%	0.4%
東紀州	92,714	314				1,484			5,370			77,534		8,012	16.4%	8.6%
東紀州	92,714		52	52	210		1,484	-		4,226	1,144		77,534	8,012	16.4%	8.6%
県外	17,971	6,697	5,182	960	555	8,132	905	7,227	1,305	613	692	1,837	1,837			
圏域外流入率	-	2.7%	8.8%	7.3%	8.3%	7.9%	11.7%	5.0%	3.6%	12.8%	3.8%	2.8%	2.8%			
県外流入率	1.0%	0.9%	2.9%	0.3%	0.2%	1.8%	0.3%	4.2%	0.3%	0.3%	0.3%	2.3%	2.3%			

※流出・流入件数は、国民健康保険、後期高齢者医療制度のレセプト件数。

※総計欄の流出率・流入率は県外への流出率・県外からの流入率です。

資料：厚生労働省「NDB」(令和3年度)

3. 連携体制

(1) 圏域の設定

- 糖尿病対策は、生活習慣等の改善を含めた予防活動が重要であり、保健指導を行う市町等

や医療機関との連携の強化、専門的な治療を担う医療機関の充実など、圏域ごとに求められる医療機能を果たすような医療提供体制をこれまで以上に充実させることが必要です。

- これらをふまえ、引き続き、桑員、三泗、鈴亀、津、伊賀、松阪、伊勢志摩、東紀州の8つの構想区域を基本的な圏域として取組を進めます。

(2) 各圏域の医療資源と連携の現状

① 医療資源

- 日本糖尿病学会が認定する糖尿病専門医の数は、県内に61名、うち病院に勤務する医師が36名、診療所に勤務する医師が23名、その他2名（令和5（2023）年8月現在）であり、糖尿病専門医のいる病院は16施設、診療所は21施設あります。また、日本看護協会が認定する糖尿病看護認定看護師は9名（令和5（2023）年8月現在）、日本糖尿病療養指導士認定機構が認定する糖尿病療養指導士*（CDEJ）は212名（令和4（2022）年現在）います。三重県糖尿病協会が三重県糖尿病療養指導士（CDEL）の認定を平成28（2016）年度より開始し、110名（令和5（2023）年9月現在）が認定されています。
- 糖尿病の各医療機能を担う医療機関、専門医等の配置状況および糖尿病の教育入院・糖尿病教室（日帰り）の実施状況は図表5-3-8のとおりです。

図表5-3-8 各医療機能を担う医療機関

（単位：か所）

二次医療圏	構想区域	初期・安定期治療 内科等を標榜する医療機関数	専門治療						急性増悪時治療病院	合併症治療		日本糖尿病協会登録歯科医の在籍している施設
			糖尿病専門医、糖尿病看護認定看護師が在籍している施設		糖尿病療養指導士が在籍している施設	教育入院を行う施設	糖尿病網膜症に対応している施設	糖尿病足病変に対応している施設				
			病院							診療所		
			専門医	認定看護師	専門医	認定看護師						
北勢	桑員	各地域における内科等を標榜する医療機関	2	0	3	0	9	7	5	2	8	1
	三泗		4	2	4	1	9	8	9	6	10	5
	鈴亀		1	0	4	1	9	7	5	1	6	2
中勢 伊賀	津		4	2	4	0	10	11	12	4	10	5
	伊賀		0	0	2	0	4	4	4	2	3	3
南勢 志摩	松阪		2	1	2	0	5	8	6	6	5	4
	伊勢志摩		2	1	2	0	4	7	6	4	6	2
東紀州	東紀州		1	0	0	0	1	3	3	2	2	1
総計				16	6	21	2	51	55	50	27	50

出典：日本糖尿病学会ホームページ（令和5年9月現在）、日本看護協会ホームページ（令和5年8月現在）、日本糖尿病療養指導士認定機構ホームページ（令和5年）、三重県調査（令和4年）

図表5-3-9 専門医等の配置状況および糖尿病の教育入院・糖尿病教室(日帰り)の実施状況

※人口10万人あたりの人数、施設数

二次医療圏	構想区域	糖尿病専門医数			認定看護師数	糖尿病療養指導士数		教育入院実施医療機関数	糖尿病教室実施医療機関数
		総数	病院	診療所		総数	うち管理栄養士		
北勢	桑員	2.8	1.4	1.4	0.0	12.3	3.3	3.3	0.9
	三泗	3.0	1.4	1.6	0.3	9.2	2.4	2.2	1.4
	鈴亀	2.5	0.4	1.7	0.4	10.8	2.1	2.9	2.1
中勢伊賀	津	7.4	5.9	1.5	0.7	12.6	2.6	4.1	2.2
	伊賀	0.6	0.0	0.6	0.0	5.0	1.3	2.5	1.3
南勢志摩	松阪	2.5	1.0	1.0	0.0	14.6	5.0	4.0	1.0
	伊勢志摩	4.6	3.2	1.4	0.9	22.5	4.1	3.2	2.3
東紀州	東紀州	1.6	1.6	0.0	0.0	3.3	0.0	4.9	3.3
全国		5.4			0.6	14.5	3.9		
三重県		3.4	2.0	1.4	0.4	12.6	3.1	3.2	1.7

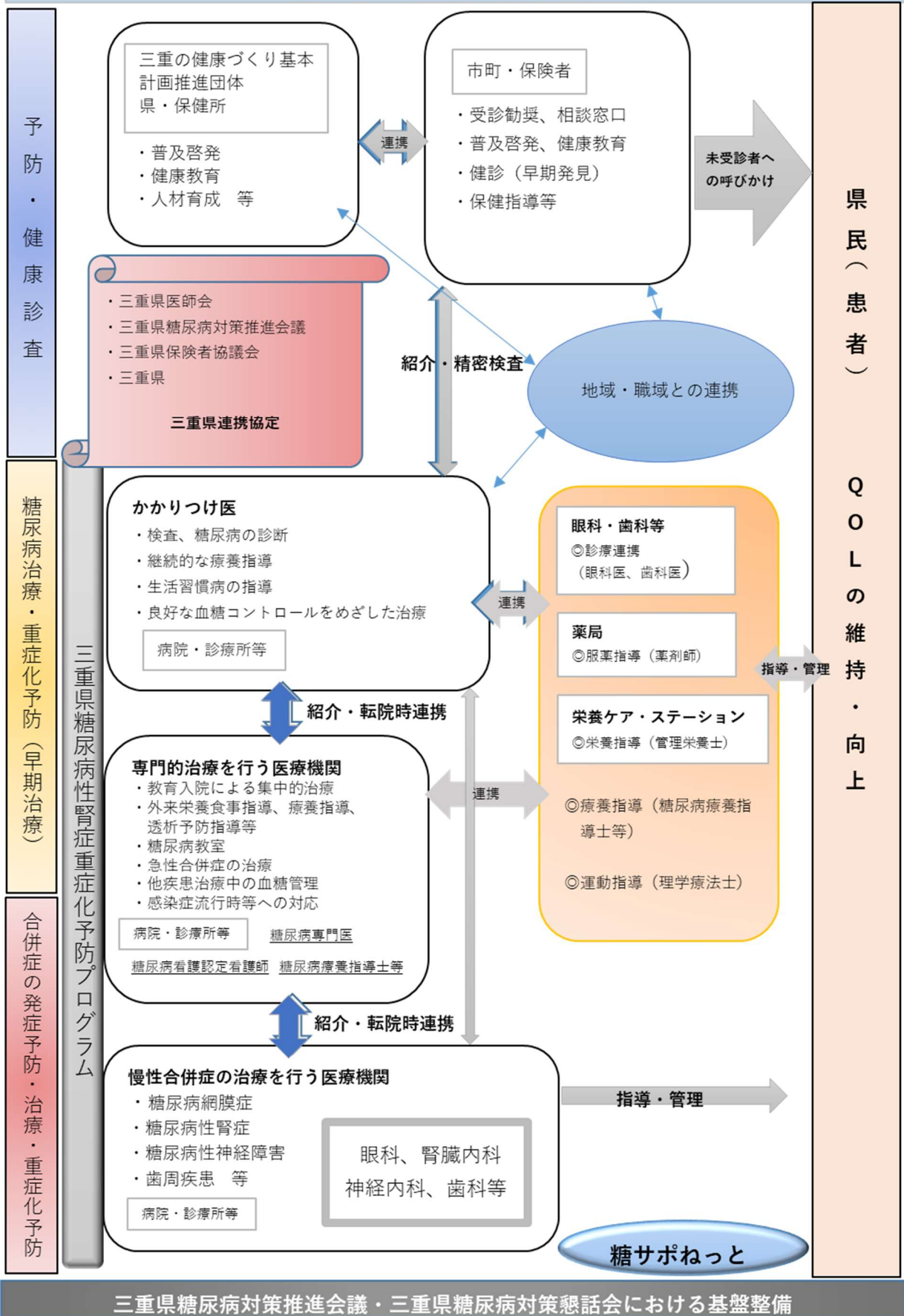
出典：日本糖尿病学会ホームページ（令和5年8月現在）、日本看護協会ホームページ（令和5年8月現在）、日本糖尿病療養指導士認定機構ホームページ（令和5年）、三重県調査（令和5年）、「三重県の人口動態」（令和5年8月1日現在）

② 連携の現状

- 糖尿病の治療は、一般的には内科等を標榜している医療機関で行います。その中で、糖尿病の治療や血糖コントロールが困難なケースについては、日本糖尿病学会が認定する糖尿病専門医のいる医療機関で治療を行います。合併症を発症した場合は、関係する診療科や治療可能な医療機関と連携して治療を行います。
- 糖尿病医療・指導に関わる医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、管理栄養士等が連携して治療や指導、血糖コントロールを行います。
- 糖尿病の発症予防・治療に向けた県民の意識・行動の醸成に向けて、市町、保健所、医療機関、関係団体等が連携し、県民への普及啓発や医療従事者のネットワーク構築に取り組んでいます。
- 初めて糖尿病と診断された場合でも、既に糖尿病性腎症、糖尿病網膜症等を合併していることがあるため、尿検査や眼底検査等の糖尿病合併症の発見に必要な検査を行うなど、糖尿病の診断時から各診療科が連携を図っています。
- 本県では、平成29（2017）年10月に三重県糖尿病対策推進会議において三重県糖尿病性腎症重症化予防プログラム*を策定するとともに、重症化予防の取組を全県的に進めていくため、同年12月に三重県医師会、三重県糖尿病対策推進会議、三重県保険者協議会および県において、糖尿病性腎症重症化予防に係る三重県連携協定を締結しています。
- それぞれの地域で、市町、保険者、薬局、診療所、糖尿病専門医がいる医療機関、合併症治療が可能な医療機関（人工透析施設、糖尿病網膜症治療可能施設等）が連携して糖尿病対策を実施することが望まれます。そのために、糖尿病地域連携クリティカルパスの活用や糖尿病連携手帳*等の普及による診療情報や治療計画の共有を図るなど、連携体制の構築に取り組んでいます。

図表5-3-10 糖尿病の医療連携体制

糖尿病の医療連携体制図



4. 課題

(1) 予防・早期発見

- 日頃から、県民一人ひとりが自身の健康意識を高められるよう、多様な機会をとらえて、生活習慣病対策の普及啓発活動を進めていく必要があります。
- 引き続き、県民が主体的に取り組む健康づくりや企業の健康経営⁸の取組を促進するなど、社会全体で継続的に健康づくりに取り組んでいく必要があります。
- 自ら健康づくりに積極的に取り組むだけでなく、健康に関心の薄い方を含む、幅広い層に対して、健康づくりを支援する環境の整備が必要です。
- 特定健康診査の受診率は、コロナ禍において減少したものの、各保険者の取組により回復傾向にあります。引き続き、さらなる受診率の向上に向けた働きかけが必要です。
- 糖尿病予備群の方たちに適切な保健指導を行うことで、発症を予防する取組が必要です。

(2) 発症予防と重症化予防

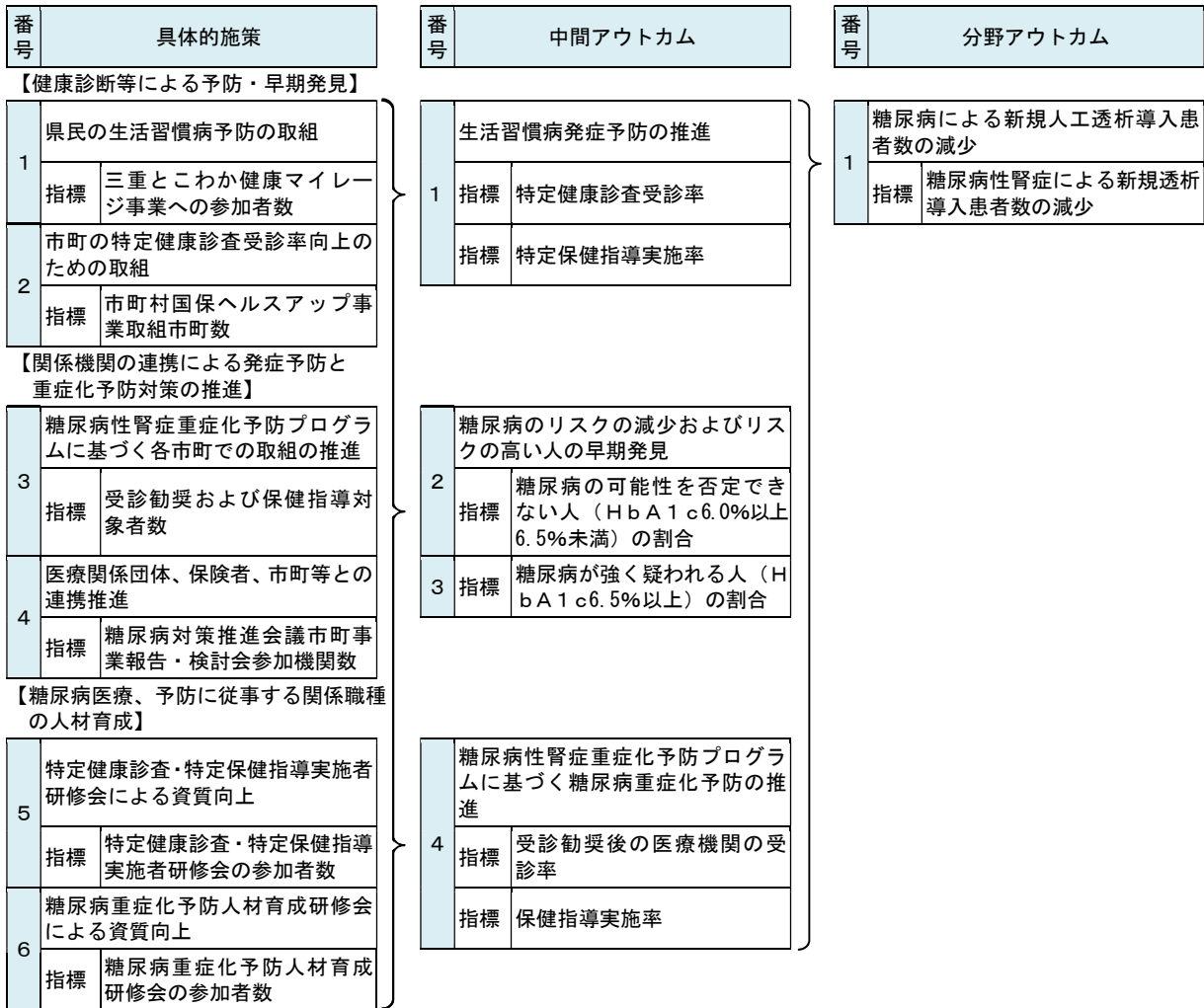
- 糖尿病性腎症の重症化予防に向けて、三重県糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づいた、市町や保険者と医療機関等の連携による治療・保健指導体制の充実を図るなど、関係機関のさまざまな連携により取組を進めていく必要があります。
- 健診後に受診勧奨の対象者が確実に医療機関に受診するよう連携体制を構築するとともに、未治療者や治療中断者を減らしていくよう、市町や保険者と医療機関との情報共有が必要です。
- 糖尿病患者の血糖コントロールを行っていく上で、口腔ケアや歯周病予防が必要であり、医科歯科連携の充実が必要です。
- 糖尿病の合併症で重症化すると透析に至る糖尿病性腎症を含む慢性腎臓病（CKD*）対策との連携や感染症流行時等の対応について、関係機関等との情報共有を図る必要があります。

(3) 関係職種の人材育成

- 三重県糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づいた受診勧奨や保健指導の取組が促進されるよう、地域のニーズに応じ、糖尿病専門医や認定看護師、糖尿病療養指導士等を中心とし、地域で糖尿病の治療や支援に関わる関係職種のスキルアップや新たな人材の育成が必要です。

⁸ 「健康経営[®]」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

5. ロジックモデル



※ ロジックモデルの趣旨については、219 ページに記載しています。

6. 目標と施策の展開

(1) 数値目標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明	データ出典
糖尿病性腎症による年間新規透析導入患者数	159人 【R3】	139人	糖尿病性腎症による年間新規透析導入患者数について、健康日本21（第三次）における減少率を算出し、現状値より12.5%以上減少させることを目標とします。	わが国の慢性透析療法の現況（日本透析医学会）
特定健康診査受診率・特定保健指導実施率	特定健康診査受診率 59.3% 【R3】	特定健康診査受診率 70%以上	特定健康診査の受診率および特定保健指導実施率を「三重県医療費適正化計画」に準じた目標値とします。	厚生労働省特定健康診査・特定保健指導に関するデータ
	特定保健指導実施率 23.7% 【R3】	特定保健指導実施率 45%以上		
糖尿病の可能性を否定できない人（HbA1c 6.0%以上 6.5%未満）の割合	40～49歳男性 4.7%	40～49歳男性 4.2%	特定健康診査受診者のうち40～49歳、50～59歳および60～69歳における糖尿病の可能性を否定できない人の割合を現状値より10%減少させることを目標とします。	三重県国民健康保険団体連合会
	50～59歳男性 9.7%	50～59歳男性 8.7%		
	60～69歳男性 13.8% 【R3】	60～69歳男性 12.4%		
	40～49歳女性 2.7%	40～49歳女性 2.4%		
糖尿病が強く疑われる人（HbA1c 6.5%以上）の割合	50～59歳女性 6.6%	50～59歳女性 5.9%	特定健康診査受診者のうち40～49歳、50～59歳および60～69歳における糖尿病が強く疑われる人の割合を現状値より5%減少させることを目標とします。	三重県国民健康保険団体連合会
	60～69歳女性 12.0% 【R3】	60～69歳女性 10.8%		
	40～49歳男性 4.8%	40～49歳男性 4.6%		
	50～59歳男性 9.7%	50～59歳男性 9.2%		
	60～69歳男性 13.5% 【R3】	60～69歳男性 12.8%		
	40～49歳女性 1.5%	40～49歳女性 1.4%		
50～59歳女性 4.0%	50～59歳女性 3.8%			
60～69歳女性 6.6% 【R3】	60～69歳女性 5.7%			

(2) 取組内容

取組方向1：健康診断等による予防・早期発見

- 「第3次三重の健康づくり基本計画」に基づき、県民に対する糖尿病に関する正しい知識の普及・啓発とともに、医療機関、企業や関係団体、市町等と連携し、バランスのとれた食生活や運動習慣の定着、禁煙、定期的な健康診断の受診等、生活習慣病予防に取り組みます。(県民、医療機関、事業者、保険者、関係団体、市町、県)
- 生活習慣病予防のため、県民が主体的かつ継続的に健康づくりに取り組めるよう、企業や市町と連携して「三重とこわか健康マイレージ事業」の取組を推進します。(県民、事業者、保険者、市町、県)
- 企業における健康経営の取組を促進するため、「三重とこわか健康経営カンパニー」を認定するとともに、優れた健康経営に取り組んでいる企業を「三重とこわか健康経営大賞」として表彰し、県内事業所等へその取組を横展開します。(県民、事業者、保険者、県)
- 自ら健康づくりに積極的に取り組む方だけでなく、健康に関心の薄い方を含む、幅広い層に対してアプローチを行うため、「自然に健康になれる環境づくり」に取り組みます。(県民、医療機関、事業者、保険者、関係団体、市町、県)
- 糖尿病の予防に向け、特定健康診査などの健康診断の重要性について啓発を行い、受診率の向上に努めるとともに、生活習慣の改善につながるよう適切な特定保健指導に取り組むことにより、保健指導実施率の向上に努めます。(県民、事業者、保険者、医療機関、関係団体、市町、県)

取組方向2：関係機関の連携による発症予防と重症化予防対策の推進

- 糖尿病性腎症重症化予防プログラム等により、かかりつけ医等関係機関と十分な連携を図りながら、受診勧奨や保健指導を実施することにより、個々の患者に応じた支援ができるよう取組を進めます。(医療機関、保険者、関係団体、市町、県)
- 三重県糖尿病対策推進会議市町事業報告・検討会等において、糖尿病性腎症重症化予防に係る市町等の取組を共有し、他市町への横展開を図ります。(医療機関、保険者、関係団体、市町、県)
- かかりつけ医の役割の重要性について啓発するとともに、かかりつけ医と専門治療を行う医療機関との連携を図ります。(医療機関、保険者、医療関係団体、市町、県)
- 三重県糖尿病対策懇話会等において、慢性腎臓病（CKD）対策との連携や感染症流行時等の対応について情報共有を図っていきます。(医療機関、保険者、医療関係団体、市町、県)
- 血糖コントロール不良者に対応できるような病診連携*を進めていきます。また、医科歯科連携等により糖尿病患者の口腔ケアの充実に取り組みます。(医療機関、医師会、歯科医師会)

取組方向3：糖尿病医療、予防に従事する関係職種の人材育成

- 糖尿病予備群を減少させるため、健診後の保健指導を効果的・効率的に実施するとともに、保険者が健診・保健指導事業を適切に企画、評価し推進していくことができるよう、特定

健康診査・特定保健指導を担う人材を育成します。(健診機関、保険者、市町、県)

- 糖尿病の治療や支援に関わる多職種（医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、管理栄養士、理学療法士等）に向けた研修等を実施し、人材育成を行います。(医療機関、関係団体、県)
- 「みえ糖尿病サポートねっと」により、糖尿病の正しい知識の啓発や、専門職の人材育成のための研修の開催案内など情報提供を行います。(関係団体、県)

◇ みえ糖尿病サポートねっと（糖サポねっと） ◇

三重大学内にある「みえ糖尿病サポートねっと事務局」が管理を行う、糖尿病について役立つ情報が広く掲載された県民および医療関係者のためのホームページです。

糖サポねっとURL : <https://mie-dm.net/>

<掲載内容>

県民向け糖尿病情報

- ・糖尿病とは？予防するには？
- ・糖尿病の合併症とは？
- ・どんな検査をするの？
- ・どんな治療、サポートがあるの？
- ・専門医やかかりつけ医を見つけよう！三重県の医療機関を検索

医療関係者向け糖尿病情報

- ・県内で開催される糖尿病に関する研究会、イベント情報
- ・糖尿病学会のイベント情報 等



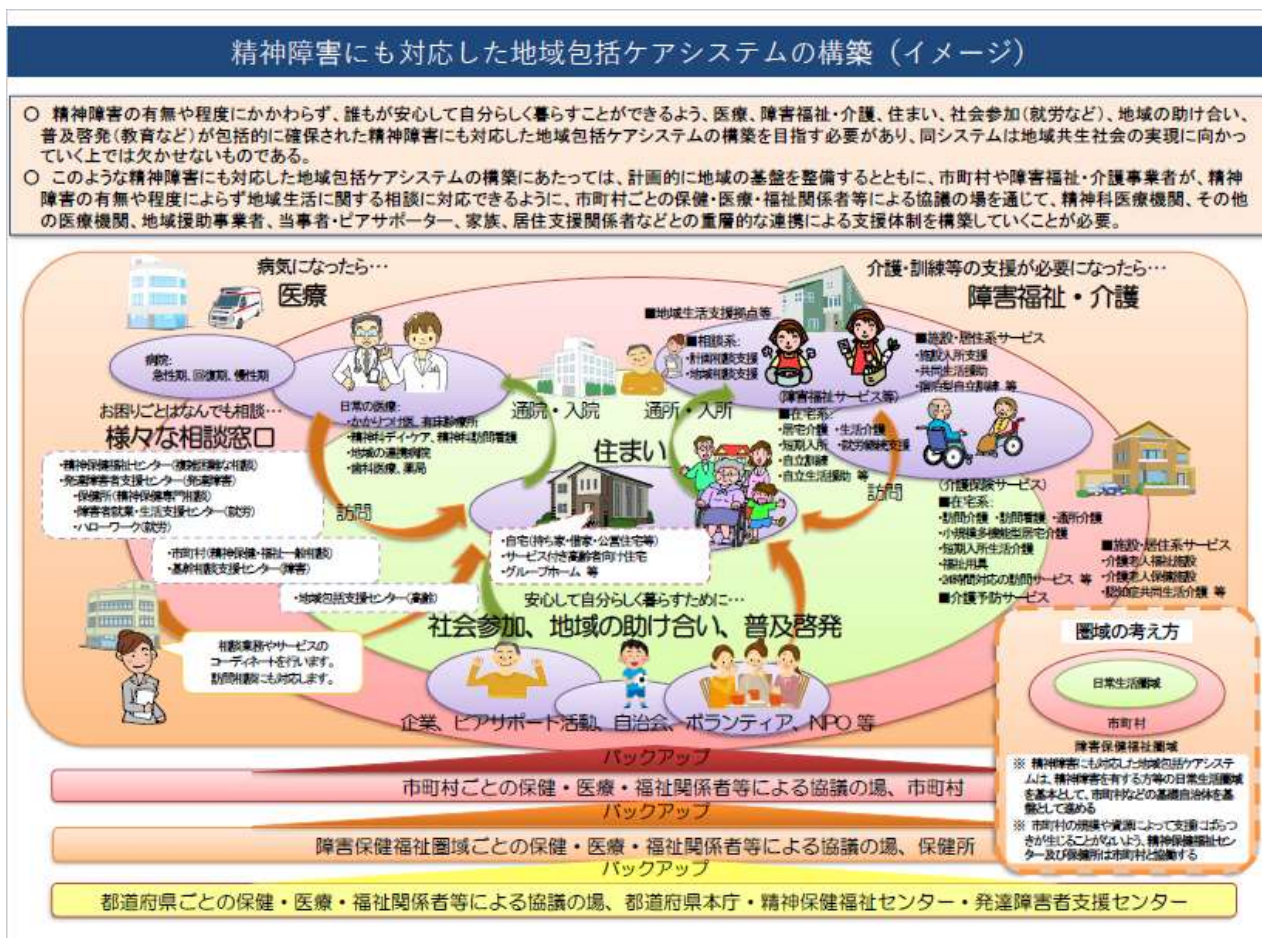
第4節 | 精神疾患対策

1. めざす姿

(1) めざす姿

- 精神科医療機関と一般医療機関や保健・福祉サービス等の連携により、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」が整備され、精神障がい者が障がいの有無やその程度に関わらず、地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送ることができています。

図表5-4-1 精神科医療における地域包括ケアシステム



出典：厚生労働省資料

(2) 取組方向

- 取組方向 1： 普及啓発・相談支援体制の充実
- 取組方向 2： 治療継続・危機介入
- 取組方向 3： 地域生活への移行と地域生活の支援

2. 現状

(1) 精神疾患の概況

- 精神疾患とは、脳の機能的・器質的障がいによって引き起こされる疾患で、統合失調症や躁うつ病から、認知症、依存症、神経症、パニック障害、適応障害といったものまでさまざまな疾患を含みます。
- 全国の令和2（2020）年の精神疾患患者の推計患者数は入院が586.1万人、外来が28.8万人¹で、いわゆる4大疾患（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病）よりも多い状況となっています。本県の令和2（2020）年の精神疾患患者の推計患者数は入院が3.5万人、外来が3.6万人で、全国同様4大疾患よりも多い状況です。
- うつ病等の気分障害や認知症の患者数が増加し、依存症や摂食障害、発達障害への対応等の社会的要請が高まっているなど、精神科医療に対する需要が増大するとともに多様化しています。
- 一方、精神科病院の入院患者数は減少傾向にあり、特に統合失調症の入院患者数が減少しています。これは新規患者の入院期間が、治療薬の発展などにより短縮化され、約90%が1年以内に退院している²ことが一因と考えられます。しかしながら、在院期間が1年を超える長期入院患者は全国で17万人を超えています。
- 令和2（2020）年の精神疾患患者の受療率については、全国の入院患者は10万人あたり188人、本県は198人です。全国の外来患者は10万人あたり211人、本県は206人です。

(2) 県内の精神疾患の概況

① 通院患者の状況

- 本県の令和4（2022）年度自立支援医療（精神通院医療）*受給者は33,730人で、増加傾向が続いています。
- 統合失調症等（F2）の自立支援医療（精神通院医療）受給者は7,760人で、全体の23.0%を占めており、ほぼ横ばいで推移しています。
- うつ病等気分障害（F3）の自立支援医療（精神通院医療）受給者は14,102人で、全体の41.8%を占めており、増加傾向にあります。
- 認知症等（F0）の自立支援医療（精神通院医療）受給者は1,045人で、全体の3.1%を占めており、ほぼ横ばいで推移しています。
- 依存症等（F1）の自立支援医療（精神通院医療）受給者は492人で、全体の1.5%を占めており、ほぼ横ばいで推移しています。
- 発達障害等（F8）心理的発達の障害の自立支援医療（精神通院医療）受給者は、2,084人で、6.2%を占めており、増加傾向にあります。

¹ 出典：厚生労働省「令和2年 患者調査」

² 出典：厚生労働省「令和4年度 精神保健福祉資料」

図表5-4-2 自立支援医療(精神通院医療)受給者数の推移(各年度3月31日現在)

	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
全体	28,538	28,866	30,660	32,963	32,437	33,730
認知症等 (F 0※)	850	821	966	1,138	1,041	1,045
依存症等 (F 1)	573	546	533	593	513	492
統合失調症等 (F 2)	7,697	7,667	7,810	7,761	7,707	7,760
うつ病等気分障害 (F 3)	11,545	11,619	12,403	13,519	13,385	14,102
発達障害等 (F 8)	1,405	1,474	1,694	1,917	1,939	2,084
その他	170	192	142	131	122	99

※：ICD-10コード

資料：三重県調査

② 入院患者の状況

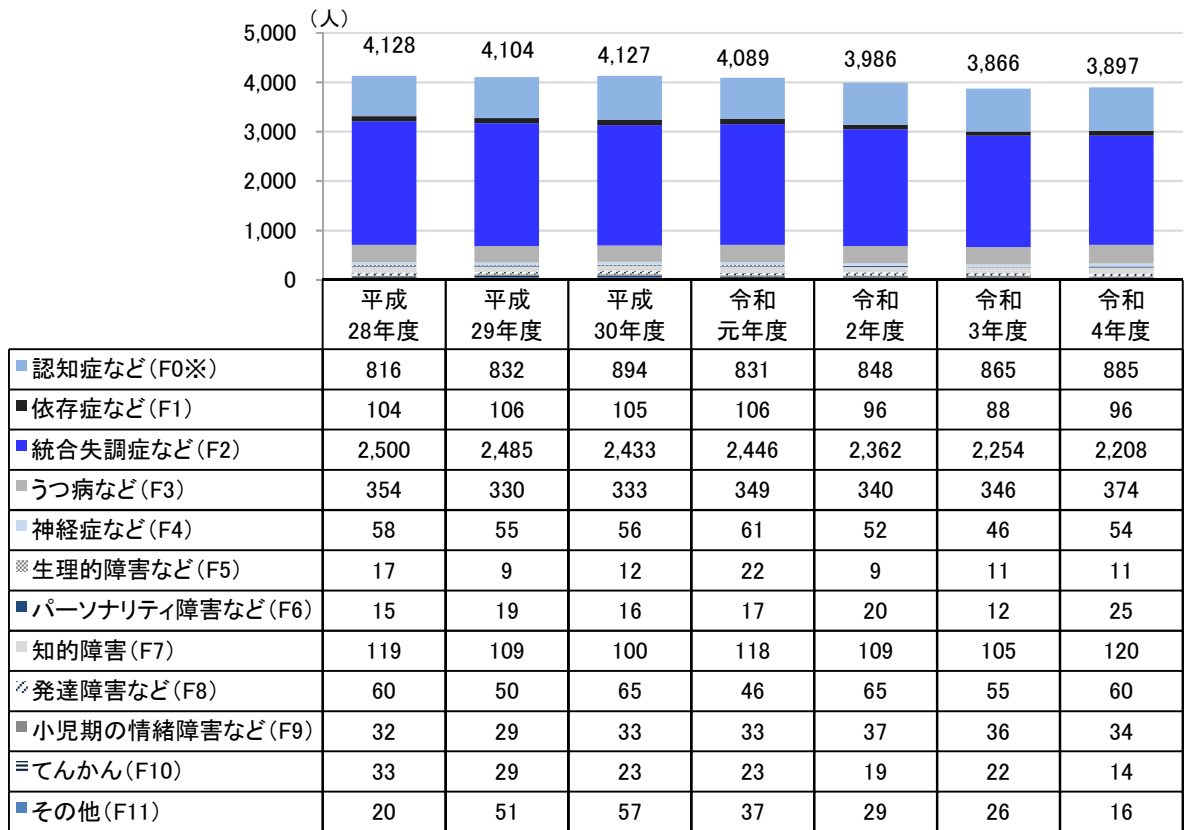
- 本県の令和4(2022)年の精神科病院の入院患者数は、3,897人³となっており、全国と同様年々減少の傾向がみられます。
- 疾患別で見ると、統合失調症などが2,208人で56.7%と半数以上を占め、次に認知症などの症状性を含む器質性精神障害が885人で22.7%、うつ病などの気分障害が374人で9.6%となっています。
- 令和4(2022)年の入院形態別の患者数は、任意入院*が1,584人(40.6%)、医療保護入院*が2,263人(58.1%)、措置入院*が30人(0.8%)³となっており、年々医療保護入院の割合が増加しています。
- 入院患者の在院期間は、1年未満が36.2%、1年以上5年未満が30.7%、5年以上が33.2%となっており、5年以上の入院患者は減少傾向にあります。しかし2,488人が1年以上の長期入院となっています。
- 新たに精神科病院へ入院する患者の令和2(2020)年度の退院率は、入院後3か月時点が62.2%、6か月時点が78.5%、1年時点が86.2%⁴で、全国と比べやや低い数値となっています。
- 令和2(2020)年度の再入院率は29.2%で、全国と比べやや低い数値となっています。
- 令和4(2022)年の退院時の状況は、家庭復帰が52.6%、グループホーム*などが6.2%、高齢者福祉施設が16.2%、転院等が16.0%、死亡が5.9%³となっています。
- 令和4(2022)年度の精神保健福祉法に基づく通報件数は337件で、その結果措置入院となった件数は147件(緊急措置入院*を含む)⁵で、ともに増加傾向にあります。

³ 出典：厚生労働省「令和4年度 精神保健福祉資料」

⁴ 出典：厚生労働省「NDB集計・統合データ 2013年度(平成25年度)～2020年度(令和2年度)」

⁵ 出典：三重県調査

図表5-4-3 精神科病院入院患者数の推移(疾患別)(各年度6月30日現在)



※ I C D - 10 コード

資料：厚生労働省「精神保健福祉資料」

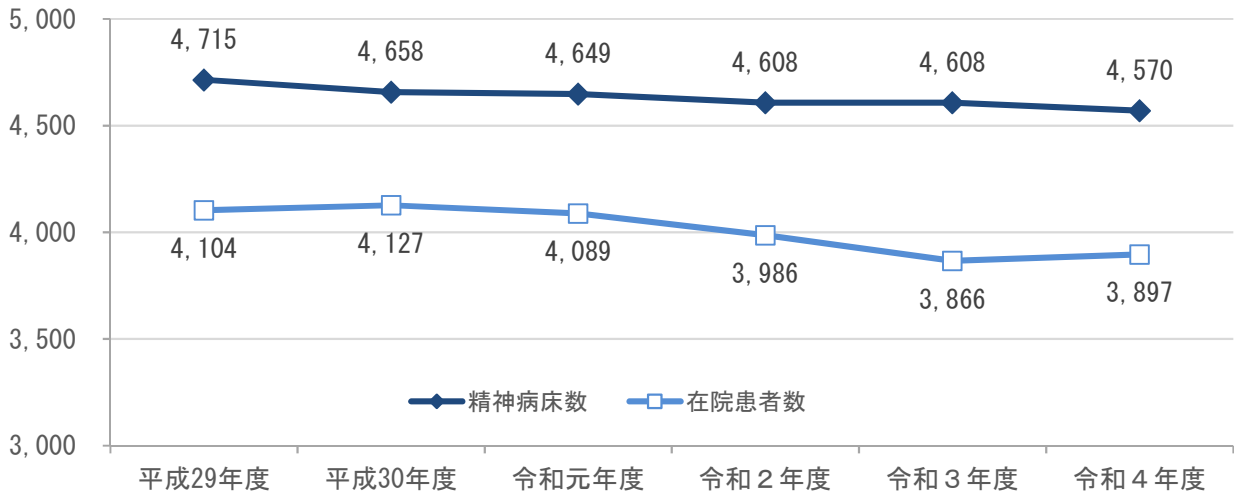
(3) 精神科医療の提供体制

① 県内の精神科病院、診療所等

- 県内の精神科病院は、北勢医療圏に 8 病院、中勢伊賀医療圏に 6 病院、南勢志摩医療圏に 4 病院、東紀州医療圏に 1 病院の計 19 病院です。
- 令和 4（2022）年の全国の精神病床数は 308,667 床で年々減少しています。本県の精神病床数は 4,570 床で、全国と同様、年々減少しています。
- 本県の精神病床数 4,570 床の圏域別病床数とその割合は、北勢医療圏が 2,078 床で 45.5% を占めており、中勢伊賀医療圏は 1,268 床で 27.7%、南勢志摩医療圏は 904 床で 19.8%、東紀州医療圏は 320 床で 7.0% を占めています。
- 入院患者のうち、その医療圏内で入院医療を受けられている割合は、北勢医療圏が 93.8%、中勢伊賀医療圏が 82.6%、南勢志摩医療圏が 85.7%、東紀州医療圏が 72.4% となっています⁶。

⁶出典：厚生労働省「令和 4 年度 精神保健福祉資料」

図表5-4-4 精神病床数と在院患者数の推移



資料：厚生労働省「精神保健福祉資料」

- 精神科病院 19 病院以外で精神科外来のある病院は、北勢医療圏で 4 病院、中勢伊賀医療圏で 2 病院、南勢志摩医療圏で 4 病院、東紀州医療圏で 1 病院の計 11 施設です。(令和 5 (2023) 年 9 月 1 日現在)
- 精神科を標榜する診療所は、北勢医療圏で 26 施設、中勢伊賀医療圏で 19 施設、南勢志摩医療圏で 8 施設、東紀州医療圏で 1 施設の計 54 施設で、年々増加傾向にあります。(令和 5 (2023) 年 9 月 1 日現在)
- 指定自立支援医療（精神通院医療）の指定を受けている訪問看護ステーションは、北勢医療圏で 65 施設、中勢伊賀医療圏で 31 施設、南勢志摩医療圏で 28 施設、東紀州医療圏で 5 施設の計 129 施設で、年々増加傾向にあります。(令和 5 (2023) 年 9 月 1 日現在)

② 精神科救急医療システム

- 平成 10 (1998) 年度より、緊急の医療を必要とする精神障がい者に対応するため、県内を北部と中南部の 2 ブロックに分け、12 の精神科病院による輪番体制を整備しています。また、2 病院が精神科救急の後方支援病院となっています。
- 精神科救急情報センターを設置し、休日夜間も含めて受診可能な医療機関の紹介などを行うとともに、24 時間 365 日対応可能な電話相談を実施しています。

③ 認知症疾患医療センター

- 認知症疾患医療センターは、専門医療相談、鑑別診断、合併症・周辺症状への対応、地域包括支援センター*との連携等を行う医療機関であり、地域における認知症専門医療の充実と介護との連携強化を図っています。
- 平成 21 (2009) 年度から二次医療圏ごとに計 4 病院を地域型認知症疾患医療センターとして指定しています。また、平成 24 (2012) 年度に、従来の認知症疾患医療センターの機能に加えて身体合併症*に対する救急・急性期医療への対応等を行うとともに、県全体の認知症医療等の連携の拠点となる基幹型認知症疾患医療センターとして三重大学医学部附属病

院を指定しています。

- さらに平成 29 (2017) 年度には、8 つの構想区域のうち、これまで認知症疾患医療センターのなかった 4 区域にそれぞれ連携型認知症疾患医療センターを指定し、より地域の実情に合わせたきめ細かな専門医療提供体制を整えました。

3. 連携体制

(1) 圏域の設定

- 精神科医療圏域については、精神科医療の状況、精神疾患患者の生活圏、地理的状況等を勘案し、二次医療圏である北勢、中勢伊賀、南勢志摩、東紀州の 4 つの医療圏とします。
- なお、各医療圏の精神科医療において対応が困難な事案等が生じた場合は、隣接する医療圏を中心に相互に補完して対応を行うものとします。

(2) 各圏域の医療資源と連携の現状

① 北勢医療圏

- 医療圏内の精神科病院 8 病院のうち救急医療施設は 7 病院で、総合心療センターひながが精神科救急輪番基幹病院になっています。また精神科救急入院料届出病院*が 2 病院あります。
- 認知症治療病棟がある病院は 3 病院あり、このうち東員病院を地域型認知症疾患医療センターに指定しています。さらに、連携型認知症疾患医療センターに 2 病院を指定しています。
- アルコール依存症専門医療機関に、2 病院を指定しています。
- 摂食障害入院医療管理加算届出病院については、1 病院あります。
- 医療観察法指定通院医療機関は、令和 5 (2023) 年 7 月現在で 3 病院あります。
- 精神科病床を持たない病院の精神科・神経科外来が 3 施設、精神科・神経科を標榜する診療所が 32 施設、自立支援医療 (精神通院医療) の指定医療機関となっている訪問看護ステーションが 65 施設あります。
- 他の医療圏への患者の流出は入院患者で 6.2%、外来患者で 8.8%となっており、医療圏内で医療がおおむね完結しています⁷。

② 中勢伊賀医療圏

- 医療圏内の精神科病院 6 病院のうち救急医療施設は 4 病院で、2 病院が精神科救急輪番後方支援病院となっています。また、精神科救急入院料届出病院が 2 病院あります。
- 認知症治療病棟がある病院は 2 病院あり、このうち三重大学医学部附属病院を基幹型認知症疾患医療センターに、県立こころの医療センターを地域型認知症疾患医療センターに指定しています。さらに、連携型認知症疾患医療センターに 1 病院を指定しています。

⁷ 出典：厚生労働省「令和 4 年度 精神保健福祉資料」

- アルコール・ギャンブル等・薬物の依存症治療拠点機関に国立病院機構榊原病院を、アルコール・ギャンブル等の依存症治療拠点機関に県立こころの医療センターを指定しています。
- 摂食障害入院医療管理加算届出病院が、3病院あります。
- 医療観察法指定入院医療機関として、国立病院機構榊原病院が指定されています。また指定通院医療機関が、令和5（2023）年7月現在で3病院あります。
- 精神科病床を持たない病院の精神科・神経科外来が4施設、精神科・神経科を標榜する診療所が19施設、自立支援医療（精神通院医療）の指定医療機関となっている訪問看護ステーションが31施設あります。
- 他の医療圏への患者の流出は入院患者で17.4%、外来患者で14.8%となっており、特に入院患者の流出が北勢医療圏へ6.7%、南勢志摩医療圏へ7.8%となっています。

③ 南勢志摩医療圏

- 医療圏内の精神科病院4病院のうち救急医療施設は2病院で、松阪厚生病院が精神科救急輪番基幹病院になっています。
- 認知症治療病棟がある病院は2病院あり、このうち松阪厚生病院を地域型認知症疾患医療センターに指定しています。さらに、連携型認知症疾患医療センターに1施設を指定しています。
- アルコール依存症・ギャンブル等の依存症専門医療機関に、2病院を指定しています。
- 摂食障害入院医療管理加算届出病院が、2病院あります。
- 医療観察法指定通院医療機関が、2病院あります。
- 精神科病床を持たない病院の精神科・神経科外来が3病院、精神科・神経科を標榜する診療所が8施設、自立支援医療（精神通院医療）の指定医療機関となっている訪問看護ステーションが28施設あります。
- 他の医療圏への患者の流出は入院患者で14.3%、外来患者で13.9%となっており、入院、外来患者とも中勢伊賀医療圏への流出が12.1%となっています。
- 南勢志摩圏内の中でも、精神科医療施設の立地状況に偏りがあり、大台町、大紀町、南伊勢町などの奥伊勢地域には、精神科医療施設が1施設しかないため、圏内での連携を図っていく必要があります。

④ 東紀州医療圏

- 医療圏内の精神科病院は1病院で、救急医療施設となっています。
- 熊野病院を地域型認知症疾患医療センターに指定しており、認知症治療病棟を有しています。
- 医療観察法指定通院医療機関が、1病院あります。
- 精神科病床を持たない病院の精神科・神経科外来が1病院、精神科・神経科を標榜する診療所が1施設で、自立支援医療（精神通院医療）の指定医療機関となっている訪問看護ステーションは5施設あります。
- 他の医療圏への患者の流出は入院患者で27.6%、外来患者で26.6%となっており、南勢志摩医療圏への流出が入院患者15.5%、外来患者11.7%と多くみられますが、中勢伊賀医療

圏や隣接する和歌山県へも流出しています。

- 医療圏内の精神科医療施設が少ないため、隣接する南勢志摩医療圏の精神科病院等と連携を図っていく必要があります。

図表5-4-5 各医療機能を担う医療機関

圏域	市町	医療機関	精神科救急医療施設	応急入院指定病院	精神科救急入院料届出病院	認知症疾患医療センター 届出病院	摂食障害入院医療 管理加算届出病院	精神科地域移行実施 加算届出病院	児童・思春期精神科 入院医療管理料届出病院	医療観察法指定医療機関	アルコール依存症 専門医療機関	ギャンブル等依存症 専門医療機関	薬物依存症専門医療機関
北勢	いなべ市	北勢病院	○										
	桑名市	多度あやめ病院	○	○									
	東員町	大仲さつき病院	○	○						○			
	東員町	東員病院				◎	○						
	四日市市	総合心療センターひなが	○	○	○		○			○	○		
	四日市市	水沢病院	○										
	四日市市	三原クリニック*				○							
	四日市市	泊ファミリークリニック									○		
	鈴鹿市	厚生連鈴鹿厚生病院	○	○	○		○			○			
	鈴鹿市	鈴鹿さくら病院	○				○	○					
鈴鹿市	ますずがわ神経内科クリニック*				○								
中勢 伊賀	津市	県立こころの医療センター	○	○	○	◎	○	○		○	◎	◎	
	津市	県立子ども心身発達医療センター							○				
	津市	国立病院機構 榊原病院	○	○			○	○		◎	◎	◎	◎
	津市	久居病院	○	○	○		○			○			
	津市	三重大学医学部附属病院				●	○						
	伊賀市	信貴山病院分院上野病院	○			○	○			○			
南勢 志摩	松阪市	南勢病院	○	○				○		○	○	○	
	松阪市	松阪厚生病院	○	○		◎	○	○		○	○	○	
	伊勢市	伊勢赤十字病院					○						
	伊勢市	いせ山川クリニック*				○							
	志摩市	県立志摩病院						○					
東紀州	熊野市	熊野病院	○	○		◎	○		○				

※認知症疾患医療センターのうち、●は基幹型、◎は地域型、○は連携型認知症疾患医療センター

※認知症疾患医療センターについては令和5年4月1日現在

※医療機関の*は、精神科病院以外の医療機関

※加算等届出病院は、令和5年10月1日現在東海北陸厚生局施設基準届出一覧より

※医療観察法指定医療機関のうち、◎は指定入院医療機関、○は指定通院医療機関（令和5年7月1日現在）

※依存症専門医療機関のうち、◎は県全体の核となる専門医療機関（治療拠点機関）

4. 課題

(1) 普及啓発・相談支援

- 精神疾患は全ての人にとって身近な病気であり、精神障がいの有無やその程度に関わらず、地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるような地域づくりを進める必要があります。そのためには、県民に対して精神疾患や精神障がいに関する普及啓発を推進することが重要です。
- 県民がこころの健康について関心を持ち、ストレスや睡眠の確保について適切な対処行動が取れ、身近な人に相談し相談機関につながるができるように、正しい知識と理解を持つ必要があります。
- 住み慣れた地域において、精神保健に関する相談支援が受けられる体制の整備と充実を図る必要があります。
- 精神科医療が必要であるにも関わらず受診につながらない人や、治療が中断している人を医療につなげるとともに、地域で継続して生活することができるよう保健福祉サービスにつなげる必要があります。

(2) 治療継続・危機介入

- 早期受診につなげるため、精神的な問題の相談を行う市町や保健所、こころの健康センター等の相談窓口機関と精神科医療機関、一般医療機関、学校、産業保健関係等も含めた関係機関が情報共有を行い、患者が適切にアクセスできる体制を作り、精神疾患の発症・進行の予防を図っていく必要があります。
- また、精神科医療に対する需要は多様化しているため、さまざまな精神疾患に対応し、より効果的な医療を提供するため、医療従事者等の対応スキルの向上が必要です。
- 統合失調症は、約 100 人に 1 人が罹患する頻度の高い疾患です。また、思春期に発症することが多いと言われていることなどから、早期発見・早期治療に向けた取組を進めることが必要です。
- うつ病等の気分障害は自殺の要因の一つであるとの指摘があり、一般医療機関等と連携した早期発見・早期治療などの支援が求められています。
- 本県の令和 3（2021）年の自殺者数は 270 人で、20 歳代、30 歳代において、平成 18（2006）年から自殺は死因順位の第 1 位となっており⁸、依然として深刻な状況です。
- 自殺には、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題など、さまざまな要因があり、自殺対策は社会全体で取り組むべき問題です。「第 4 次三重県自殺対策行動計画」に基づき、多様な悩みに対応し、精神保健的な視点のみならず、社会・経済的な視点を含む生きることの包括的な支援が必要です。
- 高齢化の進展に伴い、認知症高齢者数は今後ますます増加することが予想されています。県内における認知症高齢者数は、令和 2（2020）年で約 9.1 万人、令和 7（2025）年には

⁸ 出典：厚生労働省「令和 3 年 人口動態統計」

約 10.1 万人、令和 22（2040）年には約 12 万人になると推計されます⁹。

- 認知症の人とその家族が住み慣れた地域で暮らし続けるために、高齢者と関わる機会の多い医療従事者等の気づきを認知症の早期発見・早期診断につなげることや、医療機関において的確な診断および介護分野と連携した適切な認知症ケアを提供することが求められています。
- 県立子ども心身発達医療センターが、精神科病院、精神科クリニックとともに児童・思春期疾患や発達障がいの治療に携わっています。住み慣れた地域でも受診できる体制の整備が必要です。
- 児童・生徒は成人と比べて、表現の苦手さがあり、表出される症状も特有です。また啓発が十分に浸透していないことなどから精神科への受診につながりにくい傾向があるため、早期発見・早期対応に向けた取組が必要です。
- 発達障がい児・者は生活のしづらさを抱えており、医療的支援以外に、生活環境の調整など福祉的支援も必要となります。精神科医療機関と自閉症・発達障害支援センター*などの福祉支援機関との連携を強化する必要があります。
- 依存症や摂食障害については、当事者等が病識を持ちにくいという特性や、治療や相談支援に関する情報を得にくいなどの理由から必要な治療や支援を受けられていない場合があります。
- 依存症や摂食障害の治療には、精神科医療と自助グループ*、家族会との連携が重要と言われており、治療に対応できる医療機関、相談機関と自助グループ等との連携を深める取組が必要です。
- 「三重県アルコール健康障害対策推進計画（第2期）」および「三重県ギャンブル等依存症対策推進計画」に基づき、依存症の予防、早期発見・早期介入、相談支援や治療体制の充実を図る必要があります。
- 休日夜間等における精神疾患の急性発症、急性憎悪に対応するため、24 時間 365 日の精神科救急医療提供・相談を含めた精神科救急医療システムの体制維持が必要です。
- 精神科救急医療体制において、地域によって病院の立地状況の偏在があるため、救急輪番ブロック内における各精神科医療機関の連携が必要です。
- 高齢化の進展等に伴い、今後、身体合併症患者の増加が予想されます。身体合併症患者への適切な医療提供や一般医療における精神疾患の早期発見・早期対応のため、精神科医療機関と一般医療機関等との連携体制構築を進めていくことが必要です。
- 新型コロナウイルス感染症の経験をふまえ、今後新たな感染症が発生しても継続的に精神科医療が提供できるよう、精神科病院の感染症対策の取組をより一層進める必要があります。

(3) 地域における支援

- 長期間入院している精神障がい者の地域移行を進めるためには、障害保健福祉圏域ごとおよび各市町ごとに、医療機関（精神科医療、一般医療）、福祉関係者、市町精神保健福祉主

⁹ 出典：平成 26 年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業
「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」

管課、保健所等が協議し、精神障がいのある方が地域において継続して自分らしい暮らしができるよう、地域の実情に応じた「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」を構築する必要があります。

- 長期入院患者の中には、長年の入院生活から地域で生活するための情報が不足したり、意欲が低下している人もみられ、地域移行に向けて情報を提供し、意欲を喚起する必要があります。また地域移行を行うためには、地域で必要な障害福祉サービスが充足している必要があります。

5. ロジックモデル

番号	具体的施策	番号	中間アウトカム	番号	分野アウトカム
【普及啓発・相談支援体制の充実】					
1	心のサポーター養成研修の実施 指標 心のサポーター養成研修の実施回数	1	精神疾患について理解している地域住民が増える 指標 心のサポーター養成研修の修了者数	1	精神障害の有無に関わらず、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができる 指標 精神病床における慢性期入院患者数(65歳以上、65歳未満)
2	各保健所での相談支援の実施 指標 各保健所の相談件数				
3	精神障がい者アウトリーチ体制構築事業の実施 指標 アウトリーチ事業の対象者数				
4	精神保健福祉に係る人材育成研修の実施 指標 精神科医療と福祉の連携研修および退院後スキルアップ研修の受講者数				
【治療継続・危機介入】					
5	治療抵抗性統合失調症の治療状況 指標 統合失調症患者における治療抵抗性統合失調症治療薬*の使用率	2	地域で早期に必要な精神科医療が受けられる 指標 入院後3か月、6か月、1年時点での退院率		
6	依存症に係る関係機関との連携体制の構築 指標 アルコール依存症治療について、地域の精神科、内科、一般救急とアルコール専門医療機関等の連携体制が構築されている障害保健福祉圏域数				
7	かかりつけ医のうつ病に関する知識および理解の向上 指標 かかりつけ医等うつ病対応向上研修受講者数				
8	認知症の早期発見・早期対応、医療体制の整備 指標 認知症初期集中支援チームにおける医療・介護サービスにつながった者の割合				
9	精神科救急医療体制整備事業の実施 指標 精神科救急医療体制整備事業における受診件数、入院件数				
【地域生活への移行と地域生活の支援】					
10	必要な障がい福祉サービスの確保 指標 指定障害福祉サービス等の種類ごとに必要な活動指標の充足状況	3	必要なサービスを受けながら地域で暮らすことができる 指標 保健、医療および福祉関係者による協議の場の開催回数		
11	精神障がい者地域移行・地域定着支援事業の実施 指標 精神障がい者の地域移行・地域定着関係職員に対する研修の実施回数				

6. 目標と施策

(1) 数値目標

目標項目		現状値	目標値	目標値の説明	データ出典
精神病床における慢性期入院患者数	65歳以上	1,431人	1,243人	地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、1年以上の長期入院患者のうち一定数は地域生活への移行が可能になることから、「みえ障がい者共生社会づくりプラン」と同様の目標値をめざします。	厚生労働省「精神保健福祉資料 630 調査」
	65歳未満	1,057人	849人		
心のサポーター養成研修の修了者数		—	4,000人	地域住民の理解や支えを増やすため、精神疾患への正しい知識と理解を持つ人を養成します。 国の養成目標（5年で38万人）から推計した県の目標値をめざします。	三重県調べ
入院後3か月、6か月、1年時点での退院率	3か月時点	62.2% 【R2】	68.9%	地域における保健、医療、福祉の連携支援体制が強化されることによって早期退院が可能になることをふまえ、「みえ障がい者共生社会づくりプラン」と同様の目標値をめざします。	厚生労働省「NDB集計・統合データ」
	6か月時点	78.5% 【R2】	84.5%		
	1年時点	86.2% 【R2】	91.0%		
各障害保健福祉圏域および県における保健、医療、福祉関係者による協議の開催回数		39回	48回	各圏域で、現状値に加えて各1回以上協議の場を開催することをめざします。	三重県調べ

(2) 取組内容

取組方向1：普及啓発・相談支援体制の充実

- 「第3次三重の健康づくり基本計画」に基づき、こころの健康の維持向上に取り組めます。
県民一人ひとりが、こころの健康について関心を持ち、ストレスや睡眠の確保に対して適切な対処行動がとれるとともに、うつや自殺について正しく理解し、本人だけでなく家族

や職場の同僚など周囲の人についてもその傾向に気づき、対処行動がとれるよう、広く普及啓発を行います。(医療機関、関係機関、市町、県)

- 心のサポーター(精神疾患への正しい知識と理解を持ち、メンタルヘルスの問題を抱える家族や同僚等に対する傾聴を中心とした支援者)の養成に向けた研修を実施し、精神疾患に係る普及啓発を行います。(市町、県)
- 市町および保健所等で、精神障がい者だけでなく、精神保健に課題を抱える人、その家族、関係者の相談や家庭訪問を実施します。(市町、県)
- こころの健康センター等において、精神障がい者の地域生活への移行および地域生活継続のための適切な支援体制を確保するために、支援に従事する人を対象とした研修を実施します。(県)
- 精神科受診が必要にも関わらず受診につながらなかった人、治療が中断してしまった人を支援するため、精神科医師等の多職種チームによるアウトリーチ支援を実施します。(医療機関、関係機関、県)
- ギャンブル等依存症問題啓発週間(毎年5月14日から20日まで)、自殺予防週間(毎年9月10日から16日まで)、精神保健福祉普及運動(毎年10月中旬)、アルコール関連問題啓発週間(毎年11月10日から16日まで)、自殺対策強化月間(毎年3月)等を中心に、広く県民への啓発活動を行います。(医療機関、関係機関、県、市町)

取組方向2：治療継続・危機介入

- 精神疾患の正しい知識を児童・生徒や教師、保護者に啓発することで、児童・思春期精神疾患の早期発見・早期治療を図ります。(医療機関、関係機関、市町、県)
- 自殺対策等を行う中で、一般医療機関等と連携したうつ病などの早期発見・早期治療につながる取組を進めます。(医療機関、県)
- 「第4次三重県自殺対策行動計画」に基づき、世代別(子ども・若者、妊産婦、中高年層、高齢者層)の取組や、うつ病などの精神疾患を含む対策、自殺未遂者支援、遺族支援、関係機関・民間団体との連携、自殺対策を担う人材育成、自殺に関する情報の収集と提供等に取り組めます。(医療機関、関係機関、市町、県)
- 県内9か所の認知症疾患医療センターを中心として、認知症サポート医*・かかりつけ医等や介護関係者の連携体制を構築することで、認知症の診断・治療や本人、家族への相談支援の充実に取り組めます。(医療機関、関係機関、市町、県)
- 認知症サポート医養成研修の受講支援や、病院の指導的立場の看護職員に対する認知症対応力向上研修を実施して、病院・診療所における認知症医療体制の構築を図ります。また、かかりつけ医、歯科医師、薬剤師等の医療従事者に対し、認知症対応力向上研修を実施して、認知症の早期発見・早期治療および地域で暮らす認知症の人に対する適切なケアにつなげます。(医療機関、県)
- 身近な地域で児童・思春期疾患、発達障がいの治療に対応できるよう、県立子ども心身発達医療センター、精神科病院、精神科クリニックの連携を図ります。(医療機関、県)
- 発達障害者支援地域協議会の開催などにより、精神科医療機関等の医療的支援と自閉症・発達障害支援センター等の地域の福祉的支援の連携強化を図ります。(医療機関、関係機関、市町、県)

- 「三重県アルコール健康障害対策推進計画（第2期）」に基づき、①飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、アルコール健康障害の発生を予防、②アルコール健康障害の早期発見・早期介入、③アルコール依存症当事者、家族等からの相談に応じる体制の充実、④アルコール依存症の治療体制の充実、⑤アルコール関連問題に対応できる人材の育成、⑥アルコール関連問題に関する調査研究の推進に取り組みます。（医療機関、関係機関、市町、県）
- アルコール健康障害の早期発見や早期介入、切れ目のない治療・回復支援を実現するため、一般医療機関等と専門医療機関、相談拠点、自助グループ等の関係機関の連携体制の構築を推進します。（医療機関、関係機関、市町、県）
- 「三重県ギャンブル等依存症対策推進計画」に基づき、①ギャンブル等依存症の予防教育・普及啓発、②ギャンブル等依存症の早期発見・早期介入、③ギャンブル等依存症当事者、家族等からの相談に応じる体制の充実、④ギャンブル等依存症の治療体制の整備・充実、⑤ギャンブル等依存症問題に対応できる人材の育成に取り組みます。（医療機関、関係機関、市町、県）
- 障害保健福祉圏域ごとに依存症ネットワーク会議を開催するなど、治療に対応できる医療機関、自助グループ、地域の支援機関の連携強化を図ります。（医療機関、関係機関、市町、県）
- 多様な精神疾患の対応が適切に行えるよう、医療従事者等が対応スキルを身につけるための研修を実施するとともに、国が実施する研修について、医療従事者等に受講を促します。（医療機関、県）
- 三重県精神保健福祉審議会等において、精神科救急医療体制や一般救急と精神科救急との連携等、適切に受診につながるよう取り組みます。（医療機関、関係機関、県）
- 精神科病院の感染症対策について、医療従事者対象の人材育成研修を実施します。（医療機関、県）

取組方向3：地域生活への移行と地域生活の支援

- 地域移行や地域生活の支援を促進するため、自立支援協議会精神部会等の場で、保健、医療、福祉等の関係者により、地域の実情に応じた体制構築の協議を行います。（医療機関、関係機関、市町、県）
- 長期入院患者の退院に向けた情報提供や意欲の喚起を図るため、ピアサポーター*を精神科病院に派遣し、体験談プログラムの実施や地域生活の不安を解消するための情報提供を行います。（医療機関、関係機関、県）
- 「みえ障がい者共生社会づくりプラン（2024年度～2026年度）」に基づき、精神障がい者が地域で生活するために必要なグループホームや日中活動支援などの障害福祉サービスの体制充実に取り組みます。（関係機関、市町、県）

第5節 | 救急医療対策

1. めざす姿

(1) めざす姿

県民が重症度・緊急度に応じた適切な医療を受けることができる体制の構築をめざします。

- 県民一人ひとりの受診行動の見直しや、医療機関の役割分担・機能分担が進むとともに、救急医療提供体制の整備が進んでいます。
- 行政、医療機関、関係団体等の協力のもと、県内全域においてメディカルコントロール体制が充実しています。
- 初期、第二次救急医療体制の充実や、重篤患者のドクターヘリ*による迅速な搬送等による、第三次救急医療体制の充実が図られています。
- 救急医療を受けた患者が、回復期、維持期へと円滑に移行し、地域に戻ることができるよう、在宅医療および多職種が連携した地域医療提供体制が構築されています。

(2) 取組方向

- 取組方向1： 県民の適切な受診行動の促進
- 取組方向2： 病院前救護体制の充実
- 取組方向3： 初期、第二次、第三次救急医療体制の充実
- 取組方向4： 新興感染症発生・まん延時の救急医療対応

2. 現状

(1) 救急搬送の概況

- 全国で救急搬送された人数は、平成12(2000)年は約3,998千人でしたが、令和4(2022)年には約6,217千人に増加しています。本県においても、平成12(2000)年は52,934人でしたが、令和4(2022)年には97,177人と増加傾向にあります。
- 全国の令和3(2021)年における全救急搬送人員約549.2万人のうち、急病で搬送された傷病者は約360.5万人となっており、約65.6%を占めています。急病で搬送された傷病者のうち、重症(死亡も含む)と分類された約35.6万人の疾患別の内訳は、脳疾患が約6.4万人、心疾患等が約9.3万人となっており、両疾患で44.1%を占めています。また、急病で搬送された傷病者のうち、死亡が最も多いのは心疾患等(43.5%)となっています¹。
- 本県における人口10万人あたりの搬送人員数は5,482.7人であり、全国平均の4,957.0人を上回っています。

¹ 出典：消防庁「救急・救助の現況」

図表5-5-1 救急搬送人員の推移

(単位：人)

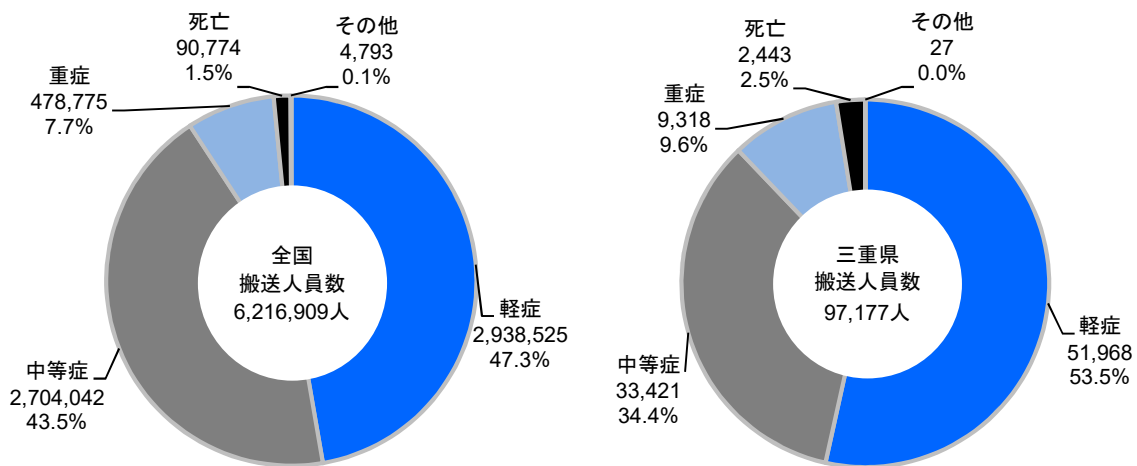
	搬送人員 (全国)	搬送人員 (三重県)	救急出動件数 (全国)	救急出動件数 (三重県)
平成 12 年	3,997,942	52,934	4,182,675	53,137
平成 18 年	4,892,593	68,185	5,237,716	70,362
平成 24 年	5,250,302	81,972	5,802,455	87,076
平成 25 年	5,346,087	85,059	5,915,683	90,560
平成 26 年	5,405,917	83,365	5,984,921	89,277
平成 27 年	5,478,370	84,491	6,054,815	90,593
平成 28 年	5,621,218	85,491	6,209,964	91,492
平成 29 年	5,736,086	87,401	6,342,147	94,160
平成 30 年	5,960,295	93,485	6,605,213	100,560
令和 元年	5,978,008	91,890	6,639,767	98,919
令和 2 年	5,293,830	81,021	5,933,277	87,314
令和 3 年	5,491,744	83,437	6,193,581	90,460
令和 4 年 (速報値)	6,216,909	97,177	7,229,838	107,156

資料：消防庁「救急・救助の現況」

- 全国における救急搬送患者のうち、診察の結果、帰宅可能とされた軽症者が半数弱を占めます。本県における救急搬送人員数の傷病程度（重症、軽症等）別割合を見ると、半数以上が軽症です。

図表5-5-2 救急車による傷病程度別搬送人員割合

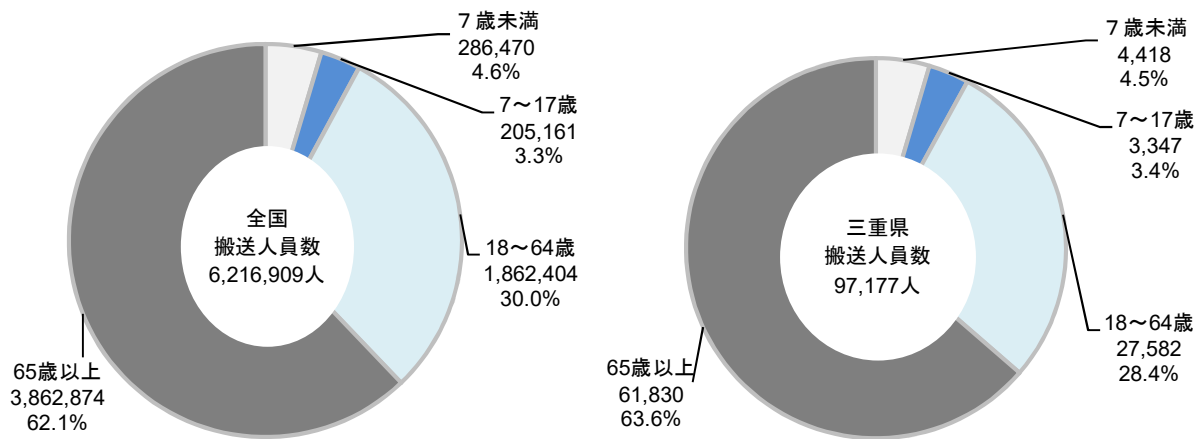
(単位：人/年)



資料：消防庁「救急・救助の現況」

- 全国で救急搬送された高齢者は、平成 13 (2001) 年には約 161 万人でしたが、令和 4 (2022) 年には約 390 万人と大きく増加しています。

図表5-5-3 救急車による年齢階層別搬送人員割合



資料：消防庁「救急・救助の現況」

(2) 救急医療提供体制

① 病院前救護体制

- 病院前救護とは、病気を発症したり、けがをしたりした患者に対して、救急現場や救急車での搬送中に応急処置等を行うことです。医学的観点から、救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置等の質を保証する体制をメディカルコントロール体制といいます。
- 具体的にメディカルコントロール体制を機能させるためには、消防機関と医療機関との連携によって、医学的根拠に基づく、地域の特性に応じた各種プロトコル*を作成し、救急隊が救急現場等から、迅速に医師の指示、指導・助言が受けられることが必要です。また、実施した処置について、医師による医学的・客観的な事後検証が行われ、その結果がフィードバックされ、再教育等が行われることが必要です。
- 平成13（2001）年からメディカルコントロール体制の整備のため、各都道府県および各地域にメディカルコントロール協議会の設置が開始されました。本県においても、地域メディカルコントロール協議会が9地域に設置され、事後検証等の実施を通じて、病院前救護の質の向上を図っています。
- 救急現場や搬送中における救急救命士による重症傷病者に対する救急救命処置や、AED*（自動体外除細動器）等を使った市民による応急手当の重要性が高まっています。本県においては、令和3（2021）年中に、一般市民により35件の除細動が実施されています。
- 令和5（2023）年10月現在の県内の人口1万人あたりのAED設置台数は約31.4台であり、全国平均の約27.8台を上回っています²。
- 令和3（2021）年中の住民に対して行われる救急蘇生法講習（普通・上級講習）の人口1万人あたりの受講者数は25.7人で、全国平均の37.3人を下回っています。
- 傷病者の状況に応じた適切な搬送および受入体制を構築するため、三重県救急搬送・医療連携協議会を設置し、平成22（2010）年に「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」を策定し、適宜見直しを行っています。

² 出典：一般財団法人 日本救急医療財団「財団全国AEDマップ」

- 救急救命士は、平成3（1991）年の制度発足以来、県内15消防本部で養成を進めてきました。令和5（2023）年4月現在で救急救命士の資格を有する救急隊員数は609人で、救急患者の救命率の向上に努めているところです。（令和3（2021）年の人口10万人あたりの救急救命士の数：県内33.2人、全国平均25.2人）
- 救急業務における教育指導体制を充実させるとともに、メディカルコントロール協議会との連携強化・円滑化により救急業務全般の質を向上させることを目的として平成26(2014)年に「指導救命士制度」が創設され、本県では令和5（2023）年4月1日現在で指導救命士に102人が認定されています。また、指導救命士を養成するとともに、さらなる技術を身につけた上級指導救命士の認定に向けても取り組んでおり、令和5（2023）年4月1日現在で上級指導救命士に6人が認定されています。
- 令和3（2021）年の救急救命士がいる救急隊の割合は全国と同水準ですが、人口10万人あたりの救急車の稼働台数は、7.0台となっており、全国平均の5.3台よりも多い状況です。また、救急救命士が常時同乗している救急車の割合は78.3%となっています。

図表5-5-4 救急隊の総数および救急救命士運用隊の割合

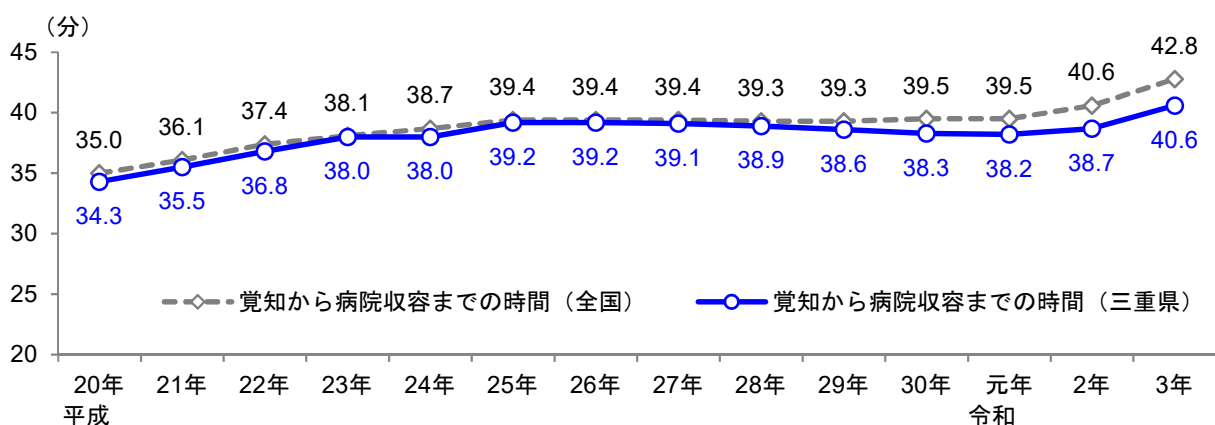
（単位：隊／年）

	救急隊の総数		救急救命士運用隊の割合
	救急隊の総数	うち救急救命士運用隊数	
全 国	5,328	5,301	99.5%
三重県	106	103	97.2%

資料：消防庁「令和4年版 救急・救助の現況」

- 本県において、令和3（2021）年中に救急要請（覚知）から医療機関への収容までに要した平均時間は40.6分で、全国平均の42.8分と比べて短くなっています。

図表5-5-5 救急要請(覚知)から医療機関への収容までに要した平均時間

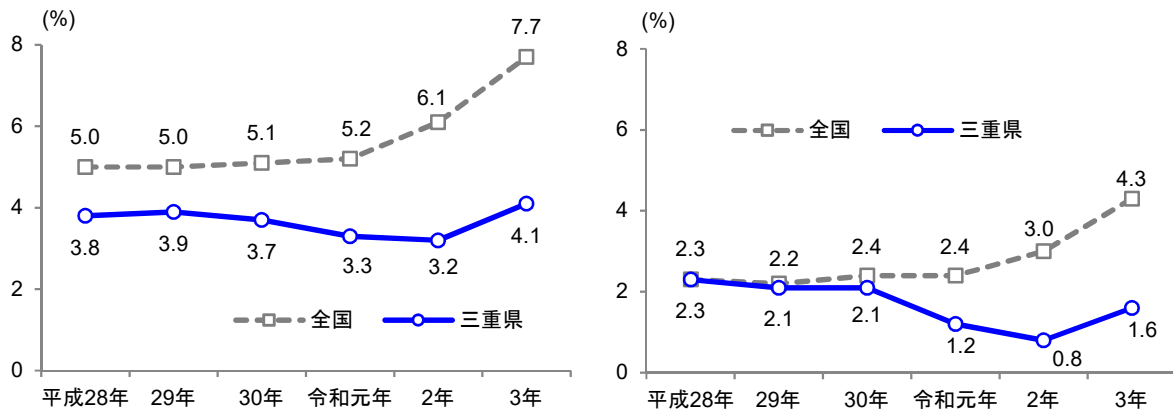


資料：消防庁「救急・救助の現況」

- 救急搬送の重症以上案件における現場滞在時間30分以上の割合および4回以上医療機関に受入要請を行った割合は近年減少傾向にありましたが、令和3（2021）年は新型コロナウイルス感染症の影響により搬送先医療機関の選定が困難であったこと等から増加してい

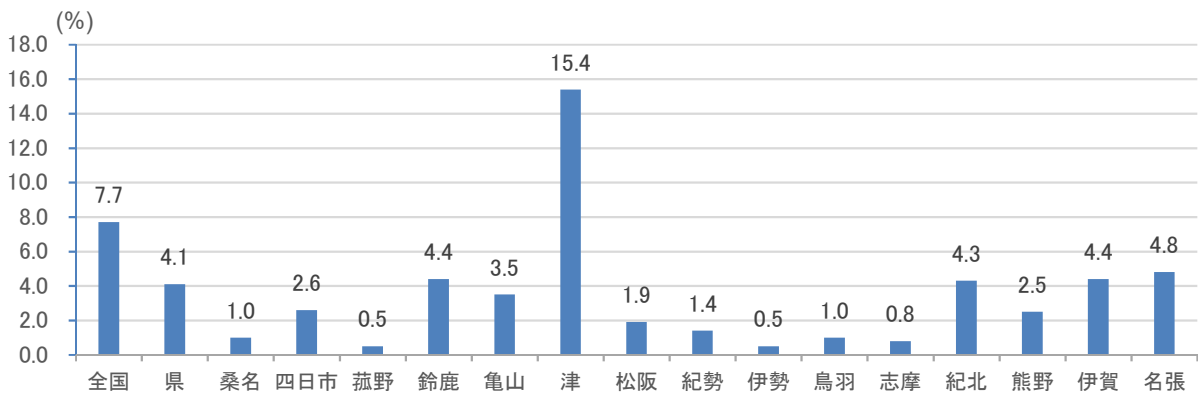
ます。また、消防本部別にみると、特に津地域の割合が高くなっています。

図表5-5-6 現場滞在時間30分以上の事案の割合(左グラフ)
4回以上医療機関に受入要請を行った割合(右グラフ)



資料：消防庁「救急搬送における医療機関の受入れ状況等実態調査」

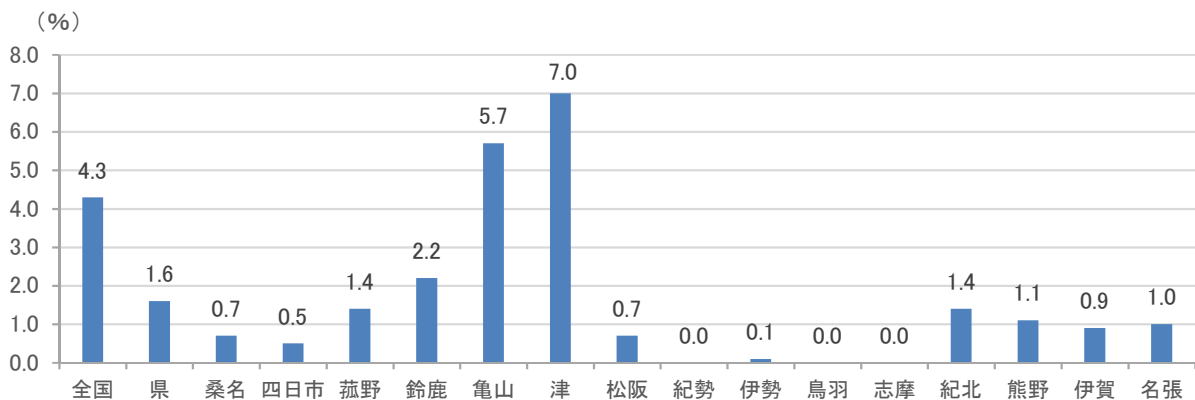
図表5-5-7 消防本部別の現場滞在時間30分以上の割合(重症以上案件)



※重症以上案件…初診時の傷病程度が重症(3週間以上の入院加療を必要とするもの)または死亡(初診時において、死亡が確認されたもの)の傷病者を搬送した事案です。

資料：消防庁「令和3年 救急搬送における医療機関の受入れ状況等実態調査」、三重県調査(令和3年)

図表5-5-8 消防本部別の4回以上医療機関に受入要請を行った(重症以上案件)



資料：消防庁「令和3年 救急搬送における医療機関の受入れ状況等実態調査」、三重県調査(令和3年)

図表5-5-9 救急車が搬送する病院を決定するまでに要した時間別対応件数

(単位：件)

救急医療圏	5分未満	5分以上 10分未満	10分以上 20分未満	20分以上 30分未満	30分以上
桑員	856	319	88	12	2
三泗	2,041	678	141	12	8
鈴亀	1,305	833	194	29	16
津	418	665	445	129	94
伊賀	1,044	841	260	52	35
松阪	1,321	150	56	15	3
伊勢志摩	3,359	322	58	6	1
紀北	317	143	47	14	3
紀南	513	177	61	17	8
計	11,165	4,128	1,350	286	170

※「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」の適用案件が対象です。

※消防本部ごとの集計のため、松阪には、南伊勢町（旧南島町分）が含まれています。

資料：三重県調査（令和4年）

- 受入医療機関の選定が困難となる原因については、医師不足のほかに病床が満床状態にあることも一因と考えられます。急性期を脱した患者の回復期病床への移行や在宅での療養ができる体制を整備することが必要です。
- 令和3（2021）年中に、一般市民が心肺機能停止の時点を目撃した、心原性的心肺機能停止傷病者の1か月後の予後は、生存率7.6%（全国11.1%）、社会復帰率4.6%（全国6.9%）であり、ともに全国平均を下回っています。

図表5-5-10 一般市民により心肺機能停止の時点が目撃された心原性的心肺機能停止傷病者の1か月後の予後

	生存率	社会復帰率
全国	11.1%	6.9%
三重県	7.6%	4.6%

資料：消防庁「令和4年版 救急・救助の現況」

② 初期救急医療

- 初期救急医療は、比較的軽症の患者を対象に主に外来診療により行うものであり、休日夜間は、休日夜間急患センターや在宅当番医制*により対応しています。県内では、令和5（2023）年4月1日現在、15か所に休日夜間急患センターが設置されています。また、地域の医師会等が当番（在宅当番医）を決めて、休日や夜間に患者の受入体制を整備している地域もあります。
- 三重県救急医療情報センターにおいて、「医療ネットみえ」の運営やコールセンターの電話案内により、初期救急医療の時間外受診が可能な医療機関等の情報提供を行っています。
- 「みえ子ども医療ダイヤル（#8000）*」や「子どもの救急対応マニュアル」により、小さな子どもを持つ保護者などが、子どもの病気やケガ等への対応で困った時の相談や家庭における応急手当等の情報提供を行っています。また、令和4（2022）年12月からは、季節

性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症との同時流行が懸念されたことから、みえ子ども医療ダイヤル（#8000）の相談時間を日曜日、祝日・年末年始の日中時間帯にも拡大し対応しています。

- 県内では、令和5（2023）年3月末現在、4地域において休日に患者の受入体制を整備し、応急的な歯科診療に対応しています。

③ 第二次救急医療

- 第二次救急医療は、緊急の入院や手術が必要な重症の患者を対象としています。医療機関や市町等の協力により、中核的な病院が曜日等によって交代で患者を受け入れる病院群輪番制*や、一つの病院で24時間365日救急患者の受入れを行う体制が構築されています。
- 県内の第二次救急医療体制には地域ごとに課題がありますが、特に、津地域では、医療資源が分散化している等の要因もあり、現場滞在時間30分以上の割合および4回以上医療機関に受入要請を行った割合が他の救急医療圏と比較して突出しています。
- 本県が指定した救急病院、救急診療所は、57施設（令和5（2023）年6月末現在）あります。

④ 第三次救急医療

- 限られた医療資源の中で安全・安心な医療を提供するためには、初期、第二次救急医療体制の確保と、重篤な患者の受入れ先となる第三次救急医療機関の充実が求められます。
- 救命救急センター*を有する病院では、脳卒中や急性心筋梗塞等の専門的な医療のみならず、重症外傷やその他の複数診療科にまたがる重篤な患者への救急医療が提供されています。なお、脳卒中や急性心筋梗塞の治療は、救命救急センターを有する医療機関以外でも行われています。
- 本県では、令和5（2023）年3月末現在、県立総合医療センター、市立四日市病院、三重大学医学部附属病院、伊勢赤十字病院の計4か所に救命救急センターがあり、重篤な救急患者等への対応を行っています。
- 離島や中山間地域、救急患者の搬送に長時間を要する地域等では、救急現場における医師による早期の治療を行い、救命救急センター等の高度な医療機関へ短時間で搬送する体制を構築することにより、救命率の向上や後遺障がいの軽減等が期待できます。
- このことから、本県では、平成24（2012）年にドクターヘリの運用を開始しています。また、自県のドクターヘリの出動中などの場合に、他県のドクターヘリの応援を要請する仕組みとして、平成30（2018）年に「三重県・奈良県・和歌山県ドクターヘリ相互応援に係る基本協定」を締結し、平成31（2019）年から三県相互応援を開始しています。
- 救命救急センター等において、消防本部から派遣された救急救命士が、救命救急に係る専門的な知識・技術の習得と、救急医のタスクシフト等による二次救急、三次救急の円滑化を図ることを目的として、救命救急のスペシャリストを養成しています。

図表5-5-11 三重県ドクターヘリ運航実績

(単位：件/年)

	出動件数	出動内容	
		現場出動	病院間搬送
平成 23 年度	19	9	10
平成 24 年度	272	162	110
平成 25 年度	352	236	116
平成 26 年度	378	287	91
平成 27 年度	423	331	92
平成 28 年度	395	296	99
平成 29 年度	386	290	96
平成 30 年度	320	235	85
令和元年度	303	230	73
令和 2 年度	238	183	55
令和 3 年度	282	250	32
令和 4 年度	244	203	41
累 計	3,612	2,712	900

資料：三重県調査

図表5-5-12 三重県・奈良県・和歌山県ドクターヘリの広域連携の件数(離陸後キャンセル含む)

(単位：件)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	合計
三重県から 奈良県へ出動	6	2	3	2	1	1	1	16
三重県から 和歌山県へ出動	0	3	4	1	1	1	0	10
奈良県から 三重県へ出動	0	0	4	13	11	18	14	60
和歌山県から 三重県へ出動	5	4	5	4	4	4	5	31

資料：三重県調査

図表5-5-13 特定集中治療室のある病院および病床数(令和5年9月現在)

救急医療圏名	医療機関名	病床数
三泗	市立四日市病院	10
三泗	県立総合医療センター	6
津	三重大学医学部附属病院	6
津	三重中央医療センター	6
伊勢志摩	伊勢赤十字病院	8
松阪	松阪中央総合病院	6

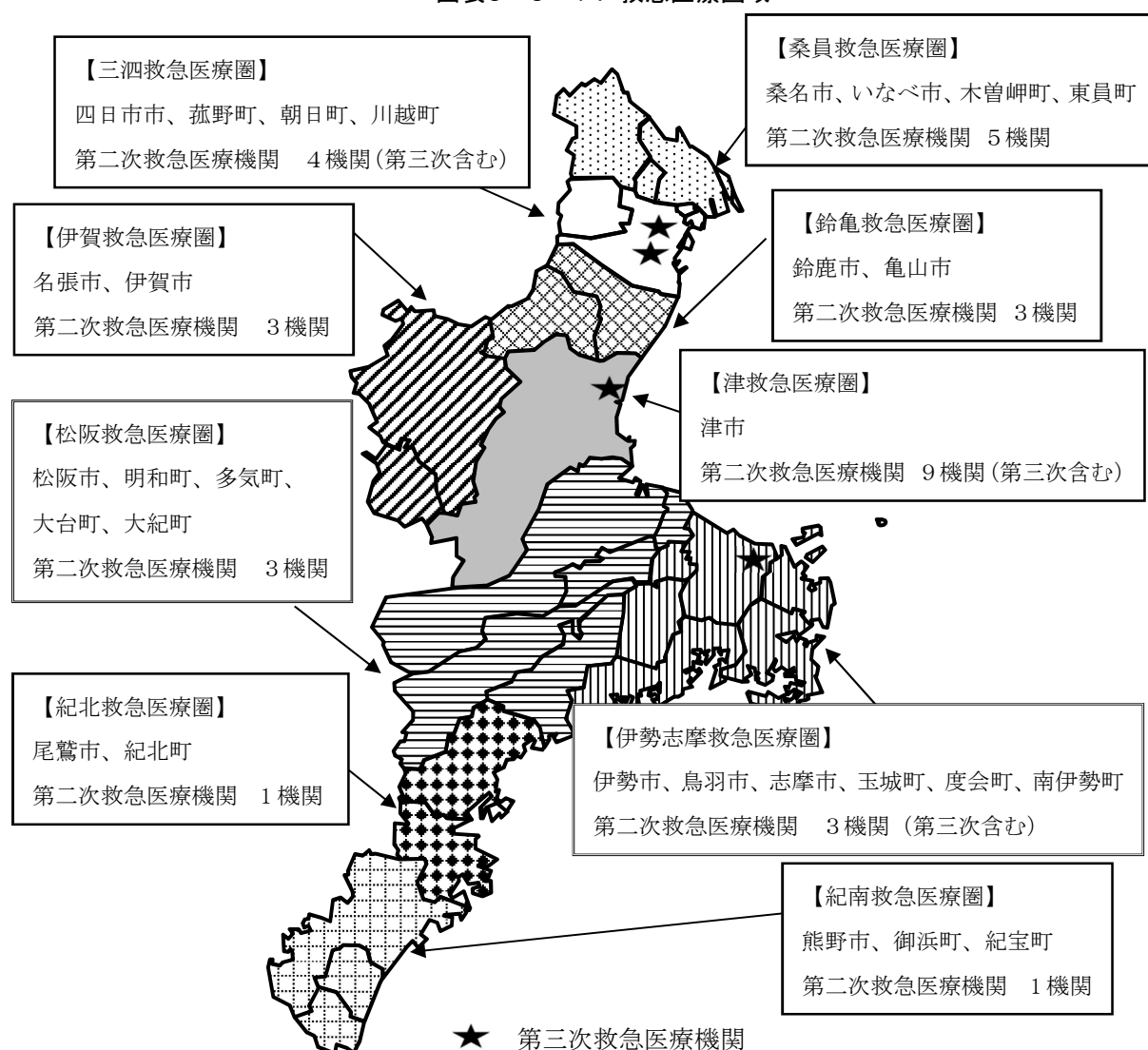
資料：厚生労働省東海北陸厚生局「施設基準の届出受理状況」

3. 連携体制

(1) 圏域の設定

第二次救急に係る圏域（以下「救急医療圏」という。）については、病院前救護に係るメディカルコントロール体制等を考慮し、図5-5-14のとおり9圏域とします。

図表5-5-14 救急医療圏域



(2) 各圏域の医療資源と連携の現状

① 初期救急医療

- 休日夜間急患センターは、令和5（2023）年4月時点で津救急医療圏、松阪救急医療圏、伊勢志摩救急医療圏に各3か所、伊賀救急医療圏に2か所、桑員救急医療圏、三泗救急医療圏、鈴亀救急医療圏に各1か所あり、休日夜間の初期救急医療の対象となる患者に対応しています。
- 在宅当番医制は、令和5（2023）年4月現在、桑員、鈴亀、紀北、紀南の各救急医療圏で実

施しており、休日夜間の初期救急医療の対象となる患者に対応しています。

② 第二次救急医療

- 人口 10 万人あたりの医療機関の整備状況を見ると、令和 4（2022）年 10 月 1 日現在の第二次救急医療機関数は、桑員救急医療圏が 2.3 施設、津救急医療圏が 2.9 施設、紀北救急医療圏が 3.2 施設、紀南救急医療圏が 2.9 施設と全国平均の 2.2 施設を上回っていますが、他の救急医療圏では全国平均を下回っており、県平均では 1.7 施設となっています³。
- 医療機関の数だけではなく、医療従事者数等も救急医療圏ごとに差があり、それぞれの地域で課題へ対応しています。

③ 第三次救急医療

- 救命救急センターは、令和 5（2023）年 3 月末現在、北勢医療圏に 2 か所、中勢伊賀医療圏に 1 か所、南勢志摩医療圏に 1 か所、計 4 か所に整備されています。厚生労働省の充実段階評価*では、令和 4（2022）年度に全ての救命救急センターが A 評価を受けています。
- 本県では、平成 24（2012）年にドクターヘリを導入したことにより、伊賀地域、志摩地域、東紀州地域をはじめとする県内全域の第三次救急医療体制の充実・強化につながっています。

④ 高度救急医療

- 通常の救命救急センターでは対応困難な広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特殊疾病患者に対する救命医療を行うために必要な相当高度な診療機能を有する高度救命救急センターを、三重大学医学部附属病院に設置するべく取り組んでいます。

³ 出典：令和 3 年 病床機能報告

図表5-5-15 三重県ドクターヘリの出動実績(令和4年度)

消防本部	市町名	出動件数
桑名市消防本部	桑名市	3
	いなべ市	0
	木曽岬町	0
	東員町	0
四日市市消防本部	四日市市	9
	朝日町	0
	川越町	1
菰野町消防本部	菰野町	0
鈴鹿市消防本部	鈴鹿市	6
亀山市消防本部	亀山市	6
津市消防本部	津市	23
松阪広域消防組合	松阪市	11
	多気町	1
	明和町	0
伊勢市消防本部	伊勢市	3
	玉城町	0
	度会町	0
鳥羽市消防本部	鳥羽市	8
志摩市消防本部	志摩市	51
紀勢広域消防組合	大台町	7
	大紀町	11
	南伊勢町	13
三重紀北消防組合	尾鷲市	17
	紀北町	14
熊野市消防本部	熊野市	16
	御浜町	11
	紀宝町	2
伊賀市消防本部	伊賀市	18
名張市消防本部	名張市	12

※南伊勢町の旧南勢町区域は、志摩市消防本部の管轄、旧南島町区域は紀勢地区広域消防組合の管轄です。
発生市町ごとに集計をしているため、各消防本部が出動した件数とは異なる場合があります。

資料：三重県調査

(3) 医療提供体制

図表5-5-16 救急医療を担う医療機関(令和5年6月1日現在)

救急医療圏	市町	初期救急医療機関 (令和5年4月1日現在)			二次救急医療機関		三次救急医療機関	
		休日夜間 急患センター	休日		平日	在宅当番医制		施設
			昼間	準夜				
桑員	桑名市 いなべ市 木曾岬町 東員町	桑名市 応急診療所	○		○ ※1	桑名市医師会 (2施設)	(病院群輪番制参加病院) 桑名市総合医療センター、青木記念病院、 いなべ医師会 (23施設)	
						(その他の救急告示医療機関*) 桑名病院、日下病院、青木内科		
三四	四日市市 菰野町 朝日町 川越町	四日市市 応急診療所	○				(病院群輪番制参加病院) 県立総合医療センター、市立四日市病院、 四日市羽津医療センター、菰野厚生病院	
						(その他の救急告示医療機関) 小山田記念温泉病院、富田浜病院、山中胃腸科病院、 主体会病院、四日市消化器病センター、みたき総合病院		
鈴亀	鈴鹿市 亀山市	鈴鹿市 応急診療所	○	○	○	亀山医師会 (30施設)	(病院群輪番制参加病院) 鈴鹿中央総合病院、鈴鹿回生病院、 亀山市立医療センター	県立総合医療 センター (四日市市)
						(その他の救急告示医療機関) 高木病院、塩川病院、川口整形外科、村瀬病院		
津	津市	津市 応急クリニック	○	○	○		(病院群輪番制参加病院) 武内病院、永井病院、遠山病院、 吉田クリニック、岩崎病院、大門病院、 津生協病院、三重中央医療センター、三重大 学医学部附属病院	市立四日市病院 (四日市市)
		津市こども応急ク リニック・休日デ ンタルクリニック	※2	※3	※3			
		津市久居休日応急 診療所	○			(その他の救急告示医療機関) 若葉病院、県立一志病院、榑原温泉病院		
伊賀	名張市 伊賀市	名張市 応急診療所	○	○	○		(病院群輪番制参加病院) 上野総合市民病院、岡波総合病院、 名張市立病院	三重大学医学部 附属病院 (津市)
		伊賀市 応急診療所	○	○	○	(その他の救急告示医療機関) 金丸脳脊椎外科クリニック		
松阪	松阪市 多気町 明和町 大台町 大紀町	松阪市休日 夜間応急診療所	※4	※4	※4		(病院群輪番制参加病院) 松阪市民病院、松阪中央総合病院、 済生会松阪総合病院	伊勢赤十字病院 (伊勢市)
		いおうじ 応急クリニック	※5	※5	※5			
		松阪市歯科 休日応急診療所	○			(その他の救急告示医療機関) 大台厚生病院、三重ハートセンター		
伊勢志摩	伊勢市 鳥羽市 志摩市 玉城町 度会町 南伊勢町	伊勢市休日・ 夜間応急診療所	○	○	○		(病院群輪番制参加病院) 伊勢赤十字病院、市立伊勢総合病院、 県立志摩病院	
		鳥羽市休日・ 夜間応急診療所	○		○ ※7			
		志摩市休日・ 夜間応急診療所	○		○ ※8	(その他の救急告示医療機関) 伊勢ひかり病院、町立南伊勢病院、志摩市民病院、 南島メディカルセンター、伊勢田中病院		
紀北	尾鷲市 紀北町					紀北医師会 (10施設)	(病院群輪番制参加病院) 尾鷲総合病院	
						(その他の救急告示医療機関) 長島回生病院		
紀南	熊野市 御浜町 紀宝町					紀南医師会 (15施設)	(病院群輪番制参加病院) 紀南病院	

※1 土曜日のみ ※2 小児科(日、祝・休日の午前および午後) ※3 小児科のみ ※4 毎日(20時~22時30分 内科・小児科)、土曜日(24時~翌6時 内科・小児科)、日曜祝日(9時~12時 14時~17時 内科・小児科・外科)
 ※5 日・祝・火・木・金曜日のみ、木曜日は12時30分から ※6 日・祝(9時~12時)のみ ※7 木・金・土曜日のみ ※8 月・火・水・土曜日のみ

(4) 各救急医療圏における現状

- 初期、第二次救急医療体制の維持が困難となっている地域があり、地域メディカルコントロール協議会等の場で、対応策についての協議が行われています。

図表5-5-17 各救急医療圏における現状

救急医療圏	現状
桑員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休日および夜間の初期救急医療については、桑名市応急診療所といなべ総合病院が、中心となって対応しています。 ・ 第二次救急医療については、桑名市総合医療センター、青木記念病院、ヨナハ丘の上病院、もりえい病院、いなべ総合病院が病院群輪番制病院として対応しています。 ・ 第二次・第三次救急医療については、三泗救急医療圏、愛知県等、圏域を越えた搬送があります。 ・ 桑名市消防本部では、メディカルコントロール体制の充実強化を進めるとともに、病院前救護体制の改善に努めています。 ・ 桑名市では、市民からの救急医療や応急処置等の相談に24時間体制で対応する電話相談（くわな健康・医療相談ダイヤル24）を実施しています。
三泗	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休日および夜間の初期救急医療については、四日市市応急診療所と病院群輪番制病院が協力し対応しています。 ・ 第二次救急医療については、市立四日市病院、県立総合医療センター、四日市羽津医療センター、菰野厚生病院が病院群輪番制病院として対応しています。 ・ 市立四日市病院、県立総合医療センターが、第三次救急医療機関として、北勢地域の重篤な救急患者への対応を実施しています。
鈴亀	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休日および夜間の初期救急医療については、鈴鹿市応急診療所や亀山医師会の在宅当番医制度等により対応しています。 ・ 第二次救急医療については、鈴鹿中央総合病院、鈴鹿回生病院、亀山市立医療センターが病院群輪番制病院として対応しています。 ・ 鈴鹿市では、市民からの救急医療や応急処置等の相談に24時間体制で対応する電話相談（鈴鹿市医療・健康相談ダイヤル24）を実施しています。
津	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休日および夜間の初期救急医療については、津市こども応急クリニック・休日デンタルクリニック、津市応急クリニック、津市久居休日応急診療所において対応しています。 ・ 第二次救急医療機関の受入体制の充実を図るため、郡市医師会や三重大学が連携して、第二次救急医療機関への医師の派遣等診療支援の取組を進めています。 ・ 第二次救急医療については、9病院の病院群輪番制で対応しています。 ・ 三重大学医学部附属病院は、第三次救急医療機関として、主に津救急医療圏・伊賀救急医療圏の重篤な救急患者への対応を実施しています。 ・ 津市では、市民からの救急医療や応急処置等の相談に24時間体制で対応する電話相談（津市救急・健康相談ダイヤル24）を実施しています。
伊賀	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休日および夜間の初期救急医療については、名張市応急診療所と伊賀市応急診療所において対応しています。 ・ 第二次救急医療については、上野総合市民病院、岡波総合病院、名張市立病院が協力して、病院群輪番制病院として対応しています。また、それぞれの病院が現状の医療資源を生かした特色ある医療をめざして、医師確保や医療体制の充実に努めています。 ・ 第二次・第三次救急医療については、津救急医療圏および奈良県、滋賀県等、圏域を越えた搬送があります。

	<ul style="list-style-type: none"> 伊賀市では、市民からの救急医療や応急処置等の相談に24時間体制で対応する電話相談（伊賀市救急・健康相談ダイヤル24）を実施しています。
松阪	<ul style="list-style-type: none"> 休日および夜間の初期救急医療については、松阪市休日夜間応急診療所、いおうじ応急クリニック、松阪市歯科休日応急診療所において対応しています。 松阪市、郡市医師会、消防本部等の協議により、初期救急患者は松阪市の応急診療所等で対応し、第二次救急患者のみ病院群輪番制病院で対応するなど、機能分担を図ることで救急医療に対応しています。 第二次救急医療については、松阪市民病院、松阪中央総合病院、済生会松阪総合病院が協力して病院群輪番制病院として対応しています。 松阪地区広域消防組合（松阪市、多気町、明和町）では、市民からの救急医療や応急処置等の相談に24時間体制で対応する電話相談（松阪地区救急相談ダイヤル24）を実施しています。
伊勢志摩	<ul style="list-style-type: none"> 休日および夜間の初期救急医療については、伊勢市休日・夜間応急診療所、鳥羽市休日・夜間応急診療所、志摩市休日夜間応急診療所において対応しています。 第二次救急医療については、伊勢赤十字病院、市立伊勢総合病院、県立志摩病院が協力して、病院群輪番制病院として対応しています。 伊勢赤十字病院は、救命救急センターを中心として高度な救命救急医療を担う第三次救急医療機関として、伊勢志摩地域だけでなく県南部の中核病院として、広範囲に救急患者を受け入れる体制を整備しています。 伊勢市では、市民からの救急医療や応急処置等の相談に24時間体制で対応する電話相談（伊勢市健康医療ダイヤル24）を実施しています。
紀北	<ul style="list-style-type: none"> 休日および夜間の初期救急医療については、尾鷲市では、紀北医師会医師が尾鷲総合病院で、救急外来の対応を行っています。 紀北町でも同様に、尾鷲総合病院での救急外来の対応を行うとともに、月に2回、日曜日に紀北医師会医師が、在宅当番医制による対応を行っています。 第二次救急医療については、尾鷲総合病院が病院群輪番制病院として対応しています。 尾鷲総合病院では、脳や心臓に関する専門医および医療機器が不足しており、救急医療対応が困難な場合があります。 第三次救急患者への対応は、県ドクターヘリとともに、和歌山県のドクターヘリを活用して行っています。
紀南	<ul style="list-style-type: none"> 休日および夜間の初期救急医療については、休日は紀南医師会の当番医が、夜間については紀南病院の救急外来が対応しています。 第二次救急医療については、紀南病院が病院群輪番制病院として対応しています。 第三次救急患者への対応は、県ドクターヘリとともに、和歌山県のドクターヘリを活用して行っています。 紀南病院は、和歌山県の新宮市立医療センターとの県境を越えた広域的な連携を行っています。

4. 課題

(1) 救急医療提供体制

- 令和2（2020）年の救急科における人口10万人あたりの医療施設従事医師数は1.6人となっており、全国平均の3.1人を下回り全国最下位（47位）という状況であり、医師確保が喫緊の課題となっています⁴。
- 症状の程度が軽度な患者は、かかりつけ医や休日夜間急患センター、あるいは「医療ネットみえ」等により紹介された初期救急医療機関へ、また、明らかに重症な患者は第二次救急医療機関へ、さらに、生命の危機が差し迫っている患者は第三次救急医療機関へという、本来あるべき救急患者の受入れの連携体制を引き続き構築することが課題です。
- 高齢者の救急搬送が増加傾向にあり、今後も、高齢化の進展とともに救急搬送に占める高齢者の割合の増加も見込まれます。高齢者の救急搬送に係る課題に取り組むため、医療機関、消防機関、地域包括ケア関係者等による多職種連携会議の開催回数を増やすことが必要です。

① 病院前救護体制

- 平成22（2010）年に策定した「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」の円滑な運用を進めるとともに、今後も調査分析結果をふまえた継続的な見直しが必要です。
- 救急救命士の資質向上のため、実習病院の充実と確保が必要です。
- AEDを用いた応急手当に係る地域住民への普及啓発推進のため、県内消防本部や医療関係団体と連携した取組が必要です。
- 救急車の適正利用および救急医療機関の受診に関する普及啓発を行い、緊急性の高い患者が適切な医療を受けられるよう、体制の整備に努める必要があります。
- 救急出動の事後検証や救急救命士の再教育を行う地域メディカルコントロール体制の充実・強化が必要です。

② 初期救急医療

- 応急診療所を維持するとともに、応急診療所がない地域においては診療所における在宅当番医制への参加を促し、休日夜間における初期救急医療を担う医療機関を確保することが必要です。
- 夜間・休日等に受診できる初期救急医療機関の情報提供について、市町等と連携し、強化する取組が必要です。
- 「医療ネットみえ」に参加登録をしている医療機関数を増やすことが必要です。

③ 第二次救急医療

- 医師不足等の理由により第二次救急医療の提供が困難となり、病院群輪番制の維持が課題となっている地域があります。
- 症状の程度が軽度な患者であっても第二次救急医療機関を受診する傾向が一定あり、特に、

⁴ 厚生労働省「令和2年 医師・歯科医師・薬剤師統計」

病院群輪番制病院等において対応すべき、重症な救急患者の診療に支障をきたしていることから、県民の適切な受診行動を促進することが必要です。

④ 第三次救急医療

- 令和3（2021）年の救命救急センターにおける救急担当専任医師数は人口10万人あたり1.5人（全国45位）で、全国平均の2.6人と比べて少なくなっています。また、救急センターにおける救急担当専任看護師数は人口10万人あたり11.9人（全国34位）で、こちらも全国平均の14.7人と比べて少なくなっており、医師・看護師不足の解消が課題です。
- 紀北・紀南救急医療圏で構成される東紀州医療圏には第三次救急医療機関がないため、隣接地域の医療機関への負担が大きく、県内全域での支援体制の強化が必要です。
- 災害時や重複要請時のドクターヘリの運航について、近隣府県との連携を強化することが必要です。
- ドクターヘリの円滑な運航体制を維持するため、訓練の実施や搬送事例の検証等を引き続き行うことが必要です。

⑤ 急性期を脱した患者への後方支援について

- 急性期病院で救急医療を受けた患者が、回復期、維持期へと円滑に移行し、地域へ戻ることができるよう、在宅医療の充実と多職種との連携を図るとともに、地域連携クリティカルパスの構築等、医療機関同士の連携強化を図ることが必要です。

⑥ 新興感染症の発生・まん延時の救急医療

- 新型コロナウイルス感染症の対応をふまえて、感染症対応と通常の救急医療を両立できるような体制を構築することが必要です。

(2) 各救急医療圏の体制

- 救急搬送件数の増加に対応するとともに、受入医療機関要請回数の減少等を図るため、第二次および第三次救急医療体制のさらなる充実が求められています。
- 救急医療機関における受入患者の入院長期化、介護施設からの肺炎患者等の多数受入れにより、一時的に救急患者の受入れが制限されるなどのいわゆる出口問題が生じています。

図表5-5-18 各救急医療圏における課題

救急医療圏	課題
桑員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第二次救急医療については、病院群輪番制病院により体制が維持されているものの、病院勤務医が少なく、第二次救急医療体制の維持が困難な状況となっています。 ・ 県外への搬送については、桑名市総合医療センターの設立により以前より減少はしたものの、依然として隣接する愛知県等への県外搬送が少なくはないため、隣接する医療圏に所在する医療機関との連携が必要です。
三四	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、地域住民の高齢化の進展による救急搬送患者の増加を見込んで、第二次・第三次救急医療機関と急性期を脱した患者の受入医療機関との機能分化および連携により、出口問題の解消を図ることが必要です。

	<ul style="list-style-type: none"> 隣接地域からの救急搬送患者に対応するため、関係する医療機関との連携を図り、機能分化を図ることが必要です。
鈴鹿	<ul style="list-style-type: none"> 第二次救急医療については、鈴鹿中央総合病院、鈴鹿回生病院および亀山市立医療センターの連携により対応していますが、他地域への救急患者の搬送が比較的多いことから、受入困難な傷病者が発生した場合の受入体制について、広域で検討する必要があります。 亀山市において第二次救急医療を担う亀山市立医療センターにおける医師の充足が必要です。
津	<ul style="list-style-type: none"> 第二次救急医療体制の強化が図られてきましたが、受入医療機関の要請回数が4回以上となった事案、病院選定時間が30分以上を要する事案の割合は横ばい状態であり、県内他地域と比較すると、高い状況にあります。 病院群輪番制病院の多くが中小規模病院であり、今後、高齢化の進展に伴い、引き続き救急医療に係る高い需要が見込まれることから、医療機関の連携や機能分化を図ることにより、さらに第二次救急医療体制を強化する必要があります。
伊賀	<ul style="list-style-type: none"> 現在3病院による病院群輪番制が維持されていますが、常勤医師数は少ない状況です。 他地域への救急患者の搬送が比較的多いことから、受入困難な傷病者が発生した場合の受入体制について、広域で検討する必要があります。
松阪	<ul style="list-style-type: none"> 紀勢地域の救急医療体制の確立が必要です。 休日応急診療所を含め地域の初期救急医療を担当する医師が不足しており、医師の確保が必要です。 松阪地域、紀勢地域ともに人口1万人あたりの救急件数が、県や全国と比較しても高い状態が続いているため、対策を検討する必要があります。
伊勢志摩	<ul style="list-style-type: none"> 病院群輪番制病院が中心となって第二次救急医療が実施されているものの、伊勢志摩地域全体において、医師・看護師等の医療従事者の不足から、救急医療体制の維持が困難な状況となっています。 県立志摩病院において、さらなる救急医療提供体制の充実が必要です。
紀北	<ul style="list-style-type: none"> 尾鷲総合病院では、医師不足の中で救急医療対応が困難な状況が続いており、特に専門的領域の医師確保が課題となっています。 他地域への救急患者の搬送が比較的多いことから、受入困難な傷病者が発生した場合の受入体制について、広域で検討する必要があります。
紀南	<ul style="list-style-type: none"> 紀南病院では医師不足の中で救急医療対応が困難な状況が続いており、特に専門的領域の医師確保が課題となっています。 他地域への救急患者の搬送が比較的多いことから、受入困難な傷病者が発生した場合の受入体制について、広域で検討する必要があります。

5. ロジックモデル

番号	具体的施策	番号	中間アウトカム	番号	分野アウトカム
【県民の適切な受診行動の促進】					
1	初期救急医療機関の情報提供および案内業務の充実	1	県民の適切な受診行動の推進	1	県民が重症度・緊急度に応じた適切な医療を受けることができる
	指標 システム参加医療機関数		指標 軽症者搬送割合		指標 一般市民が心肺機能停止の時点を目撃した、心原性的心肺機能停止傷病者の1か月後の予後
	指標 コールセンター電話案内件数				
	指標 医療ネットみえアクセス件数				
2	電話相談事業の充実				
	指標 #8000 相談件数				
	指標 #8000 応答率				
【病院前救護体制の充実】					
3	県民に対する救急蘇生法、予防救急等の普及啓発の実施	2	病院前救護体制の充実		
	指標 県民の救急蘇生法講習等への受講率		指標 重症以上の事案における、救急車の現場滞在時間が30分以上の割合および4回以上医療機関に受入要請を行った割合		
4	メディカルコントロール体制の強化				
	指標 救急救命士が常時同乗している救急車の割合				
	指標 救急要請（覚知）から救急医療機関搬送までに要した時間				
【地域包括ケアシステムと救急医療の連携の促進】					
5	終末期の患者への対応および普及啓発	3	地域包括ケアシステムと救急医療の連携の促進		
	指標 心肺蘇生*を望まない心肺停止患者への対応方針を定めている消防本部の割合		指標 多職種連携会議の開催回数		
【三次救急医療体制の充実】					
6	重症患者への対応および普及啓発	4	三次救急医療体制の充実		
	指標 救命救急センターの応需率		指標 人口10万人あたりの救命救急センターの専任医師数・専任看護師数		
	指標 ドクターヘリ出動件数				

6. 目標と施策

(1) 数値目標

目標項目	現状値	目標値	目標値の説明	データ出典
救急医療情報システム参加医療機関数	750 機関 (令和5年9月末現在)	837 機関	初期救急医療の充実のため、救急医療情報システムに参加登録している医療機関数を増加することを目標とします。	三重県調査
重症以上の事案における、救急車の現場滞在時間が30分以上の割合および4回以上医療機関に受入要請を行った割合	【30分以上】 4.1% 【R3】	【30分以上】 3.3%以下	病院前救護体制の充実のため、重症以上の事案における、救急車の現場滞在時間が30分以上および4回以上医療機関に受入要請を行った割合の低減を目標とします。	救急搬送における医療機関の受入れ状況等実態調査
	【4回以上】 1.6% 【R3】	【4回以上】 1.5%以下		
救急搬送患者のうち、傷病程度が軽症であった人の割合	53.5% 【R4速報値】	47.6%以下	県民の適切な受診行動の推進のため、救急搬送患者のうち、診療の結果として帰宅可能な軽症者の割合の低減を目標とします。	救急・救助の現況
地域で行われている多職種連携会議の開催回数	17回 【R4】	38回	地域包括ケアシステムと救急医療の連携の促進のため、消防機関や地域包括ケアシステム関係者などが参画する多職種連携会議の開催回数（各地域メディカルコントロール協議会および各市町の地域包括ケアシステムに関する会議で1回ずつ）を目標とします。	三重県調査
人口10万人あたりの救命救急センターの専任医師数および専任看護師数	【医師】 1.5人 【R3】 実数：26人	【医師】 2.6人以上	三次救急医療体制の充実のため、人口10万人あたりの救命救急センターの専任医師数および専任看護師数の増加を目標とします。	救急医療提供体制の現況調べ
	【看護師】 11.9人 【R3】 実数：212人	【看護師】 14.7人以上		
心肺機能停止傷病者（心肺停止患者）の1か月後の予後	【生存率】 7.6% 【R3】	【生存率】 11.1%	県民が重症度・緊急度に応じた適切な医療を受けるため、一般市民が心肺停止の時点を目撃した、心原性的心肺機能停止傷病者の1か月後の予後の低減を目標とします。	救急・救助の現況
	【社会復帰率】 4.6% 【R3】	【社会復帰率】 6.9%		

(2) 取組内容

取組方向1：県民の適切な受診行動の促進

- 県民に対し、かかりつけ医の必要性や救急医療に関する情報の提供を行うとともに、救急車の適正な利用等、適切な受診行動に関する啓発を行います。(医療機関、消防機関、関係機関、市町、県)
- 「医療ネットみえ」や三重県救急医療情報センターコールセンターによる初期救急医療機関の情報提供および案内業務の充実を図り、県民の適切な受診行動を促進します。(医療機関、消防機関、関係機関、市町、県)
- 小さな子どもを持つ保護者等を対象に、「子どもの救急対応マニュアル」や「みえ子ども医療ダイヤル（#8000）」による情報提供や相談事業を行います。(医療機関、関係機関、市町、県)

取組方向2：病院前救護体制の充実

- 県民に対する応急手当の普及啓発のため、県内消防本部や医療関係団体と連携した取組を促進します。(消防機関、関係機関、市町、県)
- AEDが必要なときに活用されるよう、設置場所についての情報提供を行います。(医療機関、消防機関、関係機関、市町、県)
- 救急救命士の再教育や事後検証等が円滑に推進されるよう、三重県メディカルコントロール協議会および各地域メディカルコントロール協議会が連携して体制の強化を図ります。(医療機関、消防機関、関係機関、市町、県)
- 三重県メディカルコントロール協議会で検討した課題等を各地域メディカルコントロール協議会において具体的に検討し、詳細な運用方法を策定します。(医療機関、消防機関、関係機関、市町、県)
- 救急救命士が行う気管挿管や薬剤投与といった手技等の維持・向上のため、ブラッシュアップ講習を実施します。(医療機関、消防機関、関係機関、市町、県)
- 「指導救命士制度」を運用し、救急救命士をはじめとした救急隊員の指導的役割を担う指導救命士の育成に努め、救急業務の充実を図ります。(医療機関、消防機関、関係機関、市町、県)
- さらに、三重県独自の制度である上級指導救命士の認定にも引き続き取り組みます。(医療機関、消防機関、関係機関、市町、県)
- 「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」の適応事案に関する調査分析結果をふまえた検討を行い、傷病者の状況に応じた適切な搬送及び受入体制の構築を図ります。(医療機関、消防機関、関係機関、市町、県)

取組方向3：初期、第二次、第三次救急医療体制の充実

- 医師修学資金貸与制度の運用を通じて将来県内医療機関で勤務する医師の確保に努めるとともに、三重県地域医療支援センター*等と連携し、救急医療を担う若手病院勤務医の確保を進めます。併せて、令和6（2024）年度以降の三重大学医学部地域枠B入学者に対して、救急科を含めた特定の診療科について診療科指定を行い、将来において県内の救急医療を

担う医師確保を進めます。(医療機関、三重大学、県)

- 地域包括ケアシステムの構築に向け、県および地域のメディカルコントロール協議会等を活用して、第二次救急医療機関等の救急医療機関、かかりつけ医や介護施設等の関係機関が連携・協議する体制を構築し、より地域で連携したきめ細やかな取組を進めます。(医療機関、消防機関、関係機関、市町、県)
- 医療機関や市町、医師会等関係機関と協力し、初期救急医療を担う医療機関の増加に努めます。(医療機関、関係機関、市町、県)
- 地域のメディカルコントロール協議会等において、広域的対応や疾患別役割分担等の検討による効果的なネットワークづくりに向けた話し合いを進め、第二次救急患者や第三次救急患者の迅速な搬送および受入れができる体制づくりを進めます。(医療機関、消防機関、関係機関、市町、県)
- 急性期病院で救急医療を受けた患者が、回復期、維持期へと円滑に移行し、地域へ戻ることができるよう在宅医療の充実と多職種の医療関係者との連携を図るとともに、地域連携クリティカルパスの構築等、医療機関同士の連携強化を図ります。(医療機関、市町、県)
- 高齢者の救急搬送に係る課題に取り組むため、医療機関、消防機関及び地域包括ケア関係者等の多職種による連携や情報共有を進めます。(医療機関、消防機関、関係機関、市町、県)
- 紀北救急医療圏、紀南救急医療圏については、第二次救急医療機関の機能強化を図るとともに、県ドクターヘリや、相互応援協定を締結している他県ドクターヘリの活用など、広域的な重症患者への救急医療体制の充実強化も図ります。(医療機関、消防機関、市町、県)
- 県ドクターヘリの運用にあたり、近隣県との連携や訓練等の実施により、円滑な運航体制の強化を図ります。(医療機関、消防機関、関係機関、市町、県)
- 受入困難な傷病者が発生した場合の受入体制について、広域で議論する体制の構築を図ります。(医療機関、消防機関、関係機関、市町、県)
- 病院前救護の担い手として専門的な知識、技術を有し、二次救急や三次救急における救急医のタスクシフトが期待される救急救命士を育成するため、救急ワークステーション*等の推進を図ります。(医療機関、消防機関、市町、県)
- ドクターカーの運用について国の動向を注視しながら、活用方法も含め検討を進めます。(医療機関、消防機関、市町、県)
- 特殊疾病患者に対する医療を確保するため、三重大学医学部附属病院を高度救命救急センターに指定し、高度医療の充実を図ります。(医療機関、三重大学、県)

取組方向4：新興感染症発生・まん延時の救急医療対応

- 救急患者を受け入れるために必要な感染防護や感染制御等の対策を講じることができる人材を、国の実施するDMA T*研修等を活用し、平時から育成する体制を整えます。(医療機関、関係機関、県)
- 8000等の電話による相談体制を平時から充実させ、新興感染症のまん延により救急外来の需要が急増した際にも対応できる体制を整えます。また、新興感染症のまん延により、自宅療養者の発生が想定される場合は、療養者からの相談等を受け付ける電話相談窓口の設置や救急車の適正利用に関する啓発の強化を実施するとともに、消防機関に対して、病

床使用率を含む入院受入医療機関の情報提供を行うことで、救急医療体制の維持を図ります。(医療機関、消防機関、関係機関、市町、県)

- 重症患者や特別な配慮が必要な患者(妊産婦・小児・透析患者・精神疾患を有する患者)に対応可能な受入医療機関を医療措置協定の締結等を通じて確保するとともに、協定締結状況をふまえた連携のあり方について、関係機関および関係団体と連携の上検討し、新興感染症の発生・まん延時の患者の受入れに対応できる体制を整えます。(医療機関、関係機関、県)

第6節 | 災害医療対策

1. めざす姿

(1) めざす姿

災害時においても必要な医療が提供できる体制の構築をめざします。

○医療機関等において、災害医療提供体制が強化されています。

○災害医療コーディネートを担う人材や保健医療活動チーム等の育成が進んでおり、災害時に支援を必要とする場所へ速やかに応援チームの派遣や医薬品等の供給ができる体制が構築されています。

○訓練や協議会、研修会などを通じて、関係機関の連携体制が強化されています。

(2) 取組方向

取組方向1：医療機関等における災害医療体制の強化に向けた取組

取組方向2：人材育成および保健医療福祉調整本部の体制整備に向けた取組

取組方向3：関係機関等との連携強化に向けた取組

2. 現状

(1) 想定される災害

○災害には、地震、津波、風水害等の自然災害から、海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、大規模な事故による災害に至るまでさまざまな種類があります。また、同じ種類の災害であっても、発生場所、発生時刻や発生時期等によって被災・被害の程度は大きく異なります。

○南海トラフ地震等の巨大地震が100～150年周期で発生しており、近い将来、これらの地震が発生し、本県においても大きな被害がもたらされることが予想されています。

○昭和34（1959）年の台風15号（伊勢湾台風）では約32万人が被災し、そのうち県内での死者・行方不明者は1,281人にのぼりました。また、平成23（2011）年の紀伊半島大水害など台風や豪雨による災害も多く発生しています。

図表5-6-1 南海トラフの巨大地震による被害想定(理論上最大・過去最大)

	理論上最大クラス	過去最大クラス
死者数	約 53,000 人	約 34,000 人
負傷者数	約 62,000 人 (うち、重傷者 約 18,000 人)	約 17,800 人 (うち、重傷者 約 2,800 人)
建物全壊・消失数	約 248,000 棟	約 70,000 棟

資料：三重県地震被害想定結果（平成26年3月）

(2) 災害医療体制

① 医療機関等における体制整備

- 各医療機関は施設の耐震化に取り組んでおり、県内 93 病院のうち、院内の敷地で患者が利用する全ての建物（病棟部門、外来診療部門、手術検査部門）が耐震化済みの病院の割合は 83.9%です。
- 各医療機関はBCPの考え方に基づいた災害医療マニュアル(以下「病院BCP」という。)の策定に取り組んでおり、策定済みの病院の割合は 76.3%です。

図表5-6-2 各病院の災害への対応体制

項目	災害拠点病院*		災害拠点病院以外の病院	
	病院数	割合	病院数	割合
全ての施設が耐震化されている病院	16	94.1%	62	81.6%
応急資機材等を有する病院	16	94.1%	59	77.6%
受水槽・井戸設備がある病院	16	94.1%	-	-
医薬品の優先供給の協定を締結している病院	11	64.7%	-	-
敷地内にヘリポートを有する病院	9	52.9%	-	-
通常時の6割程度以上の発電容量のある自家発電機等を確保している病院	17	100.0%	28	36.8%
病院BCPを策定している病院	17	100.0%	53	69.7%
災害時、院内のスペースを有効活用するレイアウトを検討している病院	12	70.6%	-	-

※拠点病院(17)、拠点病院以外の病院(76)

資料：三重県調査（令和5年8月）

- 浸水想定区域（洪水・雨水出水・高潮）または津波災害警戒区域に所在している 38 病院のうち、止水・浸水対策を講じている病院の割合は 78.9%です。

図表5-6-3 各病院の浸水対策状況

項目	災害拠点病院		災害拠点病院以外の病院	
	病院数	割合	病院数	割合
嵩上げや盛土	3	42.9%	5	16.1%
止水板等の設置	3	42.9%	1	3.2%
土のうの設置	4	57.1%	14	45.2%
医療用設備の高所への移設	2	28.6%	5	16.1%
電気設備の高所への移設	4	57.1%	11	35.5%
排水ポンプの設置	3	42.9%	4	12.9%
雨水貯留槽の設置	1	14.3%	3	9.7%
対策できていない	0	0%	8	25.8%

※浸水想定区域または津波災害警戒区域に所在しているとされている 38 病院（うち災害拠点病院が 7 病院）を分母としています。対策については複数回答のため、合計は 100%とはなりません。

資料：三重県調査（令和5年8月）

○ 各医療機関は、災害時における通信手段の確保や、燃料、飲料水、食料、医薬品の備蓄に取り組んでいます。

図表5-6-4 各病院の災害時における通信手段の確保状況

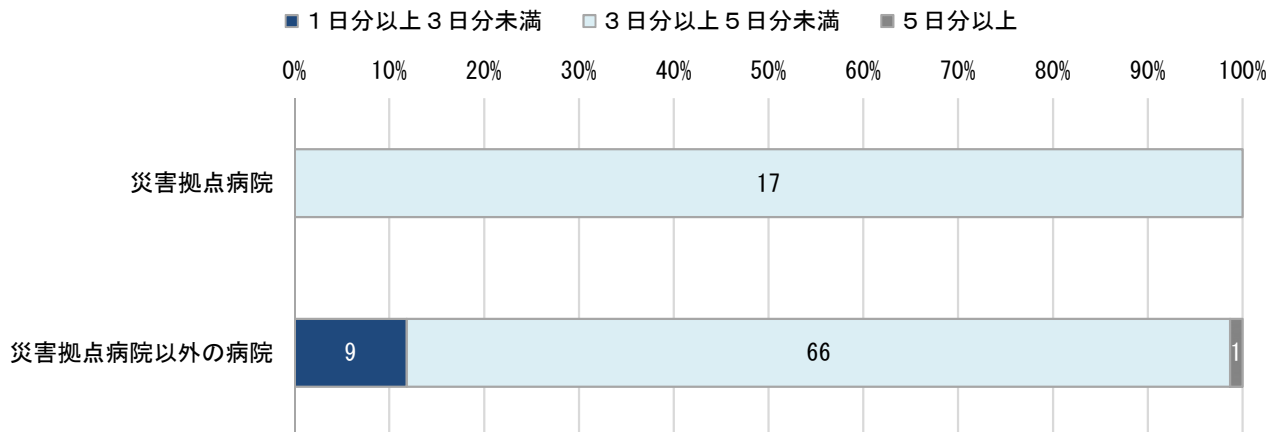
項目	災害拠点病院		災害拠点病院以外の病院	
	病院数	割合	病院数	割合
衛星携帯電話	17	100%	14	18.4%
防災行政無線	17	100%	18	23.7%
デジタル簡易無線	11	64.7%	10	13.2%
アマチュア無線	1	5.9%	3	3.9%
その他	0	0%	8	10.5%
確保できていない	0	0%	34	44.7%

※複数回答のため、合計は100%とはなりません

※拠点病院(17)、拠点病院以外の病院(76)

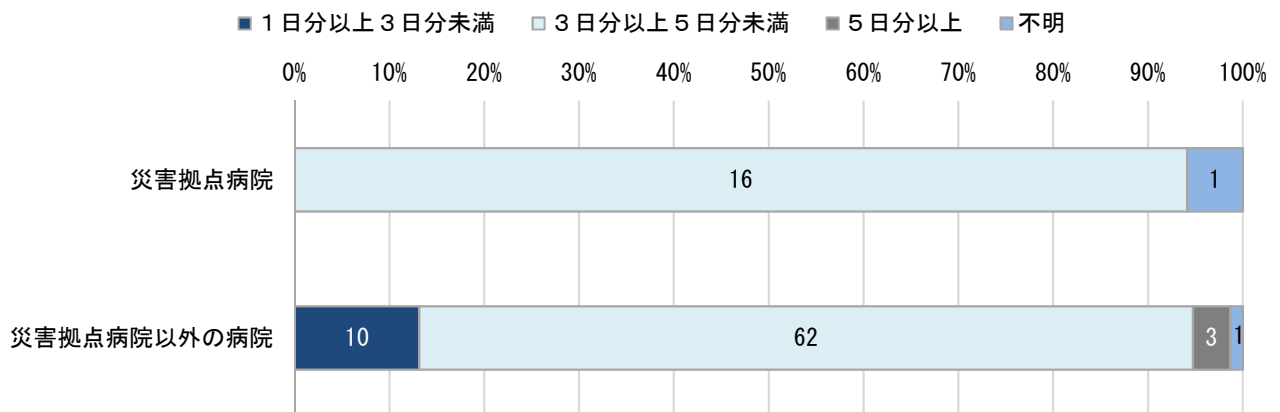
資料：三重県調査（令和5年8月）

図表5-6-5 各病院の食料の備蓄状況



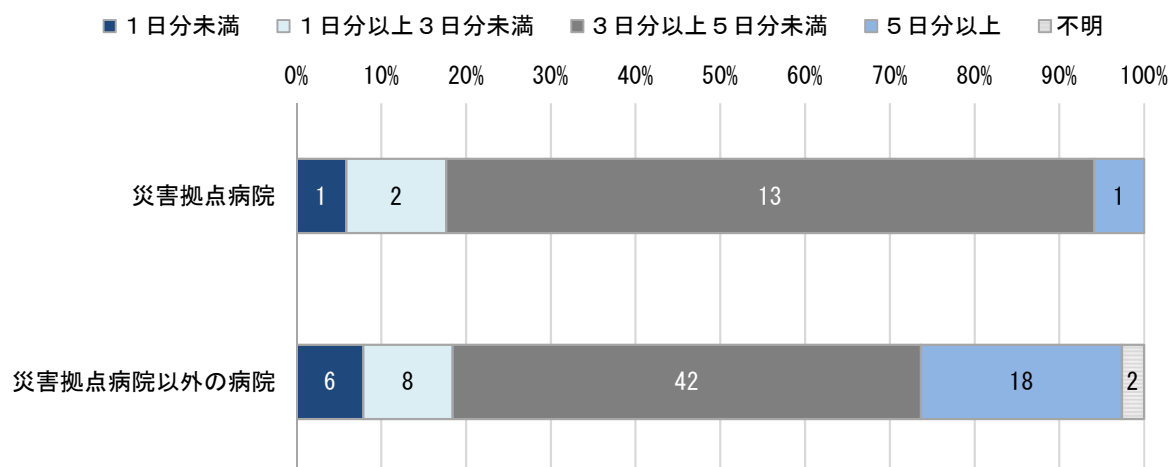
資料：三重県調査（令和5年8月）

図表5-6-6 各病院の飲料水の備蓄状況



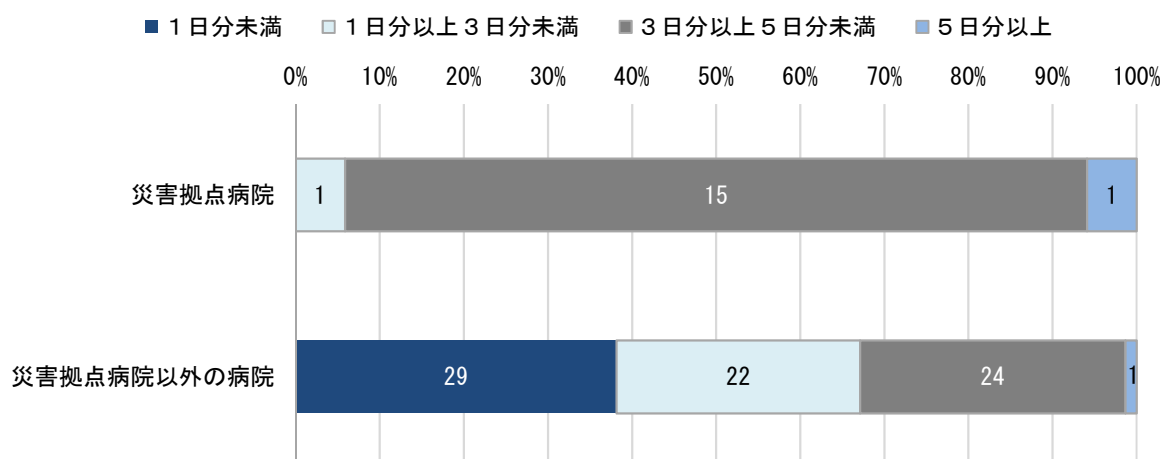
資料：三重県調査（令和5年8月）

図表5-6-7 各病院の医薬品の備蓄状況



資料：三重県調査（令和5年8月）

図表5-6-8 各病院の燃料の備蓄状況



資料：三重県調査（令和5年8月）

- 県医師会では、日本医師会災害医療チーム（JMAT*）事前登録等の体制整備を進めています。
- 平成24（2012）年度に県歯科医師会と県で共に「大規模災害時歯科活動マニュアル」を作成しました。そのマニュアルに沿って、安否確認訓練、情報伝達訓練、事業継続に係る実働訓練等を実施し、平時から大規模災害時を想定した対応の確認を行っています。
- 県薬剤師会では、調剤棚や分包機等の調剤機能を備えた車両であるモバイルファーマシー*について、災害時の活用に備えるとともに、医療救護活動への派遣体制の整備に取り組んでいます。
- 令和2（2020）年、災害時に迅速・適切に医療救護活動が実施できるよう、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会および県看護協会は「四師会による災害時の医療救護活動に関する協定」を締結しました。

図表5-6-9 東日本大震災以降における県内の保健医療活動チーム等の主な動き

年度	県内の医療活動チーム等の動き
平成23年	DMA Tや、JMA Tの身分も兼ねた三重県医療救護班（県医師会、県病院協会、県看護協会、三重大学医学部附属病院）、災害支援ナース*、保健師チーム等を被災地域へ派遣し、医療救護活動の支援を行った。（東日本大震災）
平成28年	医療救護班やDMA Tロジスティクスチーム隊員、DPA T*を被災地域へ派遣し、医療救護活動や被災者のこころのケアなどの支援を行った。（熊本地震）
平成30年	DHEAT*や保健師チームを被災地域へ派遣し、指揮調整機能の支援や保健活動を行った。（7月豪雨）
令和2年	DMA Tロジスティクスチーム隊員やDHEAT、保健師チームを被災地域へ派遣し、医療救護活動や指揮調整機能の支援、保健活動を行った。（7月豪雨）
令和3年	新型コロナウイルス感染症まん延時においては、DMA TやDPA Tに派遣要請を行い、県内の臨時応急処置施設の立ち上げ・運営等を行った。また、県外の感染拡大地域へ保健師と薬剤師を派遣し、感染症対応の支援を行った。

資料：三重県調査（令和5年8月時点）

② 災害医療従事者の育成および行政の体制整備

- 災害医療コーディネート体制強化のため、災害拠点病院の医師や郡市医師会の災害担当医師を災害医療コーディネーター*に任命し、研修や訓練を通じて人材の育成を行っています。
- 国の養成研修を受講した小児科・新生児科・産婦人科の医師を災害時小児周産期リエゾン*に任命し、訓練を通じて人材の育成を行っています。
- 災害時の円滑な医薬品等の供給体制を強化するため、薬局や病院等の薬剤師を災害薬事コーディネーターに任命し、研修等を通じて人材の育成を行っています。
- 令和5（2023）年8月時点で、県内の災害派遣医療チーム（DMA T）は32隊であり、災害時を想定した実動訓練等に取り組んでいます。
- 令和5（2023）年4月時点で、県内の災害派遣精神医療チーム（DPA T）は21隊であり、技能維持のための訓練や研修に取り組んでいます。
- 被災した都道府県の保健医療福祉調整本部および保健所の指揮・調整機能等を支援するため、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）に係る人材の育成を行っています。
- 県歯科医師会では、日本災害歯科支援チーム（JDA T*）を県内で編成し、研修等を行っています。
- 県看護協会は、日本看護協会や県と連携して災害支援ナースの育成に取り組むとともに、災害時における派遣を想定した訓練に取り組んでいます。
- 災害時における具体的な対応については、三重県地域防災計画や三重県広域受援計画、三重県災害対策本部運営要領保健医療部隊活動要領、各種災害医療対応マニュアル等を策定し、各圏域の医療資源を勘案しながら、全国からの保健医療活動チームの受入体制の整備など、大規模災害時の発災後おおむね1週間の活動内容を定めています。
- 地震・風水害等、大規模な災害が発生した場合（以下「大規模災害時」という。）、各市町では救護所の設置や、郡市医師会の協力のもと医療救護班の派遣等の救護活動を行います。
- 災害時における医療機関の診療状況を把握するため、広域災害救急医療情報システム（E

MIS)を活用しており、令和5(2023)年8月現在、県内全ての病院と34の有床診療所がシステムに参加しています。

- 令和5(2023)年、三重県DMAT設置運営要綱および運営計画を改正し、従来の災害対応に加え、新興感染症まん延時における活動に対する支援をDMATの役割として位置づけました。
- 災害時に医療救護活動の中心となる災害拠点病院に17施設を指定し、また、災害拠点病院の機能の補完や支援を目的とする災害医療支援病院*に5施設を指定しています。
- 災害拠点病院のうち、県立総合医療センターを基幹災害拠点病院として、他の16施設を地域災害拠点病院として位置づけています。
- 大規模災害時における、被災地内の広域搬送拠点臨時医療施設(SCU*)候補地として「三重大学グラウンド、県立看護大学、三重県伊勢志摩広域防災拠点ヘリポートおよび県営サンアリーナ、伊坂ダム」の4か所を候補地として指定しています。

図表5-6-10 各災害拠点病院、災害医療支援病院における災害医療提供体制等の状況

地図 番号	圏域	区分	医療機関	医療 法許 可病 床数	災害医療提供体制		
					災害派遣 医療チーム (DMAT)	救命救急セン ターまたは二次 救急医療機関	救命救急セン ターの病床数
1	桑員	地域	桑名市総合医療センター	400	2	二次救急	
2		地域	いなべ総合病院	220	1	二次救急	
3	三泗	基幹	県立総合医療センター	419	2	救命救急	30
4		地域	市立四日市病院	537	2	救命救急	30
5	鈴亀	地域	鈴鹿中央総合病院	460	2	二次救急	
6	津	地域	三重大学医学部附属病院	685	3	救命救急	22
7		地域	三重中央医療センター	486	3	二次救急	
8	伊賀	地域	上野総合市民病院	281	1	二次救急	
9		地域	名張市立病院	200	1	二次救急	
10	松阪	地域	松阪市民病院	328	2	二次救急	
11		地域	済生会松阪総合病院	430	3	二次救急	
12		地域	松阪中央総合病院	440	3	二次救急	
13	伊勢 志摩	地域	伊勢赤十字病院	620	3	救命救急	30
14		地域	市立伊勢総合病院	300	1	二次救急	
15		地域	県立志摩病院	336	1	二次救急	
16	紀北	地域	尾鷲総合病院	255	1	二次救急	
17	紀南	地域	紀南病院	244	1	二次救急	
18	桑員	支援	青木記念病院	106		二次救急	
19	三泗	支援	菰野厚生病院	230		二次救急	
20		支援	四日市羽津医療センター	226		二次救急	
21	鈴亀	支援	鈴鹿回生病院	379		二次救急	
22		支援	亀山市立医療センター	90		二次救急	

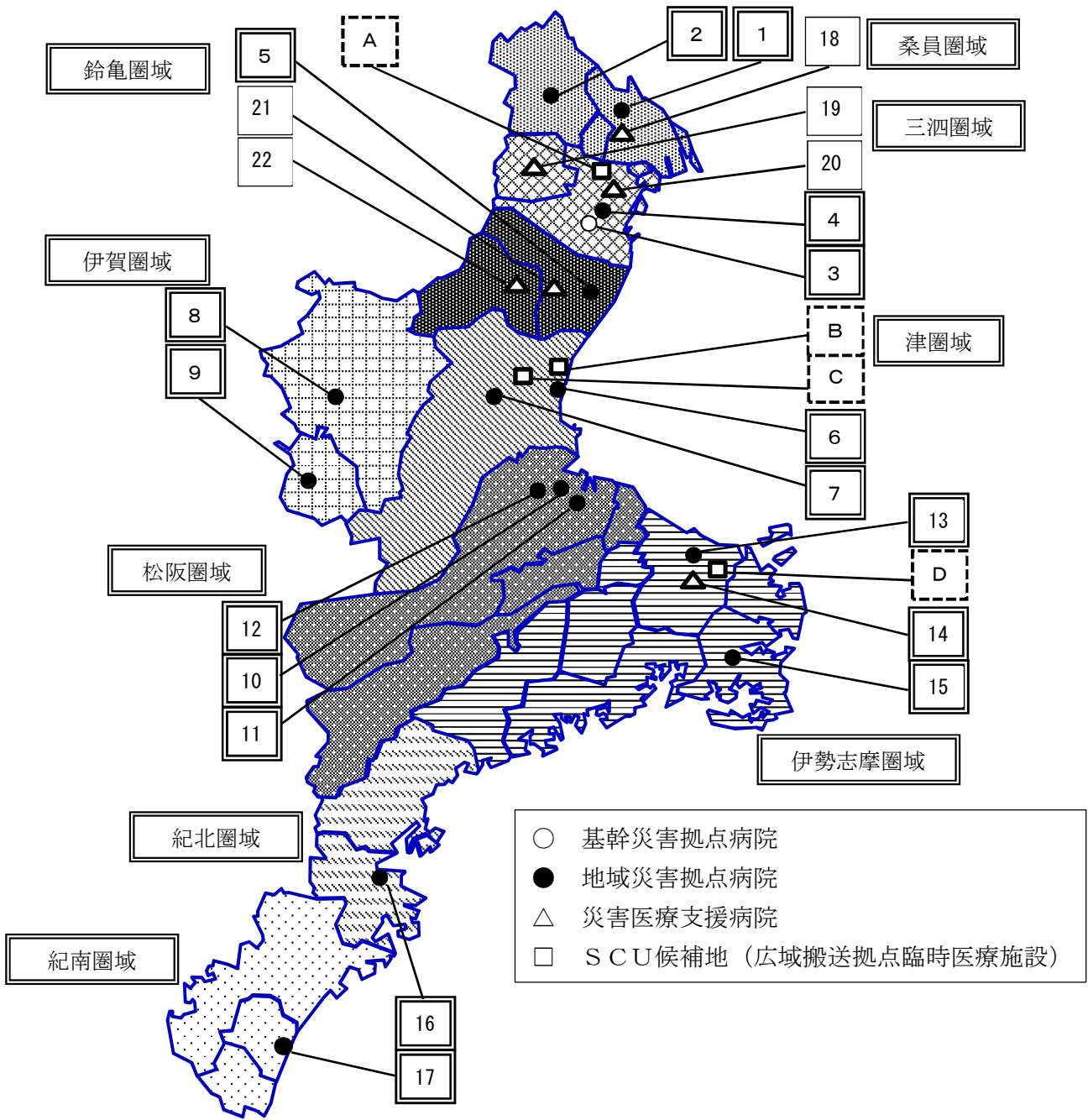
資料：三重県調査（令和5年8月時点）

図表5-6-11 SCU候補地の状況

地図 番号	構想 区域	SCU候補地	所在地	利用可能な航空機
A	三泗	伊坂ダム	四日市市伊坂町	中・小型回転翼機
B	津	三重大学グラウンド	津市栗真町屋町 1577	大型回転翼機
C		県立看護大学	津市夢が丘 1-1-1	大型回転翼機
D	伊勢 志摩	伊勢志摩広域防災拠点（伊勢志摩拠点）ヘリポートおよび県営サンアリーナ	伊勢市朝熊町 4383-4 【県営サンアリーナ】	大型回転翼機

資料：三重県調査（令和5年8月時点）

図表5-6-12 三重県の災害拠点病院等の配置図



災害拠点病院	
1 桑名市総合医療センター	10 松阪市民病院
2 いなべ総合病院	11 済生会松阪総合病院
3 県立総合医療センター	12 松阪中央総合病院
4 市立四日市病院	13 伊勢赤十字病院
5 鈴鹿中央総合病院	14 市立伊勢総合病院
6 三重大学医学部附属病院	15 県立志摩病院
7 三重中央医療センター	16 尾鷲総合病院
8 上野総合市民病院	17 紀南病院
9 名張市立病院	

災害医療支援病院	
18 青木記念病院	
19 菰野厚生病院	
20 四日市羽津医療センター	
21 鈴鹿回生病院	
22 亀山市立医療センター	

S C U 候補地	
A	伊坂ダム
B	三重大学グラウンド
C	県立看護大学
D	伊勢志摩広域防災拠点 (県営サンアリーナ)

図表5-6-13 三重県の精神科病院の状況

構想 区域	名 称	DPAT (チーム数)	指定	応急	特定	救急	災害 拠点	精神 病床数
桑員	多度あやめ病院		○	○	○	○		222
	北勢病院	○	○			○		174
	東員病院					○		247
	大仲さつき病院		○	○		○		242
三泗	総合心療センターひなが	○(2)	○	○	○	基幹		480
	水沢病院		○			○		174
鈴亀	鈴鹿厚生病院	○(3)	○	○	○	○		320
	鈴鹿さくら病院	○	○			○		219
津	三重大学医学部附属病院	○(1)	国立					30
	県立こころの医療センター	先遣隊○(5)	県立	○	○	支援		348
	県立子ども心身発達医療センター	○(2)	県立					80
	久居病院	○(2)	○	○	○	○		225
	榊原病院	先遣隊○(3)	国立	○		支援		175
松阪	松阪厚生病院	○(2)	○	○	○	基幹		590
	南勢病院		○	○		○		205
伊勢 志摩	県立志摩病院		県立					100
	伊勢赤十字病院							9
伊賀	信貴山病院分院上野病院	○(1)	○			○		410
東紀州	熊野病院	○	○	○		○		320

資料：三重県調査（令和5年4月時点）

DPAT…「三重DPAT」登録病院

「先遣隊」はDPATの中でも、発災から遅くとも48時間以内に活動できる隊。

指 定…「指定病院」

都道府県が設置する精神科病院に代わる施設として指定された病院。措置入院の受入れに応じる。

応 急…「応急入院指定病院」

急を要し、保護者や扶養義務者の同意を得ることができない場合に、本人の同意がなくとも精神保健指定医の診察により72時間に限り入院させることのできる病院。

特 定…「特定病院」

緊急その他やむを得ない理由がある場合に、精神保健指定医に代えて特定医師による診察によって、12時間に限り医療保護入院をさせることのできる病院。

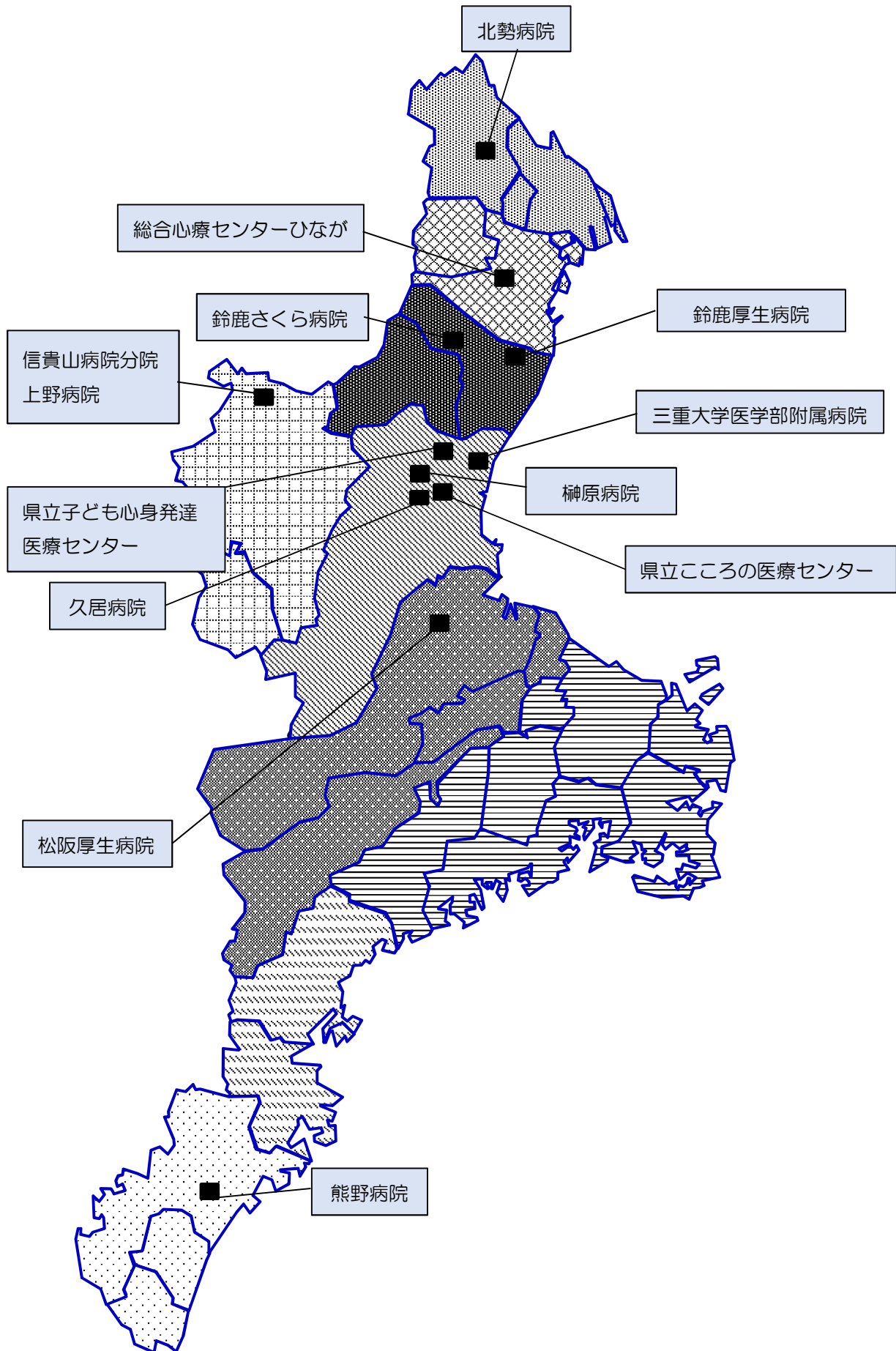
救 急…「三重県精神科救急医療システム運用事業参画病院」

夜間・休日における三重県精神科救急医療システム運用事業に参画している病院。

災害拠点…「災害拠点精神科病院*」

※令和5年度中に指定を予定しています。

図表5-6-14 DPAT登録病院の配置図

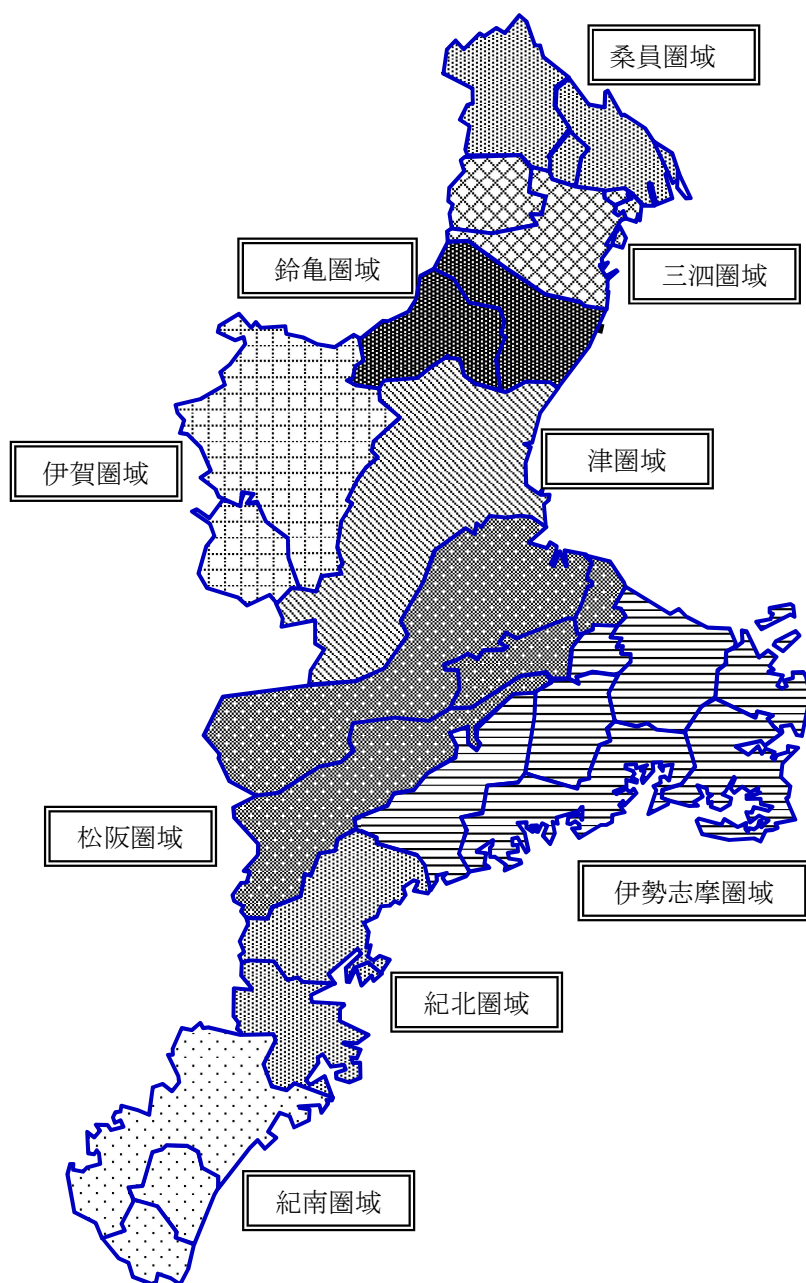


3. 連携体制

圏域の設定

- 災害医療対策は、地域の防災体制と密接に関係しており、大規模災害時における病院の機能維持や患者搬送に必要な情報（道路啓開、物資の搬送等）の収集は、三重県地域防災計画に規定された県地方災害対策部において行います。
- 地域における医療救護活動の中心を担う保健所等は、県地方災害対策部の中に設置され、県災害対策本部あるいは県地方災害対策部が収集した救助活動情報を医療機関に提供するとともに、医療機関からの医療需要の取りまとめを行います。
- 県地方災害対策部が、県内に9か所（桑名、四日市、鈴鹿、津、伊賀、松阪、伊勢、尾鷲、熊野）設置されることから、災害医療対策における圏域は、これに合わせて9つとします。

図5-6-16 災害医療圏図



4. 課題

(1) 医療機関等における体制整備

- 災害時において各医療機関は、その機能や地域における役割に応じた医療の提供ができるよう、病院BCPを策定するとともに、整備したマニュアルを研修や訓練等を通じて定期的にブラッシュアップしていく必要があります。
- 全ての病院が、敷地内で患者が利用する全ての建物（病棟部門、外来診療部門、手術検査部門）の耐震化を計画的に進める必要があります。
- 調剤棚や分包機等の調剤機能を備えた車両であるモバイルファーマシーについて、災害時等の活用を進めていく必要があります。
- 津波・豪雨等に備え、浸水想定区域（洪水・雨水出水・高潮）または津波災害警戒区域に所在する医療機関は、風水害が生じた際の被害を軽減するため、浸水対策（止水板・非常用自家発電設備の高所移設等）を実施する必要があります。
- 県内全ての病院および有床診療所がEMISに参加した上で、定期的にEMIS入力訓練を実施することにより、自院の被害状況を発信できる体制を整備する必要があります。
- 全ての病院において、大規模災害時に通信インフラが利用できなくなることを想定した通信手段を確保しておく必要があります。特に災害拠点病院は、衛星携帯電話以外にも、防災行政無線、デジタル簡易無線、アマチュア無線など、複数の通信手段を確保しておく必要があります。
- 全ての病院において、燃料、飲料水、食料、医薬品等の十分な備蓄を進めるとともに、貯蔵容量等により備蓄が困難な場合は、地域の事業者と協定を結ぶなど、流通備蓄の確保が必要です。
- 災害拠点病院では、災害時に通常の2倍以上の患者受入れを想定し、病院フロアのレイアウト変更を図式化しておくとともに、災害時の院内災害対策本部の設置場所を明確にしておく必要があります。

(2) 災害医療従事者の育成および行政の体制整備

- 県災害対策本部（保健医療福祉調整本部）や地方災害対策部（保健所）に参画する災害医療コーディネーターや災害時小児周産期リエゾンについて、各地域の委嘱人数や医師の勤務地・院内での役職等を考慮した上で、派遣要請の順番やおおよその勤務時間などをあらかじめ定めておく必要があります。
- 災害医療コーディネーターや災害時小児周産期リエゾンについて、派遣のローテーションが組めるように、委嘱者数を増やすとともに、研修等による技能維持・向上が必要です。
- 県災害対策本部（保健医療福祉調整本部）や地方災害対策部（保健所）で活動する災害医療事コーディネーターについて、災害時の派遣体制を整備するとともに、定期的に研修を行い、技能維持・向上を図る必要があります。
- 大規模災害時における医薬品等の供給体制について、現状の災害医療体制や医薬品の流通実態に合わせた供給体制の検証を進める必要があります。
- 保健医療福祉調整本部等において、本部業務の支援等を行うため、県ロジスティクスチー

ムの体制整備が必要です。

- 厚生労働省が実施する災害医療派遣チーム研修のみでは、DMATの育成が進まないため、県独自にDMAT隊数を増やしていく取組が必要です。また、隊員の能力向上が必要です。
- SCU候補地において、定期的に設営訓練を実施することにより、DMATの能力向上を図るとともに、実効性の検証を行う必要があります。
- 災害時における精神科病院への支援のみならず、避難所、救護所での被災者の心のケアが必要になることから、DPATの技能維持が必要です。
- 災害等による外傷後ストレス障害（PTSD）への心のケアに対応できる人材を育成する必要があります。
- 災害支援に加え、新興感染症にも対応できる人材を育成する必要があります。
- 救護所や避難所等において、体調悪化や災害関連死を防ぐため、負傷者や避難者の健康管理や、公衆衛生対策を担う人材を育成するとともに、保健所と市町等が連携して、保健活動ができるよう体制を強化する必要があります。
- 大規模災害時において、被災した都道府県の保健医療福祉調整本部および保健所の指揮・調整機能等を支援するため、また、人材の育成により本県の受援体制の充実にもつなげるため、三重県DHEATの養成を行うことが必要です。
- 大規模災害時には、多数の保健医療活動チームが被災地に入ることから、その派遣調整について、「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について（厚労省通知）」をふまえて、各種災害対応マニュアルの改正を行い、整理していく必要があります。

(3) 関係機関等との連携

- 関係機関が参画する協議会や会議等において、日頃から災害医療対策についての課題検討や情報共有を行う必要があります。
- 各圏域で日頃から、関係機関と緊密な関係を構築し、地域の課題をふまえた訓練等を実施する必要があります。
- 医療機関、県、市町、関係機関等の相互連携を想定し、定期的な訓練を実施することが必要です。
- 被災地内の救護所、救護所では受入れが難しい患者（人工透析、人工呼吸器装着、酸素療法等の患者等）への対応を検討する必要があります。
- 災害拠点病院において、受入れ患者が許容量を超えた場合の対策として、SCUや地域の病院、県外への医療搬送を検討する必要があります。

5. ロジックモデル

番号	具体的施策	番号	中間アウトカム	番号	分野アウトカム		
【医療機関等における災害医療体制】							
1	病院BCP関係研修	1	医療機関等における災害医療体制が強化されている	1	災害時においても必要な医療が提供できる体制が構築されている		
	指標		開催回数 参加人数		指標	病院BCP策定率	指標
2	病院の耐震化促進		指標	年1回以上災害対応訓練を実施した病院割合	指標	—	
	指標		—	指標	病院の耐震化率		
3	病院の浸水対策促進		指標	燃料等の備蓄が3日分以上ある病院割合	指標	—	
	指標		—	指標	浸水対策実施率		
4	EMIS入力訓練・研修		指標	EMISに登録された有床診療所数	指標	—	
	指標		訓練・研修実施回数	指標	EMIS入力訓練実施率		
5	災害時における通信手段の確保促進		指標	災害時における通信手段の確保率			
	指標		—				
【人材育成および保健医療福祉調整本部の体制整備】							
6	災害医療コーディネートを担う人材育成のための研修（委嘱者）	2	人材育成が進んでおり、速やかに応援チームの派遣や医薬品等の供給ができる体制が構築されている	指標	災害医療コーディネーター委嘱人数		
	指標		災害医療コーディネーター研修参加人数	指標	災害時小児周産期リエゾン委嘱人数		
	指標		災害時小児周産期リエゾン研修参加人数	指標	災害薬事コーディネーター委嘱人数		
7	保健医療活動チームを育成するための研修		指標	DMA T隊数（ローカルDMA T隊員含）	指標	—	
	指標		ローカルDMA T隊員養成研修参加人数	指標	日本DMA Tインストラクター数		
	指標		DPAT研修参加人数	指標	ロジスティクスチーム隊員数		
	指標		災害支援ナース養成研修参加人数	指標	DPAT隊数		
	指標		ロジスティクスチーム研修参加人数	指標	災害支援ナース登録者数		
【関係機関等との連携強化】							
8	各種訓練の実施		3	訓練や協議会、研修会などを通じて関係機関との連携が強化されている	指標	—	
	指標	実施回数					
9	協議会・検討会等の実施						
	指標	実施回数					

6. 目標と施策

(1) 数値目標

目標項目	現状値	目標値	目標値の説明	データ出典
病院BCPの策定率	75.3% (70/93) 【R5】	100%	災害時における業務の優先順位や備蓄状況の把握など、BCP（業務継続計画）の考え方に基づいた災害医療マニュアルを策定している病院の割合を目標とします。	三重県調査
病院の耐震化率	83.9% (78/93) 【R5】	100%	病院の敷地内で患者が利用する全ての建物（病棟部門、外来診療部門、手術検査部門）に耐震性がある病院の割合を目標とします。	
浸水対策の実施率	78.9% (30/38) 【R5】	100%	浸水想定区域（洪水・雨水出水・高潮）または津波災害警戒区域に所在する病院のうち、浸水対策（止水板・非常用自家発電設備の高所移設等）を実施している病院の割合を目標とします。	
年1回以上EMIS入力訓練を実施している医療機関の割合	57.8% (92/159) 【R5】	100%	県内全ての病院および有床診療所のうち、県や保健所が実施する定例訓練や研修会へ年1回以上参加したことがある病院・有床診療所の割合を目標とします。	
県内のDMAT隊数	32隊 【R5】	51隊	日本DMAT隊員または三重L-DMAT隊員*で構成されるDMATの隊数を目標とします。（1隊の内訳は、医師1名、看護師2名、業務調整員1名とする）	

(2) 取組内容

取組方向1：医療機関等における災害医療体制の強化に向けた取組

- 各医療機関が病院BCPを策定し、訓練や研修等を通じて定期的に見直しができるよう支援します。（医療機関、関係機関、県、市町）
- 全ての病院において、敷地内で患者が利用する全ての建物（病棟部門、外来診療部門、手術検査部門）の耐震化を計画的に進めます。（医療機関、県、市町）
- 災害時等におけるモバイルファーマシーの活用を進めます。（薬剤師会、関係団体、県）
- 浸水想定区域または津波災害警戒区域に所在する医療機関は、止水板等の設置による止水対策や自家発電機等の高所移設、排水ポンプ設置等により浸水対策を計画的に進めます。（医療機関、県、市町）
- 有床診療所に対してEMISへの参加を促すとともに、定期的に入力訓練や研修会を実施することにより、自院の被害状況を発信できる体制整備に努めます。（医療機関、関係団体、県、市町）
- 全ての病院は、外部アンテナを設置し、災害時に備えた通信手段の確保に取り組むとともに

に、災害拠点病院は、衛星携帯電話以外にも複数の通信手段の確保に取り組みます。(医療機関、県、市町)

- 全ての病院において、燃料、飲料水、食料、医薬品等の十分な備蓄を進めるとともに、地域の事業者と協定を結ぶなど、流通備蓄の確保に取り組みます。(医療機関)
- 災害拠点病院は、患者受入の許容量を増やすため、病院フロアのレイアウト変更を検討するとともに、院内災害対策本部の設置場所をあらかじめ定めます。(医療機関)

取組方向2：人材育成および保健医療福祉調整本部の体制整備に向けた取組

- 災害医療コーディネーターや災害時小児周産期リエゾンについて、各地域の委嘱人数や医師の勤務地・院内での役職等を考慮した上で、派遣要請の順番やおおよその勤務時間などを、あらかじめ定めるための検討を行います。(医療機関、医師会、県、市町)
- 災害医療コーディネーターや災害時小児周産期リエゾンについて、派遣のローテーションが組めるように、委嘱者数を増やすとともに、研修等により技能維持・向上に努めます。(医療機関、医師会、県、市町)
- 災害薬事コーディネーターについて、災害時の派遣体制を整備するとともに、研修等を通じて技能維持・向上に努めます。(薬剤師会、県)
- 大規模災害時における医薬品等の供給体制について、訓練を通じて、現状の災害医療体制や医薬品の流通実態に合わせた供給体制の実効性を高めていきます。(薬剤師会、関係団体、県)
- ロジスティクスチームの体制整備のため、DMATロジスティクスチーム隊員や日本DMATインストラクターを増やします。(医療機関、県)
- 国のDMAT養成研修とは別途、都道府県研修として三重L-DMAT隊員養成研修を実施し、県内のDMAT隊数を増やします。また、訓練等を通じて隊員の能力向上を図ります。(医療機関、県)
- SCU候補地において、定期的に設営訓練を実施します。(医療機関、消防機関、関係機関、県)
- DPATの体制強化のため、DMAT等との合同訓練や研修を実施するとともに、先遣隊活動資機材の整備に努めます。また、DPAT運営委員会を定期的に開催し、災害精神医療体制の強化を図ります。(医療機関、県)
- PTSD対応専門研修の受講を促し、災害による外傷後ストレス障害への心のケアに対応が可能な医療従事者等を増やします。(医療機関、県、市町)
- 新興感染症クラスター研修や災害支援ナース養成研修をはじめとした研修の受講を促し、新興感染症への対応が可能な人材を育成します。(医療機関、看護協会、県)
- 救護所、避難所等において、心身の健康管理や、感染症の防止、栄養管理等に関して、適切に対応できるよう、保健師、看護師、栄養士等の研修を実施するとともに、保健所とその管内市町等において、災害時に連携した保健活動ができるよう検討を進め、体制強化を図ります。また、避難所等の衛生管理において、薬剤師の活用を進めていきます。(医療機関、関係団体、関係機関、県、市町)
- 研修の受講により三重県DHEATを養成するとともに、県の災害対策本部保健医療部隊(県保健医療福祉調整本部)の体制について、訓練等を通じて検証し強化を図ります。(医

療機関、関係機関、県、市町)

- 災害時の対応マニュアルの見直しを定期的に行い、訓練等の中で実効性の検証を行います。
(医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、関係団体、県、市町)

取組方向3：関係機関等との連携強化に向けた取組

- DMAT・SCU連絡協議会をはじめとする会議等を開催し、災害医療に関する課題検討や情報共有を行います。(医療機関、医師会、消防機関、関係機関、県)
- 各圏域の医療機関、医療関係団体、消防本部、市町が連携した地域災害医療対策協議会等において、大規模災害に対応できる災害医療ネットワークづくりを進めます。(医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、関係団体、関係機関、県、市町)
- 県が主催する総合防災訓練やDMAT実動訓練などとおして、関係機関との連携を確認します。(医療機関、医師会、消防機関、関係機関、県、市町)
- 関係機関のネットワークを活用し、避難所や救護所では受入れが難しい患者の受入先の検討を行います。(医療機関、関係団体、県、市町)
- 災害拠点病院の許容量を超えた数の患者が搬送されることを想定し、災害医療支援病院や一般病院による後方支援が得られるよう連携を進めます。また、県外搬送も想定し、患者の受入れについて、近隣県と事前に協議を行います。(医療機関、医師会、関係団体、県)

第7節 | 新興感染症発生・まん延時における医療対策

新興感染症発生・まん延時における医療については、別冊の「三重県感染症予防計画」に詳細を記載します。

第8節 | へき地医療対策

1. めざす姿

(1) めざす姿

県民がへき地において必要な医療の提供を受けることができる体制の構築をめざします。

- へき地診療所に必要な医師が確保され、診療所運営の維持・管理ができるように、へき地医療を「点から面で支える」体制を整備することで、地域住民の健康を守るために必要な医療提供体制が確保されています。
- へき地医療を担う新たな医療従事者の確保・育成を図るため、へき地医療教育に必要な体制や、へき地で勤務する医師のキャリア形成、宿舎等の生活環境のサポート体制が整備されています。

(2) 取組方向

取組方向1： へき地の医療提供体制の維持・確保

取組方向2： へき地医療を担う医師・看護職員 の育成・確保

2. 現状

(1) へき地医療の概況

- 県内では、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（令和3年法律第19号）、「離島振興法」（昭和28年法律第72号）、「山村振興法」（昭和40年法律第64号）の指定地域¹において、医療機関や医師数が他地域に比べて著しく不足していることから、市町が中心となってへき地診療所を設置し、住民に対する医療の提供を行っています。
- 令和5（2023）年7月末現在、過疎地域や離島にある24か所の市町立診療所、2か所の国保診療所、2か所の民間診療所をへき地診療所として指定しています。
- これら28か所のへき地診療所のうち常勤医師が勤務する診療所は17か所であり、その他の診療所は兼任管理や巡回診療*等により診療が行われています。
- 県が指定するへき地医療拠点病院*は、令和5（2023）年8月現在、紀南病院、尾鷲総合病院、県立志摩病院、伊勢赤十字病院、済生会松阪総合病院、松阪市民病院、松阪中央総合病院、県立総合医療センター、県立一志病院、ヨナハ丘の上病院の10病院です。
- 県内には過疎地域を中心として無医地区*が1地区（1市）、無医地区に準じる地区*が2地

¹ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、離島振興法、山村振興法における指定地域は以下のとおりです。

津市（一部）、松阪市（一部）、名張市（一部）、尾鷲市、亀山市（一部）、鳥羽市、熊野市、いなべ市（一部）、志摩市、伊賀市（一部）、多気町（一部）、大台町、度会町（一部）、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町（一部）、紀宝町（一部）

区（1市1町）あり、また無菌科医地区*が5地区（2市）、無菌科医地区に準じる地区*が4地区（1市）となっています。巡回診療等により対応しています。

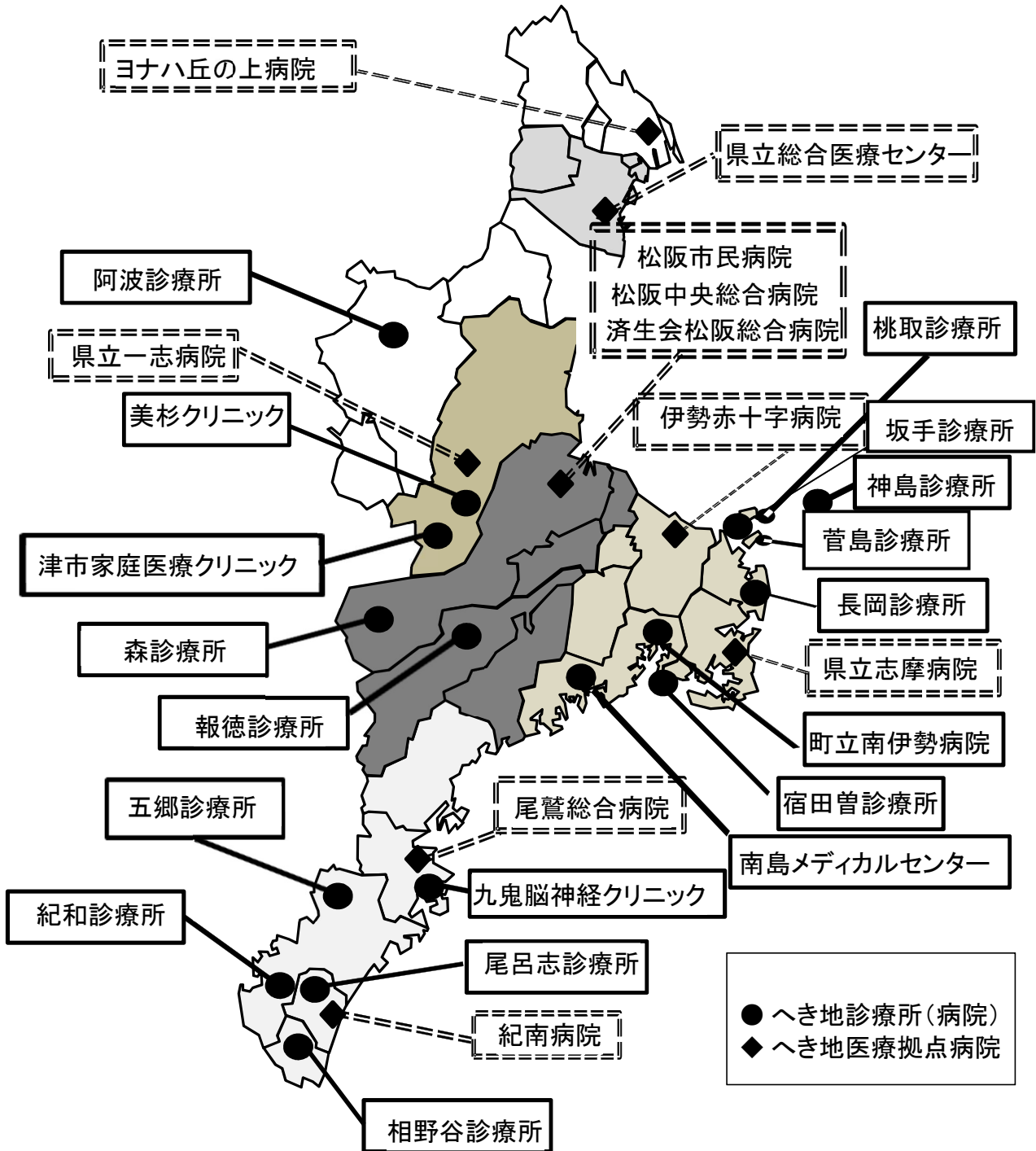
図表5-8-1 県内のへき地診療所

市町	診療所	区分	住所地	常勤医の有無等
津市	津市家庭医療クリニック	国保	津市美杉町奥津	有
	洗心福祉会美杉クリニック	民間	津市美杉町下之川	有
伊賀市	伊賀市国民健康保険 阿波診療所	国保	伊賀市猿野	有
松阪市	松阪市森診療所	市立	松阪市飯高町森	有
	松阪市波瀬診療所	市立	松阪市飯高町波瀬	無※
大台町	大台町報徳診療所	町立	多気郡大台町江馬	有
	大台町大杉谷診療所	町立	多気郡大台町久豆	無※
鳥羽市	鳥羽市立長岡診療所	市立	鳥羽市相差町	有
	鳥羽市立桃取診療所	市立	鳥羽市桃取町	有
	鳥羽市立菅島診療所	市立	鳥羽市菅島町	有
	鳥羽市立神島診療所	市立	鳥羽市神島町	有
	鳥羽市立坂手診療所	市立	鳥羽市坂手町	有
	鳥羽市立鏡浦診療所	市立	鳥羽市浦村町	無※
	鳥羽市立鏡浦診療所 石鏡分室	市立	鳥羽市石鏡町	無※
	鳥羽市立鏡浦診療所 今浦分室	市立	鳥羽市浦村町	無※
南伊勢町	宿田曾診療所	町立	度会郡南伊勢町田曾浦	有
	阿曾浦診療所	町立	度会郡南伊勢町阿曾浦	休診中
	古和浦へき地診療所	町立	度会郡南伊勢町古和浦	無※
	南島メディカルセンター	町立	度会郡南伊勢町槌柄浦	有
尾鷲市	九鬼脳神経クリニック	民間	尾鷲市九鬼町	有
熊野市	熊野市立五郷診療所	市立	熊野市五郷町寺谷	有
	熊野市立神川へき地診療所	市立	熊野市神川町神上	無※
	熊野市立育生へき地 出張診療所	市立	熊野市育生町長井	無※
	熊野市立紀和診療所	市立	熊野市紀和町板屋	有
	熊野市立上川診療所	市立	熊野市紀和町和気	無※
	熊野市立楊枝出張診療所	市立	熊野市紀和町楊枝	無※
御浜町	尾呂志診療所	町立	南牟婁郡御浜町上野	有
紀宝町	紀宝町立相野谷診療所	町立	南牟婁郡紀宝町井内	有

「無※」 兼任管理・非常勤医師等により対応。

資料：三重県調査（令和5年8月末現在）

図表5-8-2 県内のへき地医療機関*（医師が常勤している施設）、へき地医療拠点病院



資料：三重県調査（令和5年8月末現在）

図表5-8-3 県内の無医地区等

二次医療圏	市町	地区	人口（人）			無医地区	無歯科医地区
			平成26年度	令和元年度	令和4年度		
中勢伊賀	津市 (旧美杉村)	太郎生	958	747	672	○	
南勢志摩	鳥羽市	神島町	401	336	302		○
	志摩市	和具 (間崎)	—	69	59	△	
東紀州	熊野市 (旧紀和町)	上川	161	131	115		○
		西山	236	181	166		○
	熊野市	神川	327	280	235		○
		育生	231	203	176		○
		飛鳥	1,279	1,126	1,053		△
		新鹿	1,398	1,255	1,156		△
		荒坂	489	429	375		△
		五郷	802	706	654		△
	紀宝町	浅里	64	52	47	△	

○：無医地区、△：無医地区に準じる地区

資料：三重県調査（令和4年10月末現在）

(2) へき地の医療提供体制

① へき地医療提供体制の維持、確保

- へき地医療対策を円滑かつ効果的に実施するため、平成15（2003）年度に「三重県へき地医療支援機構」を設置しました。へき地医療支援機構*には、へき地医療勤務経験のある医師を専任担当官として配置し、年度ごとのへき地医療に係る事業の実施や各関係機関との連携や連絡調整を行い、へき地における医療提供体制の整備を支援しています。
- へき地医療支援機構では、医学生および若手医師、へき地医療関係者を対象としたへき地医療研修会やへき地医療体験実習などを開催するほか、へき地医療の意義や魅力についても情報発信しています。
- 県が指定するへき地医療拠点病院では、三重県へき地医療支援機構の調整のもと、無医地区等への巡回診療およびへき地診療所等への代診医派遣等を行っています。代診医派遣は、へき地医療機関に勤務する医師がスキルアップのために研修に参加する、休暇を取得してリフレッシュするなど、医師のキャリアアップやモチベーションの維持等、ひいては、へき地の医療提供体制の維持・確保等のために重要な事業となっています。令和4（2022）年度の代診医派遣については、100%の応需率となっています。
- 巡回診療については、県立志摩病院（和具地区）、町立南伊勢病院（古和浦地区）、熊野市立紀和診療所（西山、小森、小船、上川、楊枝地区）が月2回、熊野市立紀和診療所（神川、育生地区）、津市家庭医療クリニック（伊勢地地区）が週1回、紀南病院（浅里地区）が月1回、ヨナハ丘の上病院（太郎生地区）が月6回の頻度でそれぞれ実施しています。

図表5-8-4 巡回診療等の実施状況

実施頻度	実施主体	対象地区
月2回	県立志摩病院	志摩市 和具 (間崎) 地区
	熊野市立紀和診療所	熊野市 西山地区
		熊野市 小森地区
		熊野市 小船地区
		熊野市 上川地区
		熊野市 楊枝地区
町立南伊勢病院	南伊勢町 古和浦地区	
週1回	津市家庭医療クリニック	津市 伊勢地地区
	熊野市立紀和診療所	熊野市 神川地区
		熊野市 育生地区
月6回	ヨナハ丘の上病院	津市 太郎生地区
月1回	紀南病院	紀宝町 浅里地区

資料：三重県調査（令和5年8月末現在）

図表5-8-5 へき地医療拠点病院からへき地診療所等への代診医の派遣実績の推移

(単位：件)

派遣元	所在地	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度
県立総合医療センター	四日市市	3	4	0	3	3	2	1	0	1	0
三重病院	津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県立一志病院	津市	—	2	4	4	3	3	6	0	0	0
尾鷲総合病院	尾鷲市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
済生会松阪総合病院	松阪市	4	6	4	4	2	2	1	0	2	2
松阪市民病院	松阪市	3	7	2	3	2	1	1	1	1	2
伊勢赤十字病院	伊勢市	12	13	7	4	3	3	2	1	2	2
県立志摩病院	志摩市	48	29	18	5	5	3	2	1	1	1
尾鷲総合病院	尾鷲市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
紀南病院	御浜町	0	0	0	0	0	1	3	0	0	0
派遣実績 合計		70	61	35	23	18	15	16	5	9	8

資料：三重県調査

- へき地診療所に対して運営費や、診療所および医師住宅の新築・改築、医療機器の整備補助を行っています。また、へき地医療拠点病院に対して、巡回診療や代診医派遣等の実績や地域の実情に応じて、施設・設備の整備および運営費の補助を行っています。
- 医師不足地域に対する診療支援のため、平成21(2009)年度から、医師不足地域の病院(へき地医療拠点病院を含む)に対して、他地域の基幹病院から一定期間医師を派遣する取組(三重県版医師定着支援システム(バディ・ホスピタル・システム*))を実施しています。

県では、こうした取組を推進するため、支援病院、被支援病院に対して一定の財政的支援を行っています。平成 21 (2009) 年 10 月以降、伊勢赤十字病院から尾鷲総合病院へ常勤医師 1 人が継続して派遣されています。

- 平成 22 (2010) 年度から、県と三重大学が連携し、安全・安心かつ切れ目のない医療提供体制の充実、病診連携の推進をめざし、「三重医療安心ネットワーク (地域医療連携システム)」の整備を進めています。へき地においても、県内の医師不足により、へき地での医療体制の充実が困難な中、へき地医療機関と後方病院との連携が不可欠になっており、本県では「三重医療安心ネットワーク」の整備について、へき地医療機関も含めて推進しています。令和 5 (2023) 年 6 月末現在、7 か所のへき地診療所が、患者の同意を得た上で、薬の処方、血液検査の結果、レントゲンや C T の画像といった医療情報を閲覧できる施設としてネットワークに参加しています。
- 県では、県全域の第三次救急医療体制の充実を目的として、平成 24 (2012) 年に、県独自のドクターヘリを導入しました。基地病院となる三重大学医学部附属病院と伊勢赤十字病院から東紀州地域までの範囲について、おおむね 30 分の所要時間で搬送することが可能となりました。平成 24 (2012) 年 3 月から令和 5 (2023) 年 3 月までの累計実績で、東紀州地域では 527 件の救急出動と 372 件の病院間搬送が実施されました。
- へき地での在宅訪問歯科診療の充実をめざして、県および郡市歯科医師会が連携し、歯科医療関係者への研修や在宅歯科診療を行うための設備整備など、安全・安心な歯科医療が行われるための体制整備を行っています。

② 医師・看護職員数

- 県内の人口 10 万人あたりの医療施設従事医師数は全国平均に比べて少なく、特に、伊賀区域や伊勢志摩区域 (伊勢市を除く)、東紀州区域で医師の慢性的な不足が続いています。
- また、県内の人口 10 万人あたりの看護師数も増加しているものの、依然として全国平均に比べて少ない状況が続いており、特に、伊賀区域や伊勢志摩区域 (伊勢市を除く)、東紀州区域で看護師の数が少なくなっています。

図表 5-8-6 全国、県、主な医師不足地域の医師・看護師数

【医師数】

(単位：人/10 万人)

全 国	三重県全体	伊賀区域	伊勢志摩区域 (伊勢市を除く)	東紀州区域
256.6	231.6	146.5	117.0	165.6

資料：厚生労働省「令和 2 年 医師・歯科医師・薬剤師統計」、三重県「月別人口調査」(令和 2 年 10 月 1 日現在)

【看護師数】

(単位：人/10 万人)

全 国	三重県全体	伊賀区域	伊勢志摩区域 (伊勢市を除く)	東紀州区域
1015.4	1009.2	773.8	511.0	874.0

資料：厚生労働省「令和 2 年 衛生行政報告例」、三重県「月別人口調査」(令和 2 年 10 月 1 日現在)

③ 医師不足地域に関わる医師・看護職員の育成、確保

- へき地医療機関に勤務する医師については、自治医科大学義務年限*内の医師の配置や、義務年限終了後医師を引き続き県職員として雇用し、へき地へ派遣するキャリアサポート制度*（旧ドクタープール制度）等により確保に努めています。
- へき地を含む地域医療の担い手の育成に向けて、三重大学医学部医学・看護学教育センター*、市町村振興協会、県の3者が連携し、地域医療の確保、地域への定着をめざし、全29市町での地域基盤型保健医療教育実習、へき地・離島医療機関での診療見学実習、医学部医学科1年生全員を対象とした「国際保健と地域医療」講義等により、三重大学医学部における地域医療教育の充実に取り組んでいます。
- 地域医療の担い手育成に向けて、平成21（2009）年に県が紀南病院に設置した、「三重県地域医療研修センター（METCH）」では、“へき地は医者ステキにする”を合言葉に、若手医師、医学生に対して実践的な地域医療研修を提供しています。令和4（2022）年度までに、県内・県外の病院から、353名の研修医を受け入れています。受入れ先の医療機関は、紀南病院、熊野市立紀和診療所、町立南伊勢病院、鳥羽市立桃取診療所、鳥羽市立神島診療所、紀宝町立相野谷診療所の6か所となっています。

図表5-8-7 三重県地域医療研修センター 研修医受入れ実績

（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
県内病院研修医	12	17	14	3	14	20	23	27
県外病院研修医	13	10	9	5	2	0	0	0
年度合計	25	27	23	8	16	20	23	27
受入れ総数	209	236	259	267	283	303	326	353

資料：三重県調査

- 三重大学では、平成18（2006）年度から地域医療に従事する医師の増加を目的とした推薦入試枠の「地域枠*」が設けられるとともに、平成20（2008）年度からは三重大学医学部の定員増が行われました。また、平成21（2009）年度からは、へき地および医師不足地域からの推薦枠となる「地域枠B」が設けられており、令和5（2023）年度までの地域枠入学者は、541名となっています。これら地域枠の学生には、将来の地域医療の担い手として、大きな期待が寄せられています。加えて、診療科偏在の問題に対処するため、地域枠Bの令和6（2024）年度の入学者からは、診療科指定（内科、外科、救急科、総合診療科）が設けられます。
- 平成16（2004）年度から、医師不足地域の医療機関等における医師の確保を目的として創設した三重県医師修学資金貸与制度*においても、地域枠医師のサポートと推薦地域への定着を目的として、積極的に修学資金を貸与しています。修学資金の貸与を受けた医師が、卒業後一定期間、推薦地域をはじめとする県内の医療機関で業務に従事すれば貸与金の返還

を免除することとしています。

- へき地等における医療の確保と質の向上に資することを目的として、自治医科大学に毎年2～3人の三重県の入学枠を設けています。卒業し、県内での臨床研修を修了した後に県職員として雇用し、義務年限を終了するまでの間、県内のへき地医療機関等に派遣しています。
- また、自治医科大学卒業医師を義務年限終了後も、引き続き県職員として雇用し、へき地医療機関等へ派遣する「ドクタープール制度」を平成17(2005)年度から整備しましたが、平成22(2010)年度から、へき地で勤務する医師のキャリア形成支援をより充実させ、利用者の拡充を図るため、「キャリアサポート制度」に改め、これまでに15人の医師を確保しました。令和5(2023)年度は、自治医科大学義務年限内の医師14人とキャリアサポート医師5人の計19人を6市町7医療機関およびへき地医療支援機構に配置しています。
- 平成23(2011)年度より、地域で活躍する総合診療医*の確保を目的に、三重大学、地域の医療機関等が参画するネットワークの構築や人材育成を支援しています。
- 平成28(2016)年より「三重県プライマリ・ケアセンター」を県立一志病院に設置し、へき地等で活躍が期待されるプライマリ・ケアエキスパートナースの育成に取り組んでいます。
- 今後も県内で勤務を開始する三重県医師修学資金貸与医師の増加が見込まれることから、県では、平成24(2012)年に「三重県地域医療支援センター」を設置し、若手医師を対象とした医師のキャリア形成支援とへき地等医師不足病院における医師確保支援に一体的に取り組んでいます。

3. 課題

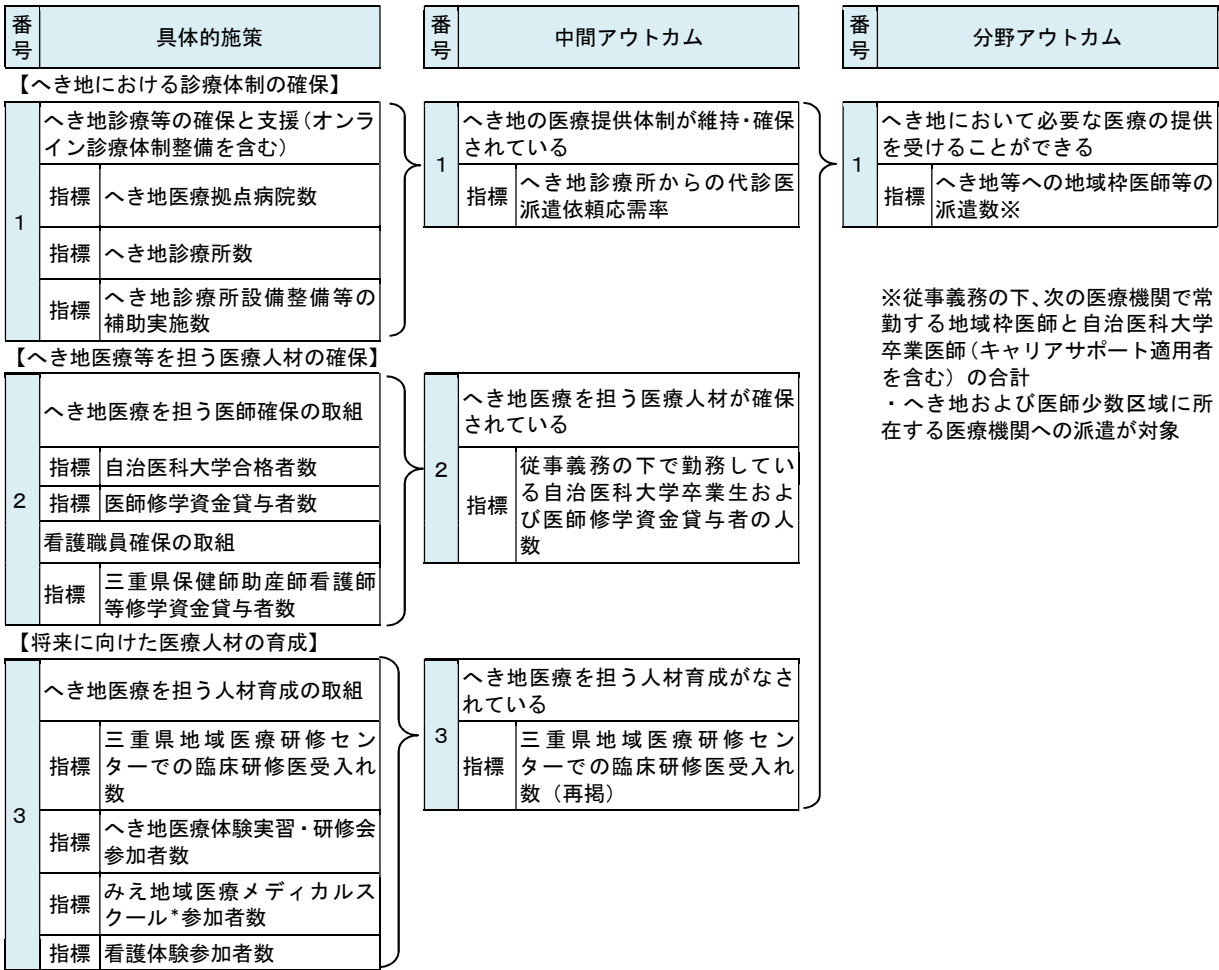
(1) へき地等の医療提供体制の維持・確保

- へき地診療所等で勤務する医師の確保が困難な状況が続いており、現在勤務する医師の高齢化が進む中、今後の後任医師の確保が課題になると予測されます。
- へき地の医療提供体制を維持・確保するためには、へき地で勤務する医師の確保のほかに、へき地診療所で勤務する医師を効率よく適正に配置し、例えば、複数の医師のチーム体制により複数の診療所をみるといった、地域を「点から面で支える」医療提供体制の確立が必要です。また、患者の受診機会の確保の点からも、へき地におけるオンライン診療の有効性や適合性等の検討が必要です。
- へき地医療拠点病院の主たる事業の一つである、代診医派遣の実績について、コロナ禍で学会等のオンライン開催が増えたため、令和2(2020)年度から代診医の派遣依頼が大きく減少したものの応需率は100%を維持しています。しかし、地域等によって代診医の派遣依頼実績に偏りが生じているため、制度改善や再周知を行い、需要に応じてより容易に代診医派遣依頼ができるよう見直しを図る必要があります。

(2) へき地医療に関わる医師・看護職員の育成・確保

- 今後、増加が見込まれる三重県医師修学資金貸与者および三重大学医学部地域卒学生等がへき地医療等への志を維持できるよう、継続的な研修等、動機づけの機会が必要です。
- 地域医療を担う医療従事者（医師・看護職員）を確保するため、現場見学セミナーや、就業体験をとおしての進路選択の動機づけを行い、将来地域医療に従事する学生（高校生・大学生）への支援などを継続的に行っていくことが必要です。
- へき地医療に従事する医師のキャリア形成上の不安を解消することが必要です。このため、三重県地域医療研修センター（METCH）や三重県地域医療支援センター、三重大学医学部、県内の臨床研修病院*、市町等の関係機関等が連携し、医学生や研修医を対象とした卒前・卒後を通じて一貫したへき地を含む県内医療機関等でのキャリア形成支援を行うことが必要です。
- へき地医療では、保健福祉、在宅医療、救急医療、入院治療などさまざまな対応が求められるため、柔軟で幅広い対応のできる医師の育成が重要です。また、地域包括ケアシステムを推進するため、医療・介護・福祉等の多職種連携の重要性について意識を高め、地域医療教育の充実に取り組んでいくことも必要です。
- 在宅医療等を支える看護師や感染症の発生・まん延時に迅速かつ的確に対応できる看護師の育成を図る必要があります。

4. ロジックモデル



5. 目標と施策

(1) 数値目標

目標項目	現状値	目標値	目標値の説明	データ出典
へき地等への地域枠医師等の派遣数	29人 【R4】	32人	へき地の医療機関への地域枠医師・自治医科大学卒業医師の派遣数を年32人とすることを目標とします。 (毎年4月1日時点での派遣数)	三重県調査
へき地診療所からの代診医派遣依頼応需率	100% 【R4】	100%	へき地診療所からの代診医派遣依頼件数に対する派遣件数の割合を100%に維持することを目標とします。	三重県調査
三重県地域医療研修センター研修医受入れ数(累計数)	353人 【R4】	563人	研修医の受入れ人数は、これまで年平均で約25人となっています。研修プログラムの充実と、県内外への情報発信等により、年平均30人の受入れを目標とします。	三重県調査

(2) 取組内容

取組方向1：へき地の医療提供体制の維持・確保

- 過疎化の進行とともにへき地診療所等の患者数が年々減少しており、へき地診療所等の運営状況も厳しくなることが予想されるため、医師確保と運営状況両方の点で体制の見直しを図り、複数の医師によるチームで複数の診療所をみるなど、地域を「点から面で支える」医療提供体制の確立を推進します。(医療機関、市町、県)
- へき地医療拠点病院を指定し、へき地医療支援機構の調整のもと、巡回診療やへき地診療所からの代診医派遣要請および在宅診療・訪問看護等のニーズへの対応を行うとともに、へき地医療拠点病院および協力医療機関、協力医師の増加に努めます。また、へき地医療拠点病院の主たる3事業である巡回診療、医師派遣、代診医派遣について、実績の向上と平準化に向けて、連携強化を図ります。また、代診医派遣制度の再周知を行うなど、応需率100%を維持しつつ、より容易にへき地診療所から代診医派遣依頼ができる環境整備に努めます。(医療機関、県)
- へき地医療拠点病院およびへき地診療所の施設や設備の整備、運営に対する支援を引き続き行います。(市町、県)
- 「三重医療安心ネットワーク」等を活用して、医療機関の間で診療情報を円滑にやり取りできるようにすることで、へき地においても、病病連携*・病診連携をさらに推進します。(医療機関、県)
- 三重県全域の第三次救急医療体制の充実を目的に導入した県のドクターヘリについて、へき地等においてもより一層効果的な活用を図ります。(医療機関、市町、県)
- へき地での在宅訪問歯科診療の充実をめざして、県および郡市歯科医師会と連携し、歯科医療関係者への研修および在宅歯科診療の設備整備などを支援し、安全・安心な歯科医療

提供体制の整備を推進します。(医療機関、歯科医師会、市町、県)

- 患者の受診機会の確保等のため、県内へき地に適したオンライン診療のモデルを構築すること等により、へき地診療所を有する市町や医療機関におけるオンライン診療の導入に向けた検討・支援を行います。(医療機関、市町、県)

取組方向2：へき地医療を担う医師・看護職員の育成・確保

- 医師無料職業紹介事業(おいないねっと三重*・みえ医師バンク*)等の取組を通じて、へき地医療機関に従事する医師の確保に努めます。(医療機関、県)
- 臨床現場から離れている看護職員の復職を支援するために、就業に結びつけるための情報提供の充実や、就業支援の取組を進めます。(医療機関、看護協会、市町、県)
- 地域医療を担う医療従事者(医師・看護職員)を確保するため、高校生を対象に、医学を志す生徒への動機づけ・啓発として「みえ地域医療メディカルスクール」を引き続き実施し、将来の医療人材を確保するための事業のより一層の充実を図ります。(医療機関、教育機関、県)
- 看護体験や出前授業、「みえ看護フェスタ」等の取組を通じて、地域医療への従事貢献をめざす中高生への動機づけを引き続き実施します。(医療機関、看護協会、県)
- へき地医療では、保健福祉、在宅医療、救急医療、入院治療などさまざまな対応が求められるため、柔軟で幅広い対応のできる医師の育成支援に注力します。(県)
- 三重大学医学部医学・看護学教育センターや関係機関と協働し、三重大学医学部医学生への地域における学習、実習機会の提供を継続的に実施し、へき地医療や地域包括ケアシステムを推進するための多職種連携の重要性について意識を高めるとともに、へき地等地域医療に従事する動機づけを行っていきます。(医療機関、三重大学、市町、県)
- 医学生、若手医師を対象に、三重県地域医療研修センター(METCH)における地域医療の現場での実践的な研修を提供するとともに、連携して受入れを行う医療機関の拡充を図り、将来的にへき地等地域医療を担う医師を育成します。また、地域枠医師が県内のへき地および医師少数区域を理解し、将来の同地域での勤務に役立つよう、臨床研修(地域医療)における同センターの利用を促進します。(医療機関、三重大学、県)
- 保健福祉、在宅医療、救急医療、入院治療など幅広い対応のできる医師を確保するため、総合診療医や総合内科医等の育成を行い、へき地を含む地域の医療機関で従事する医師の確保・育成を支援します。(医療機関、三重大学、県)
- 地域包括ケアシステムを推進するため、プライマリ・ケアを実践できるプライマリ・ケアエキスパートナースを育成します。(医療機関、県)
- 在宅医療等を支える看護師、新興感染症の発生・まん延時に迅速かつ的確に対応できる看護師を確保するため、特定行為研修制度の周知・費用補助等により、専門性の高い看護師の養成に向けて取り組みます。(医療機関、関係機関、県)
- 地域医療の担い手の育成・定着促進を目的として、自治医科大学卒業医師の義務年限終了後のキャリアサポート制度の充実と利用促進を図ります。(県)
- 自治医科大学において、へき地医療を担う医師を養成します。(県)
- 三重県地域医療研修センター(METCH)や三重県地域医療支援センター、三重大学医学部、県内の臨床研修病院、市町等の関係機関等が連携し、医学生や研修医を対象として、

その卒前・卒後において一貫した、へき地医療機関等でのキャリア形成支援を推進します。

(医療機関、三重大学、市町、県)

- 三重県医師修学資金貸与者および三重大学医学部地域卒学生等を対象とするキャリア形成卒前支援プラン*に基づき、三重大学医学部医学・看護学教育センターや医療機関と連携し、へき地医療体験実習等を行います。(医療機関、三重大学、県)
- キャリア形成プログラム*に基づき、地域卒医師等の派遣調整を行うことで、へき地における医師確保と医療体制の充実を図ります。(医療機関、三重大学、県)

第9節 | 周産期医療対策

1. めざす姿

(1) めざす姿

安全で安心して妊娠・出産でき、産後の育児まで途切れることなく支援が受けられる環境が整っている状態をめざします。

- 必要な産婦人科医、小児科医、助産師等が確保され、安全で安心して妊娠・出産ができる環境が整っています。
- リスクの低い出産は地域の産科医療機関・助産所で行い、中等度以上のリスクの出産は周産期母子医療センター等で行うという明確な機能分担、連携体制が構築されています。
- 産婦人科医と小児科医、保健師、助産師、看護師等がセミナーや平時の交流により密接に連携し、妊娠から出産、産後まで途切れることなく適切な対応が行われています。

(2) 取組方向

- 取組方向1： 周産期医療を担う人材の育成・確保
- 取組方向2： 産科における病院と診療所の適切な機能分担、連携体制の構築
- 取組方向3： 周産期医療ゾーン別の課題への取組

2. 現状

(1) 周産期医療の概況

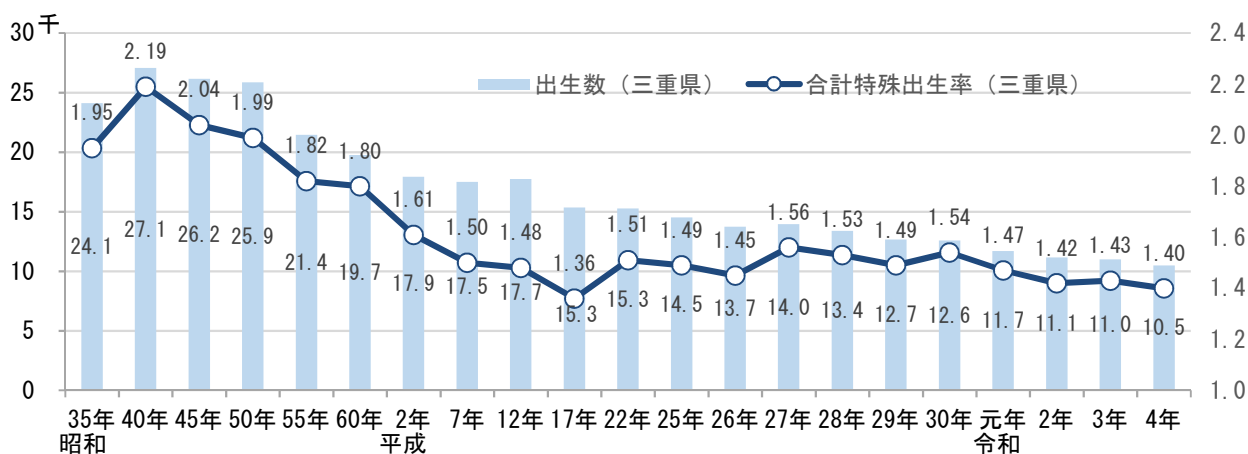
- 「周産期」とは、妊娠満22週から出生後満7日未満の期間のことをいい、母体・胎児・新生児にとって大変重要な時期とされています。この期間に、「周産期医療」として産科・小児科の双方から総合的に医療が行われます。
- 妊娠した女性はかかりつけ医の健康診査を受け、出産に備えることが重要です。高齢出産の場合や母親に合併症がある場合等、母体や胎児に何らかの危険が生じる可能性が高い妊娠（分娩）を「ハイリスク妊娠（分娩）」といい、重症度に応じて医療機関での適切な管理が必要となります。

【出生数と合計特殊出生率】

- 全国の出生数は、平成28（2016）年には約97万人でしたが、令和4（2022）年には約21%減少し80万人を下回り、統計を取り始めた明治32（1899）年以降過去最少となりました。本県における出生数は、平成28（2016）年の13,376人から令和4（2022）年の10,489人へと約22%減少しています。
- 本県の令和4（2022）年の出生率（人口千人あたり出生数）は6.2で全国平均の6.3を下回っていますが、合計特殊出生率（1人の女性が一生に産む子どもの平均数）は1.40で全

国平均 1.26 を上回っています。

図表5-9-1 出生数と合計特殊出生率の推移

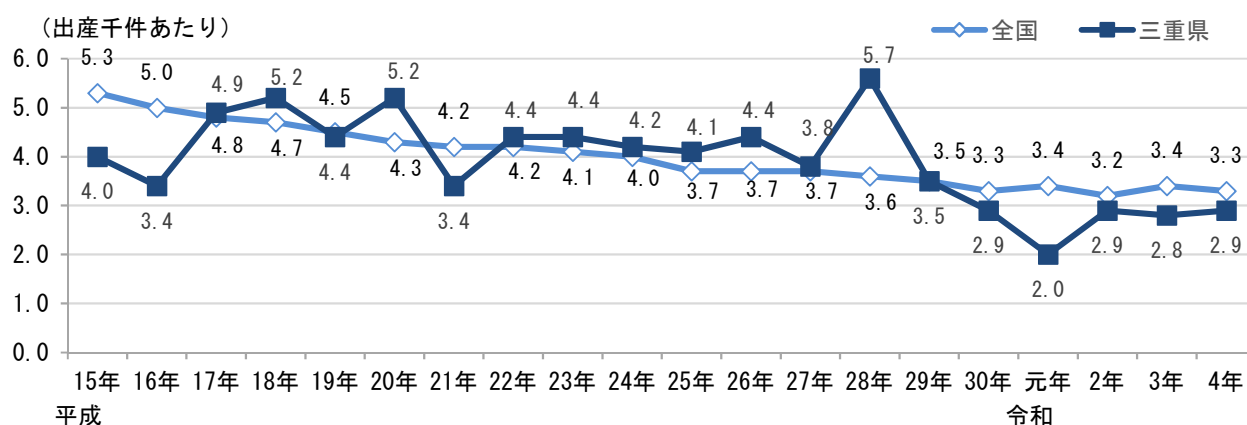


資料：厚生労働省「人口動態調査」

【死亡率の推移】

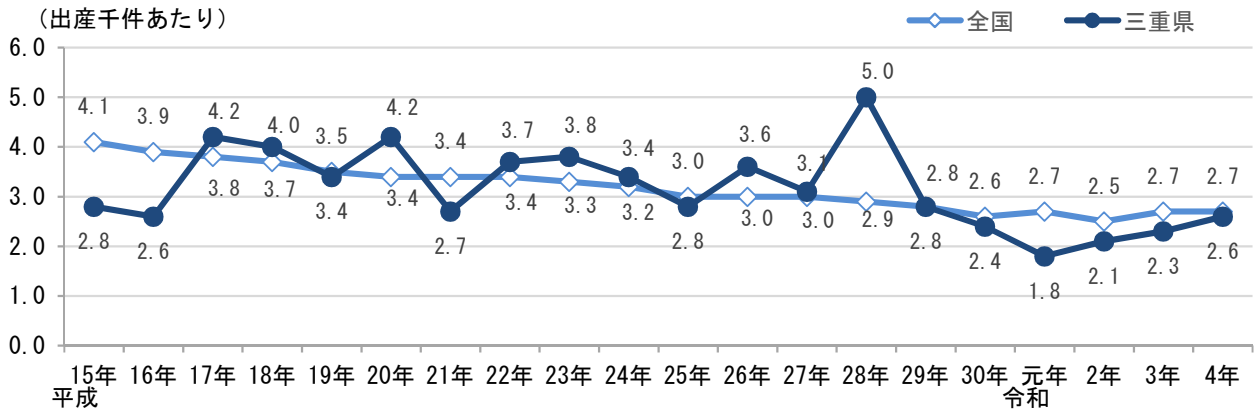
- 診療所・病院と周産期母子医療センターが連携し、安全な周産期医療が提供されています。周産期関係の死亡率のデータは、母数が少ないため、変動が大きいことに留意する必要がありますが、おおむね全国平均よりも低い状況となっています。
- 本県における周産期死亡率は平成28（2016）年に5.7と全国で最も悪い数値となりましたが、医療関係者の連携強化等により、令和元（2019）年には2.0と全国で最も低い数値となり、その後も低い値を推移しています。

図表5-9-2 周産期死亡率



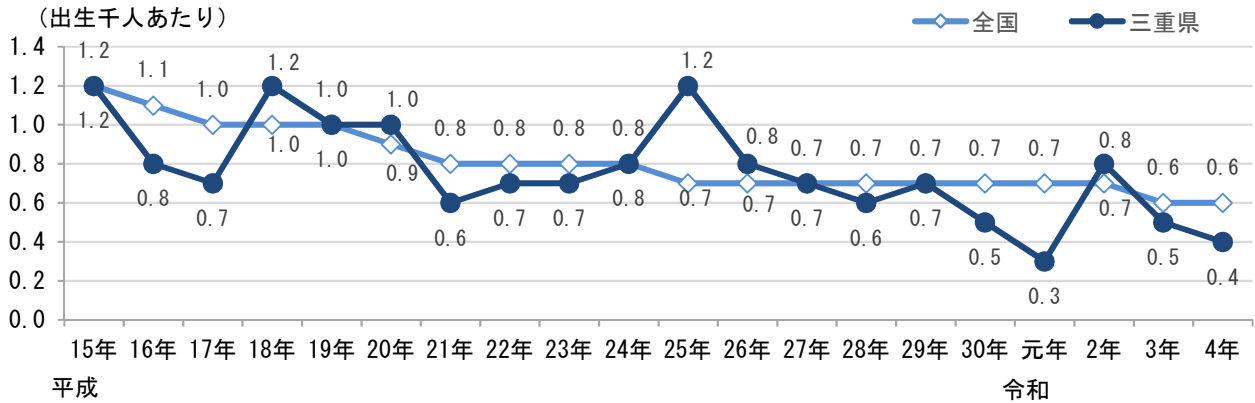
資料：厚生労働省「人口動態調査」

図表5-9-3 妊娠満22週以後の死産率

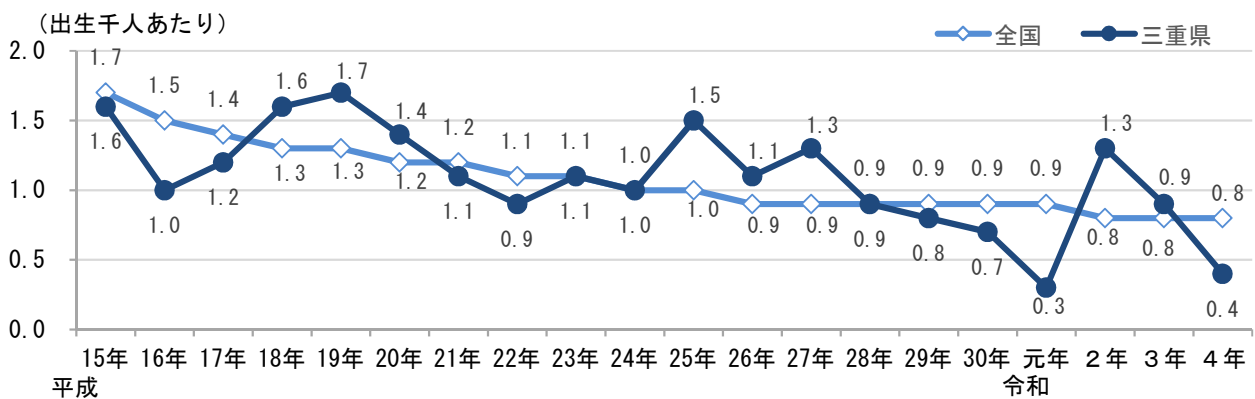


資料：厚生労働省「人口動態調査」(以下同)

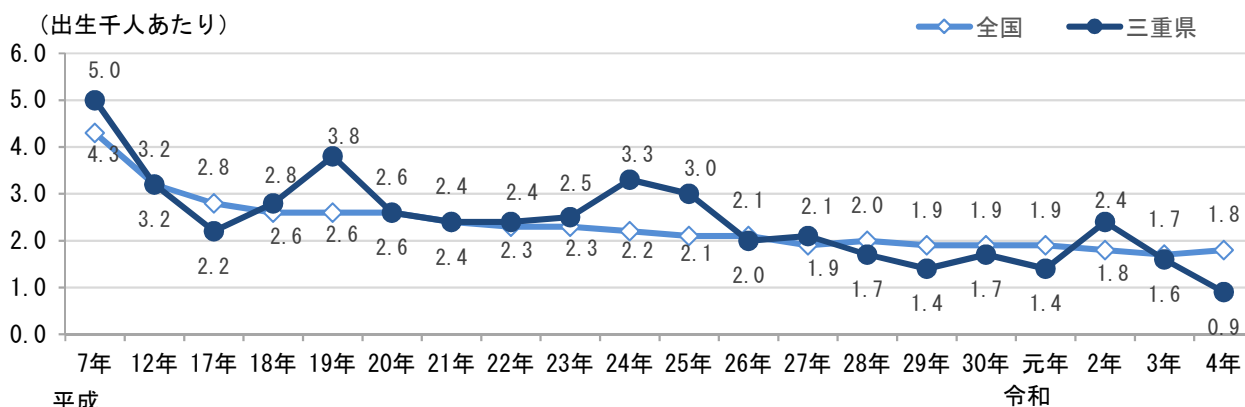
図表5-9-4 早期新生児(生後1週間未満)死亡率の推移



図表5-9-5 新生児(生後4週間未満)死亡率の推移



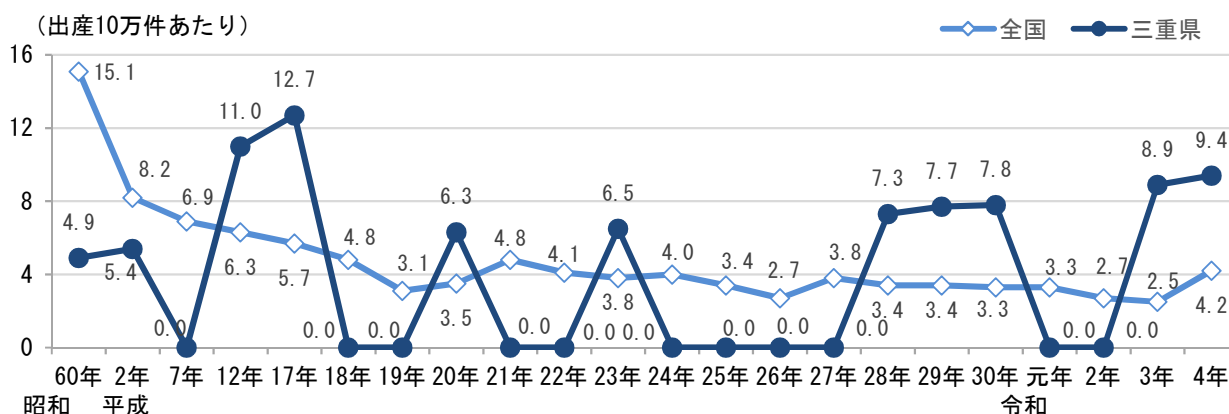
図表5-9-6 乳児*(生後1年未満)死亡率



資料：厚生労働省「人口動態調査」(以下同)

○ 妊産婦死亡率は、統計上出産 10 万件あたりで算出されていることから、令和 3 (2021) 年、令和 4 (2022) 年の妊産婦死亡は 1 名ですが変動が大きくなっています。

図表5-9-7 妊産婦死亡率



(2) 医療提供体制

【分娩取扱医療機関等・分娩数】

- 本県の周産期医療体制は、正常分娩などを診療所・病院が担い、リスクの高い妊娠に対する医療や高度な新生児医療等については、総合周産期母子医療センター*である市立四日市病院、三重中央医療センター、地域周産期母子医療センター*である県立総合医療センター、三重大学医学部附属病院、伊勢赤十字病院が機能分担しています。また、桑名市総合医療センターにおいて、令和 6 (2024) 年の地域周産期母子医療センターの認定に向けて整備が進められています。
- 本県において分娩を実施している病院は 13 施設、診療所は 17 施設ですが¹、分娩件数の減少や医師の高齢化等により、分娩ができる医療機関は近年減少しています。また、県内に

¹ 三重県産婦人科医会調査 (県内分娩取扱医療機関：令和 5 年 10 月 31 日時点)

は6か所の助産所があり、病院や診療所と連携しています。

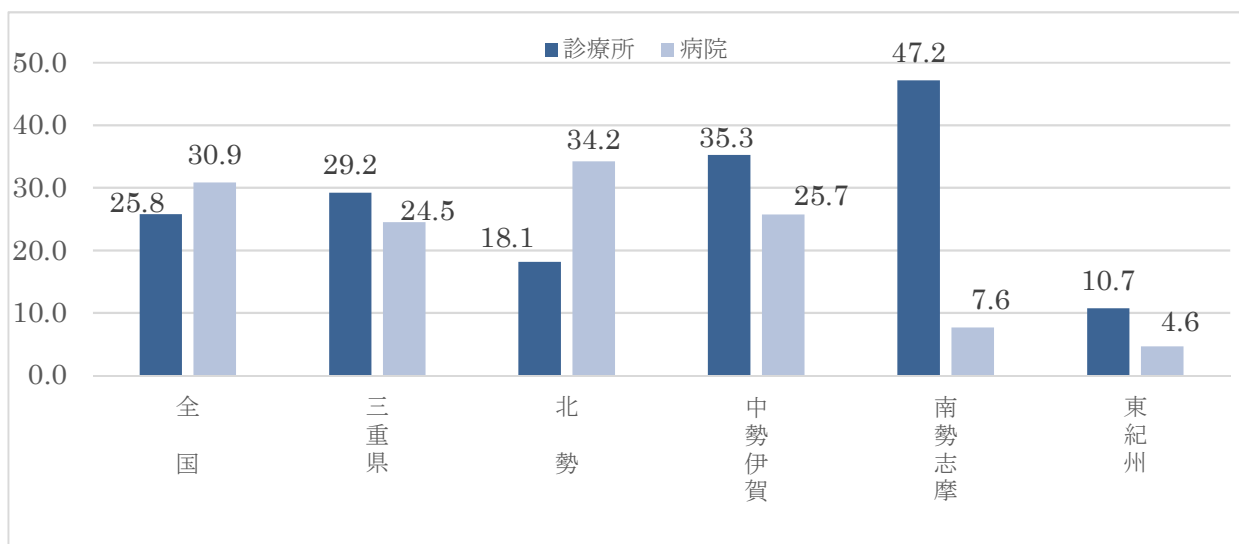
図表5-9-8 県内分娩取扱医療機関等の数及び分娩数

二次医療圏 構想区域	施設数(病院・診療所：令和5年)					分娩数(令和4年)					出生数 (令和4年)		死産数 (令和4年)	
	合計	病院	診療所	助産所	率	合計	病院	診療所	助産所	率	合計	率	自然 死産	人工 死産
全国(令和2年)	2,395	963	1,107	325	-	818,724	-	-	-	-	770,759	-	7,391	7,788
三重県	36	13	17	6	100.0%	11,270	4,930	6,276	64	100.0%	10,489	100%	95	89
北勢医療圏	16	7	7	2	44.4%	5,592	3,104	2,448	40	49.6%	5,495	52.4%	46	49
桑 員	5	3	1	1	13.9%	1,387	1,033	354	0	12.3%	1,363	13.0%	16	9
三 泗	7	3	4	0	19.4%	2,561	1,338	1,223	0	22.7%	2,618	25.0%	20	24
鈴 亀	4	1	2	1	11.1%	1,644	733	871	40	14.6%	1,514	14.4%	10	16
中勢伊賀医療圏	9	3	4	2	25.0%	2,980	1,254	1,717	9	26.4%	2,473	23.6%	19	22
津	6	2	2	2	16.7%	2,098	837	1,252	9	18.6%	1,662	15.8%	15	15
伊 賀	3	1	2	0	8.3%	882	417	465	0	7.8%	811	7.7%	4	7
南勢志摩医療圏	9	2	5	2	25.0%	2,588	515	2,058	15	23.0%	2,279	21.7%	24	17
松 阪	4	1	2	1	11.13%	1,220	284	936	0	10.8%	1,205	11.5%	15	8
伊勢志摩	5	1	3	1	13.9%	1,368	231	1,122	15	12.2%	1,074	10.2%	9	9
東紀州医療圏(区域)	2	1	1	0	5.6%	110	57	53	0	1.0%	242	2.3%	6	1

資料：三重県産婦人科医会調査(県内分娩取扱医療機関：令和5年10月31日時点)、
 全国の数値は「令和2年医療施設調査」、三重県調査、
 厚生労働省「人口動態調査」

※分娩数：出張を行っている助産所の分娩件数は助産所の所在地に計上

図表5-9-9 医療圏別分娩数(人口10万人あたり)



資料：厚生労働省「令和2年医療施設調査」、総務省「人口推計」(令和2年10月1日現在)、
 三重県「人口月別調査」(令和2年10月1日現在)

- 令和5（2023）年3月31日現在、新生児集中治療室（以下、「NICU*」という。）を有する県内の医療機関は7病院で、計63床あります。国の指針では出生1万人に対して25～30床必要とされていることから、本県に必要な病床数は27～32床であり充足していると考えられます²。
- また、母体・胎児集中治療室（MFICU*）を有する県内の医療機関は3病院で計18床、新生児回復期治療室（GCU*）を有する県内の病院は5病院で計57床あり、出産10万件数あたりの施設数・病床数はいずれも全国平均を上回っています³。これらの集中治療室の病床は北勢医療圏（桑員区域・三泗区域）と中勢伊賀医療圏（津区域）に集中しているため、入室児の延数も両医療圏に集中しています。
- 令和5（2023）年3月31日時点で、5か所ある周産期母子医療センターを有する病院には、常勤の産科医師が41人、小児科医師が55人勤務しています⁴。

図表5-9-10 新生児集中治療室等を有する病院数と病床数

二次医療圏・ 構想区域	NICUを有する病院				MFICUを有する病院				GCUを有する病院数			
	施設数	対出産 10万件	病床数	対出産 10万件	施設数	対出産 10万件	病床数	対出産 10万件	施設数	対出産 10万件	病床数	対出産 10万件
全 国	352	41	3,394	396	131	15	867	101	299	35	4,090	477
三重県	7	62	63	555	3	26	18	159	5	44	57	502
北勢医療圏	3	51	27	463	1	17	6	103	2	34	24	412
桑 員	1	71	12	847	0	0	0	0	0	0	0	0
三 泗	2	74	15	554	1	37	6	222	2	74	24	886
鈴 亀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中勢伊賀医療圏	2	75	24	896	2	75	12	448	2	75	27	1,007
津	2	115	24	1,384	2	115	12	692	2	115	27	1,557
伊 賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南勢志摩医療圏	2	78	12	466	0	0	0	0	1	39	6	233
松 阪	1	73	3	218	0	0	0	0	0	0	0	0
伊勢志摩	1	83	9	749	0	0	0	0	1	83	6	500
東紀州医療圏(区域)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

資料：厚生労働省「令和2年 医療施設調査」、厚生労働省「令和3年（令和2年実績）周産期医療体制調査」、三重県「月別人口調査」総務省「推計人口」（令和2年10月1日現在）

図表5-9-11 NICU入室児延数(令和2年9月分)

	全国	三重県	北勢	中勢伊賀	南勢志摩	東紀州
NICU入室児延数	-	1,536	593	699	244	0
出生千人あたり	86.3	137.9	103.5	266.9	96.6	0

資料：厚生労働省「令和2年医療施設調査」、「令和2年人口動態調査」

² 厚生労働省「人口動態調査」（令和4年）三重県 出生数 10,489人

³ 厚生労働省「令和3年周産期医療体制調査」（令和3年4月1日時点）

⁴ 厚生労働省「令和5年周産期医療体制調査」（令和4年度実績）

- 周産期医療を提供する医療機関に関する主要指標は、おおむね全国平均を上回っていますが、分娩を扱う産科・産婦人科病院数は人口10万人あたり、出産千件あたりともに、全国平均を下回っています。

図表5-9-12 医療機関数に関する主要指標

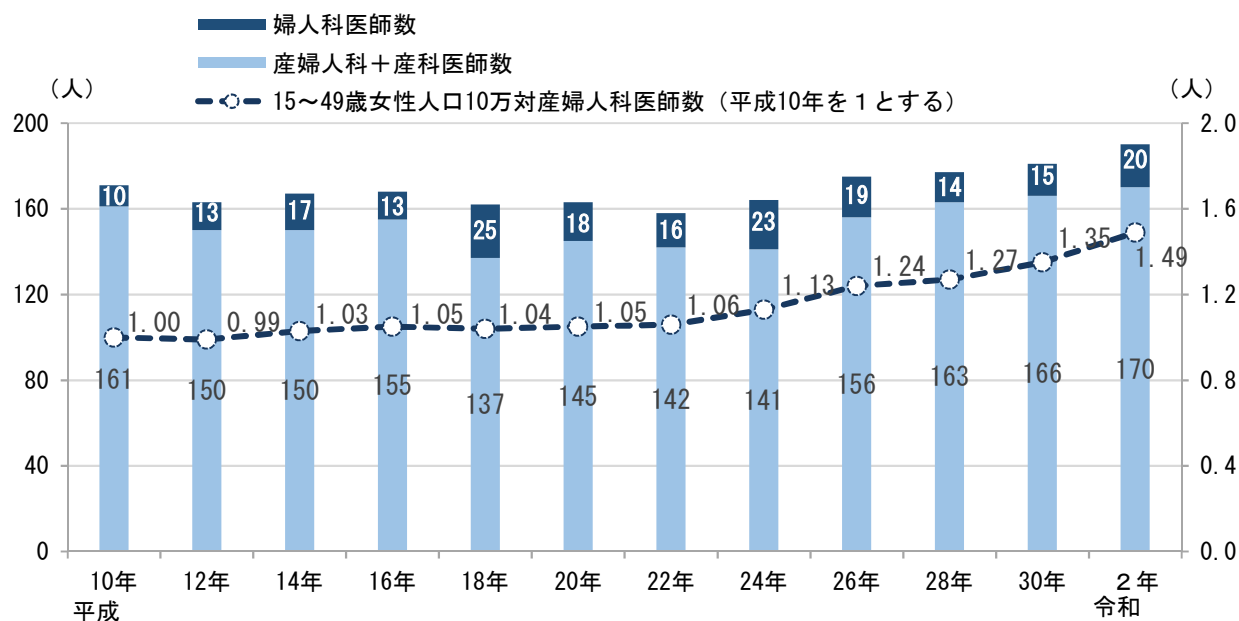
	全国を100 とした指標	医療機関・病床数	
	三重県	全国	三重県
分娩を扱う産科・産婦人科病院数（人口10万人あたり）	87.9	0.76	0.67
分娩を扱う産科・産婦人科病院数（出産千件あたり）	92.1	1.16	1.07
分娩を扱う産科・産婦人科診療所数（人口10万人あたり）	133.8	0.88	1.18
分娩を扱う産科・産婦人科診療所数（出産千件あたり）	140.3	1.34	1.88
N I C Uを有する病院数（人口10万人あたり）	140.3	0.28	0.39
N I C Uを有する病院数（出生千件あたり）	138.3	0.43	0.60
N I C Uの病床数（人口10万人あたり）	131.0	2.70	3.53
N I C Uの病床数（出生千件あたり）	136.3	4.18	5.70
M F I C Uを有する病院数（人口10万人あたり）	161.6	0.10	0.17
M F I C Uを有する病院数（出産千件あたり）	169.3	0.16	0.27
M F I C Uの病床数（人口10万人あたり）	146.5	0.69	1.01
M F I C Uの病床数（出産千件あたり）	153.5	1.05	1.61
ハイリスク分娩管理加算届出医療機関数（人口10万人あたり）	103.5	0.60	0.62

資料：厚生労働省「令和2年医療施設調査」、厚生労働省「令和3年人口動態調査」、
総務省「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数（令和4年1月1日現在）」

【医師数・助産師数】

- 本県の人口10万人あたりの産科・産婦人科医師数は9.8人であり、全国平均の9.6人を上回っています。
- 令和2（2020）年の県内の産婦人科医師数は、15歳から49歳女性人口10万人に対して1.49人と全国平均の1.36人を上回っていますが、人口集中地域に多い傾向があり、北勢・中勢地域と県南部地域との偏在があります。

図表5-9-13 産婦人科・婦人科医師数の推移



資料：厚生労働省「令和2年 医師・歯科医師・薬剤師統計」、三重県勢要覧

- 分娩取扱病院に勤務する人口 10 万人あたりの産科・産婦人科医師数は全国平均を下回っていますが、出生千人あたりの産科・産婦人科医師数は全国平均を上回っています。地域別にみると、中勢伊賀医療圏においてはそれぞれ全国平均を上回っていますが、それ以外の地域では全国平均を下回っています。
- 分娩取扱診療所に勤務する人口 10 万人あたりおよび出生千人あたりの産科医・産婦人科医師数は全国平均を上回っています。

図表5-9-14 分娩取扱施設に勤務する産科および産婦人科の医師数

【病院勤務医師数】

(単位：人)

	全国	三重県	北勢	中勢伊賀	南勢志摩	東紀州
病院医師数	6,756.5	91.0	33.7	42.3	14.0	1.0
人口 10 万人あたり	5.5	5.1	4.0	9.6	3.2	1.5
出生千人あたり	7.9	8.0	5.8	15.8	5.4	3.7

【診療所勤務医師数】

(単位：人)

	全国	三重県	北勢	中勢伊賀	南勢志摩	東紀州
診療所医師数	2,175.9	37.7	15.0	8.2	13.5	1.0
人口 10 万人あたり	1.8	2.1	1.8	1.9	3.1	1.5
出生千人あたり	2.5	3.3	2.6	3.1	5.2	3.7

※いずれも常勤換算の人数

資料：厚生労働省「令和 2 年 医療施設調査」、総務省「推計人口」（令和 2 年 10 月 1 日現在）、
三重県「月別人口調査」（令和 2 年 10 月 1 日現在）、厚生労働省「令和 2 年 人口動態調査」

○ 産婦人科・産科・婦人科の病院勤務医師数のうち 26.7%が 60 歳以上ですが、診療所勤務医師では 61.4%が 60 歳以上となっています。

図表5-9-15 年齢別の産婦人科医師数

【産婦人科 病院】

(単位：人)

構想区域	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59	60-64	65-69	70-74	75-79	80-84	85歳以上	総計
三重県	16	16	17	9	12	9	9	11	10	5	3	1	2	120
桑 員	0	2	3	2	0	0	2	1	3	0	1	0	1	15
三 泗	1	2	1	1	5	3	1	1	3	0	1	0	0	19
鈴 亀	0	0	2	0	1	1	3	1	1	1	0	0	0	10
津	14	10	8	6	2	2	0	1	1	0	0	0	1	45
伊 賀	0	0	0	0	1	0	1	1	1	0	0	0	0	4
松 阪	1	1	2	0	0	3	1	3	0	0	1	0	0	12
伊勢志摩	0	1	1	0	3	0	1	2	1	4	0	1	0	14
東紀州	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1

※ 産婦人科・産科・婦人科の合計

資料：厚生労働省「令和2年 医師・歯科医師・薬剤師統計」、三重県調べ

【産婦人科 診療所】

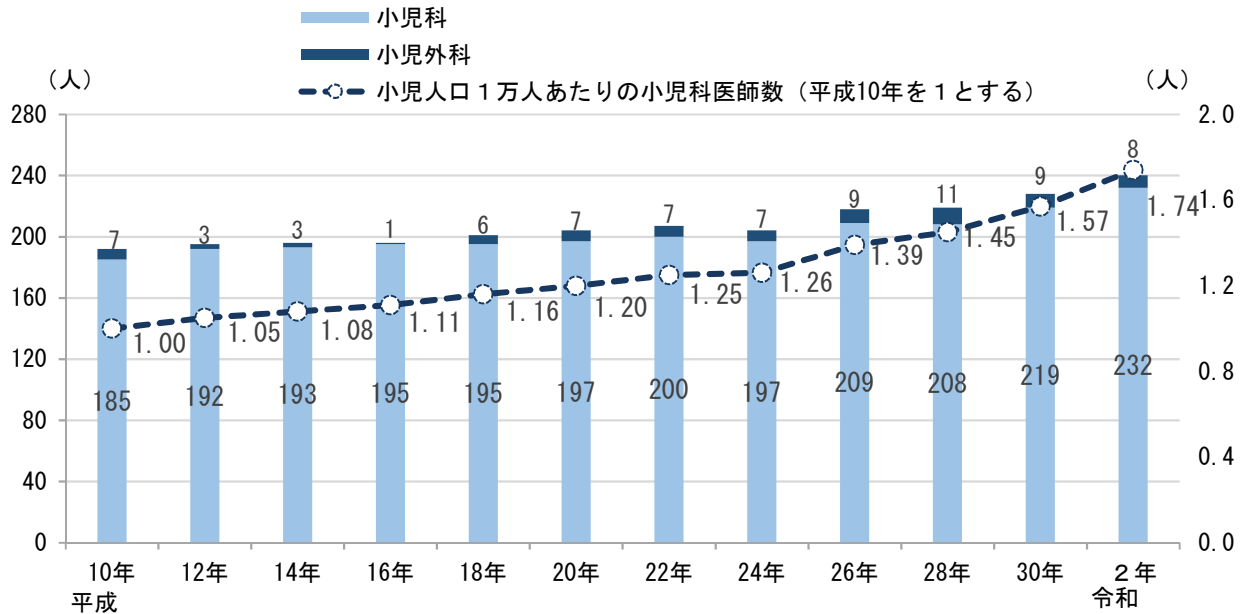
(単位：人)

構想区域	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59	60-64	65-69	70-74	75-79	80-84	85歳以上	総計
三重県	0	0	0	6	8	5	8	8	11	12	7	2	3	70
桑 員	0	0	0	0	1	0	0	1	1	1	0	0	0	4
三 泗	0	0	0	3	2	4	1	1	0	4	1	0	0	16
鈴 亀	0	0	0	0	2	0	2	2	2	0	1	0	1	10
津	0	0	0	1	2	0	2	1	2	1	3	1	0	13
伊 賀	0	0	0	0	0	0	0	2	2	1	0	0	1	6
松 阪	0	0	0	1	0	1	1	0	1	2	1	0	0	7
伊勢志摩	0	0	0	1	1	0	2	1	2	2	1	1	1	12
東紀州	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2

※ 産婦人科・産科・婦人科の合計

資料：厚生労働省「令和2年 医師・歯科医師・薬剤師統計」、三重県調べ

図表5-9-16 小児科・小児外科医師数の推移



資料：厚生労働省「令和2年 医師・歯科医師・薬剤師統計」、三重県勢要覧

○ 小児医療に関わる医師数を人口10万人、および小児人口1万人あたりで比較すると、病院に勤務する小児科医師数は、中勢伊賀医療圏では、両項目とも全国平均を上回っていますが、三重県全体では全国平均を下回っています。

図表5-9-17 病院に勤務する小児科および小児外科の医師数(上段)
小児標榜診療所に勤務する医師数(下段)

【病院勤務小児科・小児外科医師数】

(単位：人)

	全国	三重県	北勢	中勢伊賀	南勢志摩	東紀州
病院医師数	11,942.0	137.0	44.0	74.0	18.0	1.0
人口10万人あたり	9.5	7.7	5.2	16.8	4.1	1.5
小児人口1万人あたり	7.9	6.4	4.1	14.5	3.7	1.7

【診療所勤務医師数】

(単位：人)

	全国	三重県	北勢	中勢伊賀	南勢志摩	東紀州
診療所医師数	7,320.8	89.5	33.1	26.2	28.2	2.0
人口10万人あたり	5.8	5.0	3.9	6.0	6.4	3.0
小児人口1万人あたり	4.9	4.2	3.1	5.1	5.8	3.4

※いずれも常勤換算の人数

資料：厚生労働省「令和2年 医療施設調査」、
総務省統計局 令和4年1月1日住民基本台帳年齢階級別人口（市区町村別）（総計）

【就業助産師数】

○ 本県の人口 10 万人あたりの就業助産師数は 26.2 人と、全国平均 30.1 人を下回っています。

図表 5-9-18 構想区域別の助産師数（人口 10 万人あたり）

（単位：人）

区域	助産師
全 国	30.1
三重県	26.2
桑 員	33.9
三 泗	28.8
鈴 亀	15.1
津	50.3
伊 賀	20.0
松 阪	17.0
伊勢志摩	15.4
東 紀 州	9.2

資料：厚生労働省「令和 2 年衛生行政報告例」
 構想区域別の数は三重県「月別人口調査」（令和 2 年 10 月 1 日現在）から算出

図表 5-9-19 就業場所別助産師数

（単位：人）

	総計	病院	診療所	助産所	市町	事業所	学校養 成所研 究機関	その他
平成 22 年	297	168	89	18	6	0	16	0
平成 24 年	359	195	110	23	4	2	24	1
平成 26 年	386	214	113	25	8	1	24	1
平成 28 年	420	249	105	25	13	0	26	2
平成 30 年	445	261	106	36	13	0	28	1
令和 2 年	464	254	131	43	14	0	21	1

資料：厚生労働省「令和 2 年衛生行政報告例」

【母体・新生児搬送】

- 令和3(2021)年中の産科・周産期救急搬送件数 518 件のうち、他医療機関への転送は 382 件、転院外の搬送（救急現場からの搬送）は 136 件でした。
- 転院外の搬送（救急現場からの搬送）のうち、医療機関に受入れの照会を行った回数が 4 回以上のものは 3 件、受入れに至らなかったものは 43 件ありました。また、現場滞在時間が 45 分以上であったものは 2 件ありましたが、構成比はいずれも全国平均を下回っています。
- 受入れに至らなかった 43 件の理由については、処置困難 16 件、専門外 7 件、かかりつけ医なし 3 件、ベッド満床 2 件、医師不在 2 件、その他理由不明 13 件となっています。

図表5-9-20 母体・新生児搬送の救急搬送件数

	産科・周産期搬送人員 ⁵	うち転院搬送		転院外の搬送
		件数	転院搬送割合	
全 国	37,349	24,903	66.7%	12,446
三重県	518	382	73.7%	136

	転院外の搬送	医療機関への照会		受入れに至らなかった件数	
		照会 4 回以上	構成比	件数	構成比
全 国	12,446	572	4.6%	5,053	41.0%
三重県	136	3	2.2%	43	32.0%

	転院外の搬送	現場滞在時間 30 分以上		現場滞在時間 45 分以上	
		30 分以上	構成比	件数	構成比
全 国	12,446	1,366	11.0%	378	30.0%
三重県	136	6	4.4%	2	1.5%

資料 総務省消防庁「令和3年中の救急搬送における医療機関の受入状況等実態調査の結果」

- NICUと母体・胎児集中治療室（MFICU）を備えた総合周産期母子医療センターとして市立四日市病院および三重県中央医療センターが指定されており、新生児科医師のコーディネート、消防本部との連携で、母体および新生児の搬送受入体制の中核を担っています。
- 新生児を専門に搬送する三重県新生児ドクターカー（すくすく号）*は、総合周産期母子医療センターである三重中央医療センターに配備されており、令和4（2022）年度の搬送件数は 37 件でした。なお、より緊急度の高い場合にはドクターヘリを活用した新生児搬送にも対応しています。

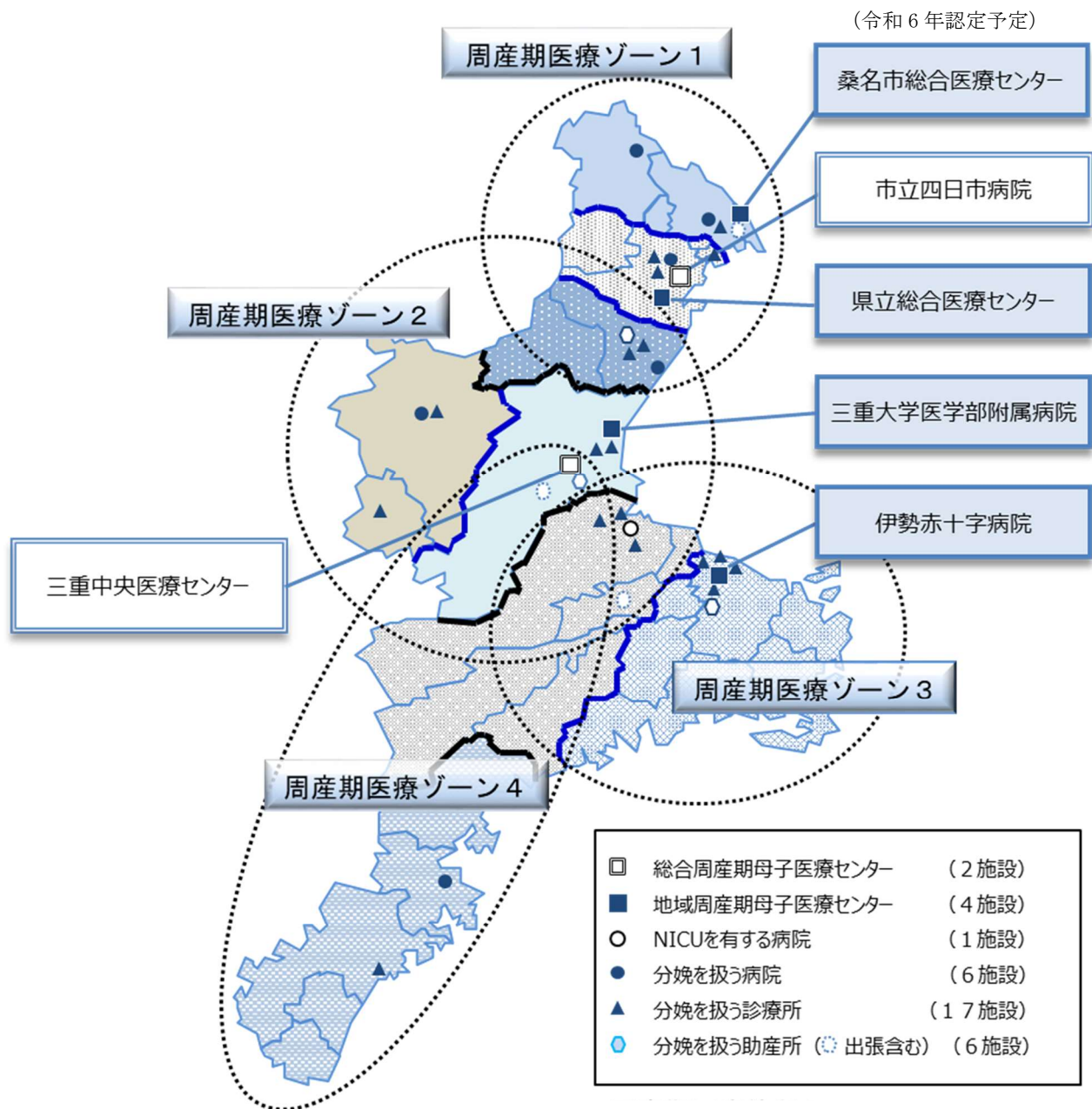
⁵妊婦（分娩直後の褥婦を含む。）または出生後1週間未満の新生児

3. 圏域の連携体制

(1) 圏域の設定

- 県内の周産期医療については、6か所の周産期母子医療センターを中心に、病病連携、病診連携を介したネットワークシステムを構築し、各地域の人口と周産期母子医療センターからの距離に基づいて4つのエリアをつくり、6つのセンターを配置するゾーンディフェンス（エリアを分担して守る）体制とします。

図表5-9-21 県内の周産期医療体制



(2) 各圏域の医療資源と連携の現状

図表5-9-22 各圏域の医療資源

二次医療圏	リスクの低い分娩	周産期に係る比較的高度な医療を行う機能		
		周産期母子医療センター以外でNICUを有する病院	地域周産期母子医療センター	総合周産期母子医療センター
北勢	一般病院 診療所 助産所		桑名市総合医療センター (令和6年認定予定) 県立総合医療センター	市立四日市病院
中勢伊賀			三重大学医学部附属病院	三重中央医療センター
南勢志摩		済生会松阪総合病院	伊勢赤十字病院	
東紀州				

① 医療連携体制

- 各周産期母子医療センターの特徴を生かして機能分担を行っています。具体的には、緊急対応を要する妊産婦の脳出血や心筋梗塞、肺塞栓症等に対しては、脳神経外科医や神経内科医、循環器専門医等が対応し、母体救命を行っています。
- 市立四日市病院と三重中央医療センターの2病院を総合周産期母子医療センターに指定しています。特に三重中央医療センターでは、妊娠28週未満の超早産症例や前期破水症例、さらには重度子宮内胎児発育不全の発育停止により妊娠終了しなければならない症例に対する中核病院として、多くの母体搬送に対応しています。
- 三重大学医学部附属病院では、母体に基礎疾患があるような合併症妊娠の管理や胎児異常症例に対応し、特に子どもの先天異常については出生前から出生後の管理を行う小児科、小児外科、脳神経外科、胸部心臓外科等によるチーム医療を行っています。

② 救急搬送体制

- 平成19(2007)年度に三重県周産期医療救急搬送システム体制を整備し運用してきましたが、周産期医療に係る諸状況の変化に対応するため、令和元(2019)年に周産期救急搬送ルールの見直しを行いました。
- 新生児の救急搬送については、総合周産期母子医療センターが、各周産期母子医療センターの稼働状況などをふまえて受入れ先をコーディネートしています。
- かかりつけ医のいない妊産婦の救急搬送については、直近の周産期母子医療センターが受入要請先となっていますが、受入れが困難な場合は他の周産期母子医療センターと調整し、受入れ先を決定しています。

③ 産科オープンシステム*・セミオープンシステム*の導入

- 妊婦健康診査を担当した診療所等の主治医が、産科や小児科、NICUなどの設備がある周産期母子医療センター等の連携病院に出向き、出産に対応する産科オープンシステムは、三重大学医学部附属病院および伊勢赤十字病院において導入しています。また、妊婦健康診査は診療所等で実施し、周産期母子医療センター等の連携病院の医師が出産に対応するセミオープンシステムは、県立総合医療センターにおいて導入しています。⁶

④ 周産期における災害医療対策および感染症対策

- 周産期医療においては平時から独自のネットワークが形成されており、災害時にも既存のネットワークを活用することが有効であると考えられることから、平成28(2016)年度から災害時小児周産期リエゾンの配置を開始しています。令和5(2023)年4月時点で27名に委嘱し、災害時の小児周産期医療に係るコーディネート体制を強化しています。
- 災害時小児周産期リエゾンは、災害時に保健医療福祉調整本部において災害医療コーディネーターのサポート役として、ネットワークを経由した患者搬送や物資の支援を円滑に行う役割を担うこととしています。
- 災害対応時における連絡体制を確認し、災害時の小児周産期に係る搬送調整にあたっての課題を検討するため、毎年、三重県災害時小児周産期リエゾン協議会を開催するとともに、防災訓練にあわせ、三重県災害時小児周産期リエゾン訓練を実施し、活動体制の整備を行っています。
- 新型コロナウイルス感染症まん延時には、三重大学医学部附属病院がハブとなり、三重県周産期医療ネットワークと連携して、妊婦の入院受入体制の強化に取り組むとともに、入院調整等を行う体制を構築しました。

4. 課題

(1) 周産期医療を担う人材の育成・確保

- 周産期医療に従事する産婦人科医師数は総数としては増加していますが、産科医が相対的に少なくない医療圏においても、その労働環境に鑑みれば、産科医が不足している状況もみられ、また、小児科医、助産師、看護師等も不足していることから、その確保が必要です。
- 分娩を取り扱う診療所の産科医、小児科医が高齢化しており、併せてゾーンによっては非常に少数の医師で対応している状況であることから、周産期医療に関わる若手産科医、小児科医の育成が急務です。
- 周産期医療を充実させるためには、医師数を確保するだけでなく公認心理士や臨床工学技士、MSW(医療ソーシャルワーカー)などのコメディカル*も含めて、バランスよく機能する体制が必要です。
- 産婦人科と小児科に従事する医師は、他の診療科に従事する医師と比べて女性の割合が高いことから、ライフステージに合わせた人材の配置が必要です。

⁶ 厚生労働省「令和5年周産期医療体制調査」(令和4年度実績)

(2) 産科における病院と診療所の適切な機能分担、連携体制の構築

① 産科における病院と診療所の適切な機能分担、連携体制の構築

- 出生数は減少していますが、限られた医療資源の中、安心・安全に出産ができる体制を維持するため、リスクの低い出産は地域の産科医療機関・助産所で行い、中等度以上のリスクの出産は周産期母子医療センター等が担当するといった機能分担をより一層推進することが必要です。
- あわせて、一度、周産期母子医療センター等で受け入れた症例であっても、症状が安定するなどリスクが一定以上低減した場合は、診療所や助産所へ再度転院するなど、リスクに応じて柔軟に対応できる連携体制が必要です。
- NICU、GCUに長期間入院している子どもがいることから、後方ベッドの確保、退院後の受入れ施設の確保などを進める必要があります。

② 適切な産前産後ケア体制の構築

- 望まない妊娠などにより、妊娠の届出をせず、妊婦健康診査を受けない妊婦においては、必要な支援が届かないことによる、出産・子育てに対する不安、孤独、孤立が生じ、重大な事案につながるおそれのあることから、支援が必要な妊婦を早期に把握し、妊娠の届出を経て、伴走型相談支援をはじめとする妊娠期から地域で寄り添った支援を展開していく必要があります。
- 産後うつ予防のため、妊娠期からの切れ目ない支援に加え、産婦に対して心身のケア等を行い、産後も安心して子育てができるよう、さらなる支援体制整備が必要です。

③ 新興感染症発生・まん延時や災害等発生時の危機管理体制の構築

- 新型コロナウイルス感染症まん延時に、特定の医療機関に過度の負担が生じたことから、新興感染症発生・まん延にも地域の周産期医療を確保できる体制整備が必要です。
- 災害時において、地域における小児周産期医療の維持を担う人員を確保するため、災害時小児周産期リエゾンを引き続き増員していく必要があります。
- 災害発生時等にも適切な対応ができるよう、県が実施する訓練等に災害時小児周産期リエゾンの参画を進める必要があります。

(3) 周産期医療ゾーン別の課題

周産期医療ゾーン1

- 三重県人口の半数近くが集中している地域であり、分娩数も多いことから、診療所と病院との役割分担もふまえながら、引き続きハイリスク妊娠（分娩）に対応できる体制を整えていくことが必要です。

周産期医療ゾーン2

- 津市内に周産期母子医療センターが集中しているため、伊賀区域からのスムーズなアクセス手段の確保が必要です。

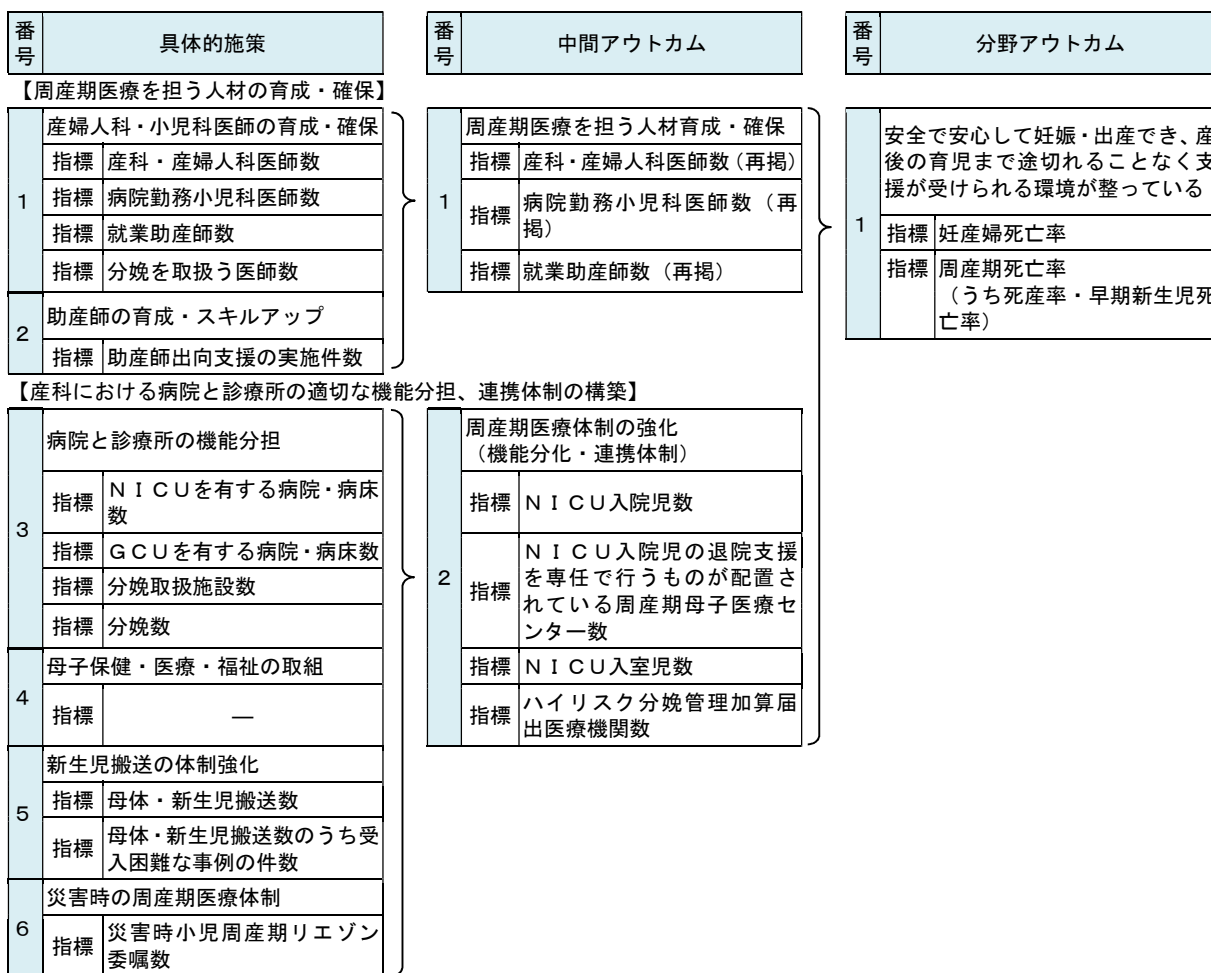
周産期医療ゾーン3

- 他地域と比較して診療所での分娩割合が多いことから、ハイリスク妊娠（分娩）に適切に対応するため、引き続き診療所と周産期母子医療センターとの連携が必要です。

周産期医療ゾーン4

- 東紀州医療圏では2か所の医療機関で分娩を行っていますが、ハイリスク分娩時における周産期母子医療センターへの転院搬送等に係るアクセス手段の確保等、体制整備に取り組む必要があります。
- 和歌山県の分娩可能医療機関との連携を引き続き進めていく必要があります。
- 東紀州医療圏内で将来的にも分娩可能な体制を堅持するため、その方法等について行政、医療関係者による検討、協議を進める必要があります。

5. ロジックモデル



6. 目標と施策

(1) 数値目標

目標項目	現状値	目標値	目標値の説明	データ出典
妊産婦死亡率	9.4 (1人) 【R4】	0.0	出産10万あたりの妊産婦死亡率を目標とします。()は実数	人口動態調査
周産期死亡率	2.9 【R4】	2.1	出産千あたりの周産期死亡率2.1以下(令和元年全国1位相当)を目標とします。	人口動態調査
うち死産率 (22週以後)	2.6 【R4】	1.8	出産千あたりの22週以後の死産率1.8以下(令和元年全国1位相当)を目標とします。	人口動態調査
うち早期新生児死亡率	0.4 【R4】	0.3	出生千あたりの早期新生児死亡率0.3以下(令和元年全国2位相当)を目標とします。	人口動態調査
病院勤務小児科医師数 ()は実数	6.4人 (137人)	7.9人 (169人)	小児人口1万人あたりの病院勤務小児科医師数が全国平均以上となることを目標とします。	医療施設調査
就業助産師数 ()は実数	26.2人 (464人)	30.1人 (533人)	人口10万人あたりの就業助産師数が全国平均以上となることを目標とします。	衛生行政報告例

(2) 取組内容

取組方向1：周産期医療を担う人材の育成・確保

- 医師修学資金貸与制度の運用等により、産婦人科医や小児科医等、専門医の育成・確保を進めるため、具体的な施策を検討していくとともに、助産師等の周産期医療を担う専門性の高い人材の育成と確保を進めます。(医療機関、医療関係団体、県)
- 周産期母子医療センターの医師が、産婦人科医の確保が困難な産科医療機関へ応援診療を行う取組を進めます。(医療機関、三重大学、県)
- 子育て中の医師や看護職員等が意欲を持って働き続けることができるよう、病院内保育所の整備や短時間正規雇用制度の導入等、勤務環境や待遇面の改善を進めます。(医療機関、医療関係団体、県)

- 臨床現場から離れている医師や助産師等の復職を支援するために、就業につながる情報提供の充実や就業支援の取組を進めます。(医療機関、関係団体、県)
- 三重大学医学部や県立看護大学における教育体制を充実・強化することで、県内の地域医療を担う人材の育成を進めます。(三重大学、県立看護大学、専門学校、市町、県)
- 医学生、研修医等が産婦人科医や小児科医を志望するよう、教育研修体制を充実させるとともに、産婦人科および小児科のキャリア形成プログラムの策定・運用や、助産師の医療機関への定着を促進するための卒後研修体制の構築等に取り組みます。(医療機関、三重大学、県)
- 周産期医療体制を充実させるため、臨床心理士や臨床工学技士、MSW(メディカルソーシャルワーカー)などのコメディカルの充実を図ります。(周産期母子医療センター)

取組方向2：産科における病院と診療所の適切な機能分担、連携体制の構築

- 「チームによる周産期医療」を円滑に行う体制を構築するため、基幹病院の小児科・産婦人科とその他周産期医療に関わる医療機関の連携強化に取り組みます。具体的には、引き続き症例検討会の開催による死産や新生児死亡症例の検証、セミナーの開催等により周産期医療ネットワークシステムのさらなる充実を図るとともに、医師、助産師、看護師等関係者が一堂に会するセミナー等を開催します。(医療機関、医療関係団体、周産期母子医療センター、県)
- 三重中央医療センター、三重大学医学部附属病院を拠点として、県内の周産期医療情報の収集と分析、周産期医療関係者への研修等を実施します。(三重大学、三重中央医療センター、県)
- NICU、GCUから退院後の受入れ施設の確保について検討します。(医療機関、三重大学、県)
- 母体および新生児の救命・搬送が安全かつ円滑に行われるよう、関係機関の連携を密にする機会を設け、搬送体制について現状の課題をふまえた上で検討し、新生児の死亡率のさらなる減少を図ります。(医療機関、周産期母子医療センター、消防機関、県)
- 診療所医師と周産期母子医療センターとが連携し、共同診療できる産科オープンシステム、セミオープンシステムを活用します。(医療機関、周産期母子医療センター、県)
- 妊娠時はむし歯や歯周病になりやすく、重度の歯周病は早産や低出生体重児のリスクを高める要因となることから、産婦人科と歯科が連携して歯科健康診査の受診勧奨等を行っています。(医療機関、各関係団体)
- 周産期医療の取組にとどまらず、地域において妊娠期から出産・子育て期にわたり、一貫した伴走型相談支援による母子保健サービスが提供されるよう、各関係機関との連携を図ります。(医療機関、三重大学、各関係団体、市町、県)
- また、妊娠期から出産・子育て期にわたり切れ目なく、必要な支援が受けられるよう、小児医療および「母子保健・医療・福祉の推進」(第7章第4節)の母子保健の取組と、相互に連携しながら取り組みます。(医療機関、関係団体、市町、県)
- 新興感染症の発生・まん延時においても、重症患者や妊産婦を含む特別な配慮が必要な患者にも対応可能な受入医療機関を医療措置協定の締結等を通じて確保するとともに、協定締結状況をふまえた連携のあり方について、関係機関および関係団体と連携の上、検討を

進めます。(医療機関、関係団体、市町、県)

- 国の災害時小児周産期リエゾン養成研修制度を活用し、災害時の周産期医療体制を維持できる人材の確保を行うとともに、災害発生時にも速やかに対応ができるよう関係機関等と連携を取りつつ、技能維持を目的とした県防災訓練等への参画を進めていきます。(医療機関、三重大学、DMAT事務局、県)
- 災害時小児周産期リエゾンが、一定の技能を保つことができるよう各関係機関との連携を図ります。(医療機関、三重大学、DMAT事務局、県)

取組方向3：地域の課題への取組

周産期医療ゾーン1

- 周産期医療ゾーン1は、分娩数が県内の半数近くを占めており、ハイリスク分娩件数も多いため、市立四日市病院と県立総合医療センターが機能分担を図り、多数の分娩に対応します。また、桑名市総合医療センターに新設したNICUを活用することにより、同区域の妊婦が安心・安全な出産ができるよう、地域周産期母子医療センターの認定に向けて整備が進められています。(医療機関、三重大学、市、県)

周産期医療ゾーン2

- 伊賀区域には、周産期母子医療センターまでの距離が比較的遠い地域があるため、対応する分娩のリスクに応じた医療を提供する体制の構築が困難であることをふまえ、中等度以上のリスクの分娩に際して、母体および新生児の救命・搬送が安全かつ円滑に行われるよう、関係機関の連携を密にする機会を設け、搬送体制について、現状の課題をふまえた上で、広域の搬送にも対応できるような体制を検討します。また、当該地域の周産期医療体制の在り方についても引き続き検討を行います。(医療機関、周産期母子医療センター、消防機関、県)

周産期医療ゾーン3

- リスクの低い出産は地域の産科医療機関・助産所で行い、中等以上のリスクの出産は周産期母子医療センターで行うといった機能分担を引き続き維持していくため、連携を進めていきます。(医療機関、助産所、周産期母子医療センター、県)

周産期医療ゾーン4

- 和歌山県の新宮市立医療センターの分娩件数の約3割程度(年間約50件)が三重県に住所地がある方であり、東紀州地域の分娩体制を確保するため、引き続き協定に基づいた費用を三重県として支弁します。(県)
- 東紀州医療圏内で将来的にも分娩可能な体制を堅持するため、その方法等について行政、医療関係者による検討、協議を進めます。(医療機関、周産期母子医療センター、消防機関、市町、県)

第10節 | 小児救急を含む小児医療対策

1. めざす姿

(1) めざす姿

小児医療体制が整っており、安心して子育てができる状態をめざします。

- 医療機関の連携等により、限りある医療資源が有効に活用され、適切な小児医療が提供されています。
- 県民が普段からかかりつけ医を持ち、家庭でできる応急手当や病気に関する正しい知識を得られる環境が整っています。
- 県民が安心して子どもを育て、子どもの心身の健康を守っていくため、保健・医療・福祉・教育分野の連携により、総合的かつ継続的な支援体制が進められています。
- 医療的ケア児およびその家族が、在宅を含めた医療的ケアを受けることができる支援体制が確保されています。

(2) 取組方向

- 取組方向1： 小児医療を担う人材の育成・確保
- 取組方向2： 地域差のない小児医療提供体制の充実
- 取組方向3： 小児救急医療体制および予防的支援の充実
- 取組方向4： 医療的ケア児の療養・療育*支援体制の充実

2. 現状

(1) 小児患者の概況

【小児医療とは】

- 小児医療は、一般的に0歳児から中学生頃までを対象とする医療分野です。疾病等の内容は急性期から慢性疾患、さらに症状の程度も軽いものから難病と呼ばれるものまで幅広く、それぞれの疾患に対して適切な医療を受けられる体制が必要です。

【県内医療機関の小児患者（15歳未満）の状況】

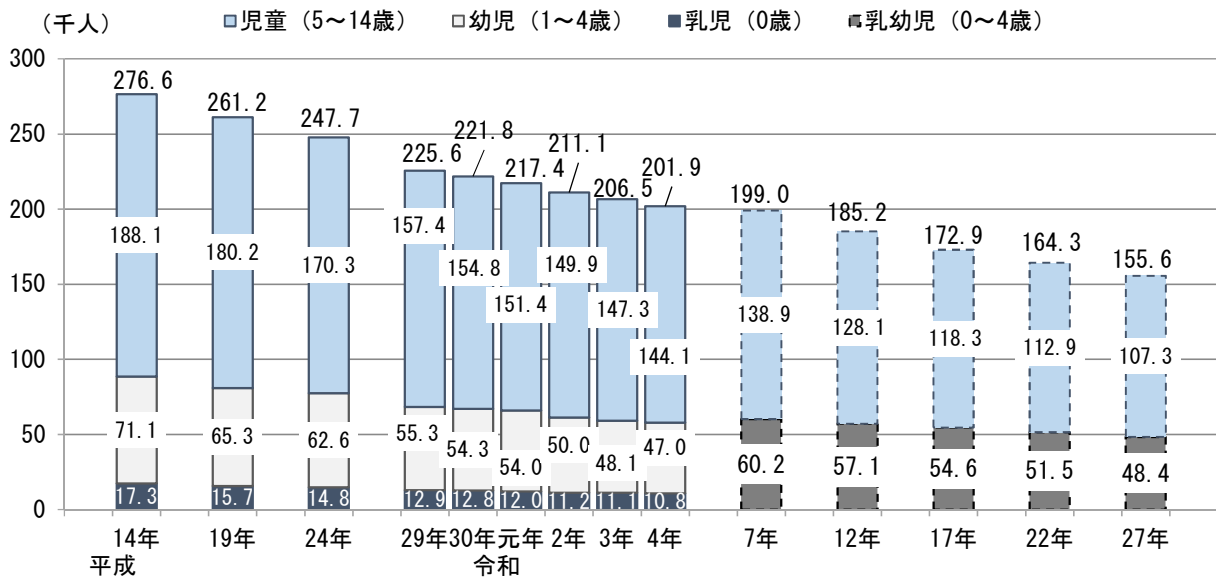
- 令和2（2020）年患者調査によると、三重県内の医療施設に入院している15歳未満の推計患者数は、0.4千人（男性0.2千人、女性0.2千人）で全体の推計入院患者の2.6%となっています。
- 三重県内に居住する15歳未満の推計外来患者数は、8.9千人（男性4.5千人、女性4.4千人）で全体推計外来患者の8.3%となっており、若干男性の割合が高くなっています¹。

¹ 歯科診療所外来を含む。

【県内小児人口の推移・将来推計】

○ 本県の小児人口は平成 14（2002）年の 276.6 千人から令和 4（2022）年にかけて約 74.7 千人減少しました。また、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本県の小児人口は令和 27（2045）年には 155.6 千人まで減少する見込みです。

図表5-10-1 三重県小児人口の推計・将来推計



※令和 7 年以降の人口推計データでは 0 歳児が分離されていないため、乳幼児人口の推計（0～4 歳）としてグラフに表している。

資料：三重県「月別人口調査」（各年 10 月 1 日現在）、
 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」平成 30（2018）年推計
 （平成 27 年国勢調査をもとにした推計）

【小児人口地域別構成比】

○ 本県の令和 4（2022）年 10 月 1 日現在の小児人口約 20 万 2 千人のうち、約 50%にあたる約 10 万人が北勢医療圏に集中しています。国立社会保障・人口問題研究所によると、県内における北勢医療圏の小児人口の割合は徐々に拡大し、令和 27（2045）年には三重県全体の 53%を占めると推計されています。

図表5-10-2 小児人口地区別構成比

(単位：人、%)

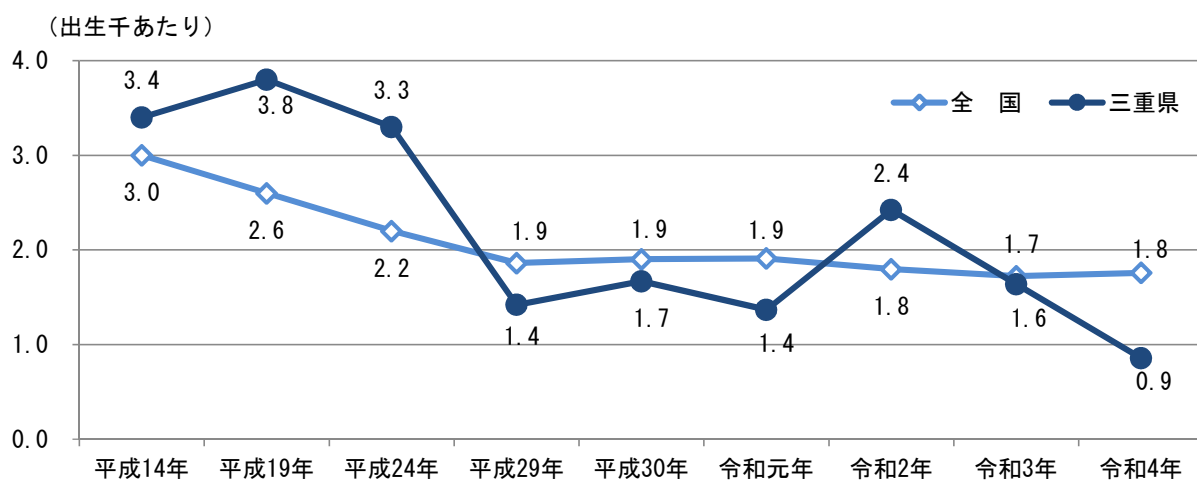
	乳児		幼児		児童		小計	
	0歳	割合	1~4歳	割合	5~14歳	割合	0~15歳	割合
三重県	10,759	100.0	47,023	100.0	144,134	100.0	201,916	100.0
北勢	5,656	52.6	23,726	50.5	70,984	49.2	100,366	49.7
桑員	1,394	13.0	6,033	12.8	18,956	13.2	26,383	13.1
三泗	2,610	24.3	11,145	23.7	32,071	22.3	45,826	22.7
鈴亀	1,652	15.4	6,548	13.9	19,957	13.8	28,157	13.9
中勢伊賀	2,553	23.7	11,465	24.4	35,530	24.7	49,548	24.5
津	1,686	15.7	7,574	16.1	22,643	15.7	31,903	15.8
伊賀	867	8.1	3,891	8.3	12,887	8.9	17,645	8.7
南勢志摩	2,296	21.3	10,691	22.7	33,424	23.2	46,411	23.0
松阪	1,238	11.5	5,631	12.0	17,536	12.2	24,405	12.1
伊勢志摩	1,058	9.8	5,060	10.8	15,888	11.0	22,006	10.9
東紀州	254	2.4	1,141	2.4	4,196	2.9	5,591	2.8

資料：三重県「月別人口調査」(令和4年10月1日現在)

【乳児死亡率、幼児死亡率、児童死亡率】

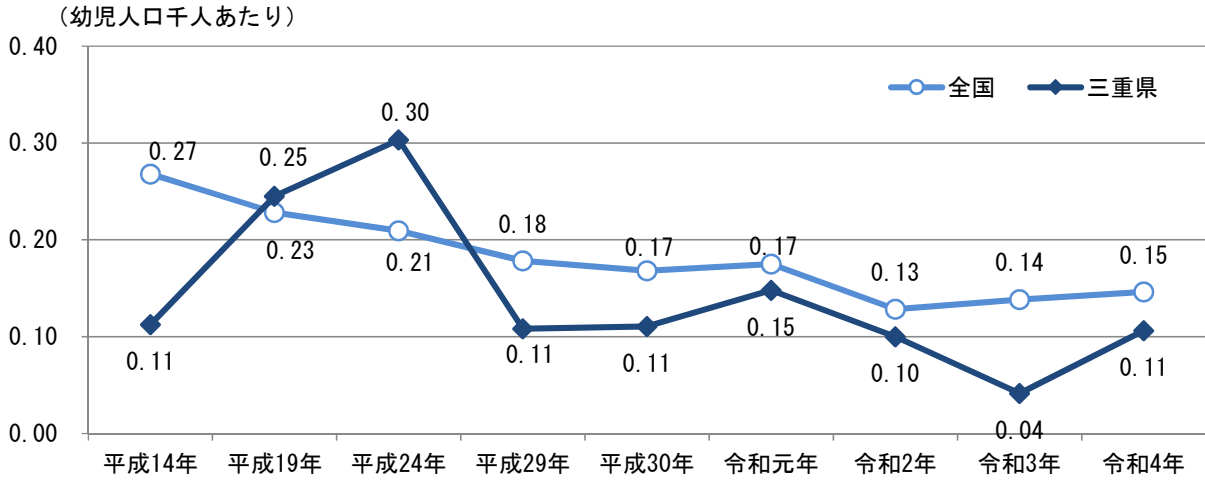
- 乳児死亡率、幼児死亡率の全国平均は近年低い値を維持しています。
- 本県の乳児死亡率は令和2(2020)年に全国平均を上回りましたが、令和4(2022)年には0.9となり、広島県と並んで全国1位となっています。

図表5-10-3 乳児(0歳)死亡率の推移



資料：厚生労働省「人口動態調査」

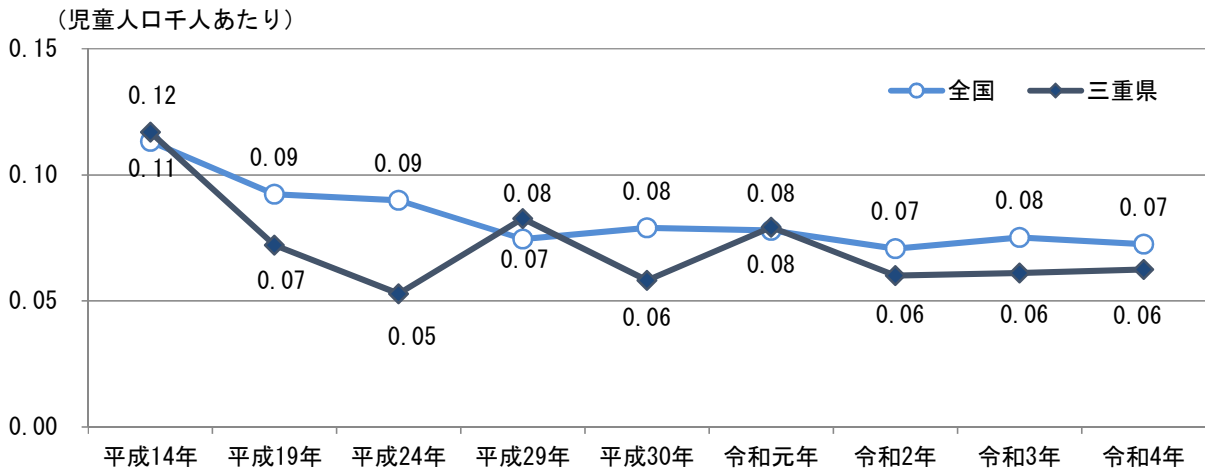
図表5-10-4 幼児(1歳から4歳)死亡率



※死亡率算出に用いた人口は、全国は日本人に限りませんが、三重県は住民票を登録している外国人を含みます。このため、三重県の死亡率は全国に比べて下2桁の数値が1~2ポイント低く表示されます。

資料：厚生労働省「人口動態調査」、三重県「月別人口調査」(各年10月1日現在)

図表5-10-5 児童(5歳から14歳)死亡率

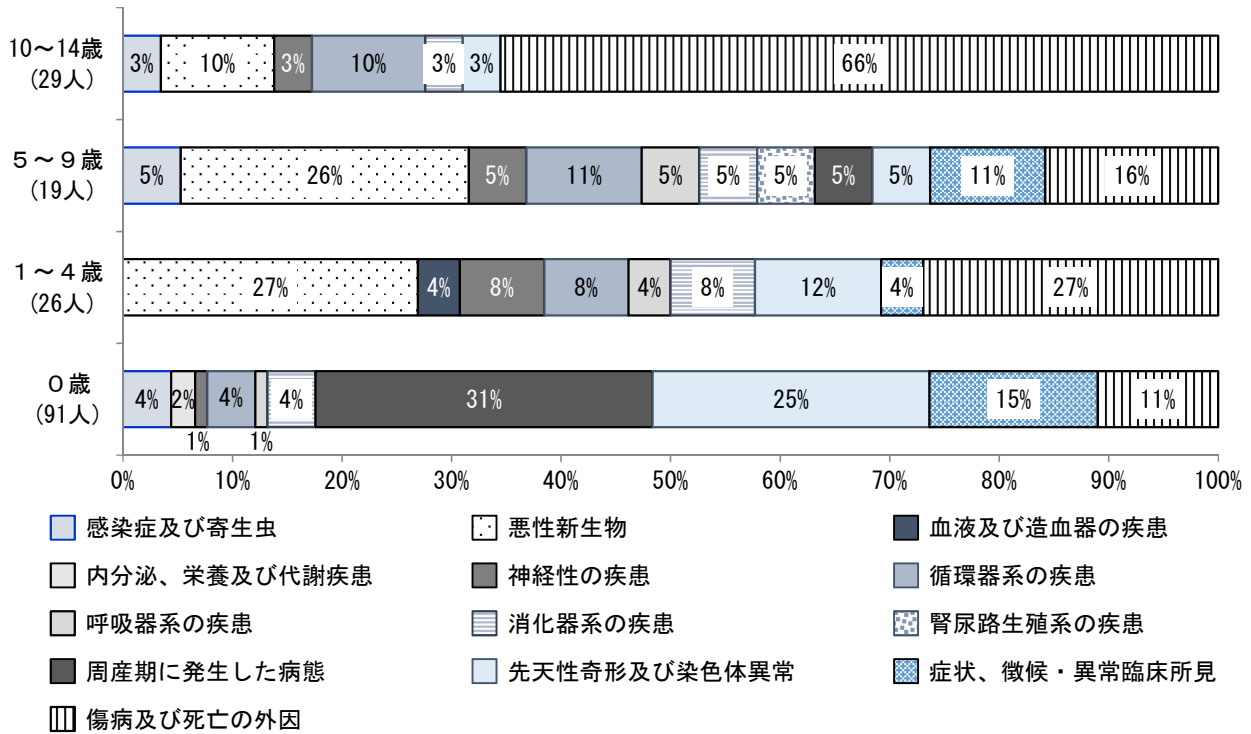


資料：同上

【県内における小児の死因・死亡数】

○ 本県における平成30(2018)年から令和4(2022)年の直近5年間の乳児(5年間で91人)の死因は、周産期に発生した病態が最も多く、1~9歳の死因では悪性新生物が25%以上を占めています。また、10~14歳では半数以上の19人の死因が傷病および外因死となっています。

図表5-10-6 県内における小児の死因(平成30~令和4年)



資料：厚生労働省「平成30年~令和4年人口動態調査」

- 直近5年間の構想区域別の小児死亡率は、全区域で乳児（0歳児）の死亡率が高く、その中でも東紀州医療圏の死亡率は3.57と他の構想区域より高くなっています。
- また、全国の乳幼児（0歳~4歳）の87%は医療機関で、11%は自宅で亡くなっています。児童（5歳~14歳）は73%が医療機関で、20%が自宅で亡くなっており、屋外等のその他が7%とやや高くなります²。

図表5-10-7 構想区域別・年齢階級別死亡数・死亡率(平成30~令和4年)

(単位：人/‰)

	0歳		1~4歳		5~9歳		10~14歳	
	死亡数	死亡率 (人口千対)	死亡数	死亡率 (人口千対)	死亡数	死亡率 (人口千対)	死亡数	死亡率 (人口千対)
三重県	91	1.58	26	0.10	19	0.05	29	0.07
桑 員	15	2.05	6	0.18	1	0.02	5	0.10
三 泗	22	1.60	5	0.09	5	0.06	10	0.12
鈴 亀	14	1.64	6	0.17	4	0.08	2	0.04
津	13	1.43	2	0.05	7	0.13	4	0.07
伊 賀	2	0.42	4	0.19	0	0.00	3	0.09
松 阪	12	1.74	0	0.00	2	0.05	1	0.02
伊勢志摩	8	1.34	2	0.07	0	0.00	4	0.09
東 紀 州	5	3.57	1	0.15	0	0.00	0	0.00

資料：同上

² 出典：厚生労働省「令和4年 人口動態調査」

図表5-10-8 小児患者の時間外外来受診回数(0歳から14歳)

(単位:件)

	算定回数		医療機関数	
	実数	小児人口 10万人あたり	実数	小児人口 10万人あたり
全 国	5,317,395	36,522	-	-
三重県	51,563	24,967	350	169
北 勢	18,797	18,404	185	181
中勢伊賀	22,030	43,460	80	158
南勢志摩	10,375	21,673	79	165
東 紀 州	361	6,194	6	103

※全国の医療機関数については秘匿値があるため、集計できず。

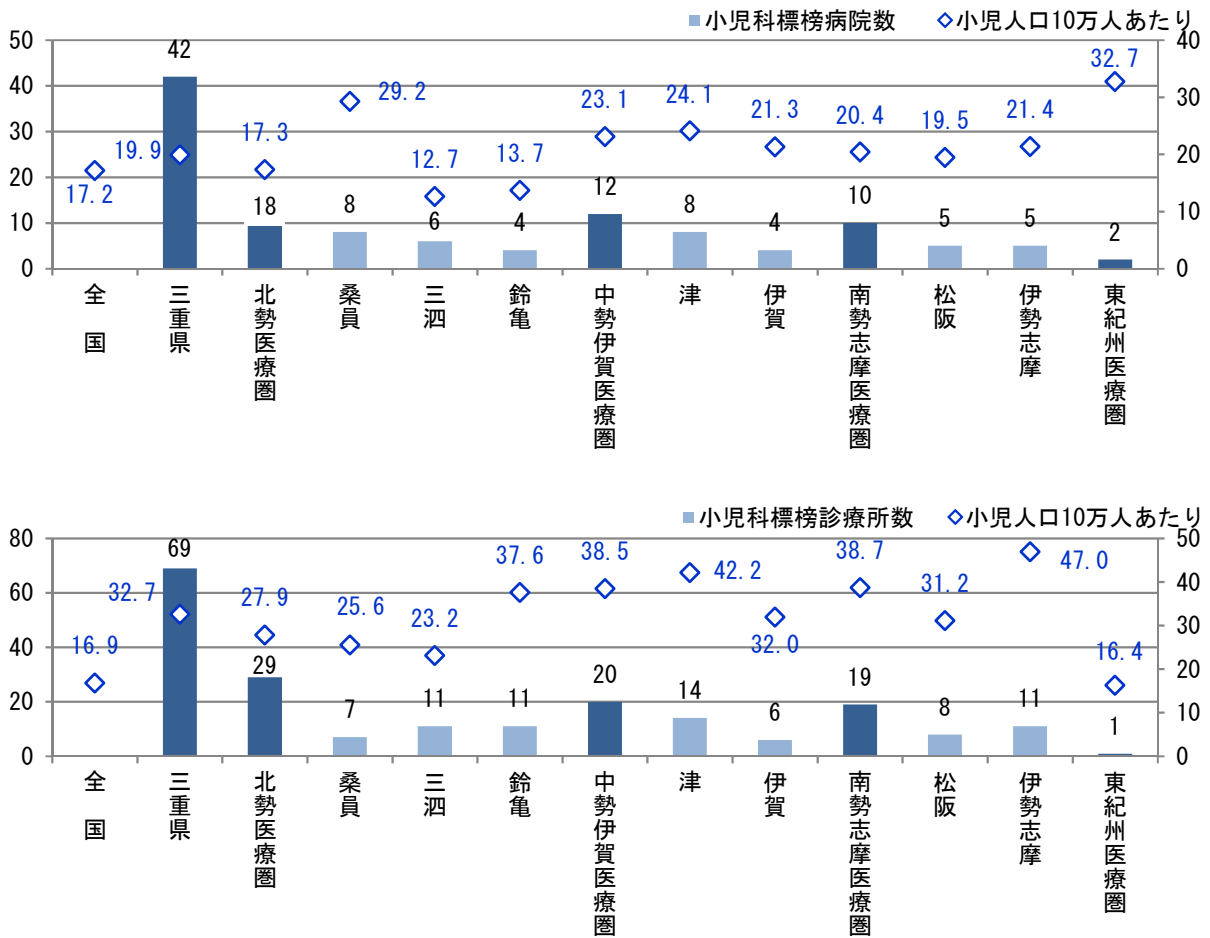
資料：厚生労働省「NDB（令和3年度）」、「人口動態調査」、
三重県「月別人口調査」（令和3年10月1日）

(2) 小児医療の提供体制

【小児科を標榜する病院・診療所】

- 令和2（2020）年の医療施設調査では、本県において小児科を標榜している医療機関（精神科病院を除く）は42病院、69診療所あり、全国同様に年々減少しています。小児人口10万人あたりの医療機関数は、病院、診療所ともに全国平均を上回っています。
- 同調査では、小児外科を標榜している病院は北勢医療圏と中勢伊賀医療圏の3病院のみであり、小児人口10万人あたりでは、全国の2.7に対して本県は1.4と5割程度の水準です。
- リスクの高い妊産婦の医療および高度な新生児医療を担う周産期母子医療センターは、県内に5施設設置されています。また、令和4（2022）年4月現在、新生児特定集中治療室（NICU）は7施設に63床あり、国の指針による必要数と出産件数あたりの全国平均を上回っていますが、東紀州医療圏には整備されておらず、他の医療圏において対応しています。
- また、NICUと母体・胎児集中治療室（MFICU）を備えた総合周産期母子医療センターとして市立四日市病院および三重中央医療センターが指定されており、三重県新生児ドクターカーや消防本部の協力のもと、新生児の救急搬送を担っています。

図表5-10-9 小児科を標榜する病院数(上段)と診療所数(下段)



資料：厚生労働省「令和2年医療施設調査（個票解析）」、「令和2年人口動態調査」、三重県「月別人口調査」（令和2年10月1日現在）

【小児歯科を標榜する歯科診療所】

○ 本県において小児歯科を標榜する歯科診療所数は595診療所で、小児人口10万人あたりでは281.9（全国292.1）と全国平均をやや下回っていますが、一般歯科診療所においても小児に対する治療が可能となっています。

図表5-10-10 小児歯科を標榜する歯科診療所数

(単位：か所)

	小児歯科標榜診療所数	小児人口10万人あたり
全国	43,909	292.1
三重県	595	281.9

資料：厚生労働省「令和2年医療施設調査」（令和2年10月1日現在）
 全国人口：総務省「人口推計」（令和2年10月1日現在）、
 三重県人口：総務省「国勢調査」（令和2年10月1日現在）

【小児入院管理料から見る、小児科医の人員配置】

○ 小児入院患者のための設備や人員が配置され、一定数以上の小児救急患者等の受入れ実績がある病院が算定できる小児入院医療管理料を算定している病院は県内に 12 病院、241 床あります。小児入院管理料 2 を算定している病院は、市立四日市病院、県立総合医療センター、三重大学医学部附属病院、三重病院の 4 病院、小児入院管理料 3 は、伊勢赤十字病院のみが算定しています。小児入院管理料 4 を算定している病院は、松阪中央総合病院、名張市立病院、三重中央医療センターの 3 病院、小児入院管理料 5 を算定している病院は桑名市総合医療センター、鈴鹿中央総合病院、県立子ども心身発達医療センター、いなべ総合病院の 4 病院です。

図表5-10-11 小児入院医療管理料を算定している病院数

(単位：か所)

	小児入院医療管理料1		小児入院医療管理料2		小児入院医療管理料3		小児入院医療管理料4		小児入院医療管理料5		合計	
	実数	小児人口 10万人 あたり	実数	小児人口 10万人 あたり	実数	小児人口 10万人 あたり	実数	小児人口 10万人 あたり	実数	小児人口 10万人 あたり	実数	小児人口 10万人 あたり
全 国	36	0.2	111	0.8	40	0.3	229	1.6	115	0.8	531	3.6
三 重 県	0	0.0	4	1.9	1	0.5	3	1.5	4	1.9	12	5.8
北 勢	0	0.0	2	2.0	0	0.0	0	0.0	3	2.9	5	4.9
桑 員	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	7.4	2	7.4
三 泗	0	0.0	2	4.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	4.3
鈴 亀	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	3.5	1	3.5
中勢伊賀	0	0.0	2	3.9	0	0.0	2	3.9	1	2.0	5	9.9
津	0	0.0	2	6.1	0	0.0	1	3.1	1	3.1	4	12.3
伊 賀	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	5.5	0	0.0	1	5.5
南勢志摩	0	0.0	0	0.0	1	2.1	1	2.1	0	0.0	2	4.2
松 阪	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	4.0	0	0.0	1	4.0
伊勢志摩	0	0.0	0	0.0	1	4.4	0	0.0	0	0.0	1	4.4
東 紀 州	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0

※小児入院管理料は小児科常勤医がいて、複数の夜勤看護師がいる等、一般的な小児病棟より人員配置が厚い病院が算定できる基準です。小児医療管理料1が最も高度な小児医療を提供する病院で、小児科常勤医20人以上、6歳未満の手術年200件以上、小児緊急入院患者年800件以上等の基準を満たす病院です。(管理料2～5の配置が必要な常勤小児科医師数 管理料2：9名以上、管理料3：5名以上、管理料4：3名以上、管理料5：1名以上)

資料：各厚生局届け出 令和4年5月現在

総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態および世帯数」(令和5年1月1日現在)

【小児科医師数】

- 全国の小児人口に対する小児科医師数は近年増加しており、本県の小児科医師も同様に、平成 28 (2016) 年から令和 2 (2020) 年までの 4 年間で 24 人増加しています。しかし、小児人口 10 万人あたりの小児科医師数は全国を下回っており、また構想区域ごとに大きな差異が見られます。

図表5-10-12 構想区域別小児科医師数

(単位：人)

	全国	三重県	桑員	三泗	鈴亀	津	伊賀	松阪	伊勢志摩	東紀州
小児科医数	17,997	232	19	46	18	85	14	17	29	4
小児人口 10万人あたり	121.5	109.9	69.4	97.0	61.6	256.2	74.7	66.3	124.0	65.5
人口 10万人あたり	14.3	13.1	2.3	21.4	4.8	34.6	8.5	8.0	13.2	6.1

資料：厚生労働省「令和2年医師・歯科医師・薬剤師統計」、三重県「月別人口調査」(令和2年10月1日現在)

- 小児人口 10 万人あたりの勤務小児科医師数は、病院・診療所ともに全国を下回っています。また、本県では小児科標榜診療所に勤務する小児科医師の高齢化が進んでおり、7 割以上が 60 歳以上となっています。
- 小児外科医は 8 人で、全国平均に比べてやや少ない状況にあります。

図表5-10-13 勤務場所別小児科医師数

(単位：人)

	小児科医				小児外科医			
	病院		診療所		病院		診療所	
	実数	小児人口 10万人 あたり	実数	小児人口 10万人 あたり	実数	小児人口 10万人 あたり	実数	小児人口 10万人 あたり
全 国	11,088	74.9	6,909	46.6	854	5.8	33	0.2
三重県	137	64.9	95	45.0	8	3.8	0	0.0

資料：厚生労働省「令和2年医師・歯科医師・薬剤師統計」、三重県「月別人口調査」(令和2年10月1日現在)

図表5-10-14 小児科医の年齢分布

【病院】

(単位：人)

	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70～ 74歳	75～ 79歳	80～ 84歳	85歳 以上	計
桑 員	2	1	1	2	2	1	1	1	0	0	0	0	0	11
三 泗	5	2	5	4	4	2	3	1	1	1	1	0	0	29
鈴 亀	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0	0	4
津	4	20	8	7	9	6	4	5	2	0	1	0	0	66
伊 賀	0	1	1	0	2	1	1	1	1	0	0	0	0	8
松 阪	0	0	2	0	1	0	1	1	1	1	0	0	0	7
伊勢志摩	2	1	1	0	2	0	2	2	0	1	0	0	0	11
東 紀 州	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
計	13	25	18	14	20	10	13	12	5	4	3	0	0	137

【診療所】

(単位：人)

	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70～ 74歳	75～ 79歳	80～ 84歳	85歳 以上	計
桑 員	0	0	0	0	0	1	0	1	4	2	0	0	0	8
三 泗	0	0	0	1	1	2	0	7	2	2	1	1	0	17
鈴 亀	0	0	0	2	0	0	1	3	5	2	1	0	0	14
津	0	0	0	0	4	1	3	1	4	1	2	3	0	19
伊 賀	0	0	1	0	1	0	0	1	1	1	1	0	0	6
松 阪	0	0	0	0	1	0	1	2	2	2	2	0	0	10
伊勢志摩	0	0	0	1	2	1	1	6	4	1	1	0	1	18
東 紀 州	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	3
計	0	0	1	4	9	5	6	22	23	12	8	4	1	95

資料：厚生労働省「令和2年 医師・歯科医師・薬剤師統計」、三重県調べ

図表5-10-15 二次医療圏別先天奇形、変形および染色体異常の者の流入出状況

患者住所地	流出先	北勢	中勢 伊賀	南勢 志摩	東紀州	県外	域外への流出率		
							うち県内	うち県外	
北勢医療圏			66.7%			33.3%	100.0%	66.7%	33.3%
中勢伊賀医療圏			50.0%			50.0%	50.0%		50.0%
南勢志摩医療圏						100.0%	100.0%	0.0%	100.0%
東紀州医療圏									

施設住所地	流出元	北勢	中勢 伊賀	南勢 志摩	東紀州	県外	域内への流入率		
							うち県内	うち県外	
北勢医療圏									
中勢伊賀医療圏		66.7%	16.7%			16.7%	83.3%	66.7%	16.7%
南勢志摩医療圏									
東紀州医療圏									

※10月のある1日の患者の受療動向であり、地域全体の受療動向を表しているわけではありません。

出典：厚生労働省「令和2年 患者調査 病院入院奇数票（個票解析）」

(3) 小児救急・予防的支援

- 小児救急医療提供体制について、症状の軽い初期救急医療は、休日夜間応急診療所等により対応していますが、小児医療機関の少ない地域では十分な体制が取れていないことがあり、中でも東紀州医療圏は体制の構築が特に求められます。
- 入院治療を必要とする小児二次救急医療に対応するために、地域によっては、小児救急に対応できる機能の集約化や病院群輪番制により対応していますが、病院に勤務する小児科医の不足から、小児科医による当直対応が困難な地域があります。

【小児救急搬送状況・小児救急電話相談】

- 令和3(2021)年の本県の救急搬送人員は83,437人で、そのうち軽症(外来診療)は42,760人で全体の51.2%ですが、乳幼児³については、小児搬送人員の72.9%が軽症者であり、高い割合となっています。
- 家庭における応急手当や疾病に関する知識の周知を図るため、三重県小児科医会との連携により、「子どもの救急対応マニュアル」を、ホームページ「医療ネットみえ」で公開しています。
- 小児の救急搬送時、医療機関に受入れの照会を行った回数が4回以上の件数は、平成27(2015)年の244件から、令和3(2021)年には111件となりました。また、現場滞在時間が30分以上の件数は平成27(2015)年の175件から、令和3(2021)年には102件と減少しており、受入困難事例の件数は減少しています。

図表5-10-16 小児救急搬送症例のうち受入困難事例の件数

(単位：件)

		医療機関に受入れの照会を行った回数が4回以上	現場滞在時間が30分以上
全 国	平成27年	8,570	12,039
	令和3年	7,088	13,340
三重県	平成27年	244	175
	令和3年	111	102

資料：消防庁「救急搬送における医療機関の受入れ状況等実態調査」

- 本県では、急な子どもの病気に関する電話相談「みえ子どもの医療ダイヤル（#8000）」を実施し、月～土曜 19 時 30 分から翌朝 8 時、および日曜、祝日の 8 時から翌朝 8 時の相談に対応しています。令和 4 (2022) 年度は 10,182 件の相談を受けており、そのうち「119 番をすすめた」または「すぐに医療機関の受診をすすめた」件数は全体の 31.8%です。
- なお、小児に限らず 24 時間年中無休対応の救急・医療・健康相談等フリーダイヤルが、桑名市、鈴鹿市、津市、伊賀市、松阪地区（松阪市、多気町、明和町）、伊勢市において実施されています。

図表5-10-17 小児救急電話相談の件数

(単位：件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
三重県	12,048	7,075	8,263	10,182

資料：三重県調査

【かかりつけ医受診件数】

- NDBによると、「当該保険医療機関を4回以上受診（予防接種の実施等を目的とした保険外のものを含む）した未就学児（6歳以上の患者にあたっては、6歳未満から小児かかりつけ診療料を算定しているものに限る）」が対象となる小児かかりつけ医診療料については、令和3（2021）年度の本県のレセプト件数が20,426件となっています。

【地域連携小児夜間・休日診療料届出医療機関】

- 地域の小児科医と連携をとりつつ、夜間、休日の小児救急患者の診療が可能な体制を保つ医療機関（地域連携小児夜間・休日診療料1の届出医療機関）は三重県内に6施設あり、さらに常時、小児科医を配置し24時間の診療体制を保つ医療機関（地域連携小児夜間・休日診療料2の届出医療機関）は、南勢志摩医療圏に1施設あります。

地域連携小児夜間・休日診療料1の届出医療機関

桑名市応急診療所、鈴鹿市応急診療所、
津市こども応急クリニック・休日デンタルクリニック、伊勢市休日・夜間応急診療所、
伊賀市応急診療所、名張市応急診療所

地域連携小児夜間・休日診療料2の届出医療機関

松阪中央総合病院

(4) 療養・療育支援

- 平成29（2017）年6月に開設した「県立子ども心身発達医療センター」において、児童精神科や整形外科・小児整形外科、リハビリテーション科を中心に子どもの心身の発達や健康を一体的に支えています。
- 障がいのある児童を入所により受け入れ、治療および日常生活の指導を行う医療型障害児入所施設としては、県立子ども心身発達医療センター、済生会明和病院なでしこ障害児入所施設、三重病院、鈴鹿病院の4施設がありますが、入所できる定員が限られています。
- 障がい児・者の歯科診療に対応している歯科医療機関の情報を「みえ歯一トネット協力歯科医院名簿」として取りまとめ、三重県歯科医師会、障がい者支援団体と連携して、広く発信しています。
- 令和4（2022）年の出生数は10,489件であり、出生数が減少する一方で、令和4（2022）年の人口動態調査では本県の低出生体重児（2,500g未満）の出生数は全体の9.17%であり、1,000g以下の超低出生体重児は0.34%でした。
- 令和3（2021）年に「医療的ケア児およびその家族に対する支援に関する法律」（令和3年法律第81号）が施行され、医療的ケア児とその家族への支援は、国、地方公共団体等の責務であると明記されました。
- 在宅で生活を送る20歳未満の医療的ケア児数は年々増加傾向にあり、令和4（2022）年度には、全国で20,385人、うち人工呼吸器使用児が5,449人います³。

³ 出典：子ども家庭庁障害福祉課作成資料

- 令和4（2022）年度の調査結果⁴によると、県内に309人の医療的ケア児が暮らしており、うち88人が人工呼吸器を装置しています。
- 令和5（2023）年度の調査結果⁵によると、県内に896人の重症心身障がい児（者）が暮らしています⁵。
- 令和4（2022）年度の調査結果⁶によると、本県において、令和4（2022）年度に、小児（0歳から14歳）に対し訪問診療を実施した医療機関数は24施設あります。
- 平成25（2013）年度から県庁内に小児在宅医療推進ワーキンググループを設置し、三重大学医学部附属病院小児・AYAがんトータルケアセンターと連携して、小児在宅医療について部局横断的に検討を行っています。
- 三重県医師会において、小児在宅連絡協議会を立ち上げ、医師を中心とした連携体制構築などの取組を進めています。
- 県障害者自立支援協議会専門部会の中に、「医療的ケア課題検討部会」を設置し、関係機関と情報共有や課題の整理を行っています。
- 医療的ケア児のレスパイト*・短期入所は、済生会明和病院なでしこ障害児入所施設や三重病院等で実施されていますが、その数は限られています。
- 医療的ケア児・者が適切な支援を受けられるよう、令和4（2022）年度に、三重県医療的ケア児・者相談支援センターを設置し、4つの地域ネットワークや市町、関係機関と連携して、相談支援等を行う体制を整備しました。
- 県内全域において地域に根ざしたネットワークが構築されており、小児在宅医療に関わる医療、保健、福祉、教育関係者等の多職種による事例検討会や講演会等、さまざまな事例への対応力を向上させる取組が進められています。

図表5-10-18 医療的ケア児数(0～19歳)

(単位：人)

	総数	北勢	中勢伊賀	南勢志摩	東紀州
医療的ケア児	309	159	79	62	9
うち人工呼吸器使用児	88	47	22	16	3

資料：「三重県医療的ケア児実態調査」（令和4年度）

⁴ 出典：三重県・三重大学医学部附属病院小児・AYAがんトータルケアセンター「三重県医療的ケア児実態調査」（令和5年3月）

⁵ 出典：三重県「重症心身障がい児（者）人数調査結果」（令和5年4月）

⁶ 出典：三重県「小児在宅医療にかかるアンケート調査」（郡市医師会あて）（令和5年1月）

図表5-10-19 医療的ケア児数の推移

(単位：人)

医療圏	平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年	
	計	内) 呼吸器	計	内) 呼吸器	計	内) 呼吸器	計	内) 呼吸器	計	内) 呼吸器
北勢	119	31	122	40	125	45	148	44	159	47
中勢伊賀	65	13	67	19	65	15	87	16	79	22
南勢志摩	51	13	47	11	58	13	60	16	62	16
東紀州	6	3	4	3	6	4	11	3	9	3
計	241	60	240	73	254	77	306	79	309	88

資料：「三重県医療的ケア児実態調査」（令和4年度）

- 令和3（2021）年度の人口10万人あたりの特別児童扶養手当受給者数、障害児福祉手当交付数、身体障害者手帳交付数は、全国平均を上回っています。

図表5-10-20 特別児童扶養手当等の交付数

(単位：件数)

	特別児童扶養手当 受給者数		障害児福祉手当交付数		身体障害者手帳交付数	
	実数	人口10万人 あたり	実数	人口10万人 あたり	実数 (18歳未満)	人口10万人 あたり
全国	248,608	195.9	63,372	49.9	94,051	74.1
三重県	4,002	222.2	1,039	57.7	1,336	74.2

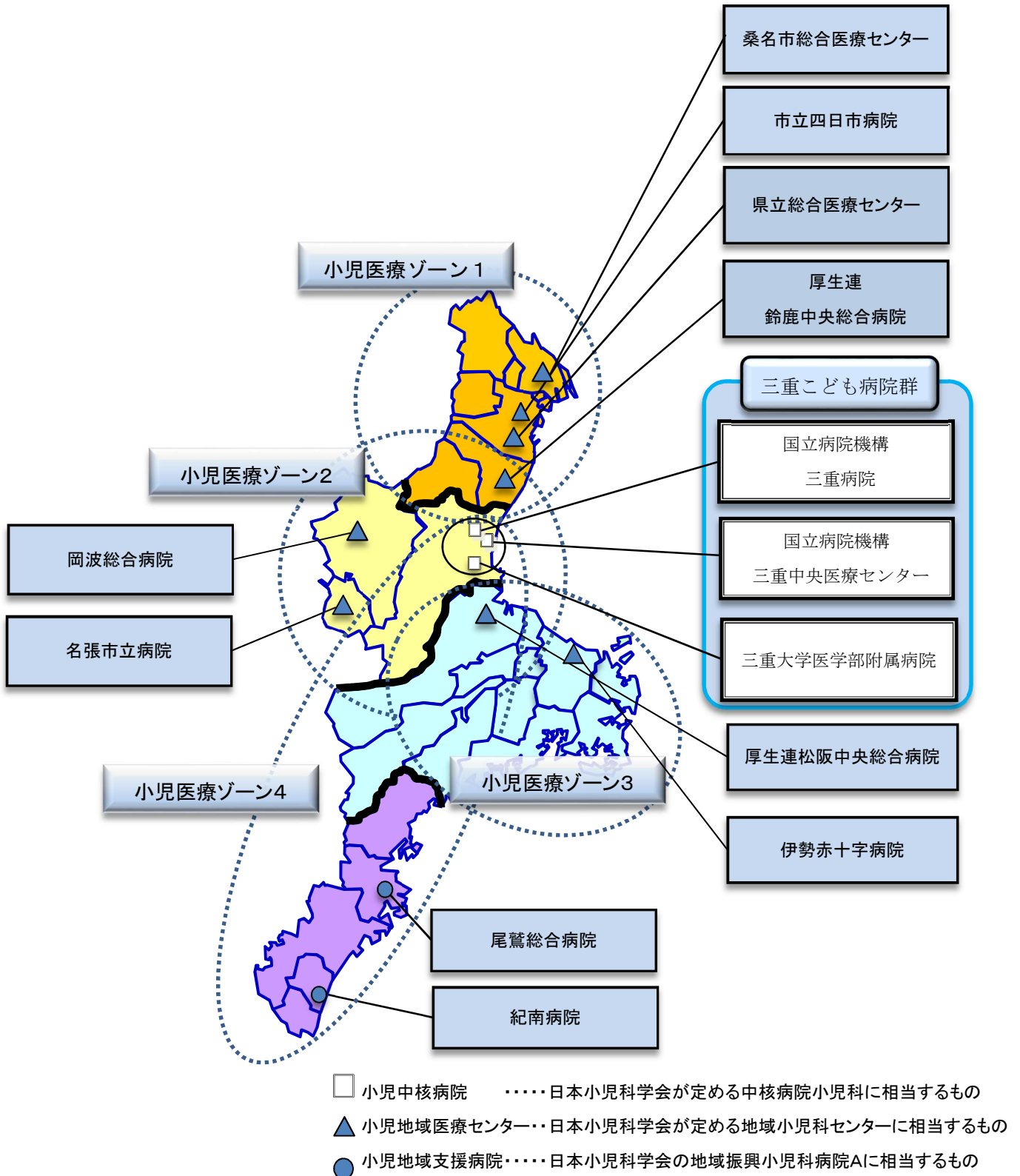
資料：厚生労働省「令和3年福祉行政報告例」、「令和3年人口動態調査」、三重県「月別人口」（令和3年10月1日）

3. 連携体制

(1) 圏域の設定

- 小児医療体制の構築にあたっては、小児救急において常時診療できる体制を整備するとともに、圏域ごとに少なくとも1か所の小児専門医療を取り扱う病院を確保するため、以下の4つのエリアを圏域とします。

図表5-10-21 県内の小児医療体制



(2) 各医療機能

① 小児科標榜診療所、一般小児科病院

- 一般的な小児医療に必要とされる診断・検査・治療や、軽症の入院治療を実施します。また、訪問看護ステーションや福祉サービス事業者等との連携により、療養・療育が必要な小児に対する支援を行います。
- 初期小児救急医療を実施します。

② 小児地域支援病院（日本小児科学会の「地域振興小児科 A」に相当するもの）

- 小児医療資源の少ない地域において、軽症患者の診察、入院を実施します。

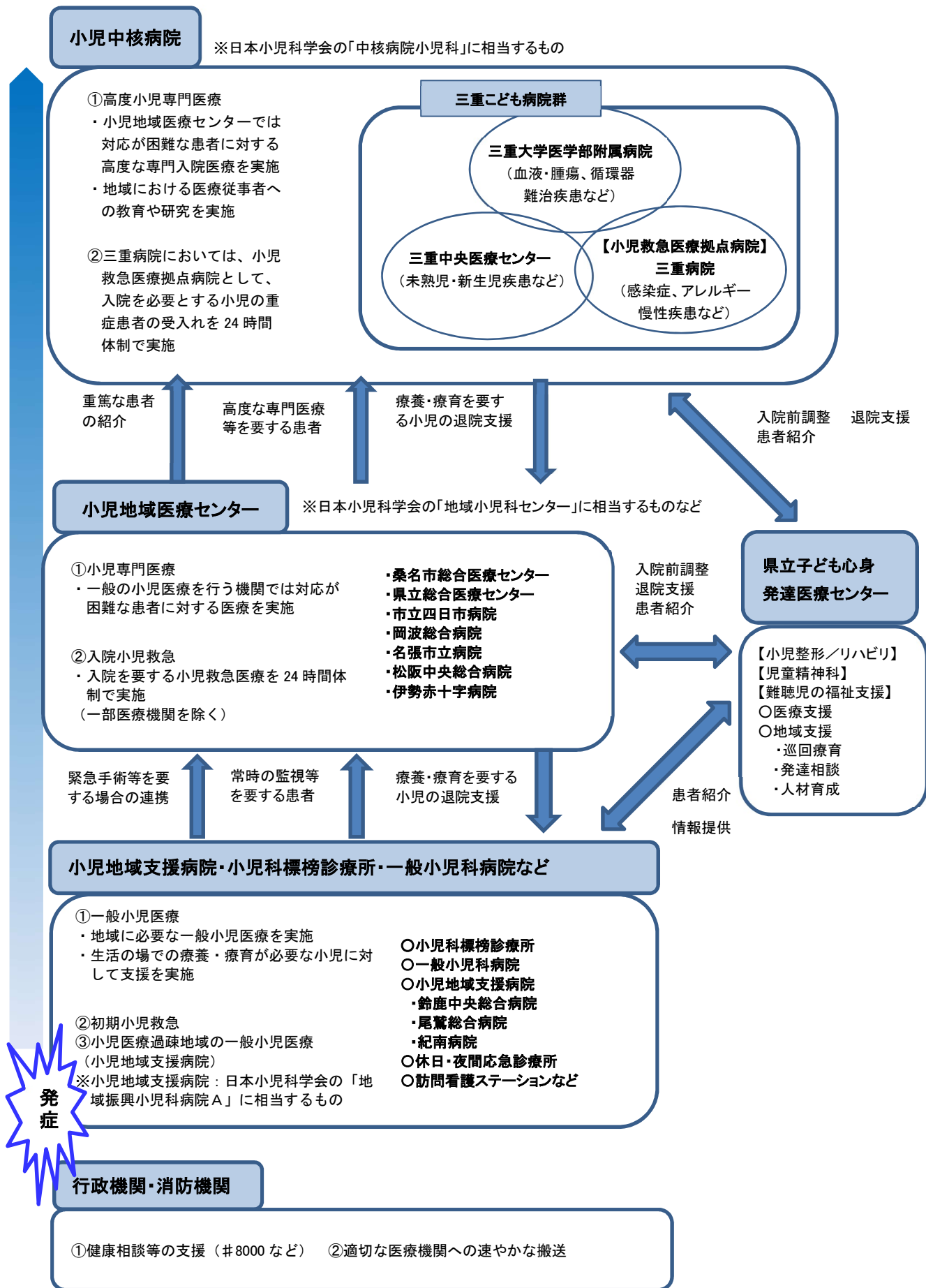
③ 小児地域医療センター（日本小児科学会の「地域小児科センター」に相当するもの）

- 高度な診断・検査・治療や勤務医の専門性に応じた専門医療を行います。また、一般の小児医療を行う医療機関では対応が困難な患者や、常時監視・治療が必要な患者等に対する入院診療を行います。
- 入院を要する小児救急医療を 24 時間体制で実施します。

④ 小児中核病院（日本小児科学会の「中核病院小児科」に相当するもの）

- 小児地域医療センターでは対応が困難な患者に対する高度な専門入院医療や、医療従事者への教育等を実施します。

図表5-10-22 小児医療体制図



4. 課題

(1) 小児医療を担う人材の不足

- 小児科医師数は平成 28 (2016) 年と比較して、令和 2 (2020) 年には 24 人増加し、小児人口 10 万人あたりの医師数も増加してきましたが、依然として全国平均を下回っています。
- 小児科、小児外科、新生児科、児童精神科等の子どもの診療を専門的に担う医師が不足しています。専門医療と救急医療の両面から、小児医療体制の強化に必要となる専門医師の人材育成・確保に努める必要があります。特に新生児科医師を中心としたNICUのスタッフの充実に努める必要があります。
- また、医師少数区域等における勤務を促進するにあたっては、医療機関における勤務環境改善に取り組む必要があります。医師の労働時間短縮等に関する指針もふまえ、勤務医が健康を確保しながら働くことができる勤務環境の整備に向けた取組が必要です。

(2) 地域差のない小児医療提供体制の充実

- 小児人口や小児入院患者数の減少、疾病構造の変化に応じた機能分担・連携を進める必要があります。
- 小児医療は、耳鼻咽喉科、眼科等さまざまな診療科による専門的な医療提供が求められるため、「三重こども病院群」等と一般小児医療を担う病院が機能分担・連携し、県全域において、必要な医療を受けられる体制整備を進める必要があります。
- 小児外科等、小児科の一定の領域において人材が分散していることにより、緊急手術等対応が困難な場合があります。小児科勤務医の職場環境改善のため、また、限られた医療資源を効果的・効率的に活用し、機能分担・連携を進めるため、集約化・重点化を図る必要があります。
- 総合周産期母子医療センターとして三重中央医療センターおよび市立四日市病院が指定されており、三重中央医療センターには、新生児の救急搬送を担う三重県新生児ドクターカー（すくすく号）が配備されていますが、運行について、関係機関との調整が必要です。
- 医療的ケア児を含む小児患者について、成長と共に変化する病態や合併症に対応できる医療を継続して提供するための診療体制の整備が必要です。
- NICU、GCUに長期間入院している小児患者がいることから、後方ベッドの確保、退院後の受入れ施設の確保などを進める必要があります。
- 災害時に小児および小児患者に適切な医療や物資を提供できるよう、平時より小児周産期リエゾンを養成する必要があります。

(3) 小児（救急）患者の症状に応じた救急医療体制および予防的支援の充実

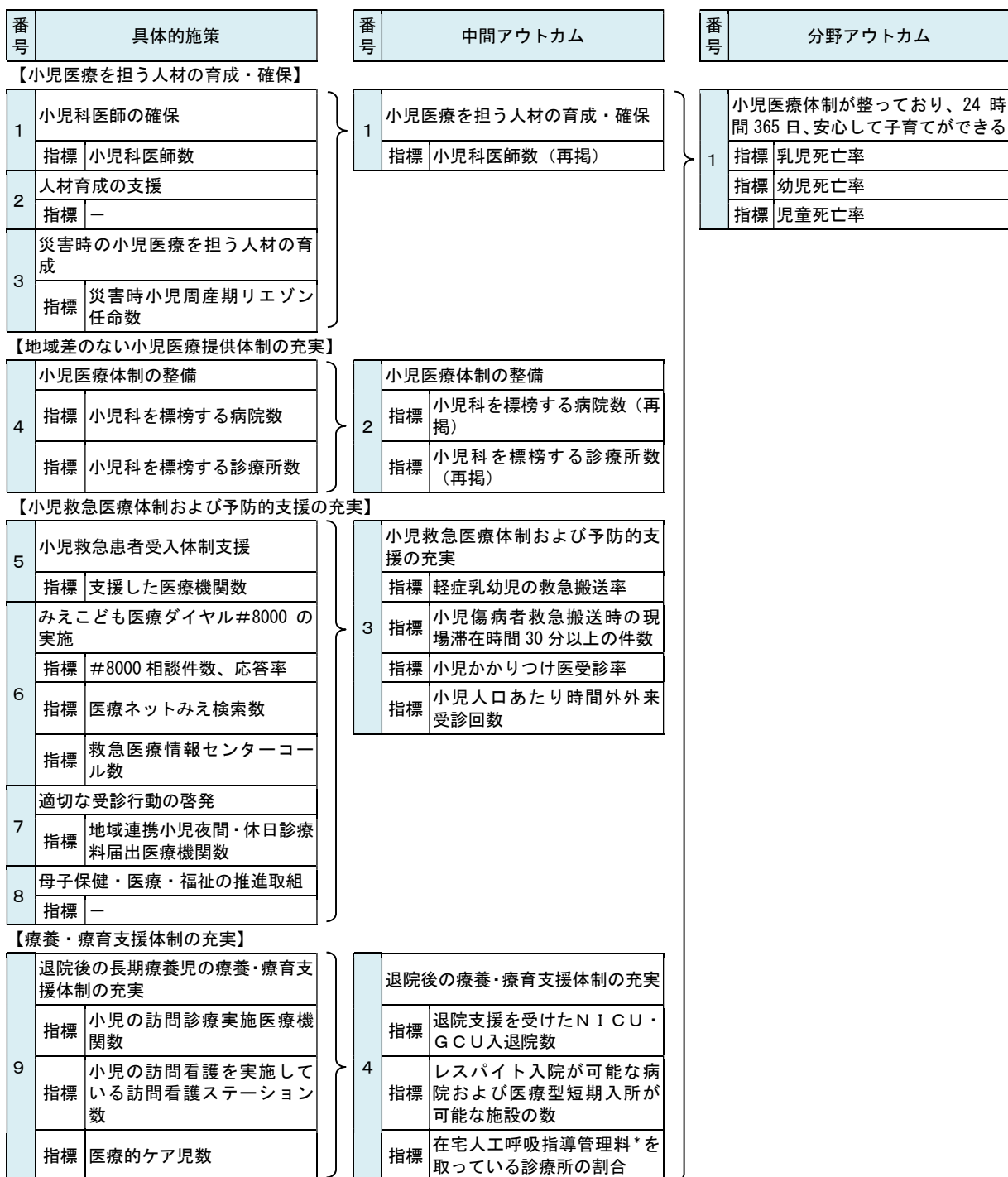
- 小児救急医療提供体制については、症状の軽い初期救急医療は、休日夜間応急診療所等により対応していますが、小児医療機関の少ない地域では十分な体制がとれていないところがあり、中でも東紀州医療圏は体制の構築が特に求められます。
- 診療所の小児科医の高齢化により、今後小児の一次医療の担い手の不足が考えられます。

- 入院治療を必要とする小児二次救急医療に対応するために、地域によっては、小児救急機能の集約化や病院群輪番制により対応していますが、病院に勤務する小児科医の不足から、小児科医による当直対応が困難な地域があるため、引き続き、支援体制の整備が求められます。
- 夜間緊急対応できる小児外科医が常勤する医療機関が限られており、小児外科医の負担が大きくなっています。
- 小児救急搬送患者の多くが軽症であり、時間外や軽症患者による二次救急医療機関の受診も増加しているため、救急医療のかかり方やかかりつけ医への早期受診等、適切な受診行動についての啓発、小児救急に関する情報提供、相談体制の充実が必要です。
- 乳幼児健康診査等をとおして、市町や医療機関などの関係機関が連携しながら予防的な視点を含めた小児医療の提供が必要です。
- 小児の死亡数は減少傾向にありますが、乳幼児では不慮の事故、思春期では自殺が多く占めており、予防可能な死亡は少なくないと考えられます。このような死亡をなくすためにチャイルド・デス・レビュー（CDR）*による、検証を行い、結果を行政等の施策に反映することが必要です。
- 発達障がい等の早期発見・早期治療は、保健・福祉・教育分野の連携が重要ですが、初診待機をはじめ、その後のフォローアップと継続的な診療体制の整備も必要です。
- 新型コロナウイルス感染症まん延時に、特定の医療機関に過度の負担が生じたことから、新興感染症発生・まん延時にも地域の小児医療を確保できる体制整備が必要です。

(4) 医療的ケア児の療養・療育支援体制の充実

- 県は、「医療的ケア児およびその家族に対する支援に関する法律」に基づき、市町や関係機関と連携して、医療的ケア児の支援体制を構築していく必要があります。
- 医療的ケア児・者や家族等が地域で安心して暮らしていくためには、医療的ケア児・者や家族等を支える人材の育成が必要です。
- 医療的ケア児の、急変時に入院対応できる医療機関が少ないため、小児中核病院や小児地域医療センター等とかかりつけ医の連携体制の充実が求められます。
- 地域における小児在宅医療の提供体制を整備していくためには、引き続き地域の医療的ケア児数を把握する必要があります。
- 人工呼吸器を使用している医療的ケア児が増えているため、訪問診療が可能な病院、診療所、小児対応訪問看護ステーション、学校、保育所等の体制を強化する必要があります。
- 医療的ケア児・者が適切な支援を受けられるよう、三重県医療的ケア児・者相談支援センターを中心に、4つの地域ネットワークや市町、関係機関と連携して、相談支援等を行う必要があります。
- 医療的ケア児の家族の負担を軽減するため、レスパイト・短期入所を行う施設の体制整備やサービス利用率の向上が必要です。
- 災害発生時に備え、在宅人工呼吸器を使用している医療的ケア児の非常用電源確保が必要です。

5. ロジックモデル



6. 目標と施策

(1) 数値目標

目標項目	現状値	目標値	目標値の説明	データ出典
幼児死亡率 (幼児人口千人あたり)	0.11 【R 4】	0.04 未満	幼児（1～4歳）の死亡率（幼児人口千人あたり）を0.04 未満に減少させることを目標とします。	人口動態調査 月別人口調査
軽症乳幼児の救急搬送率 (乳幼児の急病による救急搬送のうち軽症患者の割合)	72.9% 【R 3】	70.0%未満	急病に係る乳幼児（生後28日以上満7歳未満）の軽症者搬送率を70.0%未満まで減少させることを目標とします。	救急・救助の概況
小児傷病者救急搬送時の現場滞在時間30分以上の件数 ()内は重症以上で搬送された件数	102件 【R 3】	90件以下 (0件)	小児傷病者の救急搬送に係る現場滞在時間が30分以上の件数を90件以下とすることを目標とします。	救急搬送における医療機関の受入状況等実態調査
小児科医師数 (人口10万人あたり) ()内は実数	13.1人 (232人) 【R 2】	14.3人 (253人以上)	人口10万人あたりの小児科医師数が全国平均(R 2)以上となることを目標とします。	医師・歯科医師・薬剤師統計、人口推計
レスパイト入院が可能な病院および医療型短期入所が可能な施設の数	調査中	調整中	調整中	三重県調査

(2) 取組内容

取組方向1：小児医療を担う人材の育成・確保

- 三重大学医学部における教育・研修体制を充実・強化することで、小児医療に関わるさまざまな診療科について専門医療を実践できる質の高い小児科医や小児外科医の育成を進めます。(三重大学、市町、県)
- 児童精神科医など、時代のニーズに応じた専門医の確保に努めます。(三重大学、医療機関、医療関係団体、県)
- 研修医、医学生等が小児科医や小児外科医、産婦人科医を志望するよう、三重大学、MMC卒後臨床研修センター*、三重県地域医療支援センター等の関係機関が連携し、小児科および産婦人科のキャリア形成プログラムの策定や医師養成課程から卒後研修体制の構築等、キャリア形成のための支援を進めます。(医療機関、三重大学、MMC卒後臨床研修センター、県)
- 国の養成研修制度を活用し、災害時において、小児周産期医療の維持を担う人員を確保しつつ、災害対応を行う災害時小児周産期リエゾンを確保できるよう各関係機関との連携を図ります。(医療機関、三重大学、県)

取組方向2：地域差のない小児医療提供体制の充実

- 三重県内の小児医療圏については、救急医療を含め、重なり合うゾーンディフェンスでの体制を敷くことで地域差のない小児医療の提供を行います。(医療機関、関係団体、市町、県)
- 限られた医療資源を効果的・効率的に活用するため、小児医療に関わるさまざまな診療科による専門医療等を含め、病院の小児に関わる診療機能強化を進めます。(医療機関、関係団体、市町、県)
- 適切な医療提供を確保するため、小児医療体制の集約化・重点化を検討していきます。(医療機関、関係団体、市町、県)
- 一般の小児医療を担う機関では対応困難な患者に対する医療は小児地域医療センターが、さらに重篤な患者に対する医療は小児中核病院である「三重こども病院群」が担い、連携を図りながら必要な医療が受けられる体制整備を進めます。(医療機関、関係団体、市町、県)
- 子どもの発達支援の拠点である県立子ども心身発達医療センターにおいて、隣接する三重病院と機能的連携を図りながら、小児の発達に関わる包括的医療・療育体制の充実に努めます。(医療機関、関係団体、市町、県)
- 三重大学医学部附属病院や関係機関が連携して、小児患者が、成長に合わせて適切な医療を受けられるよう、移行期体制の整備に向けた検討を進めます。(医療機関、関係団体、市町、県)

取組方向3：小児救急医療体制および予防的支援の充実

- 小児救急医療拠点病院や二次救急医療機関の輪番制による小児救急患者の受入れ等について、引き続き支援を行い、小児救急医療体制の確保に努めます。(医療機関、市町、県)
- 夜間や休日の不要不急の受診を抑制するため、受診判断の目安を提供するツールの啓発や、「みえ子ども医療ダイヤル」による電話相談を実施します。また、「子どもの救急対応マニュアル」など、知っておくと役に立つ一次救命処置方法の周知や親子教室などにより、家庭における看護力の向上をめざします。(医療機関、医療関係団体、市町、県)
- 「医療ネットみえ」において、休日・夜間応急診療所等、小児救急医療情報の提供を行うとともに、休日や時間外に診療を行う医療機関の三重県救急医療情報システムへの参加促進に努めます。(医療機関、医療関係団体、市町、県)
- 日常の診察だけでなく、母子保健事業を通じ、妊娠期から子育て期にわたり、一貫した伴走型相談支援を行うとともに、関係機関と連携を図りながら、乳幼児の事故や児童虐待等の予防的な視点を含めた小児医療の提供をめざします。(医療機関、関係団体、市町、県)
- あらゆる子どもの死亡事例を検証し、死因を究明するチャイルド・デス・レビュー(CDR)に取り組むことで、予防可能な小児の死亡事例を減少させることをめざします。(医療機関、関係団体、市町、県)
- 県立子ども心身発達医療センターにおいては、途切れのない発達支援をめざして、隣接する三重病院をはじめとする医療機関や市町、特別支援学校等関係機関と連携を図りながら、入院前調整や退院後支援、地域における発達相談や人材育成研修などに取り組み、小児の発達に関わる包括的医療・療育体制の充実に努めます。(医療機関、関係団体、市町、県)

- 新興感染症の発生・まん延時において、重症患者や小児を含む特別な配慮が必要な患者に対応可能な受入医療機関を医療措置協定の締結等を通じて確保するとともに、協定締結状況をふまえた連携のあり方について、関係機関および関係団体と連携の上、検討を進めていきます。(医療機関、関係団体、市町、県)
- 予防的支援の充実については、周産期医療および「母子保健・医療・福祉の推進」(第4節)の母子保健の取組とも相互に連携しながら取り組んでいきます。(医療機関、関係団体、市町、県)

取組方向4：医療的ケア児の療養・療育支援体制の充実

- 三重大学医学部附属病院小児・AYAがんトータルケアセンターと連携し、医療、福祉、保健、教育等地域における支援関係機関の連携強化を図ります。(医療機関、三重大学、医療関係団体、関係機関、市町、県)
- 医療的ケア児・者に係る関連分野の支援を調整する医療的ケア児・者コーディネーター(相談支援専門員、訪問看護師等)の養成に取り組みます。(医療機関、医療関係団体、市町、県)
- 医療的ケア児に必要な支援体制の整備に向け、県や市町、三重大学医学部附属病院小児・AYAがんトータルケアセンターが連携して、県内の医療的ケア児数の調査に継続して取り組みます。(三重大学、市町、県)
- 訪問診療が可能な病院や診療所、小児対応訪問看護ステーション、学校や保育所などの体制を強化するため、医師(総合診療医を含む)、歯科医師、薬剤師、看護師等を対象とした研修等を実施するなど、人材育成に取り組みます。(三重大学、医療関係団体、関係機関、県)
- 三重県医療的ケア児・者相談支援センターを中心に、4つの地域ネットワークや市町、関係機関と連携を図り、医療的ケア児・者や家族等の相談に応じ、助言等の支援に取り組みます。(三重大学、医療関係団体、関係機関、県)
- 医療的ケア児とその家族が地域で安心して生活できるよう、レスパイト・短期入所を行うための体制整備を進めるとともに、家族の負担を減らすためにサービスの利用を促進します。(医療機関、三重大学、医療関係団体、関係機関、県)
- 災害時においても、在宅人工呼吸器を使用している全ての医療的ケア児の安全が確保できるよう、市町や医療機関等と協力して非常用電源の確保・整備を進めます。(医療機関、関係機関、市町、県)

第 1 1 節 | 在宅医療対策

1. めざす姿

(1) めざす姿

- できる限り住み慣れた地域で、誰もが必要な医療・介護・福祉サービス、教育が受けられ、人生の最期まで安心して自分らしい生活を実現できる体制が整っています。
- 在宅医療に関わる多職種チームが在宅療養患者およびその家族を継続的かつ包括的にサポートする体制が確保できています。
- 入退院支援の実施および切れ目のない継続的な医療提供体制が確保できています。
- 24 時間体制で看取りを実施できる体制が整っています。

(2) 取組方向

取組方向 1 : 【日常の療養支援】地域における在宅医療の提供体制の質と量の確保

取組方向 2 : 【入退院支援】【急変時の対応】多職種連携による、24 時間安心のサービス提供体制の構築

取組方向 3 : 【看取り】在宅医療・在宅看取りの啓発と体制の充実

2. 在宅医療の現状

(1) 在宅医療の概況

- 県内の 65 歳以上の高齢者人口は、令和 2（2020）年の 522,073 人¹（30.2%）から令和 22（2040）年には 554,297 人²（36.9%）に増加し、同年の 75 歳以上の人口は、318,680 人（21.2%）になり、高齢者の人口は増加する一方で、全体の人口が減るため、高齢者人口割合が増え、3 人に 1 人が 65 歳以上、5 人に 1 人が 75 歳以上になると見込まれています。
- 疾病構造の変化や高齢化の進展に伴い、自宅や地域で疾病を抱えつつ生活を送る人が今後も増加していくと考えられます。
- 医療的ケア児の数も増加しており、県内に 309 名の医療的ケア児が暮らしており、うち 88 名が人工呼吸器を装置しながら暮らしている状況です³。
- 平成 29（2017）年 3 月に策定した「三重県地域医療構想」では、本県における在宅医療等の医療需要は平成 25（2013）年の 16,133.1 人／日から令和 7（2025）年には 21,656.4 人／日になると見込まれており、この需要に対応していくには、病床の機能分化・連携と合わせて、在宅医療や地域包括ケアシステムに係る体制整備を進めていくことが重要となり

¹ 出典：三重県「国勢調査」（令和 2 年 10 月）

² 出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成 30 年推計）

³ 出典：三重県・三重大学医学部附属病院小児・AYAがんトータルケアセンター「三重県医療的ケア児実態調査」（令和 5 年 3 月）

ます。

- 40 歳以上の県民の 36.2%が病気などで介護が必要となった場合に自宅で介護を受けることを望んでおり⁴、患者や家族のQOL*（生活の質）の維持向上を図りつつ療養生活を支える在宅医療の提供体制を構築することが必要です。

(2) 訪問診療・往診*

- 人口 10 万人あたりの訪問診療を実施している病院・診療所数は 22.4 施設で、全国平均を上回っています。
- 訪問診療を実施している医療機関は 19 病院、384 診療所の合計 403 施設です。

図表5-11-1 訪問診療実施施設数

(単位：か所)

構想区域	病院	人口 10 万人あたり施設数	診療所	人口 10 万人あたり施設数	病院 (15 歳未満)	診療所 (15 歳未満)	病院・診療所 (15 歳未満) 人口 10 万人あたり施設数
桑 員	5	2.3	33	15.1	0	0	0.0
三 泗	5	1.3	68	17.9	0	3	6.2
鈴 亀	3	1.2	55	22.1	0	0	0
津	6	2.2	55	19.9	0	5	14.8
伊 賀	0	0.0	34	20.3	0	0	0.0
松 阪	*	*	50	23.1	0	0	0.0
伊勢志摩	*	*	65	28.7	*	*	*
東紀州	*	*	24	35.3	0	0	0.0
三重県	19	1.1	384	21.3	0	8	3.7
全 国	2,570	2.0	23,297	18.4	*	334	2.2

*NDB利用ルールによる秘匿値

資料：厚生労働省「NDB」（令和3年度）

総務省「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数調査」（令和3年1月1日現在）

- 人口 10 万人あたりの機能強化型在宅療養支援診療所*数は 3.6 施設で、全国平均を上回っています。
- 人口 10 万人あたりの在宅療養支援病院*数は 0.6 施設で、全国平均を上回っており、在宅療養後方支援病院*は 0.4 施設で全国平均を下回っています。

⁴ 出典：三重県「e-モニター」（令和5年7月）

図表5-11-2 在宅療養支援施設数

(単位：か所)

	施設数		人口10万人あたり施設数
	全国	三重県	
機能強化型在宅療養支援診療所	全国	3,796	3.0
	三重県	65	3.6
在宅療養支援診療所*	全国	11,294	8.9
	三重県	126	7.0
在宅療養支援病院	全国	696	0.5
	三重県	10	0.6
在宅療養後方支援病院	全国	976	0.8
	三重県	8	0.4

資料：厚生労働省「NDB」（令和3年度）

総務省「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数調査」（令和3年1月1日現在）

- 人口10万人あたりの訪問診療実施件数は県平均7,289件人/年となっており、全国平均を下回っています。うち、人口10万人あたりの小児の訪問診療件数は16.2人/年となっており、全国平均を下回っています。

図表5-11-3 病院・診療所の訪問診療件数

(単位：人/年)

構想区域	病院・診療所		うち、15歳未満 病院・診療所	
	件数	人口10万あたり	件数	人口10万あたり
桑 員	13,654	6,239.6	44	20.1
三 泗	26,045	6,868.3	94	24.8
鈴 亀	12,274	4,936.2	11	4.4
津	23,602	8,549.2	70	25.4
伊 賀	6,931	4,141.7	0	0.0
松 阪	20,104	9,285.7	0	0.0
伊勢志摩	23,085	10,206.0	73	32.3
東紀州	5,563	8,186.8	0	0.0
三重県	131,258	7,289.0	292	16.2
全 国	10,501,954	8,325.2	40,411	31.9

資料：厚生労働省「NDB」（令和3年度）

総務省「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数調査」（令和3年1月1日現在）

- 人口10万人あたりの往診を実施している病院・診療所数は、32.5施設で全国平均を上回っていますが、往診数は、1,389.7件/年で全国平均を下回っています。

図表5-11-4 往診を実施している病院・診療所と往診・特別往診を受けた患者数

(単位：か所、件/年)

構想区域	病院・診療所		往診		特別往診	
	施設数	人口10万人あたり	患者数	人口10万人あたり	患者数	人口10万人あたり
桑 員	49	22.4	2,766	1,264.0	0	0.0
三 泗	111	29.3	6,043	1,593.6	0	0.0
鈴 亀	75	30.2	1,933	777.4	12	4.8
津	95	34.4	3,269	1,184.1	0	0.0
伊 賀	53	31.7	1,433	856.3	0	0.0
松 阪	74	34.2	4,084	1,886.3	0	0.0
伊勢志摩	94	41.6	4,187	1,851.1	0	0.0
東紀州	35	51.5	1,311	1,929.3	0	0.0
三重県	586	32.5	25,026	1,389.7	12	0.7
全 国	35,369	27.9	1,923,265	1,518.5	454	0.3

資料：厚生労働省「NDB」(令和3年度)

総務省「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数調査」(令和3年1月1日現在)

(3) 訪問看護

- 人口10万人あたりの訪問看護ステーション数は10.5施設で、全国平均を下回っています。訪問看護ステーションの数の変化は大きくありませんが、休止と新規の訪問看護ステーションが増えています。従事者数は准看護師のみ全国平均より多くなっています。

図表5-11-5 訪問看護ステーション数

(単位：か所)

		事業所数	人口10万人あたり施設数
訪問看護ステーション	全 国	13,554	10.7
	三重県	190	10.5

資料：厚生労働省「令和3年 介護サービス施設・事業所調査」

総務省「住民基本台帳年齢階級別人口」(令和3年10月1日現在)

図表5-11-6 訪問看護ステーションの職種別従事者数

(単位：人)

		従事者数	人口10万人 あたり従事者数	24時間体制を 取っている事業所 の従事者数	人口10万人 あたり従事者数
保健師	全 国	1,270	1.0	1,147	0.9
	三重県	13	0.7	13	0.7
助産師	全 国	110	0.1	98	0.02
	三重県	*	*	*	*
看護師	全 国	68,776	54.3	63,083	49.8
	三重県	878	48.8	767	42.6
准看護師	全 国	5,667	4.5	4,920	3.9
	三重県	117	6.5	109	6.1
理学療法士	全 国	15,480	12.2	14,267	11.3
	三重県	152	8.4	145	8.1
作業療法士	全 国	6,853	5.4	6,227	4.9
	三重県	57	3.2	50	2.8
言語聴覚士	全 国	2,750	2.2	*	*
	三重県	29	1.6	*	*

*はデータなし

資料：厚生労働省「NDB」（令和3年度）、「令和3年 介護サービス施設・事業所調査」
総務省「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」（令和3年1月1日現在）

- 人口10万人あたりの医療保険、介護保険による訪問看護提供件数は、それぞれ1,244.9件／年、6,585.3件／年で、医療保険によるものは全国平均を上回っており、介護保険によるものは全国平均を下回っています。
- 人口10万人あたりの医療保険による訪問看護利用者数は84.9人／月で、小児の訪問看護利用者数は45.9人／月で、ともに全国平均を下回っています。
- 人口10万人あたりの介護保険による訪問看護利用者数は6,585.3人／年、介護予防訪問看護利用者数は617.9人／年で、ともに全国平均を下回っています。

図表5-11-7 訪問看護提供件数

(単位：件／年)

	医療保険		介護保険	
	提供件数	人口10万人 あたり件数	提供件数	人口10万人 あたり件数
全 国	909,954	718.5	11,359,879	8,969.2
三重県	22,418	1,244.9	118,586	6,585.3

資料：厚生労働省「NDB」（令和3年度）

総務省「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数調査」（令和3年1月1日現在）

図表5-11-8 医療保険による訪問看護の利用者数

(単位：人／月)

	利用者数	人口10万人あたり利用者数	うち小児利用者数	小児人口10万人あたり小児利用者数
全 国	126,633	100.0	7,654	50.0
三重県	1,528	84.9	100	45.9

※小児は15歳未満

資料：厚生労働省「訪問看護療養費実態調査」（令和3年）、

総務省「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数調査」（令和3年1月1日現在）

図表5-11-9 介護保険による訪問看護利用者数

(単位：人／年)

		利用者数	人口10万人あたり利用者数
訪問看護利用者数	全 国	11,359,879	8,969.2
	三重県	118,586	6,585.3
介護予防訪問看護利用者数	全 国	1,009,927	797.4
	三重県	11,126	617.9

資料：厚生労働省「NDB」（令和3年度）

総務省「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数調査」（令和3年1月1日現在）

- 人口10万人あたりの「介護保険法」（平成9年法律第123号）の緊急時訪問看護加算*等の届出状況は、各項目ともに全国平均を下回っています。
- 訪問看護ステーションは190事業所を指定しており、人口10万人あたりの事業所数は10.5施設となっています。
- 4町において訪問看護ステーションがない状況ですが、近隣市町の訪問看護ステーションが広域的にカバーしています。

図表5-11-10 訪問看護ステーション数と緊急時訪問加算等の届出状況

(単位：か所、件)

		全 国	三重県	人口10万人あたり	
				全 国	三重県
訪問看護ステーション数		13,554	190	10.7	10.5
介護 保険法	緊急時訪問看護加算の届出	11,093	164	9.4	9.1
	特別管理体制*の届出	11,830	157	9.3	8.7
	ターミナルケア加算*の届出	11,045	149	8.7	8.3
健康 保険法	24時間対応体制加算*の届出	11,994	161	9.5	8.9
	特別管理（旧：重症者管理）加算*の届出	11,692	156	9.2	8.7

資料：厚生労働省「令和3年 介護サービス施設・事業所調査」

総務省「住民基本台帳年齢階級別人口」（令和3年10月1日現在）

図表5-11-11 訪問看護ステーション数

(単位：か所)

構想区域	訪問看護ステーション	人口10万人あたり事業所数	緊急時訪問看護加算届出施設	人口10万人あたり事業所数
桑 員	21	9.8	18	8.4
三 泗	41	11.1	36	9.7
鈴 亀	19	7.8	16	6.6
津	29	10.6	21	7.7
伊 賀	16	9.8	15	9.2
松 阪	26	12.4	24	11.4
伊勢志摩	31	14.3	28	12.9
東紀州	7	11.0	6	9.4
合 計	190	10.5	164	9.3

(休止届の出ている訪問看護ステーションの8施設は含まれない)

資料：三重県「指定事業者等管理システム」(令和3年10月現在)

三重県「月別人口調査」(令和3年10月1日現在)

(4) 訪問歯科診療

- 人口10万人あたりの在宅療養支援歯科診療所数は6.7施設で、全国平均と同じです。東紀州区域は1.5施設であり、地域によってばらつきがあります。
- 人口10万人あたりの歯科訪問診療を実施している診療所数は15.6施設で、全国平均を下回っています。
- 人口10万人あたりの訪問歯科診療実施件数は県平均2,891.4人/年となっており、全国平均を下回っています。
- 医療・介護関係者等と連携し、地域で効果的な歯科治療や口腔ケアが受けられる提供体制を整備するため、地域口腔ケアステーションを11か所設置しています。

図表5-11-12 在宅療養支援歯科診療所数と歯科訪問診療を実施している診療所数

(単位：か所)

構想区域	在宅療養支援歯科診療所数	人口10万人あたり施設数	歯科訪問診療実施診療所数	人口10万人あたり施設数
桑 員	12	5.5	24	11.0
三 泗	19	5.0	44	11.6
鈴 亀	6	2.4	36	14.5
津	21	7.6	50	18.1
伊 賀	16	9.6	33	19.7
松 阪	28	12.9	52	24.0
伊勢志摩	17	7.5	38	16.8
東紀州	1	1.5	4	5.9
三重県	120	6.7	281	15.6
全 国	8,523	6.7	21,268	16.8

資料：厚生労働省「NDB」(令和3年度)

総務省「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数調査」(令和3年1月1日現在)

図表5-11-13 訪問歯科診療を受けた患者数

(単位：件／年)

構想区域	件数	人口 10 万人あたり
桑 員	4,573	2,089.8
三 泗	8,633	2,276.6
鈴 亀	4,030	1,620.7
津	9,553	3,460.3
伊 賀	7,520	4,493.7
松 阪	5,916	2,732.5
伊勢志摩	11,678	5,162.9
東紀州	164	241.4
三重県	52,067	2,891.4
全 国	6,548,646	5,170.5

資料：厚生労働省「NDB」（令和3年度）

総務省「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数調査」（令和3年1月1日現在）

(5) 訪問薬剤管理指導・訪問リハビリテーション・訪問栄養食事指導

- 人口 10 万人あたりの訪問薬剤管理指導の届出がある薬局数は 45.6 施設で、全国平均を上回っています。市町別に見ると、都市部では一定数の確保ができているものの、郡部では少ない状況となっています。
- 訪問薬剤管理の届出がある薬局の割合は 17.9%で、全国の 12.9%を上回っています。
- 居宅療養管理指導を実施する薬局数は、訪問薬剤指導を実施する薬局数の約 3 倍になっています。
- 人口 10 万人あたりの本県の医療保険による訪問薬剤管理指導を受けた患者数は 138.9 人、居宅療養管理指導を受けた患者数は 3,053.5 人で、ともに全国平均を下回っています。

図表5-11-14 訪問薬剤管理指導の届出等がある薬局

(単位：か所)

構想区域	訪問薬剤管理指導の届出がある薬局数		訪問薬剤指導を実施する薬局数		居宅療養管理指導を実施している薬局数	
	施設数	人口10万人あたり施設数	施設数	人口10万人あたり施設数	施設数	人口10万人あたり施設数
桑 員	102	46.6	18	8.2	58	25.5
三 泗	164	43.2	39	10.3	85	22.9
鈴 亀	111	44.6	35	14.1	68	28.0
津	125	45.3	38	13.8	76	28.0
伊 賀	71	42.4	17	10.2	46	28.5
松 阪	105	48.5	*	*	60	28.9
伊勢志摩	112	49.5	*	*	59	27.6
東紀州	32	47.1	*	*	13	20.8
三重県	822	45.6	147	8.2	465	26.7
全 国	55,818	44.1	7,227	5.7	—	—

*NDB利用ルールによる秘匿値

資料：厚生労働省「診療報酬施設基準」（令和5年7月1日）

総務省「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数調査」（令和5年1月1日現在）

厚生労働省「NDB」（令和3年度）

総務省「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数調査」（令和3年1月1日現在）

「三重県国保連合会介護給付適正化システム」（令和4年）

図表5-11-15 訪問薬剤管理指導等を受けた患者数

(単位：人)

構想区域	訪問薬剤管理指導を受けた患者数		居宅療養管理指導を受けた患者数	
	患者数	人口10万人あたり	患者数	人口10万人あたり
桑 員	364	166.3	8,233	3,762.3
三 泗	404	106.5	13,212	3,484.1
鈴 亀	377	151.6	9,163	3,685.0
津	432	156.5	7,812	2,829.7
伊 賀	151	90.2	2,432	1,453.3
松 阪	632	291.9	8,820	4,073.8
伊勢志摩	121	53.5	4,968	2,196.4
東紀州	20	29.4	346	509.2
三重県	2,501	138.9	54,986	3,053.5
全 国	301,238	237.8	6,949,637	5,487.1

資料：厚生労働省「NDB」（令和3年度）

総務省「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数調査」（令和3年1月1日現在）

- 人口10万人あたりの本県の訪問リハビリテーションの利用者数、介護予防訪問リハビリテーションの利用者数はそれぞれ172.1人、44.4人で、ともに全国平均を上回っています。

図表5-11-16 訪問リハビリテーション事業所数(左表)および訪問リハビリテーション利用者数(右表)

	施設数 (か所)	人口10万人 あたり 施設数		人 数 (千人)	人口10万人 あたり人数 (人)	
全 国	8,975	7.1	訪問リハビリテーション 利用者数	全 国	176.1	139.0
				三重県	3.1	172.1
三重県	152	8.4	介護予防訪問 リハビリテーション 利用者数	全 国	41.0	32.4
				三重県	0.8	44.4

資料：厚生労働省「令和3年度 介護給付費等実態調査報告」
総務省「住民基本台帳年齢階級別人口」（令和3年1月1日現在）

図表5-11-17 在宅リハビリテーション提供件数

(単位：件/年)

	件数	人口10万人 あたり件数	うち小児 (15歳未満) 件数	小児人口10万人 あたり小児利用者数
全 国	270,143	217.4	16,637	108.8
三重県	2,757	156.8	*	*

*はデータなし

資料：厚生労働省「NDB」（令和3年度）
総務省「住民基本台帳に基づく人口」（令和3年1月1日現在）

- 令和5（2023）年7月現在の医療ネットみえにおける在宅患者訪問栄養食事指導に対応できる医療機関数は36施設で、令和3（2021）年度のNDBによると、県内の訪問栄養食事指導料の算定件数は56件です。

(6) 短期入所サービス（ショートステイ）

- 人口10万人あたりの短期入所生活介護事業所数は10.7施設、短期入所療養介護事業所数は4.7施設で、ともに全国平均を上回っています。
- 人口10万人あたりの短期入所サービス利用者数は、短期入所生活介護229.1人/月で全国平均を下回り、短期入所療養介護は31.2人/月で全国平均を上回っています。

図表5-11-18 短期入所サービス(ショートステイ)の事業所数

(単位：か所)

		事業所数	人口10万人あたり 事業所数
短期入所生活介護事業所数	全 国	11,256	8.9
	三重県	192	10.7
短期入所療養介護事業所数	全 国	5,068	4.0
	三重県	84	4.7

資料：厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」（令和3年）
総務省「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」（令和3年1月1日現在）

図表5-11-19 短期入所サービス事業所数、利用者数

(単位：か所、人/月)

	短期入所サービス (ショートステイ) 事業所数		短期入所サービス (ショートステイ) 利用者数		短期入所サービス (ショートステイ) 人口10万人あたり 利用者数	
	短期入所 生活介護	短期入所 療養介護	短期入所 生活介護	短期入所 療養介護	短期入所 生活介護	短期入所 療養介護
全 国	11,256	5,068	290,214	39,457	325.1	30.3
三重県	192	84	5,855	546	229.1	31.2

資料：厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」(令和3年)、
総務省「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」(令和3年1月1日現在)

(7) 入退院支援

- 入退院支援を行う担当者の配置をしている病院は55施設であり、担当者を配置していない病院・有床診療所でも退院調整や退院先等とのカンファレンス*を行っています。
- 人口10万人あたりの退院時共同指導の件数は45.9件で、全国平均を上回っていますが、医療機関数は1.1施設で、全国平均を下回っています。

図表5-11-20 患者の入退院に伴う地域連携や調整をするための担当者の配置と連携の状況
(病院・有床診療所)

(単位：か所)

構想区域	担当者の 配置あり	入院中に退院・転院に係る関係者との 情報共有や退院後に利用できる サービスの調整状況				退院・転院に係る関係者との合同カ ンファレンス開催状況			
		行方ほと つにっ てつ いて いる	行必要 つに てに 応じ て	いあ ない まり 行 って	把 握 し て い ない	行ケほ つーと てス いで るの	行必要 つに てに 応じ て	いあ ない まり 行 って	把 握 し て い ない
桑 員	5	1	2	2	0	1	3	0	4
三 泗	9	0	3	0	0	0	2	1	0
鈴 亀	6	4	3	2	0	1	7	1	1
津	15	3	6	1	0	2	3	4	0
伊 賀	4	4	0	0	1	0	4	0	1
松 阪	6	4	1	0	0	2	2	2	0
伊勢志摩	8	2	4	0	0	0	6	0	0
東紀州	2	1	2	0	0	0	2	0	0
三重県	55	19	38	5	1	6	29	8	6

資料：厚生労働省「NDB」(令和3年度)
三重県「在宅医療および退院支援アンケート調査」(令和5年) 回答数52施設

図表5-11-21 退院時共同指導件数、退院時共同指導を実施している医療機関数

(単位：件／年、か所)

	件数	人口10万人 あたり件数	医療機関数	人口10万人 あたり医療機関数
全国	56,262	44.4	1,554	1.2
三重県	827	45.9	19	1.1

資料：厚生労働省「NDB」（令和3年度）

総務省「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数調査」（令和3年1月1日現在）

(8) 急変時対応

- 在宅医療および退院支援アンケート調査によると、緊急一時入院を実施している病院等は回答があったうちの65.3%ですが、受入れに関して苦慮することは病院等のマンパワー不足との回答が多数ありました。また、受入れを行っていないと回答した施設の多くは、病床を休止している有床診療所です。

(9) 看取り

- 40歳以上の県民の36.2%が病気などで介護が必要となった場合に自宅で介護を受けることを望んでおり⁵、患者や家族が希望した場合には自宅で最期を迎えることを可能にする医療および介護の提供体制の構築が求められています。
- 一方、人生の最終段階における医療について家族等に伝えたことがないと84.1%が回答しています³。
- 人口10万人あたりの在宅ターミナルケア*を受けた患者数は141.0人／年で、全国平均を上回っています。
- 人口10万人あたりの在宅看取り数は232.2人／年で、全国平均を上回っています。
- 人口10万人あたりの在宅看取りを実施している病院は0.3施設で全国平均を下回り、在宅看取りを実施している診療所は9.4施設で全国平均を上回っています。

⁵ 出典：三重県「e-モニター」（令和5年7月）

図表5-11-22 在宅ターミナルケアを受けた患者数・在宅看取り数

(単位：人/年)

地域医療構想 調整区域	在宅ターミナルケアを受けた 患者数		在宅看取り数 (死亡診断書のみを含む)	
	人 数	人口 10 万人 あたり	人 数	人口 10 万人 あたり
桑 員	308	140.7	433	197.9
三 泗	826	217.8	1,066	281.1
鈴 亀	269	108.2	360	144.8
津	300	108.7	530	192.0
伊 賀	236	141	350	209.1
松 阪	255	117.8	580	267.9
伊勢志摩	285	126.0	725	320.5
東紀州	71	104.5	137	201.6
三重県	2,550	141.0	4,181	232.2
全 国	164,050	127.5	239,429	189.0

資料：厚生労働省「NDB」（令和3年度）、
総務省「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数調査」（令和3年1月1日現在）

図表5-11-23 在宅看取りを実施している病院数・診療所数

(単位：か所)

構想区域	病 院	人口 10 万人 あたり 施設数	診 療 所	人口 10 万人 あたり 施設数
桑 員	3	0.7	12	8.3
三 泗	3	0.8	32	8.4
鈴 亀	0	0.0	26	10.5
津	*	*	25	9.1
伊 賀	0	0	14	8.4
松 阪	*	*	25	11.5
伊勢志摩	*	*	30	13.3
東紀州	0	0.0	6	8.8
三重県	6	0.3	170	9.4
全 国	565	0.4	10,909	8.6

*NDB利用ルールによる秘匿値

資料：厚生労働省「NDB」（令和3年度）
総務省「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」（令和3年1月1日現在）

- ターミナルケアを実施する訪問看護ステーション数の人口10万人あたりの数のうち、医療保険による施設数は3.5施設で全国平均を上回り、介護保険事業所数は8.3施設で全国平均を下回っています。

図表5-11-24 ターミナルケアを実施する訪問看護ステーション数

(単位：か所)

構想区域	ターミナルケアを実施する訪問看護ステーション数【医療】	人口10万人あたり施設数	ターミナルケアを実施する訪問看護ステーション数【介護】	人口10万人あたり施設数
桑 員	28	12.8	18	8.2
三 泗	9	2.4	35	9.2
鈴 亀	10	4.0	13	5.2
津	1	0.4	18	6.5
伊 賀	2	1.2	14	8.4
松 阪	1	0.5	21	9.7
伊勢志摩	7	3.1	25	11.1
東紀州	5	7.4	6	8.8
三重県	63	3.5	150	8.3
全 国	4,240	3.3	11,063	8.7

資料：厚生労働省「NDB」（令和3年度）、「介護サービス施設・事業所調査」（令和3年）
総務省：「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」（令和3年1月1日現在）

- 令和3（2021）年度における本県の在宅（自宅、老人ホーム、介護医療院、介護老人保健施設）死亡者割合は34.3%で、全国平均30.7%を上回っており、平成28（2016）年度と同調査20.9%と比べて増加しています。
- がん患者死亡者数のうち、在宅死亡者割合は31.1%で、全国平均を上回っています⁶。

図表5-11-25 令和3年と平成28年の在宅死亡者数の比較

(単位：人/年、%)

構想区域	令和3年			平成28年			比較		
	総数 A	在宅死亡者数 B	総数に占める在宅死亡者数の割合 C	総数 D	在宅死亡者数 E	総数に占める在宅死亡者数の割合 F	A/D (%)	B/E (%)	C-F
桑 員	2,288	814	35.6	2,116	377	17.8	108.1	215.9	17.8
三 泗	3,913	1,563	39.9	3,576	898	25.1	109.4	174.1	14.8
鈴 亀	2,392	734	30.7	2,245	384	17.1	106.5	191.1	13.6
津	3,317	1,005	30.3	2,849	517	18.1	116.4	194.4	12.2
伊 賀	2,160	802	37.1	2,058	450	21.9	105.0	178.2	15.3
松 阪	2,929	969	33.1	2,629	528	20.1	111.4	183.5	13.0
伊勢志摩	3,373	1,285	38.1	3,143	868	27.6	107.3	148.0	10.5
東紀州	1,267	253	20.0	1,214	131	10.8	104.4	193.1	9.2
三重県	21,639	7,425	34.3	19,830	4,153	20.9	109.1	178.8	13.4
全 国	1,439,85	442,598	30.7	1,307,748	259,467	19.8	110.1	170.6	10.9

資料：厚生労働省「人口動態調査」（平成28年）保管統計表 都道府県編 死亡（参考）死亡数、死亡の場所・都道府県・市区町村別
厚生労働省「人口動態調査」（令和3年）保管統計表 都道府県編 死亡第4表 死亡数、都道府県・市区町村・死亡の場所別

⁶ 出典：厚生労働省「人口動態調査」（令和4年）保管統計表 死因第4表 死亡数、都道府県・死因（悪性新生物・心疾患・脳血管疾患）・年齢（5歳階級）・性・死亡の場所別

3. 連携体制

(1) 圏域の設定

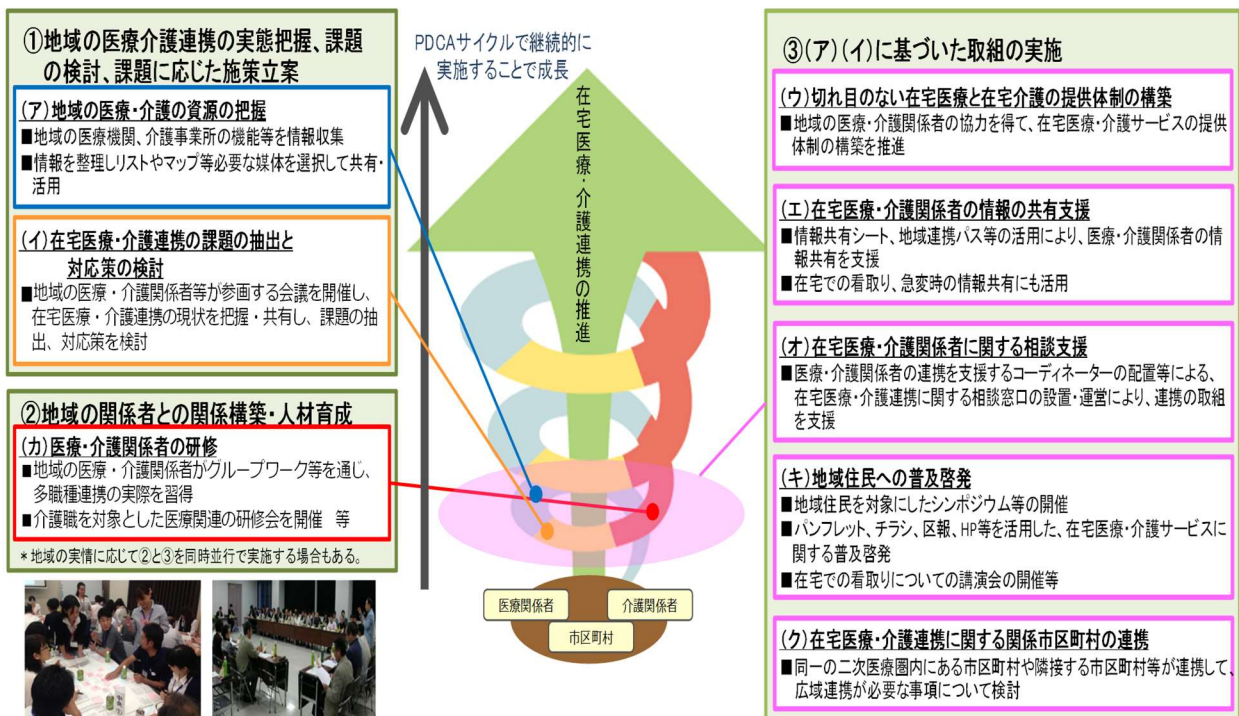
- 在宅医療と介護を切れ目なく連携させる仕組みを面的に整備するためには、医療資源に乏しい市町が広域的に補完し合えることや、地域医療構想との整合性を取ることも必要です。本県の在宅医療圏域は、8つの構想区域を基本的な圏域としつつ、実際に事業を実施する際には、圏域にこだわらず必要に応じて市町単位等での各指標の分析や、医療と介護の連携体制の構築等を実施していきます。

(2) 各圏域の医療資源と連携の現状

- 平成26(2014)年6月に成立した医療介護総合確保推進法により、「在宅医療・介護連携の推進」が介護保険法における地域支援事業に位置づけられ、(ア)から(ク)までの事業を全ての市町で実施しています。
- 在宅医療・介護連携推進事業に基づき、地域の実情に応じた在宅医療体制整備と連携強化を進めていくことが必要です。

図表5-11-26 在宅医療・介護連携推進事業

事業項目と事業の進め方のイメージ



* 図の典拠: 富士通総研「地域の実情に応じた在宅医療・介護連携を推進するための多職種研修プログラムによる調査研究事業」報告書の一部改変(平成27年度老人保健健康増進等事業)

資料: 厚生労働省資料

図表5-11-27 市町における在宅医療・介護連携推進事業進捗状況

項目		実施済み	
ア	地域の医療・介護の資源の把握	29 市町	100%
イ	在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	29 市町	100%
ウ	切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築	29 市町	100%
エ	在宅医療・介護関係者の情報の共有支援	29 市町	100%
オ	在宅医療・介護関係者に関する相談支援	29 市町	100%
カ	医療・介護関係者の研修	29 市町	100%
キ	地域住民への普及啓発	29 市町	100%
ク	在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携	29 市町	100%

資料：三重県調査（令和4年2月）

- 在宅医療を実施する際の関係機関との連携状況を見ると、在宅療養支援診療所等では訪問看護ステーションとの連携が最も多く 81.7%、次に多いのが病院との連携で 73.3%になっています。

図表5-11-28 関係機関との連携による往診や訪問診療の実施状況(在宅療養支援診療所等)

(単位：%)

構想区域	在宅療養支援診療所及び居宅療養管理指導算定診療所の連携先									
	病院	診療所	診療科	保険薬局	訪問看護ステーション	包括支援センター等	市町	介護（障がい）事業所	看護多機能小規模事業所	保健所
桑 員	45.5	18.2	9.1	54.6	81.8	45.5	27.3	18.2	27.3	9.1
三 泗	73.7	68.4	21.1	36.8	79.0	31.6	31.6	21.1	5.3	15.8
鈴 亀	81.0	57.1	14.3	61.9	81.0	52.4	47.6	38.1	23.8	14.3
津	69.6	21.7	17.4	56.5	78.3	43.5	26.1	26.1	4.4	4.4
伊 賀	66.7	16.7	0.0	66.7	100	33.3	66.7	16.7	0.0	0.0
松 阪	57.1	28.6	21.4	57.1	71.4	14.3	14.3	14.3	14.3	0.0
伊勢志摩	90.9	50.0	18.2	72.7	81.8	36.4	36.4	36.4	13.6	9.1
東紀州	80.0	40.0	0.0	80.0	100	60.0	60.0	20.0	—	20.0
三重県	73.3	41.7	15.8	59.2	81.7	39.2	35.0	26.7	12.5	9.2

資料：三重県「在宅医療および退院支援アンケート調査」（令和5年）

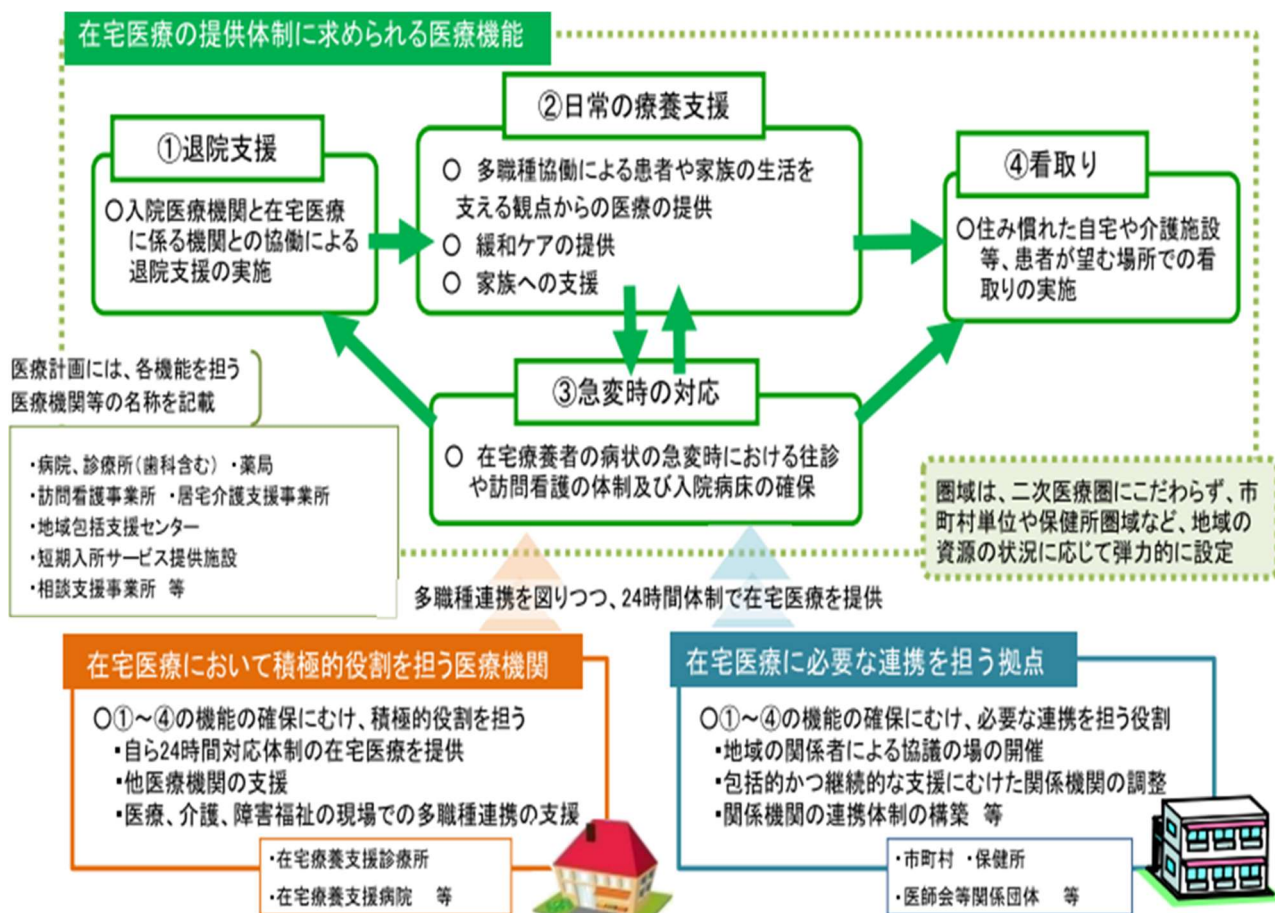
(3) 連携のあり方

- 在宅医療の充実のためには、以下の4つのめざすべき方向から、各医療機関がそれぞれの機能を発揮し、さらにそれぞれの役割を担う関係機関が連携することにより、在宅医療が円滑に提供される体制を構築することが重要です。

① 入院医療機関と在宅医療に係る機関との協働による退院支援の実施

- ② 多職種協働により在宅療養患者やその家族の生活を支える観点からの医療の提供
- ③ 在宅療養患者の病状急変時における往診体制や訪問看護の体制および入院病床の確保
- ④ 住み慣れた自宅や介護施設等、患者が望む場所での看取りの実施

図表5-11-29 在宅医療のイメージ図



資料：厚生労働省

(4) 積極的役割を担う医療機関および在宅医療に必要な連携を担う拠点の位置づけ

- 積極的役割を担う医療機関とは、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取りの機能の確保に向けて、自ら24時間対応体制の在宅医療を提供するとともに、医療や介護、障害福祉の現場での多職種連携の支援を行う病院・診療所であり、医療計画で位置づけ、ホームページで公表します。
- 在宅医療に必要な連携を担う拠点とは、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取りの機能の確保に向けて、地域の実情に応じ、病院、診療所、訪問看護事業所、地域医師会等関係団体、市町等の主体のいずれかを在宅医療に必要な連携を担う拠点であり、医療計画に位置づけ、ホームページで公表します。

4. 課題

(1) 日常の療養生活の支援

- 総合的な診療能力を持つ医師を育成するため、三重大学医学部附属病院における総合診療に関する医学生への教育や専攻医*・指導医の資質向上に係る研修等の取組の支援を継続し、総合診療医等の確保・育成を進める必要があります。
- 医療的ケアが必要な障がい児・者を十分に理解して相談支援を実施できる相談支援専門員（医療的ケア児・者コーディネーター）や、医療的ケアに対応できる人材（医師、看護師、介護職員等）の育成に取り組むとともに、医療的ケアが必要な障がい児・者のレスパイト・短期入所等の社会資源の拡充を図る必要があります。
- 医療的ケア児の在宅医療への移行が進む中、保健、医療、福祉、教育等との連携体制の構築や、医療的ケア児にも対応可能な医療機関、薬局、訪問看護ステーションの充実が求められます。
- 令和 22（2040）年に認知症高齢者が 119,000 人に増加する⁷と見込まれることから、認知症の早期診断や対応ができるよう、認知症疾患医療センターを中心に、かかりつけ医、認知症サポート医、専門医療機関による医療連携体制の強化を図り、医療と介護関係機関との連携を深め、医療と介護の両面から包括的かつ継続的な支援体制を構築することが必要です。
- 多職種で構成される認知症初期集中支援チームが、認知症の早期診断・早期対応のために認知症（疑い含む）やその家族を訪問し、本人と環境の客観的評価を行い、本人や家族への初期支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行っていくことが必要です。
- 人材育成として、訪問看護ケアの知識・技術を習得するための研修や、訪問看護管理者の資質向上を図るための研修等が必要です。また、医療機関の看護職員が退院支援・地域連携に関する知識を習得することも必要です。
- 訪問看護ステーションの運営の安定化や効率化に資する取組の推進を図るとともに、訪問看護師の確保・資質向上や在宅医療推進のための連携強化に資する取組を推進していく必要があります。
- 緩和ケアや看取り、さまざまな病態や重症度の高い利用者に対応できるよう、訪問看護ステーションの機能強化、連携強化による安定的な訪問看護サービスの提供体制の整備が求められます。
- 在宅において効果的な歯科保健医療を提供するため、地域における医療、介護関係者との連携をより一層図ることが必要です。そのためには、地域包括支援センターや医療機関等の関係機関に対して地域口腔ケアステーションを周知することが必要です。
- 服薬情報の一元管理や副作用等のフォローアップ等、薬剤師に期待される役割が担えるよう、必要な研修の実施や環境整備に取り組む必要があります。
- 医薬品、医療機器等の提供体制の構築や、患者の服薬情報の一元的・継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導、薬物療法に関する情報の共有をはじめとした多職種との連携

⁷ 出典：日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成 26 年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業） 内閣府作成資料

が必要です。

- 高度な薬学管理等を充実させ、多様な病態の患者への対応やターミナルケアへの参画等を促進するため、麻薬調剤や無菌製剤処理等の対応が可能な薬局を整備していく必要があります。
- 在宅生活を継続していく上で、身体機能・生活機能の維持向上のため訪問リハビリテーションを提供する体制の確保が求められます。
- 居宅等で療養生活を送る際、低栄養の予防など食生活の改善につながるよう、歯科とも連携して適切な栄養管理を提供する体制が必要です。
- 病院・診療所・訪問看護ステーションの職員が在宅医療サービス提供時に暴力やハラスメントを受けたことがあるとの回答が病院・診療所で 15%⁸、訪問看護ステーションで 52%⁹ あることから、在宅サービス提供者の安全・安心を確保するための支援が必要です。
- 自然災害発生時や新興感染症まん延時においても在宅医療サービスが継続できるよう、各医療機関等で事業継続計画（BCP）の策定が必要です。
- 地域住民の在宅医療に対する理解を深めるとともに、各関係機関が実施する在宅医療サービスの情報を適切に提供していく必要があります。
- 県内の在宅医療の提供体制に偏在があることから、在宅医療のニーズの高まりや多様化に対応するため、在宅医療資源の質と量の確保を図る必要があります。
- 安心して在宅療養生活を継続できるよう、レスパイト体制の拡充等、在宅療養患者の家族の不安、負担を軽減する体制の構築が求められます。
- 在宅医療に関わる多職種の関係機関が相互に密接な連携が図れるよう、ICT*を含む効率的な情報共有の仕組みを構築するとともに、その活用を促進する必要があります。

(2) 入退院支援

- 在宅医療のニーズが増えており、また、医療処置を必要とする患者が増えていることから、医療の継続性や退院に伴って新たに生じる心理的・社会的問題の予防や対応のために、入院初期から退院後の生活を見据えた退院支援が重要です。
- 入退院支援に関する各市町の取組について、各市町に情報共有を進めていく必要があります。
- 在宅療養に関する医療・介護資源の情報について、地域での把握を行うとともに、入院医療機関に対して情報提供を行っていくことが必要です。
- 入院医療機関から在宅療養への移行や在宅療養の継続を円滑に行えるよう、病院と在宅療養のスタッフおよび介護のスタッフが顔の見える関係を構築することが必要です。

(3) 急変時の対応

- 在宅療養患者の病状急変時に対応できるよう、関係機関の連携によって 24 時間対応が可能

⁸ 出典：三重県「在宅医療アンケート調査」（令和 5 年）回答数 172 施設

⁹ 出典：三重県「訪問看護事業所におけるカスタマーハラスメントに関するアンケート調査」（令和 5 年）回答数 71 施設

な体制を構築するとともに、必要に応じて一時受入れを行う病院・有床診療所の連携体制を維持する必要があります。

- 人生の最終段階において本人の意思が尊重されるよう、高齢者施設等と救急隊が本人の医療等に関する情報を共有できる仕組みを構築する必要があります。

(4) 看取り

- できる限り住み慣れた地域や望む場所で人生の最期を迎えられるよう、住民の看取りに対する理解を深めるとともに、24時間体制を含む地域の看取りを実施するための体制の確保・充実が必要です。
- 介護施設入所者数の増加に伴い、介護施設での看取りを支援する体制の確保が必要です。
- 本人の意思決定を尊重した医療・ケアを進めるため、県民等に対してACP*（人生会議）についてさらに周知し、一人ひとりが人生の最終段階を考える機会を設けることが必要です。
- 在宅看取りに係る住民への普及啓発を促進していくとともに、市町、医療機関、介護事業所等関係機関職員にACP（人生会議）への対応力や知識、共通認識が持てる研修に取り組む必要があります。

5. ロジックモデル

番号	具体的施策	番号	中間アウトカム	番号	分野アウトカム		
	【日常の療養支援】						
1	訪問診療を実施する一般診療所や在宅療養支援診療所・病院の支援	1	在宅医療に関わる多職種チームが在宅療養患者およびその家族を継続的かつ包括的にサポートする体制の確保	1	できる限り住み慣れた地域で、誰もが必要な医療・介護・福祉サービス、教育が受けられ、QOLの維持向上や人生の最期まで安心して自分らしい生活が実現できる		
	指標 訪問診療を実施している病院(成人・小児)・診療所数(成人・小児)					訪問歯科診療件数	指標 訪問診療件数(成人・小児)
	訪問看護ステーションの支援					訪問リハビリを受けた患者数	指標 訪問看護提供件数(成人・小児)
	指標 訪問看護ステーション数(成人・小児)					薬局からの訪問薬剤管理指導を受けた患者数(成人・小児)	指標 退院時共同指導件数
	在宅医療に関わる人材の育成支援					麻薬(持続注射療法を含む)の調剤及び訪問薬剤管理指導を受けた患者数	指標 在宅ターミナルケアを受けた患者数
	指標 訪問薬剤管理指導を実施している薬局(医療・介護)					無菌製剤(TPN輸液を含む)の調剤及び訪問薬剤管理指導を受けた患者数	
	指標 在宅医療チームの一員として小児の訪問薬剤管理指導を実施している薬局数					訪問栄養指導を受けた患者数(医療・介護)	
	指標 無菌製剤(TPN輸液を含む)の調剤及び訪問薬剤管理指導を実施している薬局数					在宅時医学総合管理料・施設入居時医学総合管理料算定件数	
	指標 麻薬(持続注射療法を含む)の調剤及び訪問薬剤管理指導を実施している薬局数					事業継続計画(BCP)が策定できている診療所・病院数	
	指標 訪問栄養食事指導を実施している診療所・病院数					在宅人工呼吸器を使用している医療的ケア児の非常用電源確保のために補助を実施している市町数	
	指標 在宅ケアと訪問看護認定看護師数						
	指標 積極的役割を担う病院や診療所と連携を担う拠点が協力し、資質向上・人材育成、事業継続計画(BCP)に取り組んでいる圏域数・研修回数						
	指標 在宅医療に関する普及啓発を実施している圏域数						
	医療・介護と歯科医療との連携促進						
	指標 在宅療養支援歯科診療所数またはかかりつけ歯科医機能強化届出診療所数						
在宅医療サービス提供者の安全安心の支援							
指標 —							
地域の関係機関が協力して災害時等に適切な医療を提供するための計画策定の支援							
指標 —							
	【入退院支援・急変時の対応】						
2	地域ケア会議の取組支援(認知症総合支援事業、地域包括ケア全般・地域づくり、在宅医療・介護連携事業)	2	入退院支援の実施および切れ目のない継続的な医療提供体制の確保	2			
	指標 退院時共同指導を実施している診療所・病院数					指標 介護支援連携指導を受けた患者数	
	指標 往診を実施している診療所・病院数					指標 退院・退所加算	
	指標 24時間対応可能な薬局数					指標 往診を受けた患者数	
指標 地域包括ケア病床数							
	【看取りの支援】						
3	在宅医療機関において人生の最終段階における家族の不安を解消し、患者が望む場所での看取りを行う体制構築	3	24時間体制で看取りを実施できる体制の確保	3			
	指標 —					指標 在宅死亡者	
	指標 県民への普及啓発					指標 看取り数(死亡診断のみの場合を含む)	
指標 在宅看取り(ターミナルケア)を実施している診療所・病院数	指標 訪問看護によるターミナルケアを受けた利用者数						
指標 ターミナルケアを実施している訪問看護ステーション数							

6. 目標と施策

(1) 数値目標

目標項目	現状値	目標値	目標値の説明	データ出典
訪問診療件数	131,258 件 【R3】	163,632 件	令和元年度の実績と年齢階級別の受療率及び将来人口推計から、サービスの必要量の目安として、目標値とします。	NDB
訪問看護提供件数	125,317 件 【R3】	156,395 件	在宅医療のニーズの増加が予測され、訪問看護提供数の確保が必要なことから、令和11年までの訪問診療の需要の伸び率と同じ比率を用いて、令和3年度実績に乗じた値を目標値とします。	NDB
退院時共同指導件数	827 件 【R3】	1,031 件	退院後の医療や生活のQOLの維持向上を図るため、令和11年までの訪問診療の需要の伸び率と同じ比率を用いて、令和3年度実績に乗じた値を目標値とします。	NDB
在宅ターミナルケアを受けた患者数	2,550 人 【R3】	3,182 人	人生の最期の迎え方の多様化、在宅死の増加、本人及び家族に対し丁寧なケアを提供することが必要なため、令和11年までの訪問診療の需要の伸び率と同じ比率を用いて、令和3年度実績に乗じた値を目標値とします。	NDB

※いずれの目標値も高齢者人口の増加に比例してサービス量の確保が必要。

(2) 取組内容

取組方向1：【日常の療養支援】地域における在宅医療の提供体制の質と量の確保

- 訪問診療を実施する一般診療所や在宅療養支援診療所・病院、訪問看護ステーション等職員のスキルアップのための研修会を開催します。
- 第一線の現場でさまざまな疾患を幅広く見ることのできる医師を確保し、地域の医療と介護をつなぐ役割を果たすことのできる、かかりつけ医や総合診療医等の総合的な診療能力を持つ医師の育成を進めます。(医療機関、医師会、三重大学、県)
- 地域の認知症に関する医療提供体制の中核として、認知症疾患医療センターがかかりつけ医や関係機関等と連携し、地域の介護・医療資源を有効に活用できるよう、関係機関間の調整・助言・支援の機能を強化し、ネットワークづくりを進めるとともに、県民に対しても、認知症疾患医療センターについて幅広く周知を行います。(医療機関、関係機関、市町、県)
- 認知症疾患医療センターは、「認知症の診断後支援」の取組を強化し、医療と介護のサービスの空白期間の短縮を図り、適切な医療、介護サービス等につなげます。(医療機関、関係機関、市町、県)

- 研修や先進事例の共有および情報交換の場の設定等の支援を行い、認知症初期集中支援チームの支援対応力の向上を図ります。(関係機関、市町、県)
- 訪問看護ステーションの運営の安定化や効率化に資する取組の推進を図るとともに、訪問看護職員の確保・資質向上や在宅医療推進のための連携強化に資する取組を推進します。(関係団体、県)
- 訪問看護職員の人材育成のため、高度な医療処置における看護ケアの知識・技術を習得するための研修、訪問看護の経験が浅い看護職員への訪問看護ケアの知識・技術を習得するための研修、訪問看護管理者の資質向上を図るための研修等に取り組みます。また、医療機関の看護職員を対象に退院支援・地域連携に関する研修にも取り組みます。(関係団体、県)
- 医療的ケア児が安心して在宅療養できるよう、保健、医療、福祉、教育等との連携体制の構築や、対応可能な医療機関、薬局、訪問看護ステーションの確保に向けた人材育成に取り組めます。(三重大学、関係団体、関係機関、県)
- 多様化する在宅医療ニーズをふまえ、在宅療養患者への訪問薬剤管理指導、訪問リハビリテーション、訪問栄養食事指導等を担う人材の育成や定着を図ります。(医療機関、関係団体、関係機関、市町、県)
- 病状急変時における緊急入院やレスパイトケア*等、短期受入れベッドの確保を進めます。(医療機関、市町、県)
- 在宅療養患者が、自宅や施設等で適切に歯科治療や口腔ケアを受けることができるよう、地域口腔ケアステーションにおいて医療、介護関係者と連携した在宅歯科保健医療を提供します。また、在宅歯科保健医療等に係る相談や依頼の窓口としての活用が一層進むよう、活動内容等について県民や医療、介護関係者に周知します。(医療機関、歯科医師会、関係団体、関係機関、市町、県)
- 医療用麻薬をはじめとするターミナルケアに必要な医薬品や医療機器等の提供体制の整備や無菌調剤設備の共同利用の促進等を進めるとともに、服薬情報の一元的・継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導、薬物療法に関する情報の共有をはじめとした病院薬剤師と薬局薬剤師の薬薬連携*や、多職種との連携のための研修等を進めます。(医療機関、医師会、薬剤師会、関係機関)
- 在宅医療に必要な医薬品等の提供体制について、三重県薬事審議会等を活用して、把握・分析を行い、適切な供給体制が整えられるよう取り組みます。(医療機関、医師会、薬剤師会、関係機関)
- 在宅医療サービス提供者が暴力ハラスメントを受けないよう研修等に取り組みます。(関係団体、市町、県)
- 自然災害や新興感染症の発生・まん延時でも在宅医療サービスが継続できるよう、各医療機関等で事業継続計画（BCP）の策定を支援します。(医療機関、市町、県)
- 市町担当者同士が情報交換できる場を設定し、他市町の具体的な取組を参考に各市町が在宅医療・介護連携機能を強化できるよう支援します。(市町、県)

取組方向 2 : 【入退院支援】【急変時の対応】多職種連携による、24 時間安心のサービス提供体制の構築

- 医師、看護師、歯科医療従事者、薬剤師、リハビリテーション関係職種、栄養士、介護・福祉職種等による多職種協働が図られるよう、さまざまな職種が参加する事例検討会等の取組を促進します。(医療機関、関係機関、市町、県)
- 介護支援専門員、相談支援専門員等に対し、医療に関する理解を深める研修の充実を図ります。(関係団体、関係機関、市町、県)
- 医療・介護にまたがるさまざまな支援を包括的・継続的に提供する連携体制の構築を図るため、市町が中心となって、関係機関間の緊密な連携調整を行います。(医療機関、関係機関、市町、県)
- 地域の医療・介護関係者を支援する相談窓口や連携拠点の強化を図ります。(医療機関、関係機関、市町、県)
- 地域における包括的かつ継続的な在宅医療の提供をめざし、連携会議の設置、在宅医療等に関する人材育成、切れ目のない在宅医療提供体制の構築、在宅医療等に関する相談支援、ICTの活用を含めた効率的な情報共有のための取組を推進します。(医師会、関係機関、市町、県)

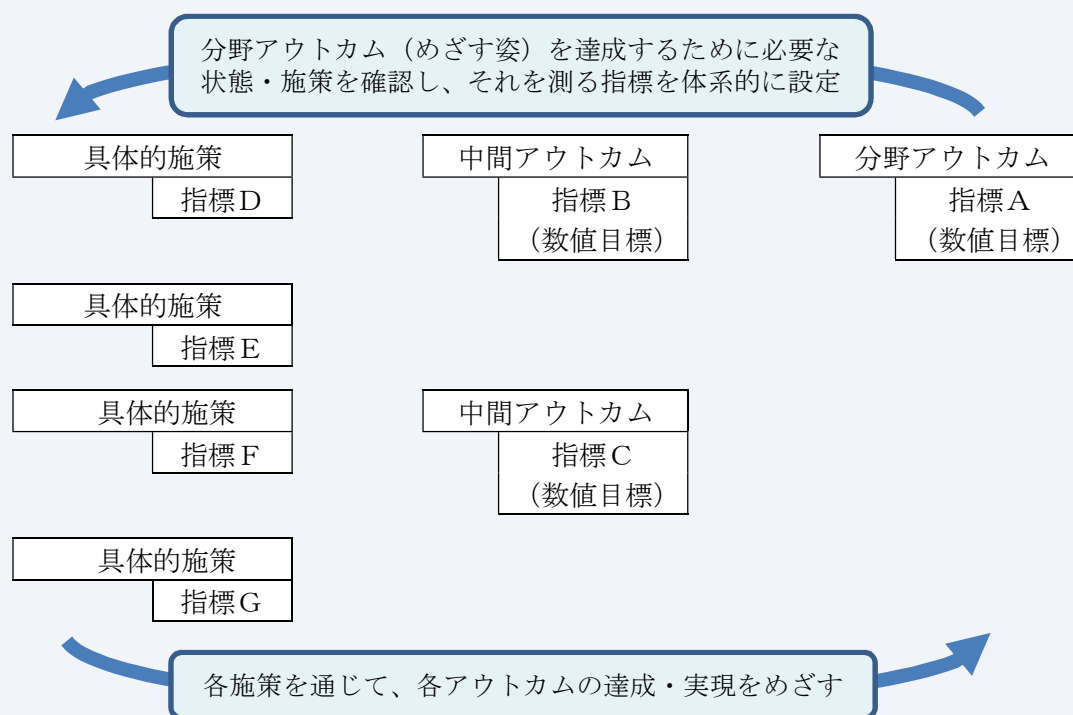
取組方向 3 : 【看取り】県民等への在宅医療・在宅看取りの普及啓発

- 入院医療機関の医師や看護師、退院支援に関わる担当者等および地域の介護支援専門員(ケアマネジャー)、相談支援専門員等に対して、在宅医療、在宅看取りについての研修を行います。(医療機関、関係団体、関係機関、市町、県)
- 介護施設における職員への看取り教育を推進します。(医療機関、関係団体、関係機関、市町、県)
- 人生の最期の過ごし方について考える機会の提供、在宅医療・在宅看取り、各関係機関が提供できる医療・介護サービスについての周知など、地域住民等への普及啓発を行います。(医療機関、関係団体、関係機関、市町、県)

ロジックモデルとは

- 第8次医療計画に向けた厚生労働省の指針において、5疾病・6事業および在宅医療に係る施策の検討や計画の評価の際、また各々の施策と解決すべき課題との関連を示す際に、各都道府県においてロジックモデル等のツールの活用を検討することとされました。
- ロジックモデルとは、施策が目標とする成果を達成するに至るまでの論理的な関係を体系的に図式化し、「何のために、何をする」のかについて示したものです。
- 計画の策定や推進にあたっての各段階（現状把握、策定、評価、見直し等）にロジックモデルを活用することで、PDCAサイクルの質の担保が期待できることから、本計画において、各疾病・事業（新興感染症を除く）・在宅医療対策にロジックモデルを導入しています。

【本計画におけるロジックモデルの枠組例】



【アウトカムとは】

- 具体的施策が対象にもたらした変化のことで、本計画がめざす各疾病・事業・在宅医療の医療提供体制や患者等の状態を示しています。

【指標とは】

- アウトカムおよび具体的施策の状態や推移を測るための目安となる項目を、指標としてそれぞれ設定しています。また、各疾病・事業・在宅医療対策の数値目標は、基本的に分野アウトカムと中間アウトカムの一部の指標における6年後の達成すべき値を設定しています。
- また、数値目標を設定しない指標（基本指標）についても、その推移を把握し、本計画の評価・見直しに随時活用していきます。

第1節 | 医療安全対策

(1) めざす姿

- 医療安全の確保に向け、医療事故および院内感染の未然防止や、医療に関する情報提供、相談体制の充実が図られ、県民が安心・納得して質の高い医療を受けています。

(2) 現状

① 医療の質と安全の確保

- 急速に少子高齢化が進む中、限りある医療資源を効率的かつ効果的に活用していく必要がある一方、医療の質の確保の観点から、医療安全対策の重要性が高まっています。このような中、「医療法」が一部改正され、平成 19（2007）年 4 月から、病院・診療所・助産所に対し、医療安全の体制確保、院内感染制御体制の整備、医薬品・医療機器の安全使用および管理体制の整備が義務づけられています。また、「医療法施行規則」が一部改正され、令和 2（2020）年 4 月から診療用放射線の安全利用および管理体制の確保が義務づけられています。
- 医療安全管理体制については、全ての病院、診療所および助産所に対して、安全管理指針の整備、安全管理委員会の開催（診療所および助産所については、有床診療所および妊産婦等を入所させるための施設を有する助産所に限る。）、安全管理のための職員研修の実施、事故報告等や医療安全の確保を目的とした改善策を講ずることが義務づけられています。特定機能病院および臨床研修病院においては、さらに医療安全管理者、医療安全管理部門、相談窓口の設置が義務づけられています。
- 院内感染対策については、平成 28（2016）年 2 月に発足した「三重県感染症対策支援ネットワーク（Mie IC Net）」において、院内感染のアウトブレイク（集団発生）時の改善支援や感染対策および薬剤耐性*対策等に関する相談支援、医療従事者等を対象とした研修会の開催に加え、県内の感染症関連の動向を把握するための微生物・抗菌薬のサーベイランス（調査、監視）や微生物の特殊検査が実施可能な医療機関の紹介等の取組を実施しています。

図表 6-1-1 三重県感染症対策支援ネットワーク(Mie IC Net)の体制(令和5(2023)年7月現在)



② 医療事故の防止

- 平成 16 (2004) 年 9 月に「医療法施行規則」が一部改正され、特定機能病院や独立行政法人国立病院機構が設立する病院等は、医療事故が発生した場合には厚生労働大臣の登録を受けた第三者機関である公益財団法人日本医療機能評価機構へ報告することが義務づけられました。その他の病院についても任意で報告を行うことが可能で、収集された事例は同機構により分析され、「医療安全情報」として医療機関等に毎月発信されています。
- 平成 26 (2014) 年 6 月の「医療法」の一部改正では、医療事故が発生した際に、その原因を究明し、再発防止に役立てることを目的とした「医療事故調査制度」が定められ、平成 27 (2015) 年 10 月から施行されています。医療事故が発生した医療機関は、遺族への説明や医療事故調査・支援センターへの報告を行うなどの対応が義務づけられています¹。また、医療機関の管理者は医療事故調査制度に係る研修を受講し、制度に関する理解を深めることが求められています。
- 平成 28 (2016) 年 6 月から、特定機能病院については病院同士の相互評価を実施することが義務づけられるとともに、平成 30 (2018) 年 4 月に医療安全対策地域連携加算*が新設され、特定機能病院以外の医療機関においても外部評価を受けることが有効とされています。令和 5 (2023) 年 9 月時点で、県内の 100 床以上の病院 (61 施設) のうち、診療報酬*の医

¹ 医療事故調査制度での「医療事故」とは、医療法第 6 条の 10 第 1 項に規定する「病院、診療所又は助産所に勤務する医療従事者が提供した医療に起因し、又は起因すると疑われる死亡又は死産であって、当該病院等の管理者が死亡又は死産を予期しなかったもの」とされています。

療安全対策地域連携加算を届け出ている医療機関は 38 施設となっています。

③ 医療に関する相談体制の充実

- 県では、「三重県医療安全支援センター」を開設し、患者およびその家族等の医療に関する相談や苦情に応じるとともに、医療機関への情報提供や関係者間の連絡調整、医療従事者を対象とした研修会の開催等の取組を実施しています。センターの活動方針について、「三重県医療安全推進協議会」で検討を行い、県民の医療に対する信頼を高めるとともに、医療機関等における患者サービスの向上を図っています。
- 三重県医療安全支援センターの医療相談窓口には、専門の相談員（看護師）を配置しており、国（医療安全支援センター総合支援事業）が実施する研修会に参加し、相談対応の質の向上を図っています。健康や病気に関すること、診療に関するトラブル等、さまざまな相談や苦情が寄せられていますが、その件数は増加傾向にあります。

【三重県医療安全支援センターの概要】

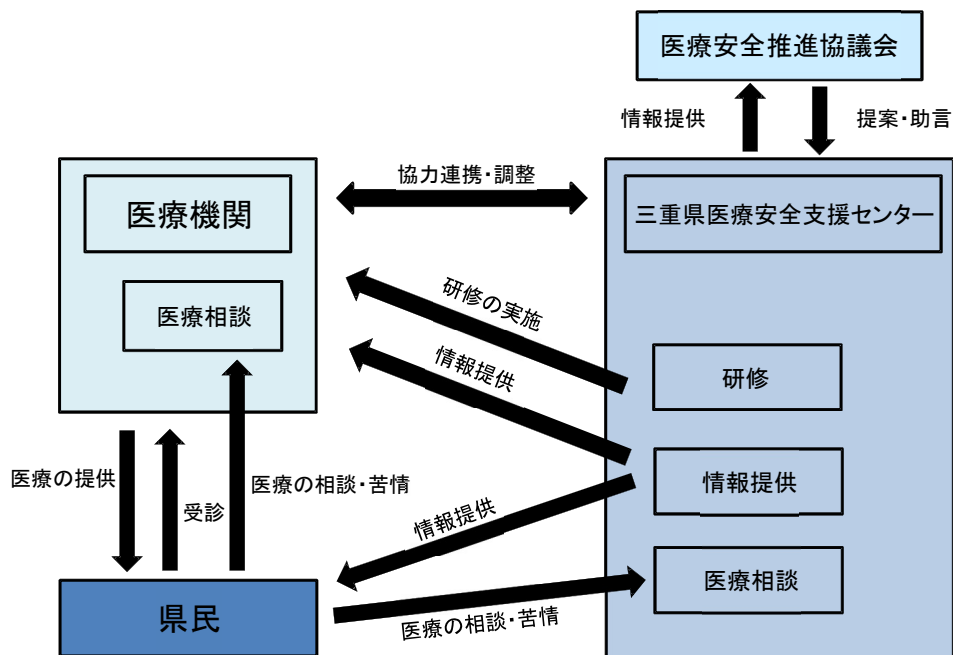
所在地：〒514-8570 津市広明町 13 番地
 三重県庁 4 階（医療保健部医療政策課内）

電話番号：059-224-3111 E-mailアドレス：iryos@pref.mie.lg.jp

相談方法：面談・電話による 月曜～金曜 9：00～12：00、13：00～16：00
 （ただし、祝日および年末年始の休日は除きます。）

相談内容：医療や健康、病気等についての相談

図表 6-1-2 医療相談支援に関する連携体制



図表 6-1-3 相談・苦情件数の推移

(単位：件)

年 度	平成 26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度
相 談	445	525	514	675	490	361	389	426	408
苦 情	374	346	298	541	611	544	619	479	567
その他※	0	10	9	0	2	7	5	2	0
合 計	819	881	821	1,216	1,103	912	1,013	907	975

※その他には、医療安全に関する要望や提言等が含まれています。

資料：三重県医療安全支援センター集計

- 令和 5（2023）年 9 月時点で、県内の 100 床以上の病院（61 施設）のうち、診療報酬の医療安全対策加算*を届け出ている医療機関（医療安全相談窓口の設置など）は 47 施設となっています。

(3) 課題

① 医療の質と安全の確保

- 全ての医療機関が、患者に安全な医療を提供することの重要性を認識し、医療安全対策に自主的に取り組んでいくとともに、常に見直しを行っていくことが必要です。
- 全ての医療機関において医療安全体制、院内感染対策体制が確立されるよう、各医療機関への立入検査を実施する保健所の検査担当職員の専門性を確保し、医療安全体制等の確認や取組への適切な助言を行うことが必要です。
- 医療機関等における院内感染対策が適切に実施されるよう、感染対策相談体制を充実させるとともに、アウトブレイク時における専門的な支援の仕組みを継続していく必要があります。

② 医療事故の防止

- 医療事故の防止に向け、医療安全管理体制を充実させるためには、医薬品・医療機器等の安全管理を含め、医師だけではなく、さまざまな職種からなる医療従事者による組織的な取組が必要です。
- 医療事故調査制度における医療事故調査・支援センターへの報告が適切に実施されるよう、医療機関に対して制度の周知徹底を行うとともに、個々の医療機関が医療事故の判断や調査手法等に関する相談対応や助言を受けられるよう、専門的な支援の仕組みを継続していく必要があります。また、医療事故調査制度に関する理解が深められるよう、医療機関の管理者に対し、同制度に関する研修の受講を推進する必要があります。
- 医療機関が他の病院や第三者機関との相互評価を活用し、医療安全管理体制の質をより高められるよう、働きかけていく必要があります。

③ 医療に関する相談体制の充実

- 三重県医療安全支援センターの役割を県民に一層周知していくとともに、相談員など対応職員の資質向上に努め、相談機能の充実を図っていく必要があります。
- 医療機関における医療安全や患者相談機能を支援するため、必要な研修や情報提供を充実するとともに、施設内への患者相談窓口の設置等を働きかけていく必要があります。

(4) 取組内容

① 医療の質と安全の確保および医療事故の防止

- 三重県医療安全推進協議会での医療安全の推進方策に係る検討をふまえ、医療の質の向上と安全の確保に向けた取組を展開します。(医療機関、関係機関、県)
- 医療機関全体で、医療事故や院内感染の未然防止、発生時の適切な対応を行う組織的な体制を整備します。また、ヒヤリ・ハット*や医療事故等の事例に係る原因の分析を行った上で、明確な責任体制のもとでの再発防止策を実行します。(医療機関、県)
- 医薬品が関係する医療事故も多いため、医療施設内の調剤部門や地域における薬局においても、服薬指導や薬剤管理等、医薬品使用の安全性を確保する管理体制を整備します。(医療機関、薬局、関係機関、県)
- 医療機関において、医療機器が適切に管理・使用されるよう管理体制を整備します。(医療機関、県)
- 「医療法」、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(昭和35年法律第145号)に基づく医療機関への立入検査において、医療安全体制等の確認を行うとともに、安全管理意識の普及啓発を実施します。(医療機関、保健所設置市、県)
- 医療機関等は、予防対策や初期対応などの院内感染対策を適切に実施するとともに、必要に応じて、三重県感染症対策支援ネットワーク(Mie IC Net)等による感染対策および薬剤耐性対策等に関する相談やアウトブレイク時の助言等の専門的な支援を活用します。(医療機関、三重県感染症対策支援ネットワーク(Mie IC Net)、県)
- 医療機関は、研修等を受講し医療事故調査制度に対する理解を深めるとともに、同制度に関する情報提供や医療事故調査等支援団体による助言等の支援を受けて、同制度に基づく報告や対応を適切に行います。(医療機関、医療事故調査等支援団体、県)
- 医療機関は、医療安全に関する外部からの客観的評価を活用し、更なる医療安全の向上を図ります。(医療機関、関係機関)

② 三重県医療安全支援センターの機能の充実

- 患者と医療従事者の相互信頼と協力関係のもとで医療が実施されるよう、必要な知識と情報の提供等の取組を推進します。(医療機関、市町、県)
- 国(医療安全支援センター総合支援事業)が実施する研修会へ参加し、相談対応の質の向上を図り、患者等からの相談や苦情に迅速かつ適切に対応するとともに、医療安全推進協議会において相談事例の分析や情報共有を行い、窓口対応への活用や医療機関等への情報提供につなげます。(三重県医療安全支援センター、県)
- 三重県医療安全推進協議会での検討結果をふまえ、医療従事者や医療機関の管理者に対し

医療安全に係るスキルの向上を図ることを目的とした研修会を実施します。(三重県医療安全支援センター、県)

- 医療機関において患者相談窓口等を設置するなど、患者等との信頼関係を構築するための体制づくりが進められるよう働きかけます。(医療機関、三重県医療安全支援センター、県)

第2節 | 臓器移植対策

1. 臓器移植

(1) めざす姿

- 多くの県民が臓器提供の意思表示を行い、臓器の提供数が増えるとともに、医療機関内の臓器提供体制が整備されています。

(2) 現状

- 臓器移植については、心停止後に角膜と腎臓の移植が行われてきましたが、平成9(1997)年10月に「臓器の移植に関する法律」(平成9年法律第104号)が施行され、わが国においても脳死者からの臓器移植(心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球(角膜))が可能となりました。
- 平成21(2009)年7月、「臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律」が公布されたことにより、平成22(2010)年1月から親族への優先提供の意思表示が可能になるとともに、平成22(2010)年7月からは本人の意思が不明な場合も家族の承諾があれば臓器が提供できるようになり、意思表示の年齢制限(15歳以上)が事実上撤廃されました。また、令和4(2022)年8月に「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針(ガイドライン)が一部改正され、15歳未満の知的障がい者等からの臓器提供ができるようになるとともに、虐待が行われた疑いのある18歳未満の児童について、「児童虐待の防止等に関する法律」(平成12年法律第82号)に基づく通告を行わない場合は、臓器提供ができることが明確化されました。
- 臓器移植の推進については、「日本臓器移植ネットワーク」および「三重県角膜・腎臓バンク協会」が普及啓発活動や臓器提供施設等との調整を行っています。
- 県は、臓器移植コーディネーター*の設置等、「三重県角膜・腎臓バンク協会」の活動を支援するとともに、臓器提供意思表示カードおよび運転免許証裏面への記載の普及など臓器移植についての普及啓発等を実施しています。
- 県内での臓器移植に係る医療体制は、肝臓の移植施設として三重大学医学部附属病院が、腎臓の移植施設として三重大学医学部附属病院と市立四日市病院が、角膜の移植施設として4施設(三重大学医学部附属病院、岡波総合病院、伊勢赤十字病院、東海眼科)が選定されています。
- 脳死下での臓器(心臓・肺・肝臓・膵臓・小腸・腎臓・眼球(角膜))提供は、13病院で実施でき、心停止後の臓器(腎臓・膵臓・眼球(角膜))提供は、その他の医療機関でも実施

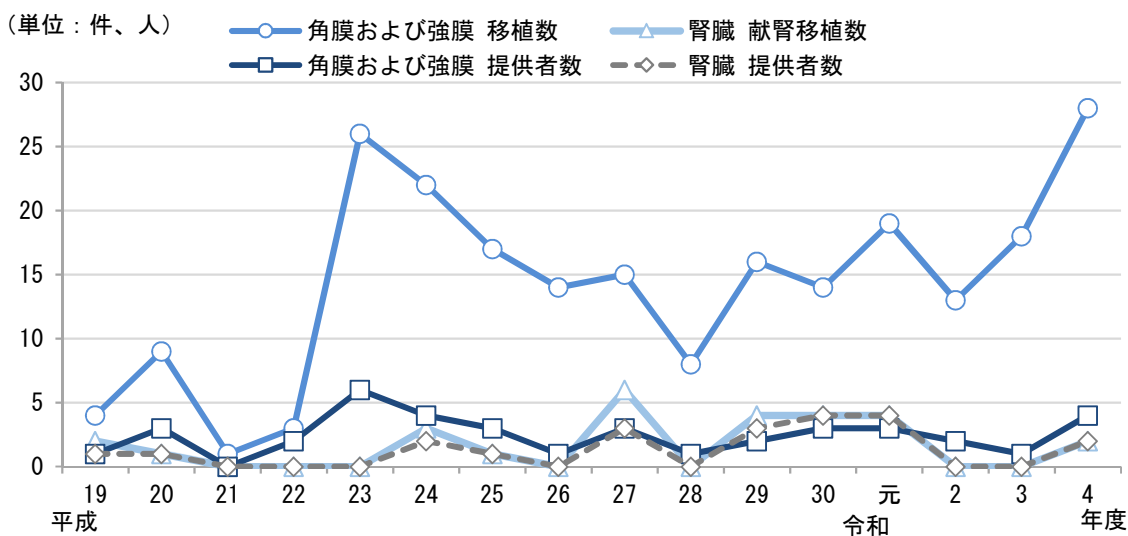
することができます。

- 臓器移植は、現在、末期臓器不全に対する極めて有効な治療方法ですが、臓器提供者が少ないため移植希望に応えられていない状況です。

図表6-2-1 臓器提供意思表示カード



図表6-2-2 角膜および強膜・腎臓提供者数および移植数(三重県)



資料：三重県角膜・腎臓バンク協会集計

(3) 課題

- 脳死または心停止の患者について、臓器提供意思表示カードや家族の意思等に基づいて、臓器提供が積極的に行われる環境づくりが求められています。
- 臓器移植の一層の定着および推進を図るため、県民の理解を深めるとともに、関係医療機関および医療従事者に臓器移植に関する情報を的確に伝える必要があります。

(4) 取組内容

① 移植希望者および移植医療実施機関に対する支援

- 腎臓移植希望者に対して、組織適合性検査費に対する助成を実施します。(三重県角膜・腎臓バンク協会、県)
- 眼球摘出を行う移植医療実施機関に対して、眼球摘出に必要な費用の一部を助成します。(三重県角膜・腎臓バンク協会、県)
- 臓器提供の実施にあたり、実施機関に臓器移植コーディネーターを派遣し、ドナー家族への説明等の支援を行います。(三重県角膜・腎臓バンク協会)

② 臓器移植の普及啓発の実施

- 臓器提供意思表示カードや運転免許証、マイナンバーカード等への臓器提供意思の記載の普及等、臓器移植の啓発活動を積極的に推進します。(医療機関、三重県角膜・腎臓バンク協会、関係機関、市町、県)

③ 臓器提供施設の体制強化

- 関係医療機関に臓器移植院内コーディネーターを配置し、臓器移植に関する知識の普及啓発や、円滑に臓器が摘出できる体制を構築します。(医療機関、三重県角膜・腎臓バンク協会、県)
- 関係機関、臓器移植コーディネーターおよび臓器移植院内コーディネーターが緊密な連携をとりながら、臓器移植に関する知識の普及啓発および臓器移植医療の推進ができるよう、臓器移植院内コーディネーター連絡会議を開催します。(医療機関、三重県角膜・腎臓バンク協会、県)

2. 造血幹細胞移植

(1) めざす姿

- 骨髄移植等を必要としている人が、適切に移植を受けています。

(2) 現状

- 「造血幹細胞移植」は、白血病や再生不良性貧血等の病気に冒された造血幹細胞を健康な人（ドナー）の造血幹細胞に置きかえる治療法です。骨髄から採取した細胞の移植を「骨髄移植」、末梢血から採取した細胞の移植を「末梢血幹細胞移植」、さい帯血（へその緒に流れる血液）を使用するものを「さい帯血移植」といいます。
- わが国では、骨髄バンク事業が平成4（1992）年から開始され、令和5（2023）年7月末現在の非血縁者間移植実施数は27,784例と多くの命を救う実績をあげています。
- 令和5（2023）年7月末現在、全国で約1,600人の患者が骨髄移植を待っています¹が、ドナー候補者の健康状態等によっては骨髄提供ができない場合もあり、移植を受けられない

¹ 出典：公益財団法人 日本骨髄バンク公表資料

患者が未だ多いのが実情です。

- 令和5（2023）年7月末現在の本県の骨髄ドナー登録者数は、4,307人となっています¹。
- 造血幹細胞が多く含まれるさい帯血を移植するさい帯血移植は、ドナーの負担がなくコーディネートが不要であることや、成人にも移植可能な細胞数の多いものが提供可能となってきたことなどから、移植件数が増加し骨髄移植と並ぶ治療方法として定着してきました。
- 東海地方では、「中部さい帯血バンク」が設立されていますが、令和5（2023）年7月末現在、さい帯血採取病院は17病院と限られており、うち県内の病院では1病院でのみ採取が可能となっています。

(3) 課題

- ドナー登録年齢は18～54歳であり、年齢規定により登録抹消となる登録者が年々増加しているため、特に若年層に向けた効果的な啓発を行い、継続的なドナー登録者数の増加に向けた取組が必要です。
- 骨髄等提供者の負担軽減に向けた支援制度の普及が求められています。
- 移植希望者への情報提供と、患者が適切な医療が受けられるよう、コーディネート機能の充実が求められています。

(4) 取組内容

① 骨髄移植等の普及啓発の推進

- 骨髄バンクの必要性やドナー登録の普及啓発を推進します。（医療機関、市町、関係機関、県）
- 骨髄バンク事業の推進に向けた情報交換や協議を行う場である「三重県骨髄提供の環境向上委員会」を中心に、関係機関、関係団体等が連携を強化することにより、ドナー登録者の確保に取り組めます。（関係機関、市町、県）

② 骨髄等提供者、移植希望者および移植医療実施機関に対する支援

- 移植希望者および移植医療実施機関に適切な情報提供を行います。（関係機関、県）
- 骨髄等提供者の負担軽減に向けた支援制度の普及啓発を推進します。（関係機関、市町、県）

③ 骨髄移植等が適切に行われるためのコーディネート機能等の充実

- ドナー候補者と移植希望者のコーディネートを行うとともに、ドナー候補者に対しての提供意思の最終確認等を円滑に行うよう取り組めます。（関係機関）

第3節 | 難病・ハンセン病対策

1. 難病

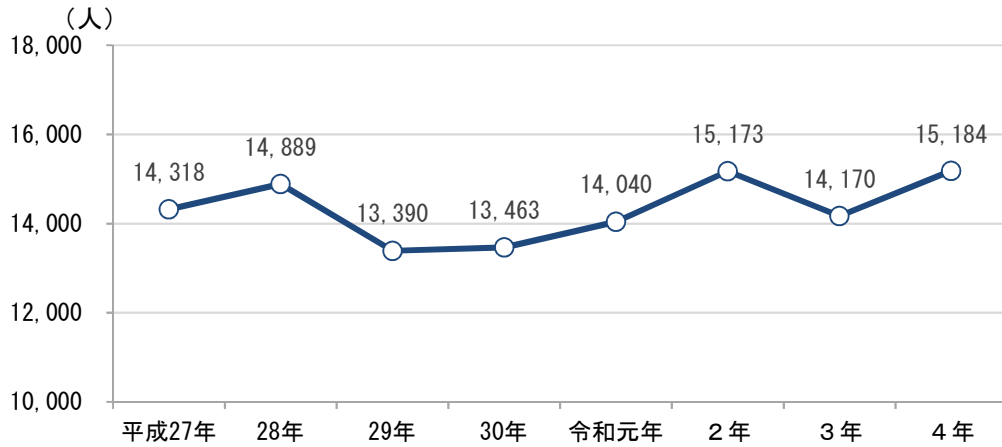
(1) めざす姿

- 難病患者およびその家族が地域で安心して療養生活を送りながら、社会参加の機会が確保された共生社会が実現できるよう、医療機関をはじめとする地域の関係機関の連携を進めるとともに、三重県難病相談支援センターを中心とした相談支援体制や、療養生活を支えるサービスが充実するなど生活の質が向上しています。

(2) 現状

- 難病対策については、平成 26（2014）年 5 月に成立し、平成 27（2015）年 1 月から施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律」（平成 26 年法律第 50 号。以下「難病法」という。）に基づき、難病の患者に対する医療費の助成、難病の医療に関する調査および研究の推進、療養生活環境整備事業の実施の 3 本柱により総合的な対策が行われています。
- 平成 29（2017）年 4 月に「難病の医療提供体制の構築に係る手引き」が策定され、医療機関と難病患者の療養生活を支援する機関が相互に連携し、必要な医療および各種支援が円滑に提供される体制の構築が求められるとともに、難病医療提供体制等を協議する場として難病医療連絡協議会を活用することとされました。
- 本県においては、平成 31（2019）年 4 月に難病診療連携拠点病院として三重大学医学部附属病院を、難病診療分野別拠点病院として鈴鹿病院および三重病院を、難病医療協力病院として県内の 21 病院（以下「拠点病院等」という。）を指定しました。また、拠点病院等の代表で構成する難病医療連絡協議会において難病医療提供体制の在り方等について協議を行っています。なお、令和 5（2023）年 4 月現在、難病医療協力病院に 22 病院を指定しています。
- 令和 5（2023）年 4 月現在、338 疾病が難病法に基づく指定難病とされ、その医療費の一部を公費負担することで経済的な支援を行っています。令和 4（2022）年度末現在、県内の特定医療費（指定難病）医療受給者証所持者数は 15,184 人となっています。
- 令和 4（2022）年 12 月には改正難病法が成立し、医療費助成の開始時期の見直しや福祉、就労等の各種支援を円滑に利用できるよう登録者証を発行する事業が創設される等、医療の充実および療養生活支援の強化が進められています。
- 難病患者が地域で安心して療養しながら暮らしを続けていくことができるよう、難病患者等に対する相談・支援、地域交流活動の促進および就労支援などを行う拠点施設として、本県においては平成 17（2005）年に三重県難病相談支援センターを設置し、難病患者の自立と社会参加を支援しています。
- 平成 25（2013）年 4 月に施行された障害者総合支援法において、障がい者の範囲に難病患者が加えられ、必要と認められた障害福祉サービス等が市町で実施されており、令和 5（2023）年 4 月現在 366 疾病が対象となっています。

図表6-3-1 三重県の特定医療費医療受給者証所持者数の推移



資料：厚生労働省「衛生行政報告例」

【三重県難病相談支援センターの概要】

所在地：〒514-8567 津市桜橋3丁目446-34

三重県津庁舎保健所棟1階

電話番号：059-223-5035 E-mailアドレス：mie-nanbyo@comet.ocn.ne.jp

活動内容：相談支援（平日9:00～16:00）

電話相談、面接相談、メール相談

地域相談会、疾患別学習会、就労支援等

(3) 課題

- 難病患者の長期にわたる療養生活を支えるため、医療費負担の軽減、医療提供体制および相談支援体制を確保し、生活の質の向上に取り組む必要があります。
- 難病患者およびその家族が安心して療養生活を送りながら社会参加への機会が確保されるよう、保健・医療・福祉・就労の現場が連携を図り、支援していく必要があります。

(4) 取組内容

① 指定難病に係る患者の医療費負担の軽減と医療提供体制の確保

- 難病法に定める特定医療費の支給制度に沿って、適切な医療費の一部公費負担を実施します。（医療機関、県）
- 早期に正しい診断ができ、診断後は身近な医療機関で適切な治療を継続できるよう、地域の医療機関等の連携による難病医療提供体制の充実に取り組めます。なお、各地域で解決できなかった課題や県全体で取り組むべき課題については、難病医療連絡協議会において協議を行います。（拠点病院等、医療機関、市町、県）

② 難病患者およびその家族の療養生活に対する支援の充実

- 三重県難病相談支援センターについては、難病患者を適切なサービスに結び付けていく役割を重視し、地域で生活する難病患者およびその家族の療養上、日常生活上の悩み等に対する相談支援の拠点施設として運営します。また、ハローワーク等の関係機関と連携して就労支援の充実を図ります。(医療機関、関係機関、市町、県)
- 難病患者に対する適切な医療支援を行うための医療相談事業、訪問相談事業等を実施します。(拠点病院等、医療機関、関係機関、市町、県)
- 在宅で療養する難病患者の家族等のレスパイトケアのため、必要な入院等ができる受入れ先の確保に努めます。(拠点病院等、医療機関、関係機関、市町、県)
- 難病に対する正しい理解と普及啓発を進めます。(拠点病院等、医療機関、関係団体、関係機関、市町、県)
- 障害者総合支援法に基づき、難病患者に対する障害福祉サービス等を実施します。(関係機関、市町、県)

図表6-3-2 難病医療提供体制の状況(令和5年4月1日現在)

区分	医療機関	市町
難病診療連携拠点病院	三重大学医学部附属病院	津市
難病診療分野別拠点病院	鈴鹿病院	鈴鹿市
難病診療分野別拠点病院	三重病院	津市
難病医療協力病院	長島中央病院	桑名市
難病医療協力病院	桑名市総合医療センター	桑名市
難病医療協力病院	市立四日市病院	四日市市
難病医療協力病院	県立総合医療センター	四日市市
難病医療協力病院	小山田記念温泉病院	四日市市
難病医療協力病院	四日市羽津医療センター	四日市市
難病医療協力病院	鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市
難病医療協力病院	鈴鹿回生病院	鈴鹿市
難病医療協力病院	亀山市立医療センター	亀山市
難病医療協力病院	三重中央医療センター	津市
難病医療協力病院	県立一志病院	津市
難病医療協力病院	松阪中央総合病院	松阪市
難病医療協力病院	済生会松阪総合病院	松阪市
難病医療協力病院	花の丘病院	松阪市
難病医療協力病院	伊勢赤十字病院	伊勢市
難病医療協力病院	市立伊勢総合病院	伊勢市
難病医療協力病院	伊勢田中病院	伊勢市
難病医療協力病院	県立志摩病院	志摩市
難病医療協力病院	豊和病院	志摩市
難病医療協力病院	第一病院	紀北町
難病医療協力病院	尾鷲総合病院	尾鷲市
難病医療協力病院	紀南病院	御浜町

2. ハンセン病

(1) めざす姿

- ハンセン病に対する偏見や差別が解消され、ハンセン病回復者およびその家族が安心して充実した生活を送っています。

(2) 現状

- ハンセン病は、1873年にノルウェーの医師アルマウエル・ハンセンが発見した「らい菌」による慢性感染症で、らい病とも呼ばれました。かつては感染力が強いと誤解されたことや患者の外見上の特徴から、ハンセン病患者は差別や隔離政策の対象となりました。実際には感染力は極めて弱く、現在では治療法が確立しています。
- 「らい予防法」による強制的な隔離政策は、平成8（1996）年の同法の廃止により終止符が打たれました。
- ハンセン病療養所の入所者は法的には自由の身となりましたが、偏見や差別が解消されず、また、ハンセン病回復者の高齢化等が障壁となり、療養所入所者の多くは退所することなく現在に至っています。令和5（2023）年5月1日現在の本県出身の療養所入所者数は21人です。

(3) 課題

- ハンセン病回復者の社会復帰の支援策として、相談窓口等の設置、住宅・医療・介護の援助等、生活環境の整備とともに、県民がハンセン病を正しく理解し、偏見や差別を解消するための施策が必要です。なお、療養所入所者の高齢化が進んでおり、健康状態やニーズに配慮した適切な対応が必要となっています。

(4) 取組内容

- ハンセン病を正しく理解し、偏見や差別をなくすための普及啓発を推進します。(市町、県)
- 療養所入所者に対する訪問事業、里帰り事業、社会復帰支援等を実施します。(県)
- 療養所入所者の家族に対する生活援護を実施します。(県)
- 社会復帰したハンセン病回復者およびその家族を対象に、皮膚科の専門医の協力を得て、検診や生活相談等を実施します。(医療機関、県)

第4節 | アレルギー疾患対策

(1) めざす姿

- アレルギー疾患を有する方が、その居住する地域に関わらず、科学的知見に基づいた適切な医療を受けられるアレルギー疾患医療の提供体制が整備されています。

(2) 現状

- 我が国では、現在は乳幼児から高齢者まで国民の約2人に1人が何らかのアレルギー疾患を有していると言われています。
- 平成27(2015)年12月、「アレルギー疾患対策基本法」(平成26年法律第98号)が施行され、平成29(2017)年3月に「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」(以下この節において「基本指針」という。)が告示されました。なお、基本指針は令和4(2022)年3月に一部改正され、地方公共団体は、都道府県アレルギー疾患医療連絡協議会等を通じて地域の実情を把握し、施策を策定し、および実施するよう努めることとされています。
- 本県では、平成30(2018)年3月に三重病院および三重大学医学部附属病院をアレルギー疾患医療拠点病院に指定するとともに、アレルギー疾患対策を総合的に推進していくため、平成30(2018)年8月に三重県アレルギー疾患医療連絡協議会を設置しました。
- インターネット等にはアレルギー疾患に関するさまざまな情報が存在するため、この中から科学的知見に基づいた正しい知識を持ち、行動する必要があります。

(3) 課題

- アレルギー疾患の重症化予防のためには、適切な治療や処置が行われることが重要であるため、アレルギー疾患に関して専門的な知識を有する医療従事者の育成が必要です。
- アレルギー疾患に関する科学的知見に基づいた情報を選択することができる体制を整備することが必要です。

(4) 取組内容

- 関係機関で構成するアレルギー疾患医療連絡協議会において、アレルギー疾患対策に係る現状や課題の把握、拠点病院を中心とした診療連携体制の検討等を行い、総合的なアレルギー疾患対策を推進します。(拠点病院、関係機関、県)
- アレルギー療養指導スタッフ養成研修や講演会を開催し、アレルギー疾患に関する専門的な知識・技能を有する質の高い医療従事者を養成します。(拠点病院、医療機関、県)
- 科学的知見に基づく適切な治療を受けられるよう、アレルギー疾患診療に係る医療機関の情報を収集するとともに、ホームページやパンフレット等による情報提供を進めます。(拠点病院、医療機関、県)

第5節 | 高齢化に伴う疾患等対策

(1) めざす姿

- ロコモティブシンドローム、フレイル、大腿骨頸部骨折等の未然防止と早期対応のため、地域包括支援センターや医療・介護関係者等による適切な介入や支援が行われ、その結果、高齢者が健康を維持し、自立した生活を送ることができています。
- 高齢者に対する口腔ケアと食形態の選択が適切に実施され、口腔内が良好な状態で管理されることにより、嚥下機能の維持・向上が図られ、誤嚥性肺炎の発生が予防されています。

(2) 現状

- 高齢化が進む中、75歳以上の後期高齢者が要介護状態となる原因として、ロコモティブシンドローム（運動器症候群）、フレイル（虚弱）、転倒による大腿骨頸部の骨折等の問題が指摘されています。
- 厚生労働省の令和4年国民生活基礎調査では、介護が必要になった主な原因について、要支援者では「関節疾患」「高齢による衰弱」「骨折・転倒」の3項目が上位3位を占めており、これらの疾患等が生活の質の低下を招いていることが伺えます。

図表6-5-1 要介護度別にみた介護が必要となった主な原因(上位3位)

(単位：%)

要介護度	第1位		第2位		第3位	
総数	認知症	18.0	脳血管疾患（脳卒中）	16.6	骨折・転倒	13.9
要支援者	関節疾患	19.3	高齢による衰弱	17.4	骨折・転倒	16.1
要支援1	高齢による衰弱	19.5	関節疾患	18.7	骨折・転倒	12.2
要支援2	関節疾患	19.8	骨折・転倒	19.6	高齢による衰弱	15.5
要介護者	認知症	23.6	脳血管疾患（脳卒中）	19.0	骨折・転倒	13.0
要介護1	認知症	26.4	脳血管疾患（脳卒中）	14.5	骨折・転倒	13.1
要介護2	認知症	23.6	脳血管疾患（脳卒中）	17.5	骨折・転倒	11.0
要介護3	認知症	25.3	脳血管疾患（脳卒中）	19.6	骨折・転倒	12.8
要介護4	脳血管疾患（脳卒中）	28.0	骨折・転倒	18.7	認知症	14.4
要介護5	脳血管疾患（脳卒中）	26.3	認知症	23.1	骨折・転倒	11.3

資料：厚生労働省「令和4年 国民生活基礎調査」

(3) 課題

- ロコモティブシンドロームは、運動器（身体運動に関わる骨、筋肉、関節、神経等の総称）の障がいのために自立度が低下し、介護が必要となる危険性の高い状態のことです。近年、運動器の障がいによって日常生活に支障をきたし、支援や介護が必要となる高齢者の増加

が問題となっています。ロコモティブシンドロームを予防するためには、運動器の健康維持に対する高齢者の関心を高め、運動習慣の普及を図ることが必要です。

- フレイルは、加齢とともに筋力や認知機能等が低下し、生活機能障がい、要介護状態、そして死亡などの危険性が高くなった状態のことです。加齢に伴う活動量の低下と社会交流機会の減少、口腔機能を含む身体機能の低下、筋力の低下、認知機能の低下、易疲労性や活力の低下、多くの病気を抱えている、体重減少、低栄養等といった、加齢に伴うさまざまな心身の変化と社会的、環境的な要因が合わさることにより起こりますが、適切な介入・支援により生活維持向上が可能と言われています。このため、閉じこもり防止や社会交流機会の増加といった社会的な面、転倒防止や嚥下機能（飲み込む機能）の低下防止といった身体的な面、認知機能の低下防止や抑うつ対策といった精神的な面と、多面的に働きかけることが必要です。
- 大腿骨頸部は、足の付け根側にある大腿骨の端の部位のことです。加齢や運動不足に伴い骨密度が減少し、筋力の低下が起こると、転倒時などに骨折しやすくなります。特に高齢者は、大腿骨頸部の骨折を起こすとそのまま寝たきりになってしまうおそれがあり、生活の質を大きく低下させる原因となることから、骨密度の低下防止や運動習慣の継続、転倒の防止など、早くからの予防が必要です。
- 老化や脳血管疾患の後遺症等により、嚥下機能や咳をする力が弱くなると、口腔内の細菌、食べかす、逆流した胃液などが誤って気管に入りやすくなり、その結果発症するのが誤嚥性肺炎です。高齢者の口腔ケアについては、口腔内を清潔に保つことと、口腔機能を維持・向上させることが必要です。

(4) 取組内容

① 介護予防の充実

- 要支援・要介護になるおそれのある高齢者を把握し、介護予防のための運動教室等の開催や、閉じこもり防止対策に取り組みます。（関係機関、市町）
- 要支援状態の高齢者に対しては、地域包括支援センター等が作成する「介護予防支援計画（介護予防プラン）」等に基づき、介護予防サービスや生活支援サービスの提供を行います。（事業者、関係機関、市町）
- 市町における介護予防事業を効果的かつ効率的に推進するためには、リハビリテーション関連職種（以下「リハ職」という。）等を活用した自立支援に資する取組を行うことが有効であることから、平成 27（2015）年度に三重県理学療法士会が、三重県作業療法士会および三重県言語聴覚士会と連携し、「リハビリテーション情報センター」を創設しました。県は同センターと連携し、リハ職の各種情報の集約・管理や、市町・地域包括支援センターへのリハ職派遣の窓口機能を充実させていくとともに、リハ職等が地域に出ていきやすい職場環境づくりへの協力を、関係機関や所属施設等に働きかけていきます。（関係機関、事業者、市町、県）
- 効果的な介護予防事業の実施に資するため、市町、地域包括支援センター職員を対象とした研修を実施します。また、先進的な取組事例の情報提供を行います。（関係機関、市町、県）

- 介護予防市町支援委員会において、有識者から介護予防事業の効果的な実施方法や現況について助言を求め、事業実施に反映させていきます。(県)
- 住民主体による通いの場の運営等の介護予防の取組や、配食・見守り等の生活支援サービス等を総合的に提供することができる「介護予防・日常生活支援総合事業」について、取組事例等の情報を収集・提供し、市町がより充実した事業を実施できるよう支援を行います。(県)
- 歯科疾患の重症化予防や口腔機能向上と全身状態の改善との関連等について理解が深まり、口腔機能向上に係る訓練等を含む口腔ケアが日常的に実施されるよう、介護が必要な高齢者等の身近にいる家族や介護関係者等に対して、口腔ケアの重要性やその手法等について啓発を行うとともに実施を働きかけます。(関係機関、市町、県)

② 高齢者の健康・生きがいつくりの充実

- 明るく豊かで健やかな長寿高齢社会の実現に向けて、文化・スポーツ活動を通じた生きがいや健康づくりを促進します。また、地域社会において高齢者が積極的に社会活動（ボランティア活動等）を行うことで、健康づくりや介護予防につながるよう支援を行います。(関係機関、市町、県)

第6節 | 歯科保健医療対策

(1) めざす姿

- 県民一人ひとりが、全身の健康につながる歯と口腔の健康づくりに取り組むことで、いつまでも自分の歯でおいしく食事ができ、生涯にわたり生活の質の向上が図られています。

(2) 現状

- 平成 24 (2012) 年に、公布・施行した「みえ歯と口腔の健康づくり条例」に基づき、平成 25 (2013) 年に「みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」を策定しました。平成 30 (2018) 年に「第 2 次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」を策定し、歯科保健施策推進してきました。令和 6 (2024) 年 3 月に「第 3 次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」を策定し、三重県口腔保健支援センターを中心に、歯科保健施策を総合的、計画的に引き続き推進していきます。
- 歯科医療は生活に密着した医療であり、歯科医療機関は地域における相談・情報発信の場などかかりつけ歯科医としての機能も求められています。
- 生涯を通じた歯科保健施策を推進するために、むし歯や歯周病の予防、口腔機能の獲得・維持・向上等に関する啓発が行われています。
- むし歯のない子ども（3 歳児、12 歳児）の割合は増加傾向にあります。
- 平成 25 (2013) 年度に、三重県がん診療連携協議会、公益社団法人三重県歯科医師会および県の三者で「がん患者医科歯科連携協定」を締結しました。さらに、平成 28 (2016) 年

度には、三重県がん診療連携協議会の部会として「医科歯科連携部会」が設置されました。

- 平成 27 (2015) 年度から、地域の歯科保健医療を推進する拠点として、郡市歯科医師会ごとに地域口腔ケアステーションを整備しています。

(3) 課題

- 全ての県民が歯科検診や歯科保健指導を受けることができる環境の整備が求められています。特に、医療的ケア児や障がい児・者、要介護高齢者、妊産婦等に対する歯科保健医療の充実が必要です。
- 摂食・嚥下等口腔機能の獲得のため、子どもの発達段階に応じた支援が必要です。また、摂食・嚥下機能の回復や、生涯を通じた口腔機能の維持・向上には早期から訓練に取り組む必要があります。
- 児童虐待を受けている可能性のある子どもは、未処置歯が多い傾向があります。歯科医療関係者は、未処置歯が多い子どもを把握した場合、市町や幼稚園、認定こども園、保育所、学校等の関係者との情報共有を図り、いつもの様子と異なる点がないかなど子どもの些細な変化を見逃さず、連携することが大切です。
- むし歯や歯周病の重症化は、歯の喪失につながるため、毎日の適切な口腔ケアと早期治療の重要性について啓発が必要です。
- 障がい児・者が身近な地域で安心して歯科治療を受けられる体制の整備を一層進めるため、「みえ歯ートネット」に参加している歯科医療機関の情報を関係者に広く周知するとともに、参加歯科医療機関に勤務する歯科医療従事者の知識や技術の向上が必要です。
- 全身麻酔での手術前後やがん、糖尿病、脳卒中など、さまざまな疾患においても、治療効果の向上や、療養生活の質の向上等を目的とした医科歯科連携の推進を図る必要があります。
- 地域口腔ケアステーションを拠点に、医療・介護関係者等多職種との連携を図り、在宅において効果的な歯科保健医療の提供体制の充実に取り組む必要があります。

(4) 取組内容

- 歯科疾患予防の重要性を県民一人ひとりが認識し、歯と口腔の健康づくりが推進されるよう、予防から治療までの包括的な歯科保健医療や定期的な歯科検診の重要性等についての情報発信を積極的に行います。(医療機関、関係団体、市町、県)
- 教育委員会等と連携し、子どもの口腔内の状況を把握するとともに、むし歯や歯肉炎の予防、噛むこととおした食育支援等の歯科健康教育が積極的に進められるよう支援します。(関係団体、教育機関、市町、県)
- 歯科健診や歯科受診時等に、児童虐待を受けている可能性のある子どもを適切な見守りにつなげるため、三重県歯科医師会とともに作成した「歯科医師の立場からの子ども虐待防止と子育て支援(手引き)」が活用されるよう関係者に周知します。(医療機関、関係団体、県)
- 成人のむし歯や歯周病の重症化による歯の喪失防止に向け、市町や事業所で歯科検診、歯

科保健指導が実施されるよう支援します。(事業者、関係団体、市町、県)

- 「みえ歯一トネット」に参加する関係者等に対して、障がいのある方の歯科治療や口腔ケア技術等の習得のための研修や、さまざまな障がいに関する研修を実施して、歯科医療関係者の資質の向上を図ります。(医療機関、歯科医師会、県)
- がん患者だけではなく、全身麻酔での手術が必要な患者の治療効果の向上や、療養生活の質の向上、入院期間の短縮等を目的とした口腔ケアや歯科治療が充実するよう研修を行います。(関係団体、県)
- 糖尿病、脳卒中、急性心筋梗塞、骨粗しょう症等の患者や妊婦に対する医科歯科連携を推進するため、関係機関に働きかけます。(医療機関、関係団体、県)
- 歯科への通院が困難な要介護者等が、地域で継続して定期的に歯科受診ができるよう、地域包括支援センターや医療機関等に対して、地域口腔ケアステーションの活動を広く周知するとともに、医療、介護関係者等多職種との連携を図り、在宅において効果的な歯科保健医療の提供体制の充実に取り組みます。(医療機関、関係団体、県)
- さまざまな疾患を有する人も、安心して在宅で歯科受診できるよう、専門的な知識と技術を持つ在宅歯科保健医療に関わる人材の資質向上を図ります。(医療機関、関係団体、県)

第7節 | 血液確保対策

(1) めざす姿

- 献血の推進により、医療機関が必要とする輸血用血液製剤が確保されています。また、各医療機関において血液製剤が適正に使用されています。

(2) 現状

- 輸血用血液製剤の疾病別用途については、赤血球製剤および血小板製剤は「悪性腫瘍」(がん)に最も多く使用され、血漿製剤は「循環器系」疾患に最も多く使用されています¹。
- 高齢化の進行に伴うがん患者の増加等により、医療用血液の需要は増加しており、献血によって血液を確保することが求められています。
- 現在、医療機関では、血液製剤の適正使用を図りながら、輸血を受ける患者の安全性を向上させるため、主に400mL献血および成分献血による血液製剤を必要としています。
- 本県の献血者数は、近年は6万4千人前後で推移しており、献血者に占める若年層の割合が全国と比較して低い状況です。
- 少子化で献血可能人口が減少している中、将来にわたり安定的に血液を確保するために、若年層に対する献血推進活動が重要となっています。

¹ 出典：厚生労働省「平成30年版 血液事業報告」(平成29年調査結果)

図表6-7-1 三重県の献血者数の推移(総数および年代別)

(単位：人、%)

年 度		献血者総数	10代	20代	30代	40代	50代以上
平成30年度	人数	56,358	2,095	6,729	9,489	17,494	20,551
	構成比	100.0	3.7	11.9	16.8	31.0	36.5
令和元年度	人数	58,392	2,077	6,827	9,534	17,691	22,263
	構成比	100.0	3.6	11.7	16.3	30.3	38.1
令和2年度	人数	63,992	1,907	7,586	10,297	18,733	25,469
	構成比	100.0	3.0	11.9	16.1	29.3	39.8
令和3年度	人数	65,141	1,839	7,511	9,968	17,709	28,114
	構成比	100.0	2.8	11.5	15.3	27.2	43.1
令和4年度	人数	64,373	1,776	7,317	9,796	16,287	29,197
	構成比	100.0	2.8	11.4	15.2	25.3	45.4
令和4年度 全国	人数	5,008,741	217,102	695,895	753,031	1,208,487	2,134,226
	構成比	100.0	4.3	13.9	15.0	24.1	42.6

資料：日本赤十字社「血液事業年度報」

図表 6-7-2 献血方法別の採血基準*1(令和2年9月1日施行)

項目	全血献血		成分献血	
	200mL 献血	400mL 献血	血漿成分献血	血小板成分献血
1回献血量	200mL	400mL	600mL 以下 (循環血液量の12%以内)	
年 齢	16歳～69歳*2	男性17歳～69歳*2 女性18歳～69歳	18歳～69歳*2	男性18歳～69歳*2 女性18歳～54歳
体 重	男性45kg以上 女性40kg以上	男女とも 50kg以上	男性45kg以上 女性40kg以上	
最高血圧	90mmHg以上180mmHg未満			
最低血圧	50mmHg以上110mmHg未満			
脈拍	40回/分以上100回/分未満			
体温	37.5℃未満			
血色素量 (ヘモグロビン濃度)	男性12.5g/dL以上 女性12.0g/dL以上	男性13.0g/dL以上 女性12.5g/dL以上	12.0g/dL以上 (赤血球指数が 標準域にある女性は 11.5g/dL以上)	12.0g/dL以上
血小板数	—	—	—	15万/μL以上 60万/μL以下
年間献血回数*3*4	男性6回以内 女性4回以内	男性3回以内 女性2回以内	血小板成分献血1回を2回分に換算して 血漿成分献血と合計で24回以内	
年間総献血量*3*4	200mL献血と400mL献血を合わせて 男性1,200mL以内、女性800mL以内		—	—
共通事項	次の者からは採血しない ①妊娠していると認められる者、又は過去6か月以内に妊娠していたと認められる者 ②採血により悪化するおそれのある循環器系疾患、血液疾患、その他の疾患にかかっていると認められる者 ③有熱者その他健康状態が不良であると認められる者			

※1 採血基準は、献血にご協力いただける方の健康を保護するために、国が定めたもので、採血の実施は、医師が問診結果等をふまえて、総合的に判断します。

※2 65歳から69歳までの方は、60歳から64歳までの間に献血の経験がある方に限られます。

※3 期間の計算は採血を行った日から起算します。

※4 1年は52週として換算します。

資料：厚生労働省ホームページ

- 輸血用血液製剤は全て国内の献血で賄われ、日本赤十字社が製造・供給しています。
- 血漿分画製剤*のうち人の血液由来の血液凝固第Ⅷ因子製剤については、平成6（1994）年に国内自給率100%が達成されました。
- アルブミン製剤および免疫グロブリン製剤の令和3（2021）年度の国内自給率はそれぞれ64.9%および86.0%となっていますが、これらについては適正使用の推進等により、必要とする血液製剤を原則として国内の献血で賄うことをめざして、引き続き国において検討が進められています²。

(3) 課題

- 若年層を中心とした献血推進が重要な課題となっています。
- 県内の医療機関が使用する血液製剤の安定供給のためにも「三重県献血推進計画」に基づき献血者を確保していく必要があります。

(4) 取組内容

① 献血に関する普及啓発と必要な献血者の確保

- 行政と三重県赤十字血液センターが協力して、広報活動を行うことで献血に関する普及啓発を進めるとともに、輸血の安全性を向上させる400mL献血および成分献血への理解と協力を求めます。（関係機関、市町、県）
- 三重県献血推進連絡会を中心に、関係機関、関係団体等が連携を強化することにより献血者の確保に取り組みます。（関係機関、県民、市町、県）
- 県内学生で構成される献血ボランティア「ヤングミドナサポーター」と連携した街頭啓発活動を中心に、若年層をはじめとした新規献血者の確保に取り組みます。（関係機関、県民、市町、県）
- 災害時等の緊急時においても必要な血液が円滑に供給されるよう、行政と赤十字血液センターが連携した取組を展開します。（関係機関、市町、県）

② 血液製剤の安全性の確保と使用の適正化

- 安全な血液製剤を供給するため、献血時の問診の強化や血液製剤の品質管理を進めます。（関係機関）
- 国の「輸血療法の実施に関する指針」および「血液製剤の使用指針」に基づいた適正な血液製剤の使用を推進します。（医療機関、県）

² 出典：厚生労働省「令和4年版 血液事業報告」

第8節 | 医薬品等の安全対策と薬物乱用の防止

1. 医薬品等の安全対策

(1) めざす姿

- 後発医薬品を含めた医薬品等の品質、有効性および安全性が確保され、医薬品等が適正に管理、使用されることによって、県民の健康が確保されています。
- 医薬品についての適切な情報が提供されることで、医療の質が向上しています。
- 薬局が地域における健康サポートの拠点へと成熟しており、県民から信頼を得た「かかりつけ薬局」「かかりつけ薬剤師」として定着しています。

(2) 現状

- 疾病原因の変化や健康意識の高まりの中で、医薬品等に対する県民の関心はますます高まっています。
- 医薬品等は、私たちの健康と密接な関係を持つことから、その品質、有効性および安全性を確保するため、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和35年法律第145号）に基づき、薬事監視員が製造業者・製造販売業者、薬局、医薬品販売業者等の監視指導を実施しています。
- 全国の一部の後発医薬品の製造業者において、重大な違反行為が発覚し、健康被害の発生のほか、製品回収や業務停止処分による出荷停止が行われるなどの影響により、医療提供体制に支障をきたしており、医薬品の品質に対する信頼回復が急務となっています。
- 近年の健康志向の高まりを背景に、いわゆる健康食品がブームとなっていますが、これらの中には、医薬品に該当する成分を配合したり、医薬品と紛らわしい効能等の表示・広告を行ったりしている製品（無承認無許可医薬品）も少なくありません。
- 毒物劇物取扱施設においては、毒物劇物の飛散、漏出、流出等により保健衛生上の危害が発生するおそれがあり、特に、大地震・大規模風水害等激甚災害発生時には、危害が拡大する可能性があります。
- 医師と薬剤師が各々の専門性を発揮するため、医薬分業*を推進しており、本県における医薬分業率は、令和4（2022）年実績で71.4%（全国76.6%）となっています。
- 地域包括ケアシステムの中で、かかりつけ薬局が服薬情報の一元的・継続的な把握や在宅での対応を含む薬学的管理・指導などの機能を果たすため、患者本位の医薬分業の実現に取り組んでいます。
- 県民の健康への意識や要求は高く、セルフメディケーション*に対する関心も高まっています。

(3) 課題

- 医薬品等は、県民が健康な生活を営む上で、必要かつ不可欠なものであることから、製造・流通・販売から服薬等に至るまでの過程において、その安全性等を確保する必要があります。

- 全国的に後発医薬品の製造時に係る法令違反が多数発生していることから、後発医薬品の信頼回復に向け、その品質を確保する必要があります。
- 無承認無許可医薬品等による健康被害を未然に防止するため、監視指導を徹底する必要があります。
- 毒物劇物取扱施設において、毒物劇物の飛散、漏出、流出等による保健衛生上の危害の発生を防止するため、毒物劇物を適正に管理することが必要です。
- 地域医療の向上に貢献できる質の高い医薬分業を確立するため、薬に関する身近な相談から健康づくりの支援まで対応できる、地域に密着した「かかりつけ薬局」の充実が必要です。
- 薬剤師が、患者の服薬情報の一元的・継続的な把握や医療機関等との連携に取り組むとともに、夜間・休日等における調剤や電話相談に対応するなど、「かかりつけ薬剤師」としての役割を發揮し、地域包括ケアシステムの一翼を担うことが必要です。
- 薬局薬剤師は、エビデンスに基づいた質の高いセルフメディケーションを実現するため、薬局を地域における健康サポートの拠点として、一般用医薬品の供給や適正使用の促進、消費者への啓発活動に積極的に取り組むことが必要です。

(4) 取組内容

① 医薬品製造販売業者等に対する監視指導の強化

- 医薬品等製造販売業者、薬局・医薬品販売施設等に対する監視指導を徹底することで、製造から流通までの各段階において医薬品等の安全性を確保します。(保健所設置市、県)
- 後発医薬品を含む医薬品の品質を確保するために、無通告査察の実施も含め、後発医薬品の製造業者等の監視指導を徹底するとともに、製品検査を実施します。(保健所設置市、県)
- 医薬品等による事故が発生した際に、保健衛生上の被害を最小限に食い止めるために必要な対応を行います。(事業者、医療機関、薬局、保健所設置市、県)
- 毒物劇物取扱施設に対して、立入検査、講習会等を通じて毒物劇物の適正管理の指導を行います。(保健所設置市、県)

② 無承認無許可医薬品等の監視指導の充実

- 製品表示や広告の監視指導、買上調査の実施等、無承認無許可医薬品等の監視指導体制を充実させます。(保健所設置市、県)
- 県民が無承認無許可医薬品等についての正しい知識を持つことで、健康被害を未然に防げるよう、啓発活動を推進します。(薬局、薬剤師会、保健所設置市、県)

③ 医薬品等に関する情報提供の推進

- 医薬品等による健康被害を防ぐため、県民に対し医薬品等の副作用や服用方法などに関する正しい知識の情報提供を行います。(医療機関、薬局、関係団体、市町、県)

④ 薬局機能の強化とかかりつけ薬局の育成

- 薬局・薬剤師が、「かかりつけ薬局」「かかりつけ薬剤師」としての役割を果たすことがで

- きるよう、薬局の機能強化や薬剤師の資質向上に取り組みます。(薬局、薬剤師会、県)
- 薬局が地域における健康サポートの拠点としての役割を効果的に果たせるよう、県民に対する普及啓発を実施します。(薬局、薬剤師会、保健所設置市、県)
 - 患者が自分に適した薬局を選択できるよう、入退院時の医療機関等との情報連携や、在宅医療等に地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応できる薬局(地域連携薬局)およびがん等の専門的な薬学管理に関連機関と連携して対応できる薬局(専門医療機関連携薬局)の普及啓発を実施します。(薬局、薬剤師会、保健所設置市、県)

2. 薬物乱用の防止

(1) めざす姿

- 県民が薬物乱用の危害について十分認識し、薬物乱用を許さない意識が醸成されています。

(2) 現状

- 薬物乱用問題は、世界的な広がりを見せ、県民の生命はもとより、社会の安全や安定を脅かすなど、深刻な社会問題の一つとなっています。
- 覚醒剤をはじめとする薬物事犯による検挙者数は、依然として高い水準で推移し、大麻事犯については、近年増加傾向を示しており、令和3(2021)年には検挙人員が過去最多を更新し、「大麻乱用期」とも言える状況です。特に、30歳未満の検挙人員の割合が、大麻事犯全体の約69%を占めており、他の規制薬物に比べ若年層の割合が高くなっています。
- 危険ドラッグ*は、麻薬・覚醒剤・大麻等には指定されていませんが、妄想、幻覚、幻聴、精神への悪影響や意識障害等を起こすおそれがある製品であり、非常に危険です。近年、大麻の有害物質の構造の一部を変えた危険ドラッグが販売され、健康被害が確認されています。
- 若年層における市販薬等のオーバードーズ(過剰摂取)による救急搬送が大幅に増加しており、社会問題となっています。
- 薬物の乱用は、乱用者個人の健康を害するばかりでなく、平和な家庭を破壊し、また、凶悪な二次犯罪を引き起こすなど大きな社会問題につながります。

(3) 課題

- 青少年を中心として全ての世代に対して薬物乱用防止に関する啓発活動を行い、正しい知識を普及するとともに、規範意識の向上に取り組む必要があります。

(4) 取組内容

① 薬物の乱用防止の総合的な対策の推進

- 民間団体、学校、市町等と連携し、広く県民に対し薬物乱用防止の啓発活動を実施します。(関係団体、関係機関、教育機関、市町、県)

- 小学校・中学校・高等学校等を対象に民間団体等と協力して薬物乱用防止教室を開催します。(関係団体、教育機関、市町、県)
- 麻薬・向精神薬・覚醒剤原料等の取扱施設の立入検査を実施し、不正使用、不正流通を防止します。(保健所設置市、県)
- 濫用のおそれのある医薬品を取り扱う薬局・医薬品販売施設等に対する立入検査を実施し、不適切な販売が行われていないか確認していきます。(保健所設置市、県)
- 危険ドラッグの販売店舗を探知した場合(インターネット監視を含む)は、速やかに立入検査等を行うことで、販売店舗を根絶します。(関係機関、保健所設置市、県)
- こころの健康センターを薬物相談の中核とし、関係機関と連携を強めることにより薬物相談ネットワークを充実強化します。(医療機関、関係機関、市町、県)
- 相談応需職員の研修を行うことにより、薬物相談に総合的に対応する体制の充実を図ります。(医療機関、関係機関、市町、県)
- 薬物乱用者に対して更生指導を行うとともに、その家族等からの相談に応じることにより、薬物乱用者およびその家族等の支援を行います。(関係機関、県民、市町、県)

第9節 | 医療に関する情報化の推進

(1) めざす姿

- デジタル化による医療現場における業務の効率化や人材の有効活用が図られ、本人同意のもとで、医療機関等が必要な診療情報を共有することにより、切れ目なく質の高い医療を受けることができます。
- 県内へき地においてオンライン診療が普及することにより、へき地で暮らす住民の受診機会の確保が図られています。
- 県内の地域医療連携体制や中小企業等のものづくり技術を基盤として、患者等の医療情報(病名、検査、治療、レセプト、DPC*情報等)を収集・分析する統合型医療情報データベースの活用、ヘルスケア分野のデータ、デジタル技術を活用した実証等に取り組むことにより、医療技術の高度化や画期的な医薬品・医療機器等の開発につながっています。

(2) 現状

- 少子高齢化が進む中で、医療の各分野においてデジタル化を促進し、切れ目なく質の高い医療の提供や、医療機関の業務効率化を図ることが必要であり、国において医療DX*の推進に向けて関連した取組が進められています。
- AIなどの先端技術の発展、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などを契機に、データやデジタル技術を活用した医療機器の開発、遠隔医療の普及が進むなど医療現場のデジタル化が進展している中、県内の医療機関等においても対応が求められています。
- 県内の病院において、電子カルテシステム*の導入率(一部導入を含む。)は約68%となっ

ています¹。また、令和5（2023）年4月からオンライン資格確認等システム*で、おおむね全ての医療機関および薬局がつながっています。

- 本県では、「三重医療安心ネットワーク」（I D - L i n k）を構築し、医療機関の間での患者情報等の共有による診療の円滑化を図っており、閲覧施設数、登録患者数ともに増加傾向にあります。また、県内各地域においても、医療連携、医療介護連携のためのI C Tがそれぞれ導入されています。
- 県内のへき地診療所を有する市町や医療機関のうち、一部の医療機関では既にオンライン診療が導入されていますが、多くの市町・医療機関では、導入検討に向けた情報収集や有効性等の検討が行われている状況です。
- 「みえライフイノベーション総合特区計画」に基づき、三重大学医学部附属病院により統合型医療情報データベースが構築・運用されています。

(3) 課題

- 医療D Xの推進にあたっては、分散した医療関連情報の利活用を進め、効率化を図る一方で、そのシステムの安全性・有効性・適合性や高齢者および障がい者等に対する配慮、個人情報や人権の保護等に十分留意することが必要です。
- 医療現場におけるデジタル化の進展に対応していくため、統合型医療情報データベースの活用を促進するとともに、医療現場と企業とのマッチングなどを通じて新たな製品・サービスの創出につながるようなプロジェクトや共同研究の組成を促していく必要があります。

(4) 取組内容

- 県内へき地に適したオンライン診療のモデルを構築すること等により、へき地診療所を有する市町や医療機関におけるオンライン診療の導入に向けた検討・支援を行います。（医療機関、市町、県）
- 統合型医療情報データベースを活用した共同研究、臨床研究を促進するとともに、医療機関、企業等と連携し、ヘルスケア分野のデータ、デジタル技術を活用した実証等に取り組みます。（医療機関、三重大学、関係機関、県）

第10節 | 外国人に対する医療対策

(1) めざす姿

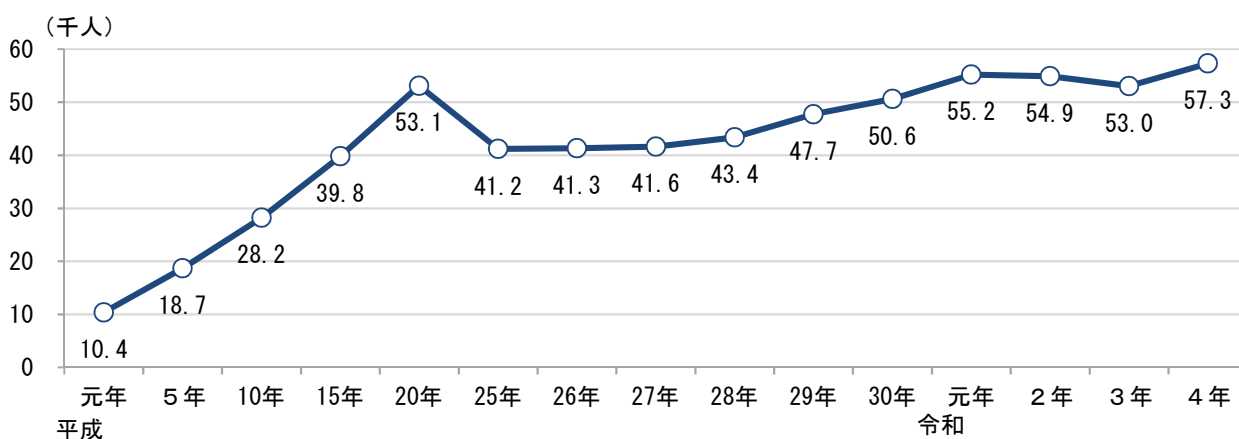
- 外国人住民が、心身ともに健康な生活を送ることができるよう、円滑かつ適切に必要な医療サービスが受けられる体制が整備されています。

¹ 出典：厚生労働省「令和2年 医療施設調査」

(2) 現状

- 令和4(2022)年末現在、県内の外国人住民数は、57,279人(対前年比4,237人、8.0%増)となり、過去最多となっています。また、県内総人口に占める外国人住民の割合は3.23%となっています。
- 国籍・地域別の外国人住民数では、最も多いのがブラジル(13,061人)で、次いでベトナム(10,683人)、フィリピン(7,723人)の順でした。また、出身国籍の数は114か国でした。

図表6-10-1 三重県における外国人住民(登録者)数の推移



資料：三重県「外国人住民国籍・地域別人口調査」

図表6-10-2 国籍・地域別外国人住民数

(単位：人、%)

国籍	外国人住民数	構成比	前年比増減数	前年比増減率
ブラジル	13,061	22.8	164	1.3
ベトナム	10,683	18.6	1,293	13.8
フィリピン	7,723	13.5	456	6.3
中国	6,040	10.5	▲ 266	▲ 4.2
韓国	3,882	6.8	▲ 91	▲ 2.3
ペルー	3,144	5.5	20	0.6
インドネシア	2,530	4.4	815	47.5
ネパール	2,210	3.9	779	54.4
タイ	1,717	3	184	12.0
ボリビア	1,036	1.8	12	1.2
その他	5,253	9.2	871	19.9
三重県	57,279	100.0	4,237	8.0

資料：三重県「外国人住民国籍・地域別人口調査」(令和4年12月31日現在)

- 外国人住民の定住化・永住化が進み、家族を形成し、高齢化しつつある中で、外国人住民が医療機関を受診する機会が増えてきています。
- 県内病院等を対象に実施したアンケートによると、平成 29（2017）年度 1 年間の外国人患者受入れについて、回答のあった病院の 65.9%、一般診療所の 61.7%、歯科診療所の 72.3% で受入れ実績がありました。また、外国人患者の受入れにあたり現在負担になっていることを尋ねたところ、病院の 8 割程度、診療所の 7 割程度が「言語や意思疎通の問題」との回答となっています。
- 県では、医療従事者等に医療通訳への理解と医療通訳の利用を働きかけており、医療通訳者が常勤する医療機関は 20 機関となっています¹。
- 「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」を選定し、外国人患者が安心して受診できるよう、医療機関の情報を取りまとめています。
- 学校におけるアレルギーに関する各種調査票等の多言語化のほか、1 歳半・3 歳児健診時に通訳者を配置する保健センターがあるなど、学校保健や母子保健等の保健サービスの分野においても多言語による対応が行われています。
- 事業所等の被用者や 3 か月を超えて在留する外国人住民は、公的医療保険（被用者保険、国民健康保険等）に加入し、医療等の給付が受けられることとなっています。しかし、現実には公的医療保険に未加入の外国人住民が多く、受診の際に医療費を払えない、受診を控えることにより健康の悪化を引き起こすなどのケースが生じています。

(3) 課題

- 外国人住民が医療機関を利用する際、言葉の壁や文化・風習の違いによって、十分にコミュニケーションをとることができない場合があります。
- 公的医療保険に加入していない外国人住民の加入手続きを促進する必要があります。

(4) 取組内容

- 外国人住民が地域で安心して生活するためには、疾病等の予防とともに、円滑に医療を受けられる環境の整備が重要です。そのため、保健、医療、医療保険等の制度や仕組みを周知するとともに、医療従事者等に医療通訳への理解と医療通訳の利用を働きかけ、外国人住民が利用しやすい環境づくりを促進します。（医療機関、関係機関、市町、県）
- 県ホームページ等を活用し、多言語対応が可能な医療機関に関する情報提供を行います。（医療機関、関係機関、市町、県）
- 医療機関の診療案内や入院案内等をはじめ、学校保健、母子保健等における多言語対応に取り組みます。（医療機関、関係機関、教育機関、市町、県）
- 公的医療保険に加入していないために受診が遅れ、病状が悪化するというような悪循環を避けるため、外国人住民へ医療保険制度に関する説明や情報提供を行います。（事業者、医療機関、関係機関、市町、県）

¹ 出典：（公財）三重県国際交流財団「医療通訳が配置されている医療機関リスト」（令和 5 年 10 月 1 日現在）

第1節 | 保健・医療・福祉の連携

1. 保健・医療・福祉の連携

- 医療や介護が必要な状態になっても、できる限り住み慣れた地域で安心して生活を継続できるように、疾病予防から治療、介護まで、ニーズに応じたさまざまなサービスが地域において切れ目なく一貫して提供される、患者本位の体制を整備する必要があります。
- 保健・医療・福祉サービスは、それぞれ別の制度に基づいて実施されていますが、急速な高齢化や、それに伴う疾病構造の変化等により、各分野において機能を発揮するだけでなく、分野の関係者等が連携を図り、総合的かつ一体的に提供することが重要です。
- こうした考え方にに基づき、「みえ高齢者元気・かがやきプラン」、「みえ障がい者共生社会づくりプラン」、「健やか親子いきいきプランみえ」等の各計画との整合性を確保しつつ、医療と密接に関連する施策の展開を推進します。

第2節 | 高齢者の保健・医療・福祉の推進

1. 地域包括ケアシステムの深化・推進

(1) めざす姿

- 「地域包括ケアシステム」が深化し、地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供され、地域共生社会の実現が図られています。

(2) 現状

- 地域共生社会の実現に向けて、地域住民と行政が協働し、公的な体制による支援とあいまって、地域や個人が抱える生活課題を解決していくことができるよう、市町・地域包括支援センターが中心となって、包括的な支援体制を整備することが求められていますが、課題が複合化している高齢者への対応や、高齢者の社会参加等において、地域包括ケアシステムの強化に十分つながってきているとは言えません。

(3) 課題

- 一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加が見込まれる中、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の促進、医療・介護の情報基盤の整備の推進など、地域包括ケアシステムの一層の推進や地域づくり等を一体的に取り組んでいく必要があります。

(4) 取組内容

- 地域包括支援センター職員などを対象とした研修会を開催して、地域包括ケア推進のために重要な役割を果たす介護予防ケアマネジメントや地域ケア会議の開催等に取り組むための知識向上、技術の修得を図ります。(市町、県)
- 地域包括ケアシステムの深化・推進および地域共生社会の実現に向けて、介護保険制度等によるサービス(フォーマルサービス*)やインフォーマルな多様な活動等を有機的に連携・連結させ、包括的・継続的なサービス提供を支える地域包括支援センターのコーディネーター機能を充実させるために、市町および地域包括支援センターなどが必要とする専門職アドバイザーを派遣します。(市町、県)

2. 介護サービス基盤の整備

(1) めざす姿

- 施設サービスを受ける必要性の高い高齢者が円滑に入所できるとともに、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等、高齢者のさまざまなニーズに応じた施設の整備が進んでいます。
- 医療ニーズの高い重度の要介護者の在宅生活を支えるために、必要なサービスが充実しています。

(2) 現状

- 介護施設については、「みえ高齢者元気・かがやきプラン」に基づいて、市町と連携して特別養護老人ホーム等の整備を重点的に進めています。
- 介護や医療を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で暮らし続けたいと願う人が多い状況にあります。

(3) 課題

- 施設サービスを必要とする高齢者がいることから、介護施設の整備が必要です。
- 疾病構造の変化や高齢化の進展に伴い、自宅や地域で疾病を抱えつつ生活を送る人が増加していくと考えられることから、訪問看護等の医療ニーズに対応した居宅サービスの充実が必要です。

(4) 取組内容

- 市町の介護保険事業計画との整合を確保しつつ、老人福祉圏域*ごとに広域型の特別養護老人ホーム等の施設整備を進めます。また、地域密着型特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所等の「地域密着型サービス」の整備を進めるため、市町を支援します。(事業者、市町、県)
- 医療ニーズに対応した居宅サービスの充実に向けて、訪問看護の利用促進に係る普及啓発

活動に取り組むとともに、地域密着型サービスである「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」や「看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）」の普及に向けて、市町の取組を支援します。（事業者、関係団体、関係機関、市町、県）

3. 介護人材の安定的な確保

(1) めざす姿

- 介護分野におけるニーズに応じた人材が安定的に確保され、専門的な技術と知識を持った職員により充実したケアが行われています。

(2) 現状

- 令和7（2025）年には団塊の世代全てが75歳以上となり、さらに令和22（2040）年にかけて要介護認定率が特に高くなる85歳以上の高齢者人口が大きく増加すると見込まれています。一方、生産年齢人口は減少していくと見込まれており、介護人材の確保が喫緊の課題となっています。
- 介護サービス事業者で職員の不足感を持つ県内の事業所は66.0%に及んでいます¹。また、令和4（2022）年度の県内の全業種の有効求人倍率は1.41倍であるのに対して、介護関係職では4.10倍と高い状況にあります。

(3) 課題

- 地域での介護サービスに対する理解を深め、新たな介護人材の育成や潜在的有資格者の掘り起こしを行うほか、外国人材や介護助手など担い手のすそ野を拡大することにより、介護人材の確保を図る必要があります。
- 介護ニーズの拡大に伴い、介護人材の確保が求められるとともに、認知症ケアや医療的ケアを必要とする利用者が増加するなど、多様化・高度化する役割に介護従事者が対応していくことが求められています。
- 介護人材が意欲や能力に応じてキャリアアップを図り、キャリアに応じた役職や業務を担うことが職場での定着につながることから、キャリア形成を意識した介護職員の処遇改善、離職防止・定着促進等の取組を行うことが重要です。
- 介護職については、「体力的に大変な仕事である」「精神的に大変な仕事である」「仕事に見合った収入が得られない仕事である」など、一面的な見方が流布され、マイナスイメージが生じて人材確保の阻害要因となっています。将来の介護の担い手となる若い世代をはじめ社会全体での理解を進めるよう、介護の魅力を伝え、介護の職場に対するイメージアップを図り、介護分野への参入を促進する必要があります。
- 介護サービス事業所の課題を明確にし、専門知識や特定の資格を有する介護職員が利用者のサービス提供に集中できるよう、業務改善活動等に継続的に取り組む必要があります。

¹ 出典：公益財団法人介護労働安定センター「令和4年度 介護労働実態調査」

これらの活動を通じて職員の働きがいや仕事に対する満足度を高め、その結果としてさらなるサービスの質の向上につながるよう、介護分野の生産性向上に取り組む必要があります。

(4) 取組内容

- 三重県福祉人材センターにキャリア支援専門員を配置し、介護職場への就職希望者や職員を採用したい施設からの個別相談に応じるほか、就職フェアの開催などによりマッチングを支援し、福祉・介護の仕事についての理解促進・人材確保を図ります。(関係機関、県)
- 元気高齢者等が、身体介護等の専門的知識や技術が必要な業務以外の周辺業務に従事することで、介護職の専門職化と介護職員の離職防止を図るため、介護助手の導入を促進します。(関係機関、県)
- 外国人介護人材が県内の介護現場において、円滑に就労・定着できるよう、介護施設等が実施する奨学金支給や集合研修の実施等の取組を支援します。また、受入説明会の開催等により介護施設等における受入れ制度への理解促進を図ります。(関係機関、県)
- 地域医療介護総合確保基金を活用し、市町や介護関係団体等による介護人材確保に向けた参入促進、資質向上、労働環境・処遇改善の取組を支援します。(関係機関、市町、県)
- 介護職員処遇改善加算*が未活用の事業者や低い加算を取得している事業者に対し、研修会の開催や社会保険労務士等による個別訪問による取得支援を行うことにより、介護人材の定着を促進します。(関係機関、県)
- 小規模な事業所であることから、職員の採用・育成・定着に十分に取り組むことが難しい事業所に対して、職員の採用や育成・定着等の専門的な助言を行うアドバイザーや研修講師を派遣し、人材の育成と定着を支援します。(関係機関、県)
- 介護分野への新規参入を促進するため、事業者団体や職能団体、養成機関、行政等が連携し、より多くの県民に介護を身近に感じてもらい、介護職の社会的意義や職員自身にとってのやりがいについて情報発信する介護イベントを実施します。(関係機関、県)
- 社会福祉施設職員の資質の向上のため、経験年数や職種に応じた各種研修を実施し、より広範な福祉の知識と高度な専門的スキルを持った福祉人材養成を推進します。(関係機関、県)
- 認知症高齢者に対する介護職員によるケアの資質向上を図るため、認知症介護等に関する研修を実施します。(関係機関、県)
- 介護職員に対して、高齢者の権利擁護の研修を実施するとともに、介護職員がたん吸引や経管栄養等の業務を実施できるように研修体制の整備を進めます。(関係機関、県)
- 介護支援専門員の資格取得や資質向上に必要な研修を実施します。(関係機関、県)
- 介護サービス事業所における文書負担軽減について、国が示した標準様式例による申請様式の標準化および添付書類の簡素化を行うとともに、介護サービス情報公表システムを活用したオンラインによる指定申請等ができるよう取り組みます。(関係機関、市町、県)
- 生産性向上や人材確保に関するワンストップ窓口である「介護生産性向上総合相談センター(仮称)」を設置し、介護ロボットやICT等の生産性向上に取り組む介護事業所への研修会開催や専門家派遣、介護ロボット等機器展示等の生産性向上に関する取組を支援します。(関係機関、県)

第3節 | 障がい者の医療福祉の推進

1. 障がい者の医療・医学的リハビリテーションの推進

(1) めざす姿

- さまざまな障がいに対し、必要な医療や医学的リハビリテーションが適切に提供され、身体的機能や心理的能力等が向上・維持されるとともに、障がい者が安心して地域生活を営むことができる体制が整備され、社会復帰や社会参加に向けた支援が充実しています。

(2) 現状

- 障がいの種類はさまざまであり、また、障がいの程度や障がいに伴う社会生活上の困難には個人差があるため、きめ細かい支援が必要です。
- 脳血管疾患等の循環器系疾患に対する医学的リハビリテーションの需要が増加しています。
- 本県では、交通事故や病気等で障がいを持った患者や施設に入所している障がい者が地域に戻り、安心して生活していけるよう、医療や福祉の面からの支援とともに、バリアフリー*対策、障がいや障がい者についての理解促進のための交流会等を通じて、障がいの有無に関わらず誰もが共に暮らしやすい共生社会づくりをめざします。

(3) 課題

- 疾患・交通災害等の後遺症のある患者の身体的機能や心理的能力、また、必要な場合には補償的な機能を伸ばすためには、医学的リハビリテーションの充実が重要です。
- 治療時における早期医学的リハビリテーション、治療後の後遺症に対する医学的リハビリテーション等を提供できる体制の整備が必要です。
- 人工透析を要する慢性腎不全、精神疾患、難治性疾患等の障がいに対しては、継続的な医療が必要です。
- 障がいに起因して発生しやすい合併症、感染症等を予防し、発症した場合には適切な医療を提供する体制が必要です。
- 障がい者の社会復帰に向けた支援と障がいの有無に関わらず誰もが共に暮らしやすい共生社会づくりが必要です。

(4) 取組内容

① 適切な医学的リハビリテーション提供体制の整備の推進

- 地域医療構想をふまえ、各地域の回復期リハビリテーション病床や地域包括ケア病床等の充足を図り、地域におけるリハビリテーション提供体制を整備します。(医療機関、県)
- 病院等から退院した在宅の脳卒中等の患者が地域で自立した生活を送れるよう、医療機関や介護施設、関係団体による連携強化やリハビリテーション等の専門職の育成を促進していきます。(医療機関、関係機関、市町、県)

② 社会復帰に向けた支援の充実

- 交通事故等による脳外傷で生じた高次脳機能障がい等に対する理解を深めるとともに、高次脳機能障がい者の社会復帰や社会参加を進めるため、関係機関と連携しながら、周知啓発活動、地域移行や就労支援等の相談支援、地域支援ネットワークの強化などを行います。
(関係機関、県)
- 県民、関係団体、関係機関等と連携し、障がいに関する正しい知識の普及啓発を進めるとともに、障がい者についての理解促進につながるスポーツや芸術をはじめとするさまざまな交流、ボランティア活動等をとおして、障がいについての理解を促進するための取組を行います。(関係団体、関係機関、県民、市町、県)
- 精神障がい者の地域移行や地域生活の支援を促進するため、自立支援協議会精神部会等の場で、保健、医療、福祉等の関係者により、地域の実情に応じた体制構築の協議を行います。(医療機関、関係機関、市町、県)
- 地域におけるユニバーサルデザイン*の意識づくりを進めるとともに、誰もが施設等を安全かつ快適に利用できるよう、施設整備や管理を担う団体等への啓発等を行うなど、ユニバーサルデザインのまちづくりに取り組みます。(関係団体、関係機関、市町、県)

第4節 | 母子の保健・医療・福祉の推進

1. 母子の保健・医療・福祉の推進

(1) めざす姿

- 全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境をめざし、妊娠期から出産・子育て期にわたり切れ目なく必要な支援が受けられる体制が充実しています。
- 子どもの健やかな発達・成長と児童虐待の根絶をめざし、関係機関が連携して不安を抱える妊婦や子育て家庭に必要な支援を提供する体制が整えられています。
- 関係機関が連携して、障がいや疾患の早期発見・早期治療へつながる取組が進められています。
- 子どもが病気になっても不安のない保健・医療体制が構築され、障がいのある子どもや医療的ケアが必要な子どもが地域で安心して生活できる環境が整えられています。
- 子ども・若者が、主体的に将来を選択できるよう、よりよく生きるために性を含めた自身の健康管理や、家族の大切さなどについて考えるきっかけとなる、ライフデザイン等について学ぶ取組が進められています。

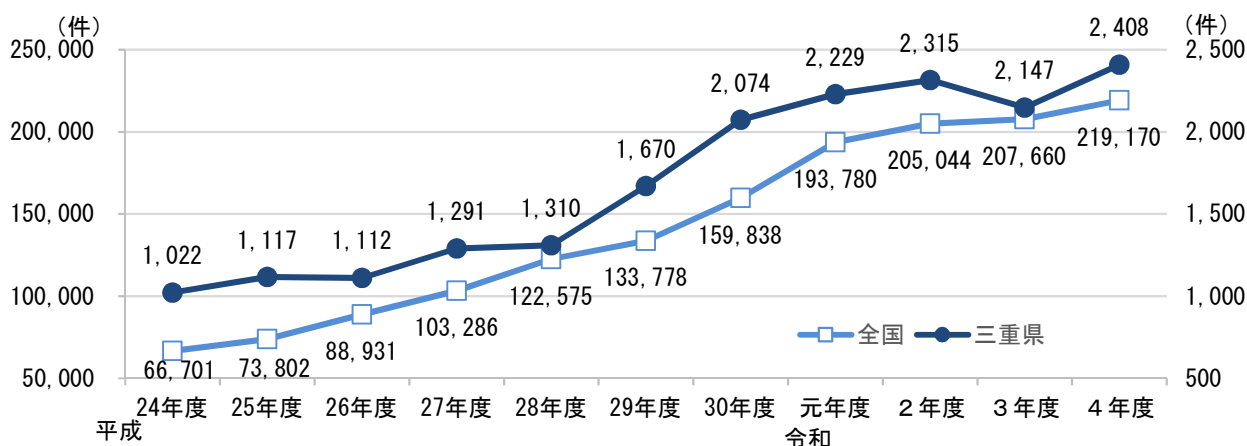
(2) 現状

- 不妊や不育症*に悩む方は、周囲に悩みを打ち明けづらい状況にあることから、県で看護師等の専門職による電話相談を実施しています。また、令和4(2022)年4月から一般不妊

治療や生殖補助医療が保険適用されているものの、一部の治療が保険適用外となっていることをふまえ、保険適用外の治療（先進医療や一部の不育症治療・検査等）について本県および各市町がその費用の一部を助成し、さらなる経済的負担の軽減を図っています。

- 核家族化や地域のつながりの希薄化など、社会環境の変化により、出産・子育てに関する不安感や孤立感を抱く妊産婦が増加しています。こうした中、市町においては妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、さまざまなニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援が実施されています。また、令和4（2022）年度からは県内全ての市町において産婦健康診査を通じた産後うつスクリーニングや、産後ケア事業を通じた医師・助産師等による母子の心身のケアや育児支援が実施されています。さらに、産婦人科からの紹介により、小児科医が出産の前後に育児に関する相談指導を行い、必要に応じて精神科医療機関につなぐ「みえ出産前後からの親子支援事業」を実施しています。
- 県内の10代の人工妊娠中絶件数は減少しており、令和3（2021）年は106件、人口10万人あたり2.7件と、全国値の3.3件を下回っています。若者が性に関する正しい知識を身につけ、自らのライフプランについて考えることができるよう、養護教諭等の思春期保健に携わる職員を対象として性を取り巻く最近の話題等をテーマとした講演「思春期保健指導セミナー」を開催しています。また、学校や企業へ産婦人科医・助産師を講師として派遣し、妊娠・出産を含む性に関する正しい知識を伝える取組が行われています。
- 乳幼児死亡率は平成25（2013）年に3.0（全国4位）と高い値でしたが、平成26（2014）年以降は改善傾向にあり、令和4（2022）年現在では全国で最も死亡率が低い結果となっています。
- 共働き世帯の増加などによる家族形態の多様化、地域とのつながりの希薄化など、社会環境の変化により、育児不安・負担感を抱える家庭や児童虐待が増加しています。本県においても虐待相談件数は、増加の一途をたどっています。国の児童虐待死亡事例の検証結果報告によれば、死亡した子どもは0歳児の占める割合が最も多く、その背景として、予期しない妊娠等が指摘されています。

図表7-4-1 児童虐待相談対応件数の推移



※令和4年度は速報値

資料：子ども家庭庁資料

- 虐待を受ける子どもの多くに、多数歯のう蝕（むし歯）やその処置が行われていないなど、

保護者による歯科的管理が行われていない傾向があることから、小児歯科においても1歳半、3歳児健康診査や学校での歯科検診等の機会をとらえた虐待の早期発見や子育て支援体制づくりの取組が進められています。

- 先天性難聴児は1,000人あたり1～2人の割合で生まれるとされていますが、早期発見のための新生児聴覚スクリーニング検査*が県内全ての産科医療機関および病院新生児科において実施されています。また、検査費用についてはほとんどの市町で費用の一部助成が実施されています。
- 県内の19歳以下の死亡数は減少傾向にあり、令和3（2021）年は40件で過去最小となっています。予防可能な子どもの死亡を減らすための取組として、子どもの死亡事例について県内の医療、保健、福祉、警察および教育等の関係機関により死因等の検証を行うチャイルド・デス・レビュー（CDR）が実施されています。
- 発達障がいを含む障がいのある子どもや医療的ケアが必要な子どもへの支援の充実へ向け、母子保健事業に携わる職員向けに研修を実施し、支援者の資質向上を図っています。

(3) 課題

- 妊産婦・子育て家庭を取り巻く環境は複雑化しており、産後うつを発症する産婦が少なくないとされているものの、その実態が十分に把握されていない状況にあります。妊産婦とその家族のウェルビーイング*を実現するため、妊娠中からの保健指導において産後のメンタルヘルスについて妊婦とその家族への啓発を図るとともに、必要な支援につなげられる体制づくりに取り組む必要があります。
- 県内における10代の中絶件数は、減少しているものの一定の割合で発生しています。また、予期しない妊娠や若年妊娠は生後0日・0か月での死亡の要因の一つになっていることから、予期しない妊娠等を防止するため、若年世代に対して性に関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、悩みを抱える妊婦を適切に医療へつなげるための相談支援に取り組む必要があります。
- 胎児期から社会的自立に至るまでの子育て等に関すること、養育困難な状況や虐待に関することなど、妊産婦・子育て家庭が抱える諸問題に対して、母子保健、児童福祉、子育て支援等関係機関が連携し支援していく体制を整えることが求められています。
- 新生児聴覚スクリーニング検査については、県内全ての分娩取扱医療機関で実施されているものの、受検率が100%ではない状況です。検査により聴覚障がいのある子どもを漏れなく早期に発見し、早期に療育支援へつなげるための体制整備や、関係機関の連携強化が求められています。
- 小児の死亡数は減少傾向にありますが、病死以外の死因について乳児では不慮の事故、思春期では自殺が多くを占めており、予防可能な死亡は少なくないと考えられます。このような子どもの死亡をなくすために、CDRによる検証結果を行政等の施策に反映していく必要があります。また、県内におけるCDRの取組について、県民や関係機関への周知啓発を図る必要があります。
- 多胎児や外国にルーツを持つ子どもなど、出産や育児にあたって既存の支援メニューでは対応しきれない子どもとその家庭に対して、幅広く連携をして支援していく体制づくりが

求められています。

- 発達障がいやその支援の必要性に対する認識が高まり、今後も発達支援へのニーズが増加すると想定されることから、診療体制の充実とともに、途切れのない発達支援体制の構築に向けて、市町との連携を強化する必要があります。
- 医療的ケア児を含む障がい児の健やかな育成を支援するため、保健、医療、福祉などの関係機関が連携し、切れ目のない一貫した支援体制の構築が求められています。

(4) 取組内容

① 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない母子保健サービスの提供

- 市町において、妊娠届出時から妊婦や子育て家庭に寄り添い、面談や情報発信、相談受付等を継続的に行い、必要な支援につなぐ伴走型相談支援等を実施するとともに、県内のどの地域においても妊娠・出産・育児における切れ目のない母子保健サービスが提供されることで、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境の整備を図ります。また、地域住民のボランティア組織やNPO等と連携し、地域での子育て支援体制の充実に努めます。(医療機関、関係機関、関係団体、市町、県)
- 不妊や不育症、不妊治療の悩みや不安、疑問等に対応するため、看護師や助産師等による三重県不妊専門相談センターにおける専門相談を行います。また、不妊ピアサポーターを活用した、身近な地域での当事者同士の交流会を実施し、傾聴的な寄り添い型支援を行います。(医療機関、関係団体、市町、県)
- 経済的な理由により不妊治療を諦めることがないように、助成回数の上乗せや保険適用外となった先進医療への助成について市町と連携して取り組むとともに、不育症についても検査費用や治療費に係る助成を行います。(市町、県)
- 「みえ出産前後からの親子支援」を推進するとともに、「エジンバラ産後うつ病質問票 (EPDS) *」や「赤ちゃんへの気持ち質問票*」等を活用するとともに、産後ケア事業を活用して育児不安の早期発見や児童虐待防止に向けた取組を進めます。(医療機関、医師会、関係団体、市町、県)
- 妊娠時に歯周疾患が増悪する傾向があり、その結果早産や低体重児出産のリスクが高まることから、妊産婦の歯科健診や歯科保健指導の取組を進めます。(医療機関、歯科医師会、市町、県)
- 価値観やライフスタイルが多様化する中で、子どもや若者が児童期から自分の身体について理解し、家庭生活や家族の大切さ、妊娠・出産や性(人工妊娠中絶や性感染症予防)に関する医学的に正しい知識を習得し予防行動がとれるよう、児童期から発達段階に応じたライフプラン教育やプレコンセプションケア*につなげる取組を進めます。(医療機関、医師会、関係団体、教育機関、市町、県)

② 子どもの健やかな育ちを支えるための環境整備

- 全ての妊産婦や子どもへ一体的な相談支援を行う機能を有する機関である「こども家庭センター」の設置促進を図り、児童福祉と母子保健が連携した子育て家庭への包括的な支援体制を構築することで、妊産婦および乳幼児やその保護者の生活の質の改善・向上や、良

- 好な成育環境の実現・維持を図ります。(医療機関、関係機関、教育機関、市町、県)
- 障がいや乳幼児突然死等を引き起こす可能性がある先天性代謝異常等を早期に発見し、適切な治療や支援につなげるため、全ての新生児を対象にマス・スクリーニング検査を実施します。(医療機関、医師会、関係機関、県)
 - 乳幼児の健康状態を把握し、疾患や発達障がいを含む障がいの早期発見・早期治療につなげるため、乳幼児健康診査の実施体制の充実、および健康診査の結果を治療や療育につなげるための関係機関の連携強化を図り、健診後のフォロー体制の充実に向け取り組みます。(医療機関、医師会、市町、県)
 - 医療的ケア児を含む障がいを持つ子やその家族が、身近な地域で必要な支援を受け安心して暮らせるよう、身近な相談者である市町の保健師や看護師等に対して、さまざまな機会を通じて必要な研修を実施し、支援内容の向上につなげます。また、市町が実施する支援の実態調査を行うことにより現状や課題を把握し、医療や福祉、教育などとの連携による支援体制の検討を行います。(医療機関、市町、県)
 - 子どもの発達支援の充実に向けて、子ども心身発達医療センターを拠点として、専門性の高い医療、福祉サービスを提供するとともに、地域での支援体制を強化するため、市町における専門人材の育成や、発達障がいの診療が可能な小児科医等の確保、地域の医療機関や療育機関等との連携強化に取り組みます。(医療機関、関係団体、関係機関、市町、県)
 - 児童虐待の発生予防や早期発見、早期対応のため、保健・医療(歯科を含む)・児童福祉・教育等の関係機関による連携体制の整備を図るとともに、個別事例の検討、情報共有等により連携の取組を進めます。(医療機関、関係団体、関係機関、教育機関、県)
 - 予期しない妊娠や性の問題に悩む若年者や家族に対応するため、相談窓口「妊娠SOSみえ『妊娠レスキューダイヤル』」および、特定妊婦等への妊娠判定に係る費用助成の周知を推進するため、医療機関、市町および各NPO等関係団体と連携した支援体制の構築に努めます。(医療機関、関係団体、関係機関、市町、県)
 - 低出生体重児と家族のために、医療機関や市町、当事者などの協力を得て、母子健康手帳と合わせて使用することができる手帳「みえリトルベビーハンドブック」を作成し、育児不安の解消に向けた取組を進めます。(医療機関、医師会、関係団体、市町、県)
 - 新生児聴覚スクリーニング検査等により聴覚障がいの疑いのある子どもを早期に発見し、早期に療育支援へつなげる体制の整備へ向けて、令和5(2023)年度に構築した「三重県新生児・小児聴覚検査情報データベースシステム」により聴覚検査や診断、療育支援等の情報を集約し、関係機関において情報共有を図ります。(医療機関、医師会、教育機関、市町、県)
 - 予防可能な子どもの死亡を減らすため、CDRによる検証を実施し、検証から導かれた提言内容が予防策として実現されるよう、関係機関に周知を図ります。(医療機関、教育機関、消防機関、市町、県)

第1節 | 計画の周知と推進

1. 計画の周知

- 県民一人ひとりが医療に対し、より一層の信頼と安心を実感でき、患者本位の良質かつ適切な医療が効率的に提供される体制の構築をめざして、県、市町、医療関係団体、医療機関、県民、関係機関等が、本計画の基本方針やめざす姿を理解し、互いに協力してその実現に向けて取り組んでいく必要があります。
- このため、県は、県の広報紙やホームページ等のさまざまな媒体や対話の機会を通じて、本計画の周知を図ります。
- また、市町、医療機関および関係機関においても、住民や関係者に対して、計画に基づき取り組む内容の周知を図り、相互に情報を共有して計画の円滑な推進に努めるものとします。
- 県は、計画の推進にあたり、具体的な取組内容や取組の進捗状況、目標の達成状況等について、適切に公表を行います。

2. 計画の推進

- 医療計画の推進にあたっては、それぞれ関係する主体が計画の推進に適切に関与し、地域における医療提供体制の充実をめざします。
- 本計画における各取組内容の末尾には（ ）書きにて、取り組む主体を記載し、それぞれが計画のめざす姿の実現に向けて積極的に取り組むこととしていますが、主な主体に期待される包括的な役割は以下のとおりです。

(1) 県

- 本計画に掲げるめざす姿や各疾病・事業等の目標の達成に向けて、各主体と連携し、市町や各圏域を超えた広域的かつ総合的な取組を積極的に推進するとともに、地域の実情に応じて必要な支援を行います。
- 三重県医療審議会、関係部会等において、関係者との意見調整を行い、計画全体の進行管理、目標の達成状況や取組内容の検証等を行い、必要に応じて施策を見直していきます。

(2) 市町

- 住民に最も身近な行政機関として、関係団体や医療機関等と協力しながら、医療・健康に対する普及啓発、がん検診・特定健康診査などの予防施策の実施、初期救急や在宅医療体制等の充実に取り組みます。

(3) 医療機関

- それぞれの役割・機能に応じた医療を提供するとともに、従事者の資質の向上を図り、地

域における効率的かつ質の高い医療提供体制を地域全体で充実していきます。

- 急性期から回復期・慢性期までの切れ目のない医療提供体制の構築のため、医療機関同士や関係機関との連携を促進します。

(4) 関係団体・関係機関

- 県医師会、県歯科医師会、県病院協会、県看護協会および県薬剤師会等の医療関係団体や、大学等の教育機関、NPO、相談窓口などのさまざまな関係機関は、相互の連携を深め、関係者への研修、医療従事者の育成、行政との協働、住民への啓発や情報共有などを通じて、計画の推進を図ります。

(5) 県民

- 県民は、自らの健康管理を適切に行っていくとともに、そのニーズに応じてかかりつけ医・歯科医、かかりつけ薬局を持ち、日常的に健康相談や軽度の病気、けがの治療、薬の処方等を受けるなど、医療提供体制が円滑に機能していくための適切な受療行動に努めます。

第2節 | 数値目標の進行管理と計画の評価

1. 数値目標の進行管理

- 5疾病・6事業および在宅医療対策等に係る数値目標を定め、毎年度、目標に対する取組の進捗状況を確認していきます。
- 進捗状況の確認の際は、ロジックモデルにおいて設定した指標データの推移を把握し、施策とアウトカムの関連性もふまえて、総合的な検討を行うこととします。
- なお、各指標データの推移の把握にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が当時の医療提供体制や県民の受療動向にさまざまな影響を及ぼした結果の値であることをふまえる必要があります。

2. 計画の評価

- 毎年度、数値目標および取組の進捗状況、評価結果を三重県医療審議会等に報告し、それらの意見をふまえて、次年度以降の取組の検討を行います。
- 目標の達成状況や計画策定以降の医療を取り巻く環境の変化等に応じて、必要がある場合はロジックモデルの構成や数値目標の見直しを行います。
- 数値目標の達成状況や評価結果について、県のホームページ等を活用して公表します。
- また、本計画の中間年度（令和8（2026）年度）において、数値目標に著しく達しない状況や全国平均を大きく下回るような状況が生じている場合には、その要因について詳細に分析して、取組の抜本的な見直しを行い、以降の計画に反映します。

用 語	意 味
あ	
赤ちゃんへの気持ち質問票	育児の負担や赤ちゃんへのさまざまな気持ちを評価するために開発された自己記入式質問票です。エジンバラ産後うつ病自己質問票（EPDS）と併せて使用することにより、母親の育児不安や産後うつ病などを早期に発見し支援につなげます。
一般診療所	診療所のうち歯科診療所を除いた施設をいいます。
一般病床	病床の種別の1つで、精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床以外の病床をいいます。
医薬分業	患者の診察、薬剤の処方を医師または歯科医師が行い、医師・歯科医師の処方箋に基づいて、薬剤の調剤を薬剤師が行うという形でそれぞれの専門分野で業務を分担することによって、医療の質的向上を図ることをいいます。
医療安全対策加算	医療安全相談窓口の設置および専従または専任の医療安全管理者を配置している医療機関に対する診療報酬の加算です。
医療安全対策地域連携加算	医療安全対策加算の基準を満たし、他の医療機関との連携により医療安全対策の評価を受ける医療機関に対する診療報酬の加算です。
医療機関	医療法で定められた「医療提供施設」（病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、調剤を実施する薬局、助産所）をいいますが、狭義においては、医師、歯科医師等が医療行為を行う施設である病院、診療所をさす場合もあります。本医療計画における「医療機関」は、狭義の医療機関である、病院および診療所としています。
医療的ケア児	医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障がい児のことをいいます。
医療ネットみえ	さまざまな病気や専門外来、所在地等、目的に合った県内の医療機関をホームページで探すことができる医療情報システムです。また、医療機関がパソコンから入力した診療の可否についての情報（応需情報）に基づき、受診可能な医療機関を24時間365日案内しています。
医療保護入院	「精神保健福祉法」に基づき、医療および保護のために入院を要すると精神保健指定医によって診断された場合、本人の同意がなくても家族等の同意により精神科病院に入院となることをいいます。
医療DX	保健・医療・介護の各段階において発生する情報やデータを、保健・医療や介護関係者の業務やシステム、データ保存の外部化・共通化・標準化を図り、住民の予防を促進し、より良質な医療やケアを受けられるように、社会や生活の形を変えることをいいます。 ※DX：Digital Transformationの略。

インスリン	膵臓から分泌されるホルモンで、血糖を下げる働きがあります。
インフォームド・コンセント	患者が医療行為等の内容について医師等から十分な説明を受け納得した上で、その医療行為の方針を選択・合意することをいいます。
ウェルビーイング	個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念です。
栄養ケア・ステーション	食・栄養の専門職である管理栄養士・栄養士が所属する、地域密着型の拠点です。地域住民をはじめ、医療機関、自治体、健康保険組合、民間企業、保険薬局などを対象に管理栄養士・栄養士を紹介するとともに、用途に応じたさまざまなサービスを提供します。
エジンバラ産後うつ病自己質問票（EPDS）	産後のうつ病のスクリーニングを行うため考案された10項目からなる自己記入式質問票です。 ※EPDS：The Edinburgh Postnatal Depression Scaleの略。
おいないねっと三重	三重県医師確保プロジェクトに基づき、三重県庁ホームページ内に設置された三重県の医師確保の取組を紹介する総合サイトです。
往診	医師が居宅等に赴き診察することで、患者の求めに応じて臨時で行う場合をいいます。
オープンシステム	地元で妊産婦の健康診断を担当した医師・助産師が、分娩時に連絡を受け、周産期母子医療センター等の連携病院に出向き、出産に対応する仕組みをいいます。
オンライン資格確認等システム	医療機関・薬局の窓口で、直近の医療保険や自己負担限度額等の確認、特定健診等の情報や診療・薬剤情報を閲覧できるシステムをいいます。
か	
介護職員処遇改善加算	介護職員のキャリアパスや職場環境等の要件を満たした介護事業所が算定できる、介護職員の処遇改善を図るための介護報酬の加算です。
感染症病床	病院の病床のうち、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する1類感染症、2類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症の患者および新感染症の所見がある方を入院させるための病床をいいます。
カンファレンス	院内で実施する症例検討会（患者の治療方針等の検討会）をいいます。
危険ドラッグ	麻薬・覚醒剤・大麻等には指定されていませんが、妄想、幻覚、幻聴、精神への悪影響や意識障害等の悪影響をおこすおそれがある製品をいいます。
機能強化型在宅療養支援診療所	24時間の連絡体制や往診体制、看護体制、緊急入院体制が整っていることや、看取りについて報告や実績があるなど、厳しい基準をクリアして認可された診療所をいいます。

キャリア形成卒前支援プラン	地域枠入学者等の地域医療へ貢献する意思を有する学生を対象とし、地域医療や将来の職業選択に対する意識の涵養を図り、対象学生が学生の期間を通じて、地域医療に貢献するキャリアを描けるように支援をすることを目的として策定するプランです。
キャリア形成プログラム	医師不足や医師の地域偏在の解消と、専門医の取得といった医師の能力開発・向上の両立を図るため、医学部卒業後9年間のキャリア形成期間を定めたもので、診療科や就業先となる医療機関別にさまざまなコースを示したものです。
キャリアサポート制度	自治医科大学を卒業し義務年限を終了した医師を県職員として採用し、過疎三法の指定区域内にある公立病院やへき地診療所などに派遣する制度です。 ※平成17(2005)～平成21(2009)年度までは、ドクタープール制度といました。
救急医療情報システム	→ 医療ネットみえ
救急告示医療機関	救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当するため、「救急病院等を定める省令(昭和39年2月20日厚生省令第8号)」に基づき、県知事の認定を受けた医療機関をいいます。
救急ワークステーション	医療機関内に設置され、救急隊員が医師や看護師らの指導のもと、処置の補助(救急患者に対する問診などの基本技術の習得や心肺停止状態の傷病者に対する静脈路確保、薬剤投与)などの研修をするとともに、救急出動の要請時には、医療機関から直接出動する仕組みをいいます。
急性期	病気を発症し始めの時期で、症状の比較的激しい時期をいいます。また、災害医療においては、発災直後の医療資源と医療需要のバランスが崩れた時期をいいます。
救命救急センター	急性心筋梗塞や脳卒中、重度の外傷・熱傷等の複数の診療科にわたる重篤な救急患者を、24時間体制で受け入れる三次救急医療施設のことをいいます。
教育入院	その疾患をより深く理解し、日常生活における注意やケアを自らできるよう、教育を行うことを目的とした入院をいいます。
緊急時訪問看護加算	利用者またはその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある事業所において、当該体制にある旨を説明し、利用者の同意を得た場合の介護報酬の加算です。
緊急措置入院	「精神保健福祉法」に基づき、精神保健指定医の診察の結果、医療および保護のために「入院させなければ精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがある」と認めるときは、県知事または指定都市の市長がその者を精神科病院に72時間に限り入院させることができることをいいます。
グループホーム	認知症高齢者や障がい者などが、専門スタッフの支援を受けながら、小規模住宅で少人数の共同生活を行う住まいのことをいいます。
結核病床	結核の患者を入院させるための病床をいいます。

血漿分画製剤	血漿中に含まれる血液凝固因子、タンパク質を抽出して精製したものをいいます。使用目的に応じて、アルブミン製剤、免疫グロブリン製剤、血液凝固因子製剤などがあります。
健康日本 21	平成 12（2000）年から開始された国民健康づくり運動（21 世紀における国民健康づくり運動）のことです。「健康増進法」に基づき、「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（平成 15 年厚生労働省告示第 195 号）」に、国民の健康の増進の推進に関する基本的な方向や国民の健康の増進の目標に関する事項等が定められています。令和 5（2023）年に全部改正（「健康日本 21（第 3 次）」）されました。
原疾患	その病状（病気）が生じた原因となる、もとの病気のことをいいます。
合計特殊出生率	15～49 歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当します。
コメディカル	医師以外の医療に関わる医療従事者をいいます。
災害医療コーディネーター	災害時において医療・救護活動が円滑に行われるよう、内部・外部の調整を行う人のことで、主な役割として医療救護班の配置調整等があります。阪神・淡路大震災の教訓を経て、兵庫県で全国に先駆け設置され、全国に導入が進められています。
災害医療支援病院	災害拠点病院の機能の補完や支援を目的に、三重県の独自制度として指定しています。
災害拠点精神科病院	災害時においても、医療保護入院、措置入院等の精神科医療を行うための診療機能を有し、被災地からの精神疾患を有する患者の受入れや D P A T の派遣に係る対応等を行うなど、災害時における精神科医療を提供する上での中心的な役割を担う病院です。
災害拠点病院	災害時に災害医療圏域で災害医療の中心的な役割を担う医療機関として、各圏域に 1 施設以上を設置しています。
災害支援ナース	被災地等に派遣され、地域住民の健康維持・確保に必要な看護を提供するとともに、看護職員の心身の負担を軽減し支えることを行う看護職員を指し、厚生労働省医政局が実施する災害支援ナース養成研修を修了し、同局に登録された方をいいます
災害時小児周産期リエゾン	災害時に、搬送が必要な小児・妊産婦の情報を収集し、被災地内の適切な医療機関への搬送をコーディネートするとともに、災害医療コーディネーターや全国のリエゾンと連携し、被災地外への搬送方法、受入体制の情報を収集することにより、新生児や妊産婦に対して医療を継続するための適切な搬送をコーディネートする役割を担います。
在宅人工呼吸指導管理料	人工呼吸を行っている入院中の患者以外の患者に対して、在宅人工呼吸に関する指導管理を行った場合に算定します。
在宅当番医制	夜間や休日に、比較的症状の軽い患者の対応を病院や診療所が輪番で行う制度をいいます。

さ

在宅療養後方支援病院	200床以上の病院であって、在宅医療を提供する医療機関と連携し、24時間連絡を受ける体制を確保するとともに、連携医療機関の求めに応じて入院希望患者の診療が24時間可能な体制を確保する病院をいいます。
在宅療養支援診療所	在宅医療を支えるために24時間往診・訪問看護等ができる診療所をいいます。
在宅療養支援病院	在宅医療を支えるために24時間往診・訪問看護等ができ、200床未満または半径4km以内に診療所がない地域に存する病院をいいます。
三次救急	二次救急では対応できない重篤な患者に対する高度な救急医療をいいます。
歯科診療所	診療所のうち歯科医業を行うものをいいます。
自助グループ	慢性疾病、依存症、被虐待体験など、何らかの生活課題や問題を抱えた人や家族などが、グループメンバーの体験談、想い、情報、知識などをわかちあうことで、気づき、癒し、希望が得て、解決しようとするグループのことをいいます。
自治医科大学義務年限	自治医科大学の卒業生が医師免許を取得後、県が指定するへき地医療機関等に義務的に勤務する期間のことで、在学年数の1.5倍の期間とされています。
自閉症・発達障害支援センター	発達障がい児(者)およびその家族の福祉の向上を図ることを目的とし、保健、医療、教育、労働など関係機関と連携し、発達障がい児(者)およびその家族からの相談に応じて総合的に支援を行う地域の拠点をいい、三重県では2か所設置しています。
周産期死亡率	出産千あたりの年間周産期死亡(妊娠満22週以後の死産数に早期新生児死亡を加えたもの)数をいいます。
充実段階評価	救命救急センターの機能強化や、質の向上を促し救急医療体制の強化を図る目的で厚生労働省が毎年実施している全国調査(評価)をいいます。点数に応じてS評価からC評価の4段階で評価がされます。
巡回診療	巡回診療(予防接種も含む)は、その実施の方法に種々の態様のものがみられますが、いずれも一定地点において公衆または特定多数人に対して診療が行われるものとされています。
障害保健福祉圏域	広域的な相談支援体制等の整備や関係者間のネットワークの構築等により、市町だけでは対応が困難な課題に広域的に対応するため、福祉事務所や保健所の管轄区域等を勘案しつつ、複数市町を含む広域圏域(県内9障害保健福祉圏域)として設定しています。
助産師出向支援導入事業	都道府県において助産師出向システムを運用するための、一連の取組の総称です。
助産師出向システム	助産師の助産実践能力の強化、偏在解消等を目的として、現在の勤務先の身分を有しながら他施設で助産師として働くシステムです。

「女性が働きやすい医療機関」認証制度	女性の医療従事者が働きやすい職場環境づくりの促進を図るため、平成 27 (2015) 年度に全国で初めて三重県が創設した認証制度をいいます。妊娠時・子育て時の当直免除、短時間勤務に係る制度整備や保育施設の整備など、勤務環境の改善に積極的に取り組んでいる医療機関を県が認証します。
自立支援医療（精神通院医療）	精神疾患の治療のために、指定医療機関に通院されている患者を対象に、通院医療費の自己負担を軽減する制度です。
人工透析	腎臓の機能を代替する装置を用いて、血液を体外に導いて老廃物を除き、ナトリウムやカリウムなどを補給して体内に戻す医療行為をいいます。
新生児聴覚スクリーニング検査	難聴の早期発見と診断、療育につなげるための、新生児期に行われるきこえの簡易検査です。
身体合併症	精神疾患に併せ、心臓疾患など身体疾患の治療が必要である状態のことをいいます。
心肺蘇生	呼吸や心臓が停止またはそれに近い状態にある傷病者に対して心肺機能を補助するために行う救命処置で、状態を確認しながら、人工呼吸や心臓マッサージ等を行うことをいいます。
診療所	医師または歯科医師が、医業または歯科医業を行う施設で、19床以下の入院設備（有床の場合）を備えるものをいいます。
診療報酬	保険医療機関等が行った保険医療サービスに対する対価として保険者等から受け取る報酬をいいます。診療報酬は点数であらわれ、1点は10円です。
スティグマ	一般に「恥・不信用のしるし」「不名誉な烙印」を意味し、いわれのない差別や偏見の対象となることです。糖尿病患者に対するスティグマを放置すると、糖尿病患者が社会活動で不利益を被るのみならず、治療に向かわなくなるという弊害をもたらす可能性があります。
精神科救急入院料届出病院	急性期の精神疾患患者について、早期に治療を行い、早期に地域に戻ることを目的とした病院のことをいいます。
精神病床	病院の病床のうち、精神疾患を有する患者を入院させるための病床をいいます。
セカンドオピニオン	患者が治療を受けるにあたって主治医以外の医師に求めた意見、または意見を求める行為をいいます。
セミオープンシステム	地元の産科診療所等が妊産婦の健康診断を行い、周産期母子医療センター等の連携病院の医師・助産師が出産に対応する仕組みをいいます。
セルフメディケーション	自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすることをいいます。
専攻医	新専門医制度において、専門医研修プログラムに登録し、専門医の取得に向けて研修中の医師をいいます。

臓器移植コーディネーター	臓器移植が公平・迅速に行われるために必要なさまざまな業務を24時間体制でサポートする人です。移植希望者や臓器提供情報の管理から社会（病院等の施設も含む）への臓器移植に関する普及啓発活動まで、移植に関わる多くの実務を行います。
早期新生児死亡率	出生数千あたりの生後7日未満の新生児の死亡数をいいます。
総合周産期母子医療センター	母体・胎児集中治療室（MFICU）を6床以上、新生児集中治療室（NICU）を9床以上有するなど、相当規模の産科病棟や新生児病棟を備え、常時の母体および新生児搬送受入体制を有して、合併症妊娠、重症妊娠高血圧症候群、切迫早産、胎児・新生児異常等、母体または子どもにおけるリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療等の周産期医療を行える医療施設をいいます。
総合診療医	日常的に頻度が高く、幅広い領域の疾病と傷害等について、適切な初期対応と必要に応じた継続的な診療を全人的に提供するとともに、地域のニーズをふまえた疾病の予防、介護、看とりなど保健・医療・介護・福祉活動に取り組み、人びとの命と健康に関わる幅広い問題について適切に対応できる医師をいいます。
増殖前網膜症	糖尿病により、血管が詰まって、網膜の一部に血液が流れていない虚血部分が生じてきた段階をいいます。そのまま放置すれば次の増殖網膜症に進行します。
増殖網膜症	糖尿病により、網膜に虚血部分が生じた部分に酸素や栄養を何とか送り込もうと、新しい血管（新生血管）が伸びてくる段階をいいます。新生血管はもろいので出血しやすく、視力に大きな影響を与えます。
措置入院	「精神保健福祉法」に基づき2人以上の精神保健指定医の診察の結果、医療および保護のために「入院させなければ精神障がいのために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがある」と認めることについて、各指定医の診察結果が一致した場合、知事または指定都市の市長が精神科病院に入院させることをいいます。
た	
ターミナルケア	余命わずかな方が人生の残り時間を自分らしく過ごし、満足して最後を迎えられるように、本人や家族の希望に沿って、苦痛などを緩和し、精神的な平穏や残された生活の充実などを支援すること。
ターミナルケア加算	在宅で死亡した利用者に対して、その死亡日および死亡日前14日以内に2日以上訪問診療等を行った場合に算定できる加算です。
退院時共同指導	入院患者が在宅療養に移行する際に、患者や家族に対して、入院医療機関と在宅療養担当医療機関が、共同して指導や文書による情報提供を行うことをいいます。
退院療養計画書	退院時に交付・説明に努めることとされている、退院後の療養に必要な保健医療サービスまたは福祉サービスに関する事項を記載した書面をいいます。
代診医	医療機関に勤務する医師が研修・休暇等で勤務地を一時的に離れる場合に、臨時で代替勤務をする医師のことです。

地域医療連携推進法人	地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するため、病院等に係る業務の連携を推進するための方針を定め、医療連携推進業務を行う一般社団法人として、都道府県知事から認定（医療連携推進認定）を受けた法人をいいます。複数の医療機関等が法人に参画することにより、競争よりも協調を進め、地域における質が高く効率的な医療提供体制の確保につなげます。
地域周産期母子医療センター	産科および小児科（新生児医療を担当するもの）等を備え、周産期に係る比較的高度な医療を行うことができる医療施設をいいます。
地域包括ケアシステム	団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制をいいます。
地域包括支援センター	介護保険法で定められた、高齢者等の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関のことをいいます。
地域連携クリティカルパス	急性期病院から回復期病院を経て早期に自宅に帰れるような診療計画（クリティカルパス）を作成し、治療を受ける全ての医療機関で共有して用いるものをいいます。
地域枠	地域医療に従事する医師を養成することを主たる目的とした学生を選抜する枠です。地元出身者、もしくは全国より選抜され、卒業後、当該都道府県内で9年以上従事するなどの従事要件があります。本県においては、三重大学医学部医学科の推薦入学枠である地域枠A、地域枠B、一般入学枠である地域医療枠があります。
チャイルド・デス・レビュー（CDR）	子どもの死亡に関する効果的な予防策を導き出すことを目的に、複数の関係機関・専門家（医療、警察、教育その他）が、死亡した子どもの既往歴、家族背景、死亡原因等に関する情報をもとに行う検証をいいます。 ※CDR：Child Death Reviewの略。
治療抵抗性統合失調症治療薬	複数の抗精神病薬を十分な量、十分な期間用いても症状が消退しない、あるいは副作用のために服薬継続が難しく、十分に改善しない統合失調症を「治療抵抗性統合失調症」といいますが、これらに適応がある薬のことをいいます。
テスラ	磁力の単位で、数字が大きいほど磁力線が密集し、磁力が強いことを意味します。磁力が大きいMR Iほど画質の高い画像が得られます。
電子カルテシステム	紙のカルテを電子的なシステムに置き換え、電子情報として編集・管理し、データベースに記録する仕組みをいいます。
統括保健師	個人および地域全体の健康の保持増進に向けてさまざまな活動を効果的に実施するため、保健師の保健活動を組織横断的に総合調整および推進し、人材育成や技術面での指導および調整を行う保健師のことです。
糖尿病性神経障害	高血糖の状態が長く続くことで、足や手の末梢神経に障がいがあり、手足のしびれや筋力の低下等のさまざまな症状を引き起こす疾患をいいます。

糖尿病性腎症	高血糖の状態が長く続くことで、腎臓の糸球体の毛細血管に障がいがあり、徐々に尿が作れなくなる疾患をいいます。
糖尿病性腎症重症化予防プログラム	糖尿病が重症化するリスクの高い医療機関の未受診者・受診中断者に、受診勧奨や保健指導を行い治療に結び付けるとともに、重症化するリスクの高い人に対して保健指導を行い、人工透析等への移行を防止することを目的として、行政や保険者、医療関係者等とが連携・協力して行う基本的な方策を示すものです。
糖尿病足病変	高血糖の状態が長く続くことで、足の神経障害や血流障害により、潰瘍や壊疽が起こった状態をいいます。
糖尿病網膜症	高血糖の状態が長く続くことで、眼の底にある網膜の血管に障がいがあり、視力の低下を招き、最悪の場合は失明の原因となる疾患をいいます。
糖尿病療養指導士	糖尿病とその療養指導全般に関する正しい知識を持ち、医師の指示のもと、患者に療養指導を行うことのできる、看護師、管理栄養士、薬剤師、臨床検査技師、理学療法士をいいます。
糖尿病連携手帳	日本糖尿病協会が発行し、糖尿病患者に配布されている血糖値やHbA1cなどの情報を記録することができる自己管理ツールです。また、医療スタッフが手帳に所見やコメントを記入することで、患者を中心とした医療連携を図るツールとしても活用されます。
ドクターヘリ	医療機器を装備し、救急医療の専門医・看護師が搭乗した専用ヘリコプターをいいます。
特定給食施設	特定かつ多数の人に対して継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なもので、1回100食以上または1日250食以上の食事を提供する施設です。
特定健康診査	平成20(2008)年4月から保険者(国民健康保険、被用者保険)に義務づけられた、40～74歳の被保険者・被扶養者を対象とした健康診査をいいます。
特定行為研修	医師等の判断を待たずに、手順書により一定の診療の補助を行う看護師の養成を目的として、特に必要とされる高度かつ専門的な知識および技術の向上を図るための研修です。
特定保健指導	特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が期待できる人に対して、保健師や管理栄養士などが行う生活習慣を見直すための支援のことをいいます。発症リスクに応じ、「動機付け支援」や「積極的支援」などの方法で行います。
特別管理加算	医療的に特別な管理を必要とする利用者に対して、計画的な管理を行った訪問看護事業所に対する加算です。
特別管理体制	特別管理加算を算定するための要件である、24時間常時連絡できる体制や対応可能な職員体制・勤務体制、医療機関等との密接な連携体制のいずれも整備している体制のことをいいます。

な

ナースセンター	「看護師等の人材確保の促進に関する法律」に基づき、都道府県ごとに1つに限り知事が指定するものです。看護師等の無料職業紹介や再就業支援、潜在看護師等の把握、看護に関する普及事業等を行います。
ナースバンク	都道府県ナースセンターが実施する看護師等の無料職業紹介事業です。求人求職登録および職業紹介や就業相談等を行います。
二次救急	入院や手術が必要であり、おおむね救急医療圏内での治療が可能なレベルの医療をいいます。
24時間対応体制加算	電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応でき、緊急時の訪問看護を必要に応じて行える体制にあり、利用者の同意を得てその体制を実施した訪問看護事業所に対する診療報酬の加算です。
入院診療計画書	入院時に交付・説明が行われる、患者の情報や傷病名・症状、入院中の検査・手術に関する計画等を記載した書面をいいます。
乳児	生後0日から満1歳未満までの子をいいます。
任意入院	「精神保健福祉法」に基づき、精神障がい者本人の同意に基づいて、精神科病院へ入院する形態のことをいいます。
妊産婦死亡率	出産10万あたりの妊娠中または妊娠終了後満42日未満の女性の死亡数をいいます。
認知症サポート医	認知症患者の診療に習熟し、かかりつけ医への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる医師をいいます。
年齢調整死亡率	年齢構成の異なる地域間で死亡状況の比較ができるように年齢構成を調整し、そろえた死亡率をいいます。
年齢調整受療率	年齢構成の異なる地域間で受療状況の比較ができるように年齢構成を調整し、そろえた受療率をいいます。

は

バディ・ホスピタル・システム	本県における都市部の医療機関から医師不足地域の医療機関に医師を派遣する制度をいいます。
バリアフリー	障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去することをいいます。もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去を指すことが多いですが、より広く障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられます。
ピアサポーター	当事者としての経験を生かし、同じ問題を抱える人を仲間の立場で支援する人。
光凝固療法	破れやすい新生血管網を、レーザー光によって凝固させることで安定させる治療法です。

ヒヤリ・ハット	突発的な事象やミスにヒヤリとしたり、ハットとしたりするもので事故一步手前の事例をいいます。現場ではヒヤリ・ハットの情報を公開させ、蓄積、共有することで、重大な事故等の発生を未然に防止する活動が行われています。
病院	医師または歯科医師が、医業または歯科医業を行う施設で、20床以上の入院設備を備えるものをいいます。
病院群輪番制	救急車による搬送等、重症患者の受け入れを中核的な病院が輪番で行う制度をいいます
病診連携	病院と診療所が連携して医療を提供する体制をいいます。
病病連携	病院同士が連携して医療を提供する体制をいいます。
不育症	妊娠はするものの、流産や死産あるいは早期新生児死亡（生後7日未満で新生児が死亡すること）を繰り返し、結果的に子どもを持ってない場合をいいます。
フォーマルサービス	公的機関や専門職による制度に基づく要介護者等に対するサービスをいいます。
プライマリ・ケア	身近にあって、何でも相談にのってくれる総合的な医療のことをいいます。
プライマリ・ケアエキスパートナース	身近にあって何でも相談にのり、総合的な看護を提供し、多職種と連携しながら地域に貢献できる高度な知識・技術・態度を修得した看護師のことです。
プレコンセプションケア	女性やカップルを対象として将来の妊娠のための健康管理を促す取組をいいます。
プレホスピタル・ケア	病院に到着するまでに傷病者に対して救急救命士が行う救急救命処置、救急現場での住民による応急手当等をいいます。
プロトコル	あらかじめ定められている規定、手順、試験/治療計画などのことをいい、救急医療においては、救命時の手段等について定めた手順等をいいます。
へき地医療機関	へき地にある病院および診療所（へき地診療所を含む）をいいます。
へき地医療拠点病院	無医地区および無医地区に準じる地区を対象として、へき地医療支援機構の指導・調整のもとに、巡回診療、へき地診療所等への代診医派遣などの医療活動を継続的に実施できると認められる病院をいい、知事が指定します。
へき地医療支援機構	国の「第9次へき地保健医療計画」に基づき各県に設置することが求められている機関で、本県では平成15(2003)年度より、「三重県へき地医療支援機構」を県庁内に設置し、専任担当官（へき地での勤務経験を有する医師）を配置してへき地医療対策の各種事業を円滑かつ効果的に実施しています。
へき地診療所	原則として人口1,000人以上の無医地区等において、住民の医療確保のため市町等が開設する診療所をいいます。
訪問看護	看護師等が居宅等を訪問して、療養上の世話または必要な診療の援助を行うことをいいます。

ま

訪問診療	医師が定期的に居宅等を訪問して診察し、健康管理を行うことをいいます。
マッチング	求人と求職、需要と供給などのお互いの条件を調整し組み合わせることをいいます。
マルチスライスCT	2つ以上のX線検出器を用いて、臓器の立体的な画像を撮影する装置をいいます。
慢性期	病気の急性期を過ぎて、症状・徴候は激しくないものの、治癒することが困難な状態が長期間にわたって持続する時期をいいます。
みえ医師バンク	求人情報や病床数、診療科、取得できる専門医資格などの基本情報を掲載した、三重県が設置する医療機関のデータベースサイトです。
三重県医師修学資金貸与制度	県内の地域医療を支える若手医師の育成・確保を目的として、医学生を対象に修学資金を貸与する制度です。卒後に県内の救急告示病院等に勤務することで返還免除となります。
三重県医療勤務環境改善支援センター	「医療法」に基づき、医療従事者の勤務環境改善に係る拠点機能の確保を目的として、都道府県が設置に努めなければならないとされた組織をいいます。本県では、平成 26 (2014) 年 8 月に全国で 3 番目に設置しました。
三重県新生児ドクターカー (すくすく号)	ドクターカーとは、「緊急度・重症度の高い患者を病院外で診療するため、診療に必要な医療機器・医薬品等を搭載し、医師が搭乗した緊急自動車。傷病発生現場への出動、施設間搬送などに用いる」と定義されています。「すくすく号」は本県で整備されている新生児ドクターカーで、三重中央医療センターで運用しています。
三重県地域医療研修センター (ME T C H)	医学生・研修医に対して、地域医療に関する実践的な研修を提供し、将来的に地域医療を担う医師を育成するため、平成 21 (2009) 年 4 月に三重県が紀南病院内に開設した研修センターです。 ※ME T C H : Mie Education and Training Center for Community Health の略。
三重県地域医療支援センター	平成 24 (2012) 年 5 月、県内の医師の地域偏在の解消等を目的に、県庁内に設置し、あわせて分室を三重大学内に設置しました。県内の医療機関や医師会、市町、三重大学等と連携して、若手医師のキャリア形成支援と医師不足病院における医師確保支援を一体的に行う仕組みづくり等の取組を進めています。
みえ子ども医療ダイヤル (#8000)	子どもの急な病気や事故、薬に関する心配について、毎日午後 7 時から翌朝 8 時まで、医療関係の専門相談員が電話相談に応じる事業です。
三重大学医学部医学・看護学教育センター	三重大学における医学部の学生を対象に、学生教育 (企画調査、学生支援、国際交流、地域医療教育など) を担当するセクションです。
みえ地域医療メディカルスクール	県内の地域医療に従事する人材を育成するため、医療関係分野への進学をめざす生徒を対象に地域医療現場を学ぶ機会を設ける県主催のセミナーです。

みえ歯一トネット	障がい児(者)の歯科治療等に取り組む歯科医療機関と三重県歯科医師会障害者歯科センターの連携により、地域で安心して歯科受診できるよう支援するネットワークのこと。
みえ8020推進ネット	三重県で活躍する歯科衛生士の確保と資質の向上を図ることを目的に、三重県在住・在勤の歯科衛生士の登録を行う事業のこと。
三重L-DMAT隊員	三重県が主催する厚生労働省の認定を受けたDMAT研修を修了し、三重県知事に任命されたDMAT隊員です。
無医地区に準じる地区	無医地区には該当しないが、知事が厚生労働大臣に協議を行い、これに準じた医療の確保が必要と認めた地区をいいます。
無医地区・無歯科医地区	厚生労働省の定義によるもので、医療機関のない地域で当該地区の中心的な場所を起点としておおむね半径4kmの区域内に50人以上が居住している地域であって、かつ容易に医療機関を利用することができない地区をいいます。
無歯科医地区に準じる地区	無歯科医地区には該当しないが、知事が厚生労働大臣に協議を行い、これに準じた医療の確保が必要と認めた地区をいいます。
メディカルコントロール体制	救急救命士等が行う救急救命処置等の活動を医師の指示のもとで行うとともに、その処置内容等に関して、医師等による事後検証を行うことにより質の向上を図っていく体制のことをいいます。
モバイルファーマシー	調剤機能を搭載した機動力のある災害対策医薬品供給車両で、調剤棚、分包機等の調剤設備に加え、ポータブル発電機、給水タンク等を搭載しており、電力や給水の途絶えた被災地でも自立的に調剤作業や医薬品の交付等を行うことができます。
や	
薬剤耐性	特定の種類の抗菌薬や抗ウイルス薬等が効きにくくなる、または効かなくなることです。
薬薬連携	病院薬剤師と薬局薬剤師が連携して患者の情報を共有し、安心できる薬物療法を継続して提供する体制をいいます。
ユニバーサルデザイン	「すべての人のためのデザイン」を意味し、障がいの有無や年齢、性別等にかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるように施設、製品、制度等をデザインすることをいいます。
幼児死亡率	幼児(1歳から4歳)人口千あたりの幼児の死亡数をいいます。
ら	
ライフコース	現在の健康状態は、これまでの自らの生活習慣や社会環境等の影響を受ける可能性や次世代の健康にも影響を及ぼす可能性があることから、胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的にとらえた概念です。
ライフステージ	人間の一生において、年齢に伴って変化する段階(幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期など)のことをいいます。
流出率	当該地域内に居住する推計患者数のうち、当該地域外の医療機関で診療を受けた患者の割合です。

流入率	当該地域内の医療機関で診療を受けた推計患者数のうち、当該地域外に居住する患者の割合です。
療育	障がい児の社会的自立をめざした医療と教育をいいます。
療養病床	長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床です。
臨床研修病院	診療に従事しようとする医師が、医師免許取得後受けることとなる臨床研修において、基本的な診療能力を身につけるための研修を提供することができる、都道府県知事の指定を受けた病院です。
レスパイト	施設への短期入所等により、乳幼児、障がい児（者）、高齢者等の本人や、その方を在宅でケアしている家族のための休息のことをいいます。
レスパイトケア	乳幼児や障がい児（者）、高齢者等の本人や、在宅でケアしている家族を癒やすため、施設への短期入所等により一時的にケアを代替し、リフレッシュを図ってもらう支援サービスです。
レセプト	患者が受けた診療に対して医療機関が保険者に請求する診療（調剤）報酬明細書のこと、診療内容や処方（調剤）した薬の費用等が記載されています。
老人福祉圏域	介護保険事業支援計画・高齢者福祉計画において、介護給付費等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定めるために都道府県が設定する単位（圏域）をいいます。本県では、二次医療圏と同じ圏域を設定しています。

A

A C P	Advance Care Planning の略で、もしものときのために、ご本人が望む医療やケアについて、前もって考え、繰り返し話し合い、共有する取組・人生会議のことをいいます。
A D L	Activities of Daily Living（日常生活動作）の略で、日常生活を営む上で必要な行為、行動のことです。具体的には、食事や排泄、整容、移動、入浴等、基本的な行動をいいます。
A E D	Automated External Defibrillator（自動体外式除細動器）の略で、必要に応じて自動的に電気ショック（除細動）を与え、心臓の働きを戻すことを試みる医療機器です。

B

B C P	Business Continuity Planning（事業継続計画）の略で、災害などリスクが発生したときに重要業務が中断しないように、目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴うリスクを最低限にし、平時から事業継続について戦略的に準備しておく計画です。
-------	--

C

C D R	→ チャイルド・デス・レビュー
-------	-----------------

	CKD	Chronic Kidney Disease (慢性腎臓病) の略で、腎臓の働きが健康な人の 60%以下に低下する、あるいはタンパク尿が出るといった腎臓の異常がつづく状態をいいます。
	CT	Computed Tomography (コンピューター断層撮影) の略で、X線管球が身体の周りを回転して、360° 方向から収集された情報を集め、その情報をコンピュータ解析し、身体のあらゆる部位の輪切りの画像を作る装置です。
D	DHEAT	Disaster Health Emergency Assistance Team (災害時健康危機管理支援チーム) の略で、災害時、被災都道府県の保健医療福祉調整本部及び被災都道府県等の保健所が行う被災地方公共団体の保健医療行政の指揮調整機能等を応援する、専門的な研修・訓練を受けた都道府県等の職員により構成する応援派遣チームのことです。
	DMAT	Disaster Medical Assistance Team (災害医療派遣チーム) の略で、大地震および航空機・列車事故等の災害時や、新興感染症等のまん延時に、地域において必要な医療提供体制を支援し、傷病者の生命を守るため、厚生労働省の認めた専門的な研修・訓練を受けた医療チームのことです。
	DPAT	Disaster Psychiatric Assistance Team (災害派遣精神医療チーム) の略で、自然災害や犯罪事件・航空機・列車事故等の集団災害が発生した場合に、被災地域の精神保健医療ニーズを把握し、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を行うため、専門的な研修・訓練を受けた精神医療チームのことです。
	DPC	Diagnosis Procedure Combination (包括評価制度) の略で、「診断病名」と「診療行為」との組み合わせによる分類をもとに、1日あたりの定額医療費が決められる診療報酬の包括評価制度をいいます。
E	EMIS	Emergency Medical Information System (広域災害救急医療情報システム) の略で、被災した都道府県を越えて医療機関の稼働状況、医師・看護師等の医療従事者の状況、ライフラインの確保、災害医療に係る総合的な情報を共有するためのシステムです。
	EPDS	→ エジンバラ産後うつ病自己質問票
G	GCU	Growing Care Unit (新生児治療回復室) の略で、出生時・出産後に生じた問題が解決・改善した新生児の経過を観察する施設です。
H	HbA1c	赤血球の蛋白であるヘモグロビンとブドウ糖が結合したグリコヘモグロビンのうち、糖尿病と密接な関係を有するものをいいます。患者の過去1～2か月の平均血糖値を反映する指標であり、血糖コントロールの指標として用いられます。

I

I A D L

Instrumental Activities of Daily Living (手段的日常生活動作) の略で、日常生活を送る上で必要な動作のうち、ADLより複雑で高次の動作をいいます。例えば、買い物や洗濯、掃除等の家事全般や、金銭管理や服薬管理、外出して乗り物に乗ることなどです。

I C T

Information and Communication Technology (情報通信技術) の略で、情報・通信に関連する技術一般の総称です。

J

J D A T

Japan Dental Alliance Team (日本災害歯科支援チーム) の略で、災害発生後おおむね72時間以降に地域歯科保健医療専門職により行われる、緊急災害歯科医療や避難所等における口腔衛生を中心とした公衆衛生活動を支援する応援派遣チームのことです。

J M A T

Japan Medical Association Team (日本医師会災害医療チーム) の略で、被災地の支援に入り、現地の医療体制が回復するまでの間、地域医療を支えるために日本医師会により組織される応援派遣チームです。

M

M F I C U

Maternal-Fetal Intensive Care Unit (母体・胎児集中治療室) の略で、前置胎盤や重い妊娠高血圧症候群など、リスクの高い母体・胎児に対応するための設備を備えた治療室です。

MMC 卒後臨床研修センター

臨床研修医や指導医、臨床研修病院等を対象として、臨床研修を円滑に行うための事業を実施することを目的に、県内の関係医療機関が共同で設立したNPO法人です。
※MMC : Mie Medical Complex の略。

M R I

Magnetic Resonance Imaging system (磁気共鳴画像装置) の略で、磁気と電磁波および水素原子の動きを利用して、体の断面を撮影する装置です。

N

N D B

National Data Base の略で、厚生労働省が全国のレセプト情報等をデータベース化したものです。利用にあたっては、個人等が特定されないよう、一定のルールがあります。

N I C U

Neonatal Intensive Care Unit (新生児集中治療室) の略で、早産などによる低体重児や先天性の重い病気を持つ新生児を受け入れ、専門医療を24時間体制で行う治療室をいいます。

O

O G T T

Oral Glucose Tolerance Test (経口ブドウ糖負荷試験) の略で、糖尿病の診断方法の一つとして、糖尿病が疑われる患者に対し、短時間に一定量のブドウ糖水溶液を飲んでもらい、一定時間経過後の血糖値の値から、糖尿病を診断する方法です。

P

P E T

Positron Emission Tomography（陽電子放出断層撮影）の略で、放射線を出す検査薬を注射し、その薬が発する放射線を特殊なカメラを使って外部から検出し画像化する装置です。

P E T - C T

診断の精度を向上させるためにP E TとC Tを組み合わせた装置です。

Q

Q O L

Quality of Life（生活の質）の略で、人間らしく、満足して生活しているかを評価する概念です。

S

S C U

Staging Care Unit（広域搬送拠点臨時医療施設）の略で、広域搬送拠点に搬送された患者を被災地域外へ搬送するにあたり、長時間の搬送に要する処置等を行う臨時医療施設のことです。

S P E C T

Single Photon Emission Computed Tomography（単光子放射線コンピュータ断層撮影）の略で、体内に注入したR I（放射性同位元素）の分布状況を断層画面で見る装置です。